

社会的養育の推進に向けて

1. 社会的養護の現状	1
2. 社会的養護の基本理念と原理	10
3. 令和4年改正児童福祉法の概要及び平成28年改正児童福祉法 を踏まえた「新たな子ども家庭福祉」の構築	13
4. 里親委託等の推進 都道府県等における里親等委託推進に向けた 個別項目ごとの取組事例	24 42
5. 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、 小規模かつ地域分散化の推進	108
6. 支援の必要性の高い子ども・家庭・妊産婦への 支援体制の強化	131
7. 自立支援の充実 社会的養護経験者の自立支援に関する取組事例集	142 156
8. 社会的養護の質の向上、親子関係再構築支援の充実、 権利擁護など	193
9. 養子縁組制度等	215
10. 子ども・子育て支援新制度と社会的養護	237
(参考) 里親制度、施設等の概要	242
(参考) 統計表等	255

1. 社会的養護の現状

(1) 里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万2千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
			15,607世帯	4,844世帯	6,080人		ホーム数	446か所
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	12,934世帯	3,888世帯	4,709人			
		専門里親	728世帯	168世帯	204人			
		養子縁組里親	6,291世帯	314世帯	348人			
親族里親	631世帯	569世帯	819人	委託児童数	1,718人			

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	145か所	610か所	53か所	58か所	215か所	229か所
定員	3,827人	30,140人	2,016人	3,340人	4,441世帯	1,575人
現員	2,351人	23,008人	1,343人	1,162人	3,135世帯 児童5,293人	818人
職員総数	5,555人	20,639人	1,522人	1,839人	2,073人	874人

(出典)

※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(令和4年3月末現在)

※児童自立支援施設の施設数・定員・現員、自立援助ホームの施設数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(令和3年10月1日現在)

※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(令和3年10月1日現在)

※自立援助ホームの定員、現員(令和4年3月31日現在)及び職員数(令和3年10月1日現在)は家庭福祉課調べ

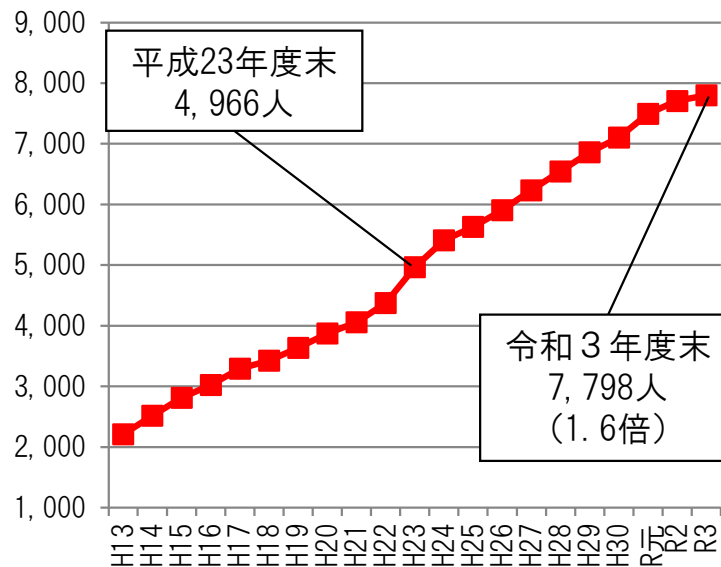
※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

小規模グループケア	2197か所
地域小規模児童養護施設	527か所

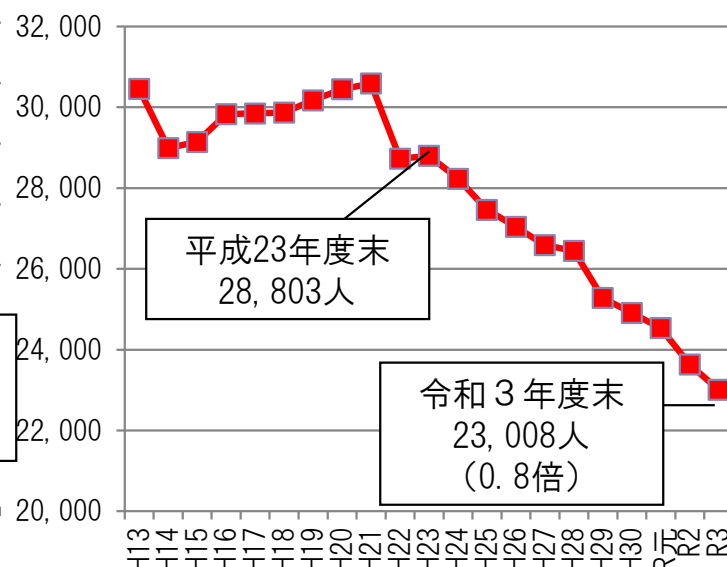
(2) 要保護児童数の推移

過去10年で、里親等委託児童数は約1.6倍、児童養護施設の入所児童数は約2割減、乳児院が約2割減となっている。

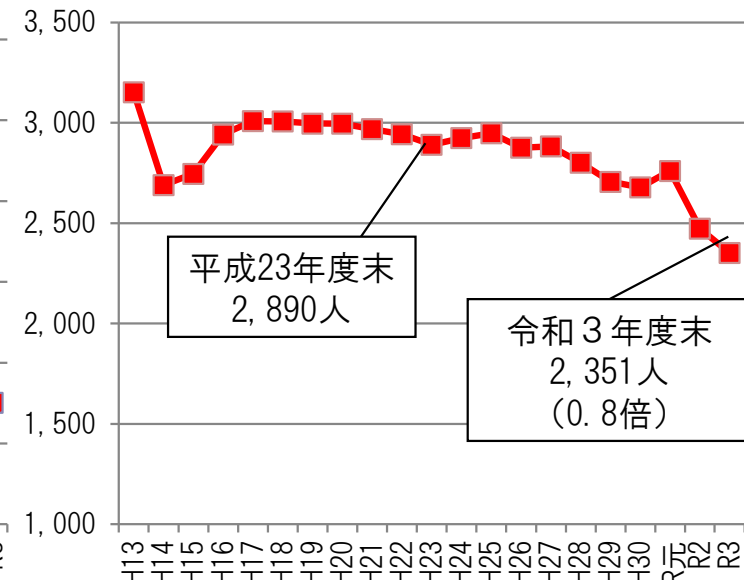
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



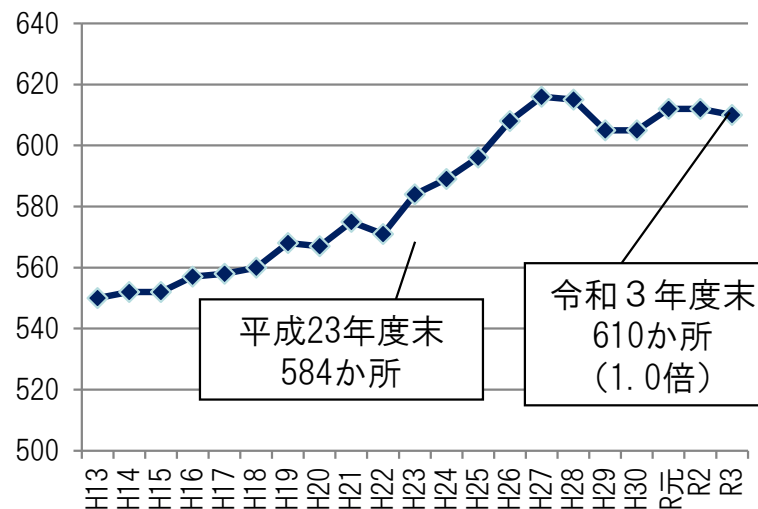
○ 児童養護施設の入所児童数



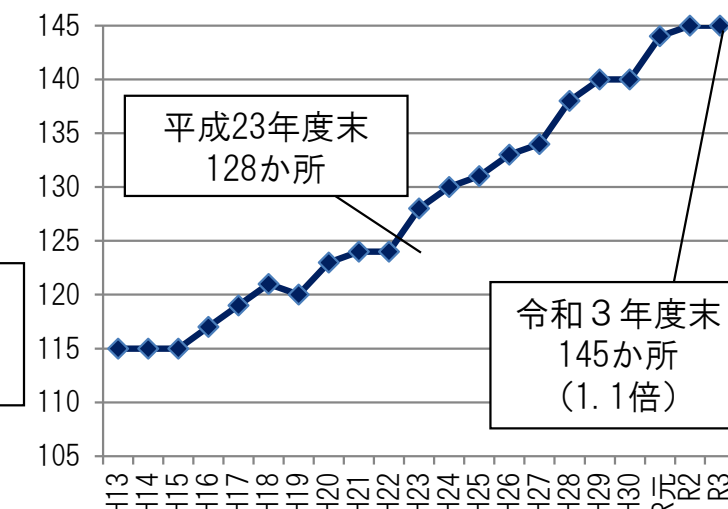
○ 乳児院の入所児童数



○ 児童養護施設の設置数

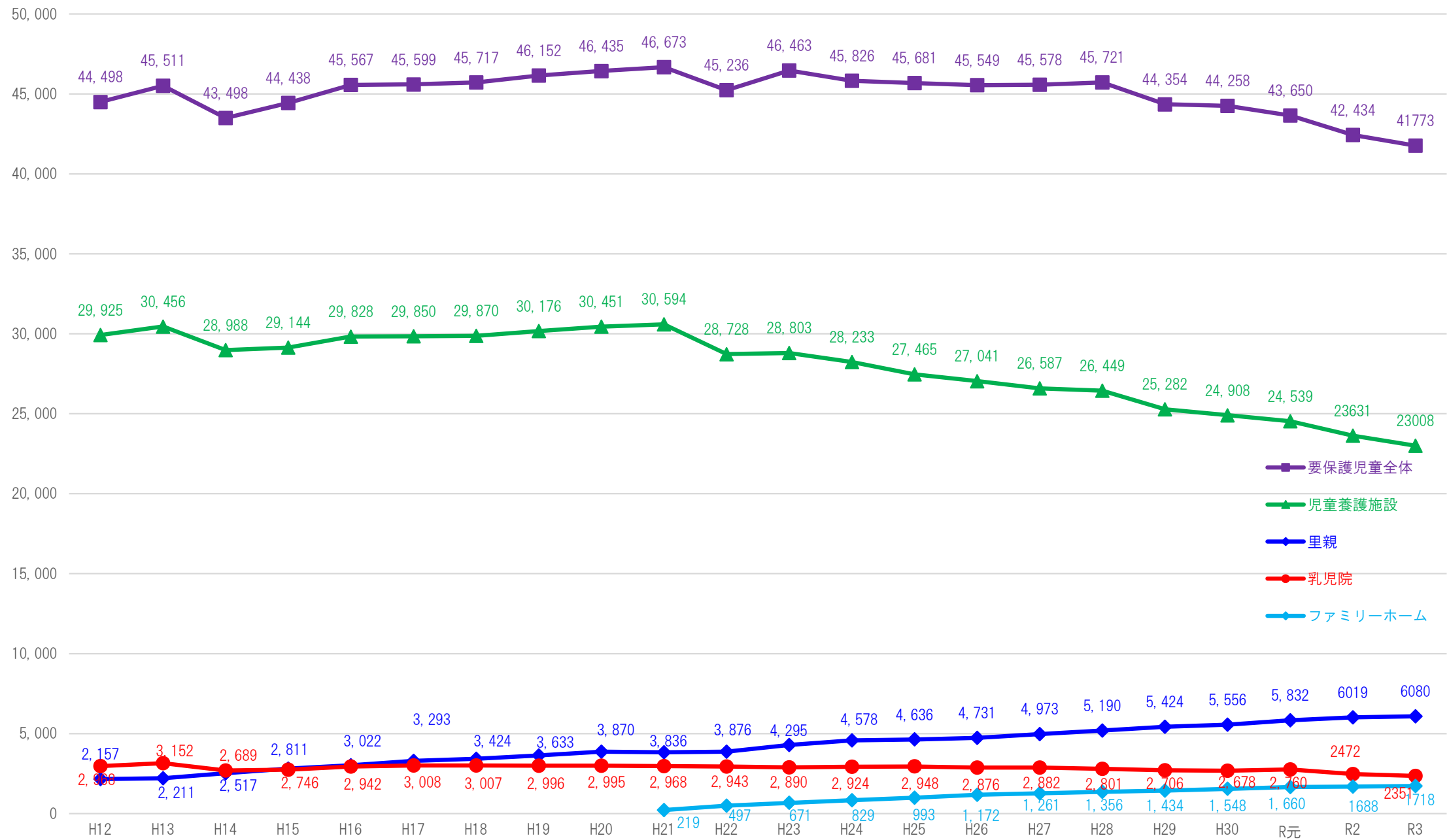


○ 乳児院の設置数



(注) 各年度3月末日現在 (福祉行政報告例)

(参考) 要保護児童数（全体）の推移



(注) 要保護児童数は、里親・ファミリーホームの委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホームの入所児童数の合計（ファミリーホームは平成21年度以降、自立援助ホームは平成15年度以降の数）

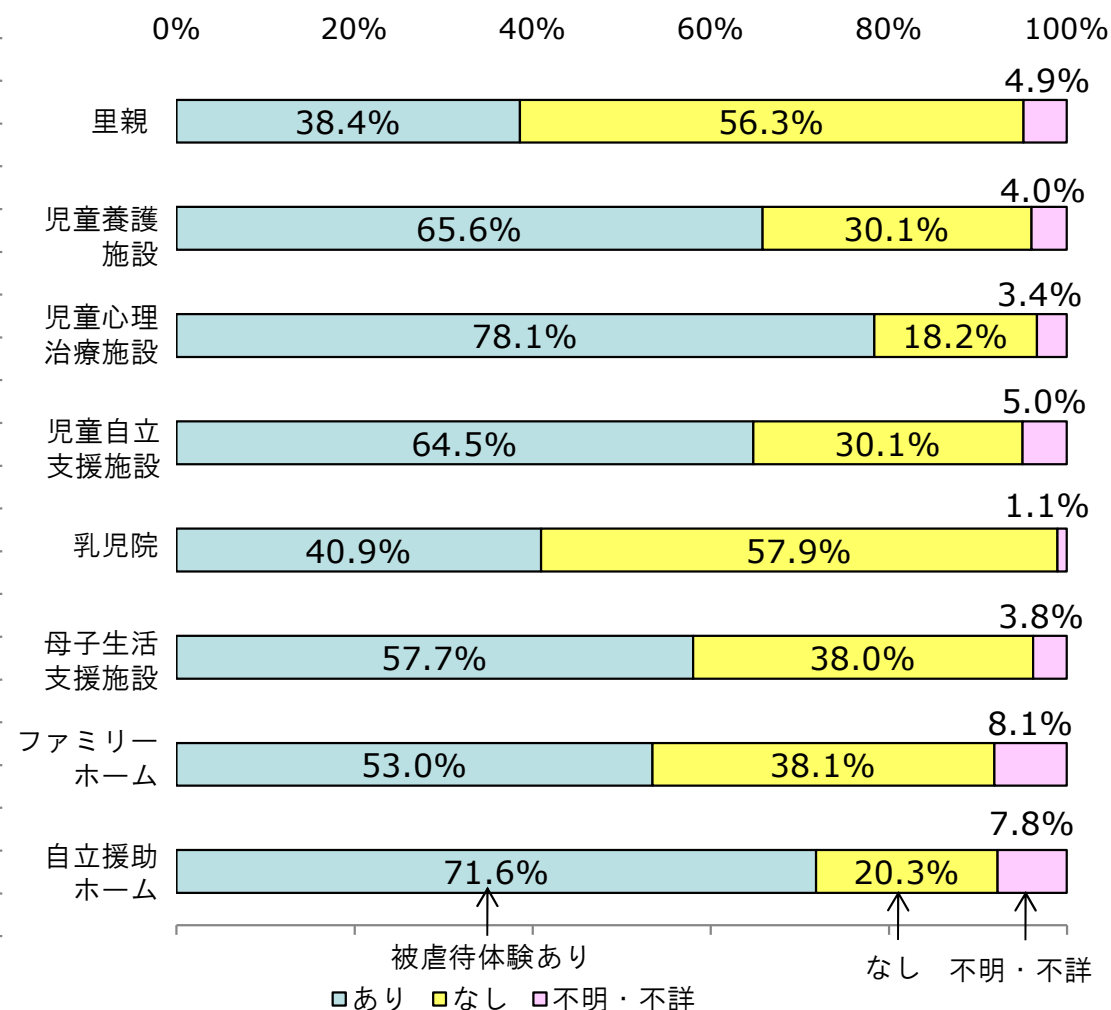
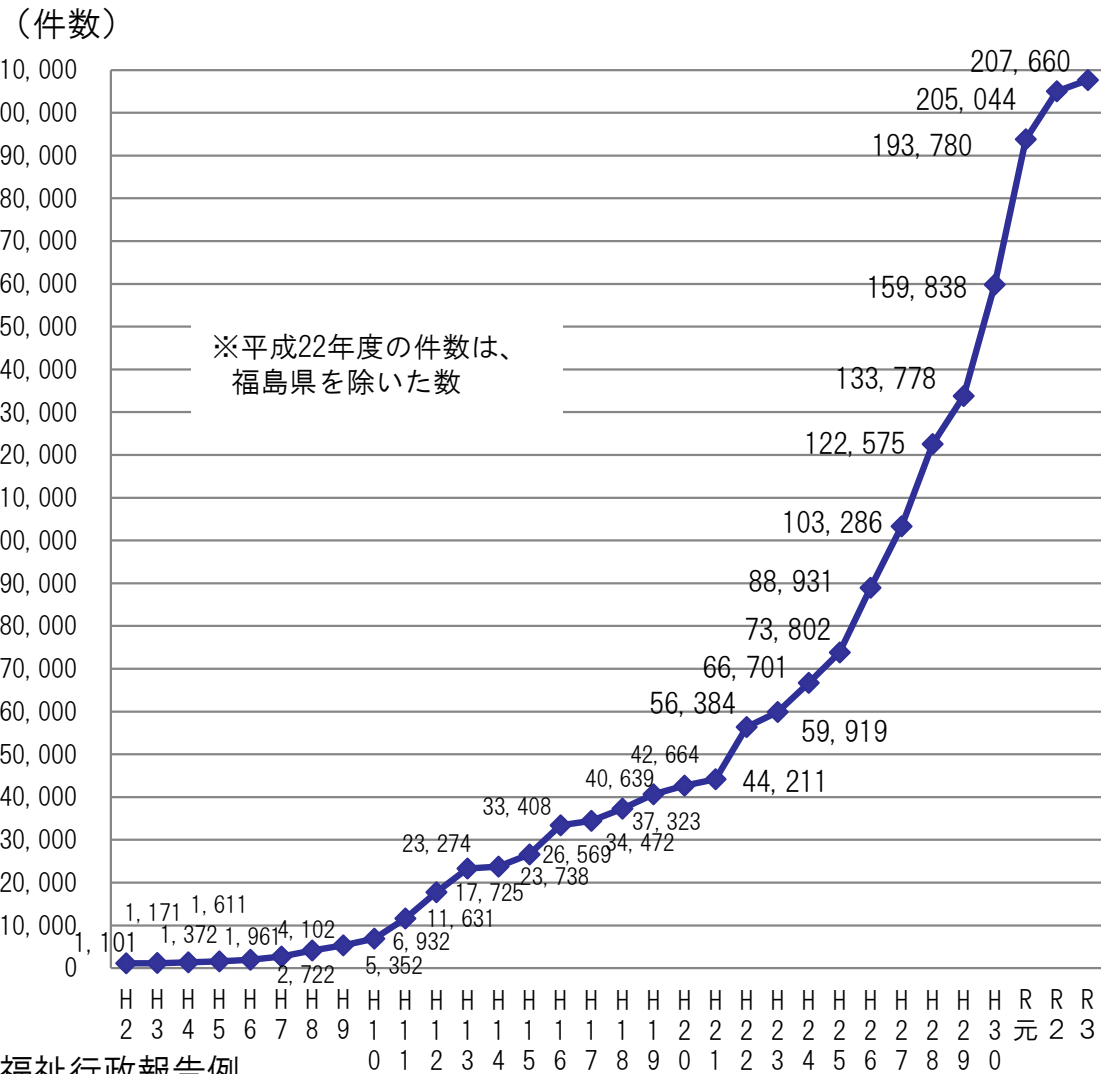
(出典)
 ・里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設は、福祉行政報告例（各年度3月末現在）
 ・児童自立支援施設は、平成20年度までは社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ（各年度10月1日現在）
 ・自立援助ホームは、家庭福祉課調べ（平成19年度、平成20年度は全国自立援助ホーム連絡協議会調べ）

(3) 虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、令和2年度には約1.8倍に増加。

○ 里親に委託されている子どものうち約4割、乳児院に入所している子どものうち約4割、児童養護施設に入所している子どものうち約7割は、虐待を受けている。



児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日）

(参考) 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

単位：人数（人）、[] 構成割合（％）

	在籍児の年齢				入所時の年齢			
	H30	H25	H15	H4	H30	H25	H15	H4
0歳～5歳	3,232 [12.0]	4,047 [13.5]	5,421 [17.8]	4,128 [15.4]	13,567 [50.2]	15,864 [52.9]	16,704 [54.9]	14,330 [53.6]
6歳～11歳	9,431 [34.9]	10,899 [36.4]	12,408 [40.8]	10,138 [37.9]	8,821 [32.6]	9,923 [33.1]	10,010 [32.9]	9,124 [34.1]
12歳～17歳	12,418 [46.0]	13,401 [44.7]	11,448 [37.6]	11,597 [43.4]	4,245 [15.7]	4,143 [13.8]	3,642 [12.0]	3,247 [12.1]
18歳以上	1,914 [7.1]	1,607 [5.4]	1,119 [3.7]	856 [3.2]	19 [0.1]	14 [0.0]	9 [0.0]	— —
総数	27,026 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	27,026 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]
平均年齢	11.5歳	11.1歳	10.2歳	11.1歳	6.4歳	6.1歳	5.9歳	6.4歳

注) 総数には年齢不詳を含む。

②在籍児童の在籍期間

単位：人数（人）、[] 構成割合（％）

	H30	H25	H15	H4
4年未満	13,327 [49.3]	14,988 [50.0]	17,415 [57.3]	13,709 [51.3]
4年以上～8年未満	7,047 [26.1]	8,143 [27.2]	7,705 [25.3]	7,237 [27.1]
8年以上～12年未満	4,184 [15.5]	4,733 [15.8]	3,737 [12.3]	4,346 [16.3]
12年以上	2,116 [7.8]	2,105 [7.0]	1,530 [5.0]	1,415 [5.3]
総数	27,026 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]
平均期間	5.2年	5.0年	4.4年	4.7年

注) 総数には期間不詳を含む。

③児童の措置理由（養護問題発生理由）

単位：人数（人）、[] 構成割合（％）

	H30	H25	H15	H4		H30	H25	H15	H4
(父・母・父母の)死亡	684[2.5]	663[2.2]	912[3.0]	1,246[4.7]	(父・母の)就労	1,171[4.3]	1,730[5.8]	3,537[11.6]	2,968[11.1]
(父・母・父母の)行方不明	761[2.8]	1,279[4.3]	3,333[11.0]	4,942[18.5]	(父・母の)精神疾患等	4,209[15.6]	3,697[12.3]	2,479[8.2]	1,495[5.6]
父母の離婚	541[2.0]	872[2.9]	1,983[6.5]	3,475[13.0]	虐待(放任・怠惰・虐待・酷使・棄児・養育拒否)	12,210[45.2]	11,377[37.9]	8,340[27.4]	4,268[16.0]
父母の不和	240[0.9]	233[0.8]	262[0.9]	429[1.6]	破産等の経済的理由	1,318[4.9]	1,762[5.9]	2,452[8.1]	939[3.5]
(父・母の)拘禁	1,277[4.7]	1,456[4.9]	1,451[4.8]	1,083[4.1]	児童問題による監護困難	1,061[3.9]	1,130[3.8]	1,139[3.7]	1,662[6.2]
(父・母の)入院	724[2.7]	1,304[4.3]	2,128[7.0]	3,019[11.3]	その他・不詳	2,830[10.5]	4,476[14.9]	2,400[7.9]	1,199[4.5]
					総数	27,026[100.0]	29,979[100.0]	30,416[100.0]	26,725[100.0]

児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○ 令和3年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成22年度	21,559(38.2%)	18,352(32.5%)	1,405(2.5%)	15,068(26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.4%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245(32.9%)	19,627(26.6%)	1,582(2.1%)	28,348(38.4%)	73,802(100.0%)
平成26年度	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)
平成27年度	28,621(27.7%)	24,444(23.7%)	1,521(1.5%)	48,700(47.2%)	103,286(100.0%)
平成28年度	31,925(26.0%)	25,842(21.1%)	1,622(1.3%)	63,186(51.5%)	122,575(100.0%)
平成29年度	33,223(24.8%)	26,821(20.0%)	1,537(1.1%)	72,197(54.0%)	133,778(100.0%)
平成30年度	40,238(25.2%)	29,479(18.4%)	1,730(1.1%)	88,391(55.3%)	159,838(100.0%)
令和元年度	49,240(25.4%)	33,345(17.2%)	2,077(1.1%)	109,118(56.3%)	193,780(100.0%)
令和2年度	50,035(24.4%)	31,430(15.3%)	2,245(1.1%)	121,334(59.2%)	205,044(100.0%)
令和3年度	49,241(23.7%) (▲794)	31,448(15.1%) (+18)	2,247(1.1%) (+2)	124,724(60.1%) (+3,390)	207,660(100.0%) (+2,616)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

令和3年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 207,660件※1

一時保護 27,310件※2

施設入所等 4,421件※3、4



内訳

内訳															
児童養護施設 2,360件				乳児院 685件				里親委託等 617件				その他施設 759件			
21年度	22年度	23年度	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度
2,456件	2,580件	2,697件	2,597件	643件	728件	713件	747件	312件	389件	439件	429件	620件	739件	650件	723件
25年度	26年度	27年度	28年度	25年度	26年度	27年度	28年度	25年度	26年度	27年度	28年度	25年度	26年度	27年度	28年度
2,571件	2,685件	2,536件	2,651件	715件	785件	753件	773件	390件	537件	464件	568件	789件	778件	817件	853件
29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
2,396件	2,441件	2,595件	2,274件	800件	736件	850件	663件	593件	651件	735件	656件	790件	813件	849件	755件

※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数及び施設入所等件数は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

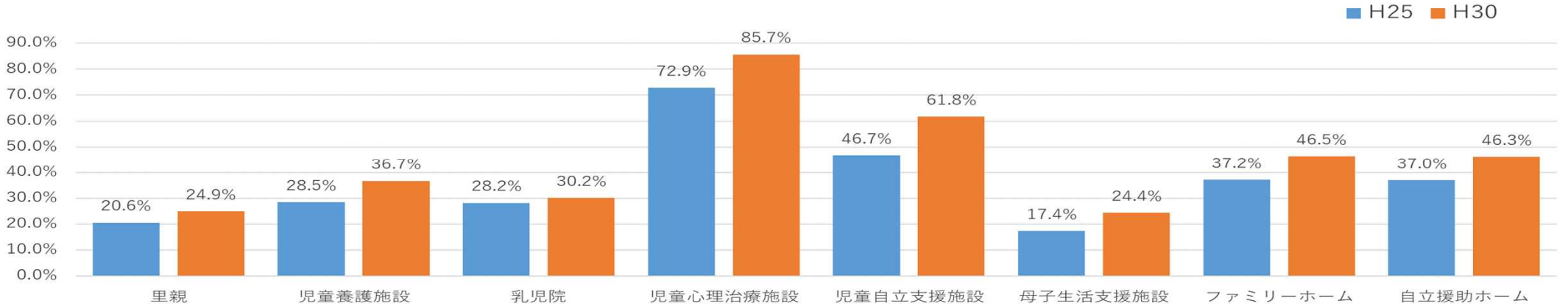
- ※1 児童相談所が児童虐待相談として対応した件数（延べ件数）
- ※2 児童虐待を要因として一時保護したが、令和3年度中に一時保護を解除した件数（延べ件数）
- ※3 児童虐待を要因として、令和3年度中に施設入所等の措置がなされた件数（延べ件数）
- ※4 令和3年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 9,110件

【出典：福祉行政報告例】

(4) 障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、全体的に障害等のある児童が増加しており、里親においては24.9%、児童養護施設においては36.7%が、障害等ありとなっている。

○社会的養護を必要とする児童のうち、障害等のある児童の割合



○障害等のある児童数（里親・児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・ファミリーホーム・自立援助ホームの総数）

	総数	該当あり	心身の状況(複数回答)																				
			身体虚弱	肢体不自由	重度心身障害	視聴覚障害	視覚障害	聴覚障害	言語障害	知的障害	てんかん	外傷後ストレス障害(PTSD)	反応性愛着障害	注意欠陥多動性障害(ADHD)	学習障害(LD)	広汎性発達障害(自閉症スペクトラム)	チック	吃音症	発達性協調運動障害	高次脳機能障害	その他の障害等	LGBT	
H30	45,682	16,517	916	215	47		252	148	391	5,248	482	604	2,515	3,988	776	4,342	466	254	211	44	2,720	52	
	100.0%	36.2%	2.0%	0.5%	0.1%		0.6%	0.3%	0.9%	11.5%	1.1%	1.3%	5.5%	8.7%	1.7%	9.5%	1.0%	0.6%	0.5%	0.1%	6.0%	0.1%	
H25	47,777	13,554	1,358	251					505	5,043	564	428	1,453	2,244	551	2,784						2,122	
	100.0%	28.4%	2.8%	0.5%					1.1%	10.6%	1.2%	0.9%	3.0%	4.7%	1.2%	5.8%						4.4%	
H20	48,154	11,655	1,771	300					618	3,940	586				1,249	526	1,374					3,904	
	100.0%	24.2%	3.7%	0.6%					1.3%	8.2%	1.2%				2.6%	1.1%	2.9%					8.1%	
H15	45,407	9,181	1,731	274					636	3,147	591				816							3,834	
	100.0%	20.2%	3.8%	0.6%					1.4%	6.9%	1.3%				1.8%							8.4%	
H10	41,257	4,811	1,464	262					445	1,417	544											1,605	
	100.0%	11.7%	3.5%	0.6%					1.1%	3.4%	1.3%											3.9%	

(※) 「総数」は、社会的養護を必要とする必要な児童数。「該当あり」は、障害等のある児童数。

(※) 「注意欠陥多動性障害(ADHD)」については、平成15年より、「広汎性発達障害」および「学習障害(LD)」については、平成20年より、「外傷性ストレス障害(PTSD)」および「反応性愛着障害」については、平成25年より、「重度心身障害」、「視覚障害」、「聴覚障害」、「チック」、「吃音症」、「発達性協調運動障害」、「高次脳機能障害」、「LGBT」については、平成30年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。(出典) 児童養護施設入所児童等調査結果

2. 社会的養護の基本理念と原理

社会的養護の基本理念と原理

社会的養護の基本理念

- ① 子どもの最善の利益のために
 - ・ 児童福祉法第1条「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」
 - ・ 児童の権利に関する条約第3条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」
- ② 社会全体で子どもを育む
 - ・ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。

社会的養護の原理

- ① 家庭養育と個別化：
 - ・ すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって養育されるべき。「あたりまえの生活」を保障していくことが重要。
- ② 発達の保障と自立支援：
 - ・ 未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指す。愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要。自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していく。
- ③ 回復をめざした支援：
 - ・ 虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアが必要。安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻す。
- ④ 家族との連携・協働：
 - ・ 親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく取り組み。
- ⑤ 継続的支援と連携アプローチ：
 - ・ アフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育。様々な社会的養護の担い手の連携により、トータルなプロセスを確保する。
- ⑥ ライフサイクルを見通した支援：
 - ・ 入所や委託を終えた後も長くかわりを持ち続ける。虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援。

社会的養護の基盤づくり

- 家庭養育優先原則に基づき、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホーム（家庭養護）を優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設についても、できる限り小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境の形態（家庭的養護）に変えていく。
- 大規模な施設での養育を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるよう、ハード・ソフトともに変革していく。
- 施設は、社会的養護の地域の拠点として、家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、高機能化及び多機能化・機能転換を図る。
- ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要。

家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行（平成28年6月3日）・児童福祉法】

課題

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
- しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
- このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

改正法による対応

○ 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。

- ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
- ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
- ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。

※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

良好な家庭的環境

家庭と同様の養育環境

家庭

施設

施設（小規模型）

養子縁組（特別養子縁組を含む。）

小規模住居型 児童養育事業

里親

実親による養育

児童養護施設

- 大舎（20人以上）
- 中舎（13～19人）
- 小舎（12人以下）
- 1歳～18歳未満
- （必要な場合 0歳～20歳未満）

地域小規模児童養護施設 （グループホーム）

- ・ 本体施設の支援の下で地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う
- ・ 1グループ4～6人

小規模グループケア（分園型）

- ・ 地域において、小規模なグループで家庭的養護を行う
- ・ 1グループ4～6人

小規模住居型児童 養育事業（ファミリーホーム）

- ・ 養育者の住居で養育を行う家庭養護
- ・ 定員5～6人

里親

- ・ 家庭における養育を里親に委託する家庭養護
- ・ 児童4人まで

乳児院

- 乳児（0歳）
- 必要な場合幼児（小学校就学前）

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$$

令和4年3月末 23.5%

3. 令和4年改正児童福祉法の概要及び 平成28年改正児童福祉法を踏まえた 「新たな子ども家庭福祉」の構築

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

都道府県等・児童相談所による支援の強化（２．関係）

- 児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を施設等への措置の費用と同様に義務的経費にするとともに、
 - ① 措置解除等の際に親子の生活の再開等を図るため、親子再統合支援事業を制度に位置づける。
 - ② 家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づける。
- 妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援事業を制度に位置づける。

<親子再統合支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象
- 児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う。
例）ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム 等

<里親支援センターの設置>

- 里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等を行う。
- 里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

<妊産婦等生活援助事業（都道府県等の事業※都道府県、市、福祉事務所設置町村）>

- 家庭生活に支障が生じた特定妊婦等とその子ども（親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等）を対象
- 住居に入居させ、又は事業所等に通所、訪問により、食事の提供などの日常生活の支援を行う。養育に関する相談・助言、関係機関との連絡調整（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、特別養子縁組の情報提供等を行う。

社会的養育経験者の自立支援（3. ①関係）

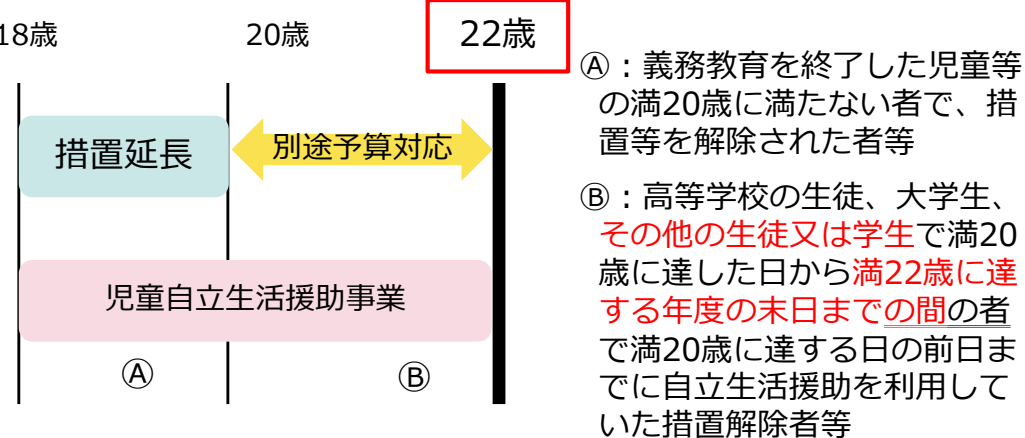
- 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、
 - ① 児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、
 - ② 生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等との相互相談等の場を提供する事業を制度に位置づける。
- ※ 措置解除者等：年間7,964人（令和元年度）

<児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化>

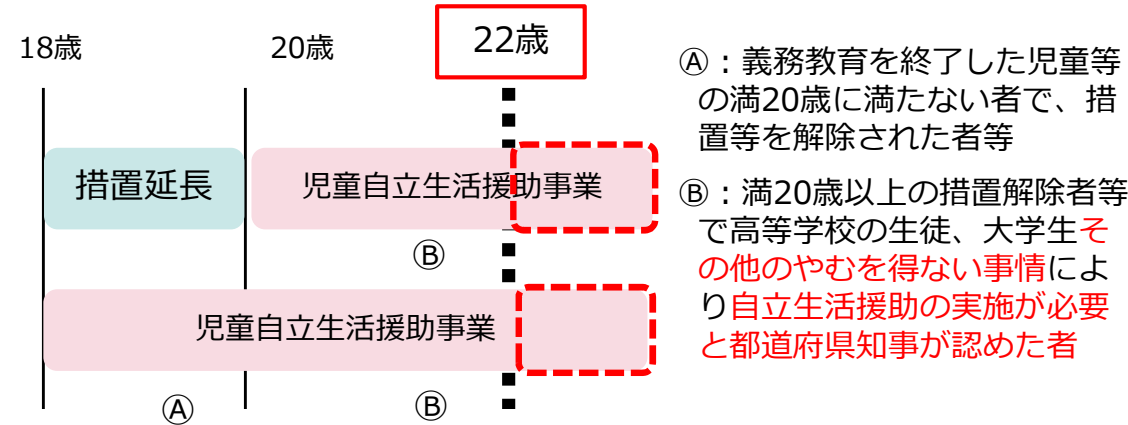
- 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能（※）にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。

※ 満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所等し続けることを可能とする。

【現行】



【見直し後】



<社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象

※ 例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合

- 相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

新しい社会的養育ビジョン

(「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 平成29年8月2日とりまとめ公表)

経緯

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。この改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による検討会(※)で「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。

※「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」(座長：国立成育医療研究センター奥山真紀子こころの診療部長)

ポイント

①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決(パーマネンシー保障)の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目について、速やかに平成29年度から着手し、目標年限を目指し計画的に進める。

これらは子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要がある、その工程において、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮を行う。

<工程で示された目標年限の例>

- ・遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。
- ・愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する(平成27年度末の里親委託率(全年齢)17.5%)。
- ・施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内。(特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。)
- ・概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

都道府県社会的養育推進計画の策定要領〈概要〉（2018年7月6日）

1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。
- ・ その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、2019年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- ・ 今般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- ・ 都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。
- ・ 各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国における目標を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。
- ・ 国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る。
- ・ 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

3. 都道府県推進計画の記載事項

- | | |
|------------------------------------|--|
| (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像 | (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 |
| (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー） | (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 |
| (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組 | (8) 一時保護改革に向けた取組 |
| (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み | (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 |
| (5) 里親等への委託の推進に向けた取組 | (10) 児童相談所の強化等に向けた取組 |
| | (11) 留意事項 |

4. 項目ごとの策定要領

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・ 平成28年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定すること。
- ・ 国においては、必要な指標を提示し、毎年、計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行う。

(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

- ・ 措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。
- ・ 併せて社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の複数の参画を求めることとし、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うこととする。

(3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

①市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組

- ・ 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及、市区町村の支援メニュー（ショートステイ、トワイライトステイ）の充実、母子生活支援施設の活用について、都道府県の行う支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。
- ・ 子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する計画（都道府県の行う取組）を策定すること。

②児童家庭支援センターの機能強化および設置促進に向けた取組

- ・ 児童家庭支援センターの機能強化の計画および設置に向けた計画（設置時期・設置する地域）を策定すること。

(4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ・ 代替養育を必要とする子ども数を見込むこと。

＜代替養育を必要とする子ども数の見込みの推計方法の例＞

子どもの人口（推計・各歳毎）×代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む。）＝代替養育を必要とする子ども数

- ・ 算式1・算式2※により算出された数値をそれぞれ明らかにした上で、里親等委託が必要な子ども数を見込むこと。

代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）×里親等委託が必要な子どもの割合※＝里親等委託が必要な子ども数

※算式1 乳児院に半年以上、児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数等を基に機械的に算出

算式2 現に施設入所している全ケース（又は一部）のうち、里親等委託が必要な子ども数を洗い出して算出

（注）里親等委託が必要な子ども数については、家庭養育優先原則の理念に基づき、現状における委託可能な里親数等にとらわれず、子どもの状態や希望等に基づき判断すること。

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組

① フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

- ・ 都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）の実施体制の構築に向けた計画を策定すること。
- ・ 2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制を構築すること。

② 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

- ・ 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みを推計すること。その上で、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率の実現に向けて、2024年度時点及び2029年度時点における里親等委託率の目標を設定するとともに、必要な里親数等が確保されるべき時期の見込みを明らかにすること。
- ・ 国においては、「概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進する。都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び上述した数値目標を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。なお、数値目標の設定は、子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために必要な取組を計画的に進めるためのものである。個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。
国としては、必要な支援策を講じるとともに、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローの上、都道府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。進捗状況は、毎年、公表する。

(6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・ 特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画を策定すること。
- ・ 子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、特に、棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他に養育できる親族等がない子どもや、新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めない子ども、長期間にわたり親との交流がない子ども、虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子どもなど、特別養子縁組の検討対象となる子どもの数を把握すること。その上で、実際の縁組には、実親との関係が子どもにとってどのような意味を持つのかという点を含め、十分なアセスメントとマッチング等を行いつつ、特別養子縁組によるパーマネンシー保障を優先して検討すること。
- ・ 国としても、各都道府県における特別養子縁組の成立件数の集計・公表を行うとともに、特別養子縁組制度のより一層の活用を検討を促していく観点から、概ね5年以内に年間1,000人以上の縁組成立を目指し、それらの情報を基に、制度への理解を進めるための広報の展開や養子縁組に関わる制度の在り方の検討、民間機関への支援などを講じていく。

(7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

①施設で養育が必要な子ども数の見込み

- ・ 「代替養育を必要とする子ども数の見込み」から、(4)の算式1及び算式2で算出された「里親等委託が必要な子ども数」をそれぞれ減じて算出された数値を明らかにした上で、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出すること。
- ・ 算出された必要数が現状を下回る場合、パーマネンシー保障が確立し、里親養育推進が実現するまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることはないよう、十分な受け皿を確保することに留意し、見込みを算出すること。

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ 代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。
- ・ 児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現するとともに、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保することが重要である。
- ・ こうした考え方のもと、今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先して進めていくこと。
- ・ なお、大舎から小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく方法が考えられるが、どちらの場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定すること。過渡的にユニット化する場合でも
 - ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
 - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行うといった工夫を行うこと。
- ・ 既存の施設内ユニット型施設についても、概ね10年程度を目標に、小規模かつ地域分散化を進めるための人材育成計画を含めた計画を立てる。その際、既存ユニットは一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けて、積極的に活用を進めていくことが求められる。また、下記のような心理職や医師、看護師などの即時対応ができるケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケア形態への転換を図ることも可能である。
- ・ 小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない（概ね4単位程度まで）ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

(8) 一時保護改革に向けた取組

- ・ 「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護所の必要定員数、一時保護専用施設や一時保護委託が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数及び一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期等、一時保護改革に向けた計画を策定すること。

(9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・ 平成28年改正児童福祉法により自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みが整備されたこと等を踏まえて、社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の実施に向けた計画（実施予定時期、実施メニュー）及び自立援助ホームの実施など、社会的養護の子どもの自立支援策の強化のための取組について、実施に向けた計画を策定すること。

(10) 児童相談所の強化等に向けた取組

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

- ・ 平成28年改正児童福祉法附則第3条の趣旨は全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、各都道府県における具体的な計画を策定すること。

②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

- ・ 児童相談所における各都道府県等（児童相談所）職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定すること。

(11) 留意事項

- ・ 各都道府県においては、この計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、2019年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、計画の策定を待つことなく、2018年度から
 - ① フォスタリング機関による包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含めて、実施機関やその配置の調整・検討
 - ② 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化・地域分散化に向けて、各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討
 - ③ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組
 - ④ 里親等委託が必要な子ども数の調査 等について、可能なものから、順次速やかに取組を進めること。
- ・ なお、国としても、児童虐待防止対策の強化に向けた更なる対応を検討していくこととしており、具体的な内容については追ってお示しする。その内容も踏まえて、速やかに取組を進めること。
- ・ 全面的な見直し後の計画期間は2029年度を終期とし、2020年度から2024年度、2025年度から2029年度ごとの各期に区分して策定すること。計画の進捗状況について、毎年度検証するとともに、2020年度から2024年度の期末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること。なお、国においては、区分された期間内でも毎年度ごとの都道府県の進捗状況を把握、評価し、公表するとともに、必要な支援策を検討する。

4. 里親委託等の推進

(1) 里親委託の推進

里親委託の役割

- 里親委託は、次のような効果が期待できることから、社会的養護では里親委託を優先して検討。
 - (a) 特定の大人との愛着関係の下で養育され、安心感の中で自己肯定感を育み、基本的信頼感を獲得できる
 - (b) 適切な家庭生活を体験する中で、家族のありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルにできる
 - (c) 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、地域社会の中で社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得できる
- 里親は、委託解除後も関係を持ち、いわば実家的な役割を持つことができる。
- 養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら推進。

里親委託の推進

①里親等委託率の引上げ

- ・日本の社会的養護は、里親等への委託率が23.5%と施設養護が多くを占めている。
- ・しかし、日本でも、福岡市では里親等への委託率が59.3%を占め、また、福岡市では過去10年間で27.9%から59.3%(+31.4%)へ増加するなど、里親等への委託を積極的に推進している自治体もある。
- ・里親等委託率を増加させている自治体においては、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。
- ・平成23年4月に「里親委託ガイドライン」を策定。委託率を伸ばした県市の取組事例を普及させるなど、取組を推進。
 - 平成24年3月に里親委託ガイドラインを改正し、里親支援の充実、体制整備を促進
 - 平成28年の児童福祉法の改正において、家庭養育優先原則が規定されたことを踏まえ、平成29年3月及び30年3月に改正

②新生児里親、親族里親、週末里親等の活用

- ・予期せぬ妊娠による出産で養育できない保護者の意向が明確な場合は、妊娠中からの相談に応じ、「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」の方法が有用。新生児の遺棄・死亡事例等の防止のためにも、関係機関の連携と社会的養護の制度の周知が重要。
- ・親族里親の活用により経済的支援を行わなければ、親族による養育が期待できず施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親を積極的に活用。扶養義務のない親族には、養育里親制度を適用する見直し。
 - 平成23年9月の省令改正で、扶養義務のないおじ、おばには養育里親を適用して里親手当を支給できるように改正
- ・家庭的生活を体験することが望ましい児童養護施設の入所児童に対し、週末や夏休みを利用して養育里親への養育委託を行う「週末里親」「季節里親」を活用。

(2) 里親等委託率の推移

○里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度

○里親等委託率は、平成23年度末の13.5%から、令和3年度末には23.5%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	19.7	34,846	100
平成30年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	20.5	34,690	100
令和元年度末	24,539	70.5	2,760	7.9	7,492	21.5	34,791	100
令和2年度末	23,631	69.9	2,472	7.3	7,707	22.8	33,810	100
令和3年度末	23,008	69.4	2,351	7.1	7,798	23.5	33,157	100

※ 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、令和3年度末で446か所、委託児童1,718人。

里親等委託率

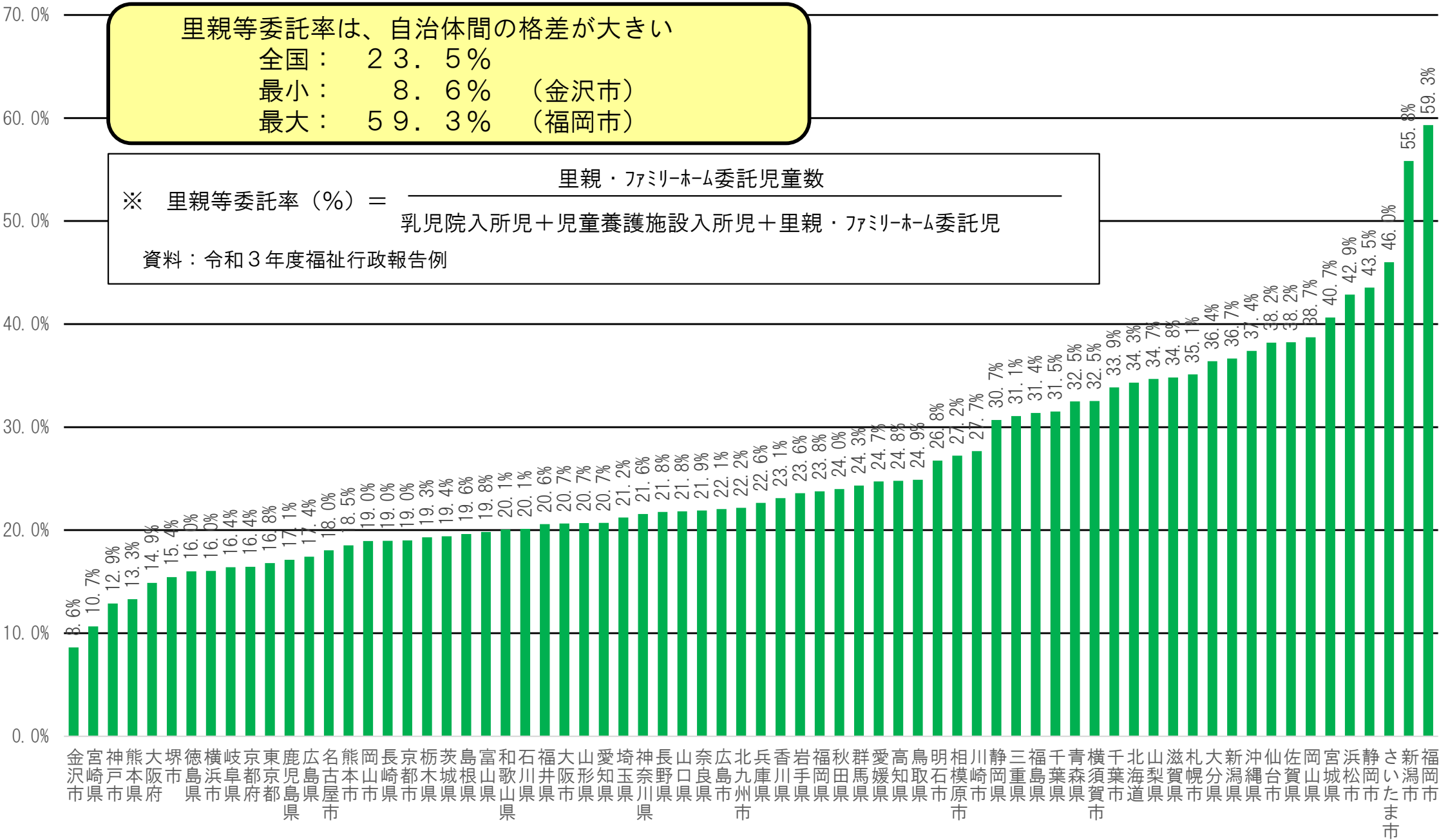
(資料) 福祉行政報告例 (各年度末現在) ※ 平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

(3) 都道府県市別の里親等委託率の差

70 都道府県市別里親等委託率（令和3年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい
 全国： 23.5%
 最小： 8.6%（金沢市）
 最大： 59.3%（福岡市）

※ 里親等委託率（%） = $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$
 資料：令和3年度福祉行政報告例



(参考) 都道府県別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合

(資料) 福祉行政報告例 (令和4年3月末現在)

	里親等		乳児院		養護施設		計		里親等		乳児院		養護施設		計
	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率			数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	
	①	② (①/⑦)	③	④ (③/⑦)	⑤	⑥ (⑤/⑦)			⑦ (①+③+⑤)	①	② (①/⑦)	③	④ (③/⑦)	⑤	
北海道	622人	34.6% (9)	52人	2.9%	1,122人	62.5%	1,796人	滋賀県	94人	34.8% (7)	29人	10.7%	147人	54.4%	270人
青森県	104人	32.5% (10)	18人	5.6%	198人	61.9%	320人	京都府	126人	17.9% (39)	58人	8.2%	520人	73.9%	704人
岩手県	75人	23.6% (22)	24人	7.5%	219人	68.9%	318人	大阪府	471人	17.3% (40)	243人	8.9%	2,015人	73.8%	2,729人
宮城県	181人	39.5% (2)	40人	8.7%	237人	51.7%	458人	兵庫県	302人	19.8% (32)	123人	8.0%	1,103人	72.2%	1,528人
秋田県	48人	24.0% (21)	18人	9.0%	134人	67.0%	200人	奈良県	69人	21.9% (25)	16人	5.1%	230人	73.0%	315人
山形県	54人	20.7% (28)	17人	6.5%	190人	72.8%	261人	和歌山県	64人	20.1% (30)	29人	9.1%	226人	70.8%	319人
福島県	117人	31.4% (12)	9人	2.4%	247人	66.2%	373人	鳥取県	58人	24.9% (17)	29人	12.4%	146人	62.7%	233人
茨城県	138人	19.4% (35)	61人	8.6%	512人	72.0%	711人	島根県	32人	19.6% (33)	22人	13.5%	109人	66.9%	163人
栃木県	118人	19.3% (36)	67人	11.0%	426人	69.7%	611人	岡山県	119人	28.7% (15)	12人	2.9%	284人	68.4%	415人
群馬県	111人	24.4% (20)	30人	6.6%	314人	69.0%	455人	広島県	131人	19.2% (37)	26人	3.8%	525人	77.0%	682人
埼玉県	445人	25.1% (16)	182人	10.3%	1,147人	64.7%	1,774人	山口県	98人	21.8% (26)	19人	4.2%	332人	73.9%	449人
千葉県	413人	31.9% (11)	84人	6.5%	799人	61.7%	1,296人	徳島県	36人	16.0% (44)	17人	7.6%	172人	76.4%	225人
東京都	618人	16.8% (42)	294人	8.0%	2,766人	75.2%	3,678人	香川県	43人	23.1% (23)	18人	9.7%	125人	67.2%	186人
神奈川県	425人	22.0% (24)	159人	8.2%	1,348人	69.8%	1,932人	愛媛県	118人	24.7% (19)	28人	5.9%	331人	69.4%	477人
新潟県	144人	43.6% (1)	26人	7.9%	160人	48.5%	330人	高知県	91人	24.8% (18)	21人	5.7%	255人	69.5%	367人
富山県	22人	19.8% (31)	8人	7.2%	81人	73.0%	111人	福岡県	435人	30.7% (14)	104人	7.3%	877人	61.9%	1,416人
石川県	39人	15.1% (46)	22人	8.5%	197人	76.4%	258人	佐賀県	78人	38.2% (3)	13人	6.4%	113人	55.4%	204人
福井県	42人	20.6% (29)	21人	10.3%	141人	69.1%	204人	長崎県	81人	19.0% (38)	19人	4.4%	327人	76.6%	427人
山梨県	94人	34.7% (8)	22人	8.1%	155人	57.2%	271人	熊本県	100人	15.6% (45)	45人	7.0%	497人	77.4%	642人
長野県	115人	21.8% (27)	28人	5.3%	385人	72.9%	528人	大分県	162人	36.4% (5)	10人	2.2%	273人	61.3%	445人
岐阜県	84人	16.4% (43)	30人	5.9%	398人	77.7%	512人	宮崎県	46人	10.7% (47)	26人	6.0%	359人	83.3%	431人
静岡県	228人	35.6% (6)	51人	8.0%	362人	56.5%	641人	鹿児島県	124人	17.1% (41)	40人	5.5%	560人	77.3%	724人
愛知県	353人	19.6% (34)	100人	5.5%	1,350人	74.9%	1,803人	沖縄県	178人	37.4% (4)	9人	1.9%	289人	60.7%	476人
三重県	152人	31.1% (13)	32人	6.5%	305人	62.4%	489人	全 国	7,798人	23.5%	2,351人	7.1%	23,008人	69.4%	33,157人

(注1) 「里親等」にはファミリーホームへの委託児童数を含む。

(注2) 各都道府県の児童数と割合には、その区域内に所在する指定都市及び児童相談所設置市を含む。

年齢階層別の里親等委託率①(令和3年度末(実績))

○ 全国の合計では、「3歳未満児」が25.3%、「3歳以上～就学前」が30.9%、「学童期以降」が21.7%となっている。

自治体名	3歳未満児			3歳以上～就学前			学童期以降			合計		
	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率
北海道	75人	49人	65.3%	136人	65人	47.8%	873人	258人	29.6%	1,084人	372人	34.3%
青森県	27人	10人	37.0%	41人	21人	51.2%	252人	73人	29.0%	320人	104人	32.5%
岩手県	23人	7人	30.4%	51人	11人	21.6%	244人	57人	23.4%	318人	75人	23.6%
宮城県	20人	5人	25.0%	23人	12人	52.2%	203人	83人	40.9%	246人	100人	40.7%
秋田県	15人	3人	20.0%	29人	13人	44.8%	156人	32人	20.5%	200人	48人	24.0%
山形県	20人	4人	20.0%	51人	16人	31.4%	190人	34人	17.9%	261人	54人	20.7%
福島県	22人	13人	59.1%	63人	40人	63.5%	288人	64人	22.2%	373人	117人	31.4%
茨城県	74人	6人	8.1%	109人	38人	34.9%	528人	94人	17.8%	711人	138人	19.4%
栃木県	74人	14人	18.9%	91人	22人	24.2%	446人	82人	18.4%	611人	118人	19.3%
群馬県	44人	13人	29.5%	85人	37人	43.5%	326人	61人	18.7%	455人	111人	24.4%
埼玉県	162人	34人	21.0%	282人	77人	27.3%	1,054人	207人	19.6%	1,498人	318人	21.2%
千葉県	85人	35人	41.2%	192人	93人	48.4%	827人	220人	26.6%	1,104人	348人	31.5%
東京都	328人	57人	17.4%	566人	125人	22.1%	2,784人	436人	15.7%	3,678人	618人	16.8%
神奈川県	76人	9人	11.8%	117人	48人	41.0%	442人	80人	18.1%	635人	137人	21.6%
新潟県	25人	9人	36.0%	34人	14人	41.2%	151人	54人	35.8%	210人	77人	36.7%
富山県	11人	2人	18.2%	12人	2人	16.7%	88人	18人	20.5%	111人	22人	19.8%
石川県	12人	1人	8.3%	15人	2人	13.3%	115人	26人	22.6%	142人	29人	20.4%
福井県	19人	0人	0.0%	18人	6人	33.3%	167人	36人	21.6%	204人	42人	20.6%
山梨県	23人	9人	39.1%	47人	26人	55.3%	201人	59人	29.4%	271人	94人	34.7%
長野県	45人	14人	31.1%	78人	31人	39.7%	405人	70人	17.3%	528人	115人	21.8%
岐阜県	51人	21人	41.2%	89人	19人	21.3%	372人	44人	11.8%	512人	84人	16.4%
静岡県	45人	15人	33.3%	69人	29人	42.0%	277人	76人	27.4%	391人	120人	30.7%
愛知県	87人	25人	28.7%	196人	57人	29.1%	755人	133人	17.6%	1,038人	215人	20.7%
三重県	38人	10人	26.3%	89人	33人	37.1%	362人	109人	30.1%	489人	152人	31.1%
滋賀県	28人	5人	17.9%	25人	13人	52.0%	217人	76人	35.0%	270人	94人	34.8%
京都府	28人	4人	14.3%	42人	10人	23.8%	234人	36人	15.4%	304人	50人	16.4%
大阪府	125人	25人	20.0%	246人	55人	22.4%	992人	123人	12.4%	1,363人	203人	14.9%
兵庫県	62人	8人	12.9%	160人	36人	22.5%	754人	177人	23.5%	976人	221人	22.6%
奈良県	18人	3人	16.7%	46人	8人	17.4%	251人	58人	23.1%	315人	69人	21.9%
和歌山県	22人	1人	4.5%	66人	18人	27.3%	231人	45人	19.5%	319人	64人	20.1%
鳥取県	17人	1人	5.9%	38人	4人	10.5%	178人	53人	29.8%	233人	58人	24.9%
島根県	21人	1人	4.8%	27人	7人	25.9%	115人	24人	20.9%	163人	32人	19.6%
岡山県	19人	8人	42.1%	25人	14人	56.0%	160人	57人	35.6%	204人	79人	38.7%
広島県	29人	4人	13.8%	52人	8人	15.4%	338人	61人	18.0%	419人	73人	17.4%
山口県	29人	4人	13.8%	45人	10人	22.2%	375人	84人	22.4%	449人	98人	21.8%
徳島県	18人	6人	33.3%	39人	11人	28.2%	168人	19人	11.3%	225人	36人	16.0%
香川県	23人	7人	30.4%	29人	11人	37.9%	134人	25人	18.7%	186人	43人	23.1%

年齢階層別の里親等委託率②(令和3年度末(実績))

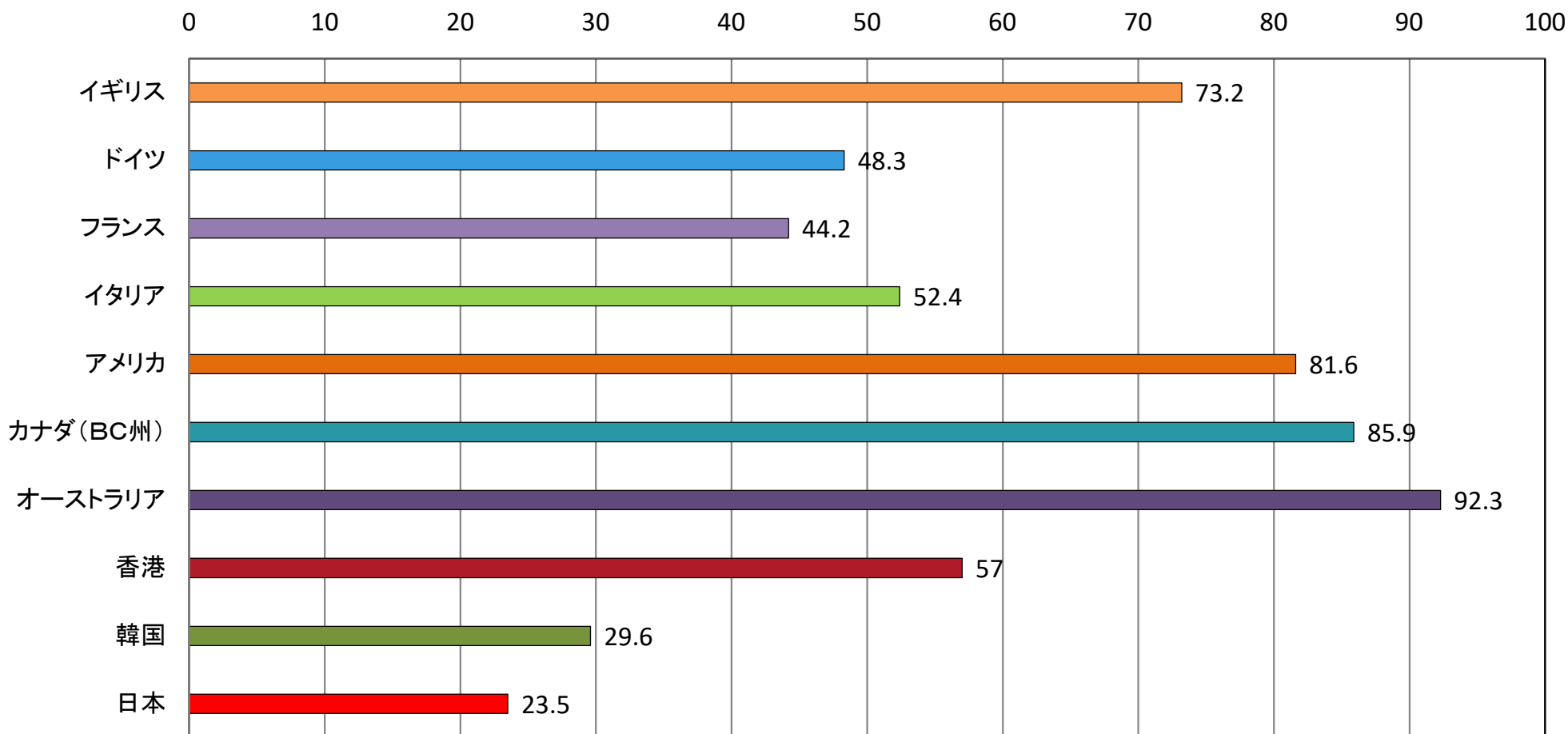
自治体名	3歳未満児			3歳以上～就学前			学童期以降			合計		
	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率
愛媛県	35人	13人	37.1%	65人	15人	23.1%	377人	90人	23.9%	477人	118人	24.7%
高知県	25人	6人	24.0%	65人	26人	40.0%	277人	59人	21.3%	367人	91人	24.8%
福岡県	65人	10人	15.4%	133人	27人	20.3%	517人	133人	25.7%	715人	170人	23.8%
佐賀県	19人	6人	31.6%	33人	24人	72.7%	152人	48人	31.6%	204人	78人	38.2%
長崎県	29人	8人	27.6%	67人	8人	11.9%	331人	65人	19.6%	427人	81人	19.0%
熊本県	30人	3人	10.0%	57人	9人	15.8%	296人	40人	13.5%	383人	52人	13.6%
大分県	26人	13人	50.0%	73人	41人	56.2%	346人	108人	31.2%	445人	162人	36.4%
宮崎県	33人	3人	9.1%	78人	11人	14.1%	320人	32人	10.0%	431人	46人	10.7%
鹿児島県	58人	7人	12.1%	118人	12人	10.2%	548人	105人	19.2%	724人	124人	17.1%
沖縄県	34人	21人	61.8%	77人	46人	59.7%	365人	111人	30.4%	476人	178人	37.4%
札幌市	57人	31人	54.4%	122人	51人	41.8%	533人	168人	31.5%	712人	250人	35.1%
仙台市	20人	4人	20.0%	35人	15人	42.9%	157人	62人	39.5%	212人	81人	38.2%
さいたま市	31人	3人	9.7%	48人	27人	56.3%	197人	97人	49.2%	276人	127人	46.0%
千葉市	19人	7人	36.8%	27人	13人	48.1%	146人	45人	30.8%	192人	65人	33.9%
横浜市	63人	16人	25.4%	117人	19人	16.2%	487人	72人	14.8%	667人	107人	16.0%
川崎市	35人	13人	37.1%	53人	21人	39.6%	230人	54人	23.5%	318人	88人	27.7%
相模原市	18人	5人	27.8%	42人	20人	47.6%	131人	27人	20.6%	191人	52人	27.2%
新潟市	15人	11人	73.3%	16人	8人	50.0%	89人	48人	53.9%	120人	67人	55.8%
静岡市	11人	4人	36.4%	17人	7人	41.2%	96人	43人	44.8%	124人	54人	43.5%
浜松市	20人	17人	85.0%	18人	9人	50.0%	88人	28人	31.8%	126人	54人	42.9%
名古屋市	78人	27人	34.6%	130人	27人	20.8%	557人	84人	15.1%	765人	138人	18.0%
京都市	20人	2人	10.0%	64人	19人	29.7%	316人	55人	17.4%	400人	76人	19.0%
大阪市	119人	11人	9.2%	202人	48人	23.8%	773人	167人	21.6%	1,094人	226人	20.7%
堺市	24人	12人	50.0%	55人	10人	18.2%	193人	20人	10.4%	272人	42人	15.4%
神戸市	51人	5人	9.8%	43人	11人	25.6%	387人	46人	11.9%	481人	62人	12.9%
岡山市	14人	4人	28.6%	34人	7人	20.6%	163人	29人	17.8%	211人	40人	19.0%
広島市	15人	5人	33.3%	48人	10人	20.8%	200人	43人	21.5%	263人	58人	22.1%
北九州市	21人	2人	9.5%	68人	16人	23.5%	317人	72人	22.7%	406人	90人	22.2%
福岡市	18人	13人	72.2%	31人	29人	93.5%	246人	133人	54.1%	295人	175人	59.3%
熊本市	24人	4人	16.7%	29人	8人	27.6%	206人	36人	17.5%	259人	48人	18.5%
横須賀市	3人	0人	0.0%	21人	9人	42.9%	97人	32人	33.0%	121人	41人	33.9%
金沢市	10人	0人	0.0%	19人	3人	15.8%	87人	7人	8.0%	116人	10人	8.6%
明石市	4人	1人	25.0%	13人	2人	15.4%	54人	16人	29.6%	71人	19人	26.8%
合計	2,884人	729人	25.3%	5,341人	1,650人	30.9%	24,932人	5,419人	21.7%	33,157人	7,798人	23.5%
(参考) 令和2年度末	3,246人	810人	25.0%	5,394人	1,583人	29.3%	25,170人	5,314人	21.1%	33,810人	7,707人	22.8%

(出典) 令和3年度末：福祉行政報告例(令和4年3月末現在) 令和2年度末 福祉行政報告例(令和3年3月末現在)

(参考) 諸外国における里親等委託率の状況

○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数以上が里親委託であるのに対し、日本では、施設：里親の比率が8：2となっており、施設養護への依存が高い現状にある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合(2018年前後の状況)(%)



※ 「乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究報告書」(令和2年度厚生労働省先駆的ケア策定・検証調査事業)

※ 日本の里親等委託率は、令和3年度末(2022年3月末)

※ ドイツ、イタリアは2017年、フランス、アメリカ、カナダ(BC州)、香港は2018年、イギリス、オーストラリア、韓国は2019年の割合

※ 里親の概念は諸外国によって異なる。

(4) 里親制度等の改正の経緯

昭和23年1月 児童福祉法施行

- ・「里親家庭養育運営要綱」制定（昭和23年10月4日事務次官通知）

昭和63年1月 特別養子縁組制度施行

- ・民法等一部改正により特別養子縁組制度実施（昭和62年9月26日公布、昭和63年1月1日施行）
- ・「里親等家庭養育運営要綱」制定（昭和62年10月31日事務次官通知）
- ・養子縁組あっせん事業届出制度実施

平成14年10月 里親制度改正


- ・「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」を制定
- ・専門里親、親族里親の創設（養育里親、親族里親、短期里親、専門里親の4類型）
- ・「里親支援事業」実施（里親研修事業、里親養育相談事業）、「一時的休息のための援助（レスパイトケア）」実施

- ・平成16年児童福祉法改正で、里親による監護、教育、懲戒について児童福祉施設と同様の規定を追加
- ・子ども子育て応援プラン（平成16年12月）で、里親委託率を平成21年度に15%とする目標
- ・里親支援事業に、里親養育援助事業、里親養育相互援助事業を追加（平成16年4月～）
- ・里親委託推進事業実施（平成18年4月～）（児童相談所に「里親委託推進員」、「里親委託推進委員会」を設置）

平成20年児童福祉法改正と里親制度の充実


- ・里親制度の改正（養育里親と養子縁組希望里親を制度上区分。養育里親の研修の義務化。里親支援の法定化。養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の4類型。里親認定省令に代わり、児童福祉法・施行令・施行規則に規定。）
- ・ファミリーホーム制度創設（平成21年4月～）
- ・里親支援機関事業実施（平成20年4月～）（「里親支援事業」及び「里親委託推進事業」を統合）
- ・里親手当の倍額への引上げ（平成21年4月～）

- ・少子化社会対策大綱（平成27年3月）でファミリーホームを含めた里親等委託率を平成31年度に22%の目標




平成23年度の取組み

- ・「里親委託ガイドライン」の策定（里親委託優先の原則など）（4月）
- ・ファミリーホームの措置費を新規開設半年間は、定員払いに（4月～）
- ・「社会的養護の課題と将来像」（7月）で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を今後10数年で3割以上を目標に
- ・養育里親の欠格条項の改正（5月～、同居人が成年被後見人等となったときを欠格条項から外す改正）
- ・親族里親の定義変更（9月～、おじ・おばには、里親手当が支給される養育里親を適用）
- ・「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定、里親委託ガイドライン改正、ファミリーホームの要件改正（3月末）



平成28年児童福祉法改正

- ・児童を「家庭」において養育することが困難であり又は適当でない場合は、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、また、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合は、児童が「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置を講ずることとされた。（家庭養育優先原則）（公布日（平成28年6月3日）施行）
- ・一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付け（平成29年4月1日施行）
- ・養子縁組里親の法定化及び研修義務化（平成29年4月1日施行）



平成28年児童福祉法改正を踏まえた取組

- ・「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、平成28年改正児童福祉法の理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標（※）が示された。（平成29年8月）
※・愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する。
 - ・遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。等
- ・「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に対し、「都道府県社会的養育推進計画」を2019年度末までに策定いただくよう依頼。（平成30年7月）
- ・質の高い里親養育を実現するため、「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」を策定。（平成30年7月）



令和4年児童福祉法改正

- ・児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要があることから、家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づけることとした。（令和6年4月1日施行）

I. ガイドラインの目的

- 平成28年改正によって児童福祉法に明記された家庭養育優先原則を受け、質の高い里親養育を実現するため、都道府県が行うべきフォスタリング業務の在り方を具体的に提示するとともに、フォスタリング業務を民間機関に委託する場合における留意点や、民間機関と児童相談所との関係の在り方を示すもの。

II. フォスタリング業務とその重要性

- 質の高い里親養育を実現し、維持するとともに、関係機関による支援ネットワークを形成することにより、子どもの最善の利益の追求と実現を図ることが目的。このため、
 - ・ 委託可能な里親を開拓・育成する
 - ・ 相談しやすく、協働できる環境を作る
 - ・ 安定した里親養育を継続できる（不調を防ぐ）ことを成果目標とする。
- フォスタリング業務とは、児童福祉法第11条第1項第2号に掲げる業務に相当する以下の業務。
 - ・ 里親のリクルート及びアセスメント
 - ・ 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
 - ・ 子どもと里親家庭のマッチング
 - ・ 里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）
- フォスタリング業務は、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましい。

III. フォスタリング機関と児童相談所

- 一連のフォスタリング業務を包括的に実施する機関を「フォスタリング機関」といい、都道府県知事から一連のフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関を「民間フォスタリング機関」という。
- フォスタリング業務は都道府県（児童相談所）の本来業務であり、まずは児童相談所がフォスタリング機関となることが想定されるが、民間機関への委託も可能。
- 一連の業務の包括的な委託を受ける民間フォスタリング機関の活用を積極的に検討し、地域の実情に応じた実施体制を構築。
- 民間機関への委託の可否について、都道府県は、民間機関を育成するという視点をもって、将来的な民間フォスタリング機関への委託可能性も含めて検討。
- フォスタリング業務全体の最終的な責任は児童相談所が負う
- 民間フォスタリング機関と児童相談所は、信頼関係に基づく良好なパートナーシップを構築。情報共有を徹底し、協働して問題解決に当たる。
- 児童相談所の体制強化は引き続き必要であることに留意。

IV. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育

- 民間フォスタリング機関には、
 - ・ 民間ならではのリクルート手法による多様な里親の開拓
 - ・ 児童相談所と異なる立場からのサポート等
 - ・ 継続性・一貫性のある人材育成、里親との継続的關係構築といったメリットがある。乳児院や児童養護施設等は有力な担い手として期待される。
- 里親とフォスタリング機関が、チームを組みつつ子どもの養育を行う「チーム養育」が必要。

IV. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育（つづき）

- 子どもに関係する市区町村、保健センター、教育委員会、学校、保育所等、医療機関、乳児院、児童養護施設等の関係機関についても支援者として「応援チーム」に位置づけ、里親養育を理解し支援する地域ネットワークの構築に努める。

V. フォスタリング機関の職員体制とそれぞれの業務内容

- 職員体制については、統括者・ソーシャルワーカー・リクルーター・心理職・事務職員の配置が考えられる。
- フォスタリング機関のソーシャルワーカーの業務は、以下のとおり。
 - ・ 里親養育の心理的・実務的サポート
 - ・ 里親養育に関するスーパービジョン（自立支援計画の作成・共有や進捗把握、養育水準向上に向けた助言・指導など）
 - ・ 里親養育の状況に応じた支援のコーディネート（地域における関係機関を含めた支援体制構築や、レスパイト・ケアの利用勧奨など）
- フォスタリング業務を担う人材の育成に取り組む。

VI. フォスタリング業務の実施方法

※ 民間フォスタリング機関による実施を念頭に、具体的事例を交えつつ記載

- ① 里親のリクルート及びアセスメント
 - ・ 認知度向上に向けた取組を含む「攻めるリクルート」による登録候補者獲得
 - ・ 里親になることへの不安や負担感を軽減する説明
 - ・ 家庭訪問の実施を含めた丁寧な適性評価

- ② 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
 - ・ 里親のスキルアップを目指すとともに、アセスメントの機会としても活用。マッチングに活かす
 - ・ 実践的内容とするとともに、里親同士の互助関係の醸成に努める
- ③ 子どもと里親家庭のマッチング
 - ・ マッチングは里親委託の成否を左右する極めて重要な要素
 - ・ フォスタリング機関と児童相談所が情報を持ち寄り、細部にわたって共有しながらマッチングを図る
- ④ 里親養育への支援
 - ・ 定期的な家庭訪問や電話によるフォローを実施し、状況を把握
 - ・ 里親養育の状況に応じて、関係機関による支援をコーディネートする
 - ・ 実親との協働の大切さを見失うことのないよう、子どもと実親の関係性に関する支援を行い、子どもと里親の不安を緩和する
 - ・ 里親家庭での養育が不安定になった場合や虐待など不適切な養育があった場合に、要因に応じて適切に対応する
 - ・ 里親委託が不調となった場合には、子どもと里親の双方に対する十分なフォローを行う
 - ・ 委託解除時は、里親の喪失感を軽減できるように配慮する

VII. 「里親支援事業」の活用

- 都道府県における積極的活用

都道府県社会的養育推進計画の策定状況と「見える化」について

- 平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、『「都道府県社会的養育推進計画」の策定について』（平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局家庭局長通知）により、都道府県等に対して、令和元年度末までに「都道府県社会的養育推進計画」の策定を依頼。
- 提出のあった「都道府県社会的養育推進計画」について、里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等を「見える化」し、レーダーチャートにて取りまとめ。（令和2年8月7日公表）
- この上で、国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組や里親等委託率の目標値の引き上げ等について個別に助言等を実施するため、昨年10月以降、活用可能な予算等についてオンラインでのブロック会議の実施や、各都道府県への個別ヒアリングを行うとともに、3歳未満児の「家庭養育率」（特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率）の算出を行い、これらの結果を踏まえた数値目標や取組状況を反映したレーダーチャートを公表。（令和3年3月31日公表）
 - さらに、令和3年度予算では、各都道府県等の取組を支援するため、令和6年度末までの期間を「集中取組期間」と位置付け、
 - ・目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対する里親養育包括支援（フォスタリング）事業の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）などフォスタリング機関に対する支援の拡充〔令和6年度までの措置〕
 - ・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の施設整備費等の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）〔令和6年度までの措置〕や、地域小規模児童養護施設等の定員要件の緩和等の実施による児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進などに取り組むこととしている。
- 今後、社会的養育推進計画に基づく各自治体の取組状況をフォローアップするほか、里親等委託推進に向けた更なる取組を支援するために定めた「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針（令和3年2月4日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく取組の強化を図る。

「見える化」の項目

① 数値目標の水準について（4項目）

- ・ 3歳未満の里親等委託率
- ・ 3歳以上就学前の里親等委託率
- ・ 学童期以降の里親等委託率
- ・ 特別養子縁組成立件数

② 計算過程について（3項目）

- ・ 代替養育を必要とする子ども数を見込む際の潜在的需要の把握の有無
 - ・ 里親等委託が必要な子ども数の見込みの有無（施設入所年数を勘案して算定した方法（策定要領（※）の算式1）によるもの）
 - ・ 里親等委託が必要な子ども数の見込みの有無（子どものケアニーズを勘案して算定した方法（策定要領（※）の算式2）によるもの）
- （※）平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局家庭局長通知『「都道府県社会的養育推進計画」の策定について』別添「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」

③ 取組内容について（5項目）

- ・ 施設における里親支援の取組
- ・ 里親支援体制の強化
- ・ 里親等委託推進の具体的な取組
- ・ 里親数等の拡充
- ・ 特別養子縁組支援の取組

里親委託・施設地域分散化等加速化プランについて

- 平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、都道府県等に対して、令和元年度末までに里親委託や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進に向けた「都道府県社会的養育推進計画」の策定（計画期間：令和2年4月～令和12年3月）を依頼。
- 令和2年8月には、各都道府県等から提出のあった計画について、里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等を「見える化」し、レーダーチャートにて取りまとめたうえで公表。
- 「見える化」した結果も踏まえつつ、各都道府県等に対して、**国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組や里親等委託率の目標値の引き上げ等について個別に助言等を実施。**
 - 令和2年10月～ 各都道府県等に対し、里親等委託の推進等に活用可能な予算等について説明（ブロック会議のオンライン実施）個別助言を行うに当たっての各都道府県等への事前調査を実施（計画の記載のみでは分からない内容を把握）先駆的な取組みを行っている自治体の好事例集の作成・公表、各都道府県への個別ヒアリング等を実施。
 - 令和3年1月～ 個別ヒアリングの実施結果を踏まえた数値目標・取組み等の最終把握、レーダーチャートの修正・公表
- 都道府県等の取組を強力に支援し、計画の加速化を促すため、令和6年度末（※）までの期間を「**集中取組期間**」として位置付け、毎年度、「**里親委託・施設地域分散化等加速化プラン**」の提出を求める。
 - （※）計画の中間年、かつ、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満の里親等委託率の数値目標を概ね5年以内に75%以上と掲げている。
 - （※）プランの計画値と実績値に大幅な乖離が生じている場合、毎年度の提出時に併せて、要因分析させるとともに、対処方法を求める。
- プランに基づく都道府県等の取組を促進するため、
 - i フォスタリング事業の拡充や、用地確保に向けた施設整備費等の加算の創設など、**補助メニューの拡充等**を図るとともに、
 - ii **集中取組期間における補助率の嵩上げ（1／2⇒2／3）**を実施することにより、自治体ごとの財政面での課題や用地確保等の課題等に対応し、**意欲のある自治体の取組を強力に後押しする。**

里親委託加速化プランに基づく財政支援の採択について（概要）

- 令和5年度の里親委託加速化プランを集計した結果、75自治体（都道府県・指定都市・児童相談所設置市）中、**40自治体を財政支援の対象として採択**した。
 - 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率の見込みについて、
 - ①75%以上の自治体が**19自治体**（19自治体）、②令和元年度末実績と比較して3倍以上増加した自治体が**21自治体**（22自治体）となっている。
- (※) ()内は令和4年度採択自治体数

採択の可否	自治体名	令和元年度末（実績）	令和2年度末（実績）	令和3年度末（実績）			里親委託率 令和2年度と 3年度比較	令和4年度末（見込）			令和6年度末（見込）		
		里親等委託率	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率		代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率
●	1 北海道	71.8%	52.3%	75人	49人	65.3%	13.1%	73人	54人	74.0%	72人	61人	84.7%
	2 青森県	23.3%	20.0%	27人	10人	37.0%	17.0%	27人	9人	33.3%	26人	10人	38.5%
●	3 岩手県	15.4%	24.1%	23人	7人	30.4%	6.3%	27人	11人	40.7%	44人	21人	47.7%
●	4 宮城県	0.0%	22.2%	20人	5人	25.0%	2.8%	26人	9人	34.6%	26人	10人	38.5%
●	5 秋田県	15.8%	17.6%	15人	3人	20.0%	2.4%	19人	9人	47.4%	19人	11人	57.9%
●	6 山形県	35.3%	9.5%	21人	5人	23.8%	14.3%	22人	10人	45.5%	21人	16人	76.2%
●	7 福島県	69.2%	67.6%	22人	13人	59.1%	-8.6%	37人	27人	73.0%	38人	29人	76.3%
●	8 茨城県	16.2%	9.2%	74人	6人	8.1%	-1.1%	62人	26人	41.9%	60人	44人	73.3%
●	9 栃木県	18.4%	16.7%	74人	14人	18.9%	2.3%	82人	31人	37.8%	81人	43人	53.1%
	10 群馬県	29.7%	37.7%	44人	13人	29.5%	-8.2%	76人	22人	28.9%	77人	26人	33.8%
	11 埼玉県	18.4%	16.5%	193人	37人	19.2%	2.7%	203人	59人	29.1%	199人	72人	36.2%
	12 千葉県	33.0%	41.7%	85人	35人	41.2%	-0.6%	115人	57人	49.6%	114人	65人	57.0%
	13 東京都	15.1%	17.6%	329人	57人	17.3%	-0.3%	-	-	-	490人	69人	14.1%
●	14 神奈川県	12.4%	25.6%	76人	9人	11.8%	-13.8%	107人	32人	29.9%	106人	37人	34.9%
	15 新潟県	27.6%	33.3%	25人	9人	36.0%	2.7%	22人	7人	31.8%	22人	9人	40.9%
●	16 富山県	0.0%	36.4%	11人	2人	18.2%	-18.2%	13人	4人	30.8%	13人	6人	46.2%
	17 石川県	22.7%	8.3%	20人	1人	5.0%	-3.3%	19人	6人	31.6%	18人	8人	44.4%
	18 福井県	10.0%	4.3%	23人	1人	4.3%	0.0%	10人	2人	20.0%	12人	4人	33.3%
●	19 山梨県	50.0%	51.6%	23人	9人	39.1%	-12.5%	45人	29人	64.4%	46人	35人	76.1%
●	20 長野県	30.4%	41.7%	45人	14人	31.1%	-10.6%	56人	20人	35.7%	59人	45人	76.3%
●	21 岐阜県	38.5%	32.6%	51人	21人	41.2%	8.6%	55人	32人	58.2%	54人	41人	75.9%
	22 静岡県	35.4%	32.1%	46人	16人	34.8%	2.7%	42人	16人	38.1%	40人	18人	45.0%
	23 愛知県	27.4%	25.5%	84人	24人	28.6%	3.0%	156人	-	-	158人	45人	28.5%
	24 三重県	28.3%	22.0%	38人	10人	26.3%	4.4%	64人	29人	45.3%	64人	31人	48.4%
	25 滋賀県	45.5%	14.3%	23人	5人	21.7%	7.5%	23人	10人	43.7%	23人	12人	52.5%
	26 京都府	13.6%	20.0%	28人	4人	14.3%	-5.7%	30人	5人	16.7%	30人	7人	23.3%
	27 大阪府	22.7%	20.1%	125人	25人	20.0%	-0.1%	165人	-	-	165人	-	47.0%
	28 兵庫県	18.4%	18.0%	62人	8人	12.9%	-5.1%	104人	30人	28.8%	104人	39人	37.5%
	29 奈良県	17.9%	10.3%	18人	3人	16.7%	6.3%	34人	7人	20.6%	33人	9人	27.3%
●	30 和歌山県	10.7%	5.0%	22人	1人	4.5%	-0.5%	36人	8人	22.2%	35人	12人	34.3%
●	31 鳥取県	4.5%	0.0%	17人	1人	5.9%	5.9%	38人	3人	7.9%	36人	5人	13.9%

採択 の 可否	自治体名	令和元年度末 (実績)	令和2年度末 (実績)	令和3年度末(実績)			里親委託率 令和2年度と 3年度比較	令和4年度末(見込み)			令和6年度末(見込)		
		里親等委託率	里親等委託率	代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率		代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率	代替養育が 必要な児童数	里親等委託 児童数	里親等委託率
	32 島根県	32.0%	21.7%	21人	1人	4.8%	-17.0%	22人	4人	18.2%	25人	9人	36.0%
●	33 岡山県	35.0%	26.7%	33人	12人	36.4%	9.7%	73人	44人	60.3%	70人	53人	75.7%
	34 広島県	12.6%	27.1%	44人	9人	20.5%	-6.7%	43人	9人	20.9%	41人	27人	65.9%
●	35 山口県	6.5%	16.1%	30人	5人	16.7%	0.5%	30人	7人	23.3%	29人	10人	34.5%
	36 徳島県	37.5%	36.4%	18人	6人	33.3%	-3.0%	29人	13人	44.8%	28人	18人	64.3%
	37 香川県	26.1%	40.0%	23人	7人	30.4%	-9.6%	26人	11人	42.3%	25人	13人	52.0%
●	38 愛媛県	11.6%	30.6%	35人	13人	37.1%	6.6%	50人	19人	38.0%	50人	24人	48.0%
●	39 高知県	3.6%	10.0%	25人	6人	24.0%	14.0%	41人	13人	31.7%	51人	21人	41.2%
●	40 福岡県	15.1%	13.9%	65人	10人	15.4%	1.5%	66人	26人	39.4%	63人	33人	52.4%
●	41 佐賀県	51.4%	42.3%	14人	6人	42.9%	0.5%	28人	18人	64.3%	28人	21人	75.0%
	42 長崎県	32.1%	15.4%	30人	9人	30.0%	14.6%	29人	14人	48.3%	29人	18人	62.1%
●	43 熊本県	0.0%	9.5%	30人	3人	10.0%	0.5%	29人	7人	24.1%	28人	13人	46.4%
●	44 大分県	54.3%	46.4%	26人	13人	50.0%	3.6%	33人	22人	66.7%	33人	25人	75.8%
●	45 宮崎県	2.6%	6.3%	33人	3人	9.1%	2.8%	35人	10人	28.6%	34人	13人	38.2%
	46 鹿児島県	23.5%	14.3%	59人	8人	13.6%	-0.7%	58人	18人	31.0%	58人	23人	39.7%
	47 沖縄県	60.5%	69.0%	34人	21人	61.8%	-7.3%	47人	27人	57.4%	47人	27人	57.4%
●	48 札幌市	38.3%	50.9%	57人	31人	54.4%	3.5%	57人	35人	61.4%	58人	44人	75.9%
	49 仙台市	17.4%	32.0%	20人	4人	20.0%	-12.0%	35人	11人	31.4%	36人	14人	38.9%
	50 さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	51 千葉市	30.8%	31.6%	19人	7人	36.8%	5.3%	19人	7人	36.8%	18人	10人	55.6%
	52 横浜市	20.9%	27.3%	63人	16人	25.4%	-1.9%	124人	36人	29.0%	130人	43人	33.1%
●	53 川崎市	23.7%	38.9%	35人	13人	37.1%	-1.7%	49人	31人	63.3%	51人	38人	74.5%
●	54 相模原市	30.8%	33.3%	18人	5人	27.8%	-5.6%	26人	13人	50.0%	24人	18人	75.0%
●	55 新潟市	68.8%	68.8%	18人	11人	61.1%	-7.6%	12人	8人	66.7%	12人	9人	75.0%
	56 静岡市	56.3%	50.0%	11人	4人	36.4%	-13.6%	16人	8人	50.0%	15人	8人	53.3%
●	57 浜松市	63.2%	78.6%	20人	17人	85.0%	6.4%	16人	13人	81.3%	18人	15人	83.3%
●	58 名古屋市	17.2%	29.9%	77人	23人	29.9%	0.0%	98人	35人	35.7%	100人	45人	45.0%
●	59 京都市	21.1%	29.0%	20人	2人	10.0%	-19.0%	36人	19人	52.6%	35人	26人	75.0%
●	60 大阪市	5.0%	8.3%	119人	11人	9.2%	0.9%	188人	19人	10.1%	188人	48人	25.5%
	61 堺市	33.3%	28.0%	23人	11人	47.8%	19.8%	52人	0人	0.0%	42人	15人	35.7%
●	62 神戸市	14.9%	16.4%	33人	4人	12.1%	-4.3%	50人	12人	24.0%	51人	19人	37.3%
●	63 岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	64 広島市	16.7%	29.2%	15人	5人	33.3%	4.2%	25人	3人	12.0%	25人	5人	20.0%
	65 北九州市	22.7%	18.8%	21人	2人	9.5%	-9.2%	29人	7人	24.1%	44人	17人	38.6%
●	66 福岡市	66.7%	71.4%	18人	13人	72.2%	0.8%	37人	25人	67.6%	35人	27人	77.1%
●	67 熊本市	18.5%	8.0%	26人	2人	7.7%	-0.3%	26人	11人	42.3%	26人	15人	57.7%
	68 横須賀市	11.1%	0.0%	3人	0人	0.0%	0.0%	12人	1人	8.3%	14人	1人	7.1%
	69 金沢市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
●	70 明石市	33.3%	66.7%	4人	1人	25.0%	-41.7%	7人	4人	57.1%	7人	6人	85.7%
	71 奈良市	-	-	-	-	-	-	8人	1人	12.5%	8人	4人	50.0%
●	72 世田谷区	-	33.3%	12人	1人	8.3%	-25.0%	22人	13人	59.1%	26人	20人	76.9%
●	73 江戸川区	12.5%	4.0%	18人	2人	11.1%	7.1%	30人	7人	23.3%	30人	12人	40.0%
	74 荒川区	-	9.1%	7人	0人	0.0%	-9.1%	13人	2人	15.4%	15人	3人	20.0%
●	75 港区	-	25.0%	2人	0人	0.0%	-25.0%	7人	3人	42.9%	8人	6人	75.0%

※さいたま市は埼玉県に、岡山市は岡山県に、金沢市は石川県に含む

(5) 里親委託を推進する上での課題と取組

里親委託を進める上での課題

- 登録里親確保の問題
 - ・ 里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
 - ・ 里親の希望する条件（性別、年齢、養子縁組可能性等）と合わない。
 - ・ 信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親に限られる。里親の養育技術向上。
 - ・ 里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。等
- 実親の同意の問題
 - ・ 里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。（施設なら同意するが、里親の場合に同意しない）等
- 児童の問題の複雑化
 - ・ 発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えてきている等
- 実施体制、実施方針の問題
 - ・ 児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
 - ・ 里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
 - ・ 未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
 - ・ 職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題等



里親委託を推進する取り組み例

- 広報・啓発
 - ・ 区町村や里親会等との連携・協力
 - ・ 里親子による体験発表会（里親の実情を知ってもらう）
 - ・ 一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業 等
- 実親の理解
 - ・ 養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
 - ・ 養育里親についての里親の意識
 - ・ 実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託 等
- 里親の支援
 - ・ 里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
 - ・ 里親の孤立化を防止、訪問支援
 - ・ 里親研修、養育技術の向上
 - ・ 地域との連携をつくり、里親によい養育環境をつくる 等
- 実施体制、実施方針
 - ・ 里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
 - ・ 里親会の強化
 - ・ 里親担当職員の増員等
 - ・ 里親委託のガイドラインの策定
 - ・ 里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体間で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
 - ・ 相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし 等

（平成22年10月、各都道府県市へのアンケート結果より）

(6) 里親等委託率の過去10年間の増加幅の大きい自治体

- 過去10年間で、福岡市が27.9%から59.3%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。
- これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

		増加幅 (H23→R3比較)	里親等委託率	
			平成23年度末	令和3年度末
1	福岡市	+ 31.4%	27.9%	59.3%
2	岡山県	+ 28.8%	9.9%	38.7%
3	浜松市	+ 28.7%	14.2%	42.9%
4	さいたま市	+ 28.5%	17.5%	46.0%
5	新潟市	+ 28.3%	27.5%	55.8%
6	佐賀県	+ 27.4%	10.8%	38.2%
7	横須賀市	+ 22.3%	11.6%	33.9%
8	愛媛県	+ 18.7%	6.0%	24.7%
9	高知県	+ 18.2%	6.6%	24.8%
10	札幌市	+ 17.0%	18.1%	35.1%

都道府県等における里親等委託推進に向けた 個別項目ごとの取組事例

令和3年3月

厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課

I 里親等委託推進の取組

1 広報・リクルートの取組

(1) 企業と連携した広報

- ・ 企業・団体に向けた広報の実施（浜松市）…………… P 47

(2) 大学と連携した広報

- ・ 大学との協働による広報啓発（美大生が里親制度を探求し表現）（秋田県）…………… P 47
- ・ 大学等の講義での里親制度の説明や里親体験の発表（徳島県）…………… P 48
- ・ 県内の大学での里親関係の講演及び特別授業の実施（愛媛県）…………… P 48

(3) 様々な媒体を活用した広報

- ・ ラッピングバス広告を活用した広報（長野県）…………… P 49
- ・ ラッピングバス広告を活用した広報（和歌山県）…………… P 49
- ・ インターネットを使った広報（長野県）…………… P 50
- ・ 伝える内容を絞った広報（長野県）…………… P 50
- ・ 重点エリアにおける里親制度の広報（民間への委託事業）（愛知県）…………… P 51
- ・ 子育て支援事業と連携した里親制度の広報（香川県）…………… P 51
- ・ マスコミを活用した広報（静岡市）…………… P 52
- ・ さまざまな媒体を活用した広報（京都市）…………… P 52
- ・ 養育里親の愛称選定やきょうと里親支援・ショートステイ（愛称：ほっとはぐ）の開設（京都市）…………… P 53
- ・ 10月の里親月間における「本のまち あかし」との協働事業（明石市）…………… P 53

(4) ターゲットを絞った広報・リクルート

- ・ ターゲットを絞った里親リクルート（新潟県）…………… P 54
- ・ ターゲットを絞った広報（千葉市）…………… P 54

(5) その他

- ・ 里親制度説明会の夜間開催（福井県）…………… P 55
- ・ 出張講座（愛知県）…………… P 55
- ・ 保健師や助産師等、様々な職種との連携（愛知県）…………… P 56
- ・ 子ども虐待対策・里親制度推進監の配置（三重県）…………… P 56
- ・ B型フォスタリング機関による里親支援の取組を促進（里親登録推進事業）（大阪府）…………… P 57
- ・ ターゲットを絞った制度周知やリクルートを効果的に実施（岡山県）…………… P 57
- ・ 1小学校区1里親（静岡市）…………… P 58
- ・ 啓発イベント「あおぞらマーケット」の開催（世田谷区）…………… P 58

2 研修・トレーニングの取組

(1) 登録研修

- …………… P 59
- ・ 登録前研修一部講義の講師依頼（市町村との連携）（北海道）…………… P 59
- ・ 里親登録希望者に合わせた柔軟な里親基礎研修、里親委託前研修の開催（横須賀市）…………… P 59

(2) 未委託里親への研修

- …………… P 60
- ・ 里親トレーニング事業（茨城県）…………… P 60
- ・ 受託前後の里親支援の取組（埼玉県）…………… P 61
- ・ 登録直後や未委託の里親を対象に一時里親推進事業（県事業）を活用（岡山県）…………… P 61
- ・ 養子縁組里親対象のサロンの実施（山口県）…………… P 62
- ・ 未委託里親へのトレーニング（徳島県）…………… P 62
- ・ 児童養護施設等において里親から各種ボランティアを募る（宮崎県）…………… P 63
- ・ 未受託里親のためのフォローアップ研修（静岡市）…………… P 63
- ・ 未委託里親を対象とした「子どもを迎えるための準備講座」等（神戸市）…………… P 63

(3) その他

- …………… P 64
- ・ 法定研修以外にも年間16回の研修を実施（岐阜県）…………… P 64
- ・ 登録後の里親支援研修（愛知県）…………… P 64

3 マッチングの取組

- ・ 児童家庭支援センター（里親支援機関）と協働した委託（措置）里親の選定（静岡県） …… P 65
- ・ 児童相談所の組織を改編し、「家庭移行推進チーム」を設置（大阪府） …… P 65
- ・ あらゆる支援機関が参加する里親支援連絡会（京都市） …… P 66

4 委託後支援の取組

- ・ 里親会（県里親連合会）の訪問支援員、フォスティング機関の訪問支援等（青森県） …… P 67
- ・ 全ての委託児童に対して「里親養育支援委員会」（山形県） …… P 67
- ・ 里親による里親支援事業（ピアサポート事業）（群馬県） …… P 68
- ・ 里親支援機関による委託推進及び訪問支援事業（千葉県） …… P 68
- ・ 里親サポーター制度（愛知県） …… P 69
- ・ 施設から里親委託へ措置変更した際の里親支援専門相談員による委託後支援にかかる財政的な補助事業（三重県） …… P 69
- ・ 里親子によるP C I Tの実施（広島県） …… P 70
- ・ 里親等訪問支援事業として家事支援・相談支援を実施（岡山市） …… P 70
- ・ 里親として初めて子どもを受け入れる際の支援（明石市） …… P 71

II 特別養子縁組の取組

- ・ 会議体による里親委託及び特別養子縁組対象児童の情報把握（兵庫県） …… P 73
- ・ 特別養子縁組制度の普及啓発及び縁組成立後のフォローアップの実施（香川県） …… P 73
- ・ 医療機関と連携した新生児里親委託（特別養子縁組）の推進（愛媛県） …… P 74
- ・ 市内産婦人科にて特別養子縁組と里親制度に特化したパンフレット配架（相模原市） …… P 74

Ⅲ 里親支援専門相談員の役割

- ・ 里親支援専門相談員による主体的な活動の実施（栃木県） …… P 74
- ・ 里親支援専門相談員による里親家庭の支援（東京都） …… P 74
- ・ 2施設合同の里親サロンの実施（浜松市） …… P 75
- ・ ブロック単位での里親支援専門相談員による活動（京都市） …… P 75

参考（里親等委託推進に向けた取組事例）

- ・ 里親等委託推進に向けた取組（大分県） …… P 77
- ・ 里親等委託推進に向けた取組（福岡市） …… P 79

I 里親等委託推進の取組

1 広報・リクルートの取組事例

(1) 企業と連携した広報

浜松市：企業・団体に向けた広報の実施

Point

地元企業・団体に勤務する社員・職員に里親制度を知ってもらうことにより、里親を目指す人を増やす効果を期待。

- 浜松市では、平成27年度から地元の大手企業、商工会議所、金融機関、総合病院を訪問するなどして、社員・職員向けに里親制度の周知を依頼。食堂など多くの人が集まる場所へのポスター掲示やチラシの配架、または電子掲示板へのチラシのデータ掲示など、各企業・団体において可能な範囲での周知をお願いしている。
- また、人事担当者に直接会う機会がある場合には、社員・職員が里親となり、養子縁組を前提とした里親委託に結びついた場合の育児休暇の取得への配慮などをお願いしている。
- 令和元年度は15社・団体へ依頼したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、直接の訪問はできる限り避け、電話で依頼し、チラシ・ポスターの送付などをお願いしている。
- 各企業・団体の理解で快く受け入れていただいております、現在まで続けることができています。

【配布したチラシ】



(2) 大学と連携した広報

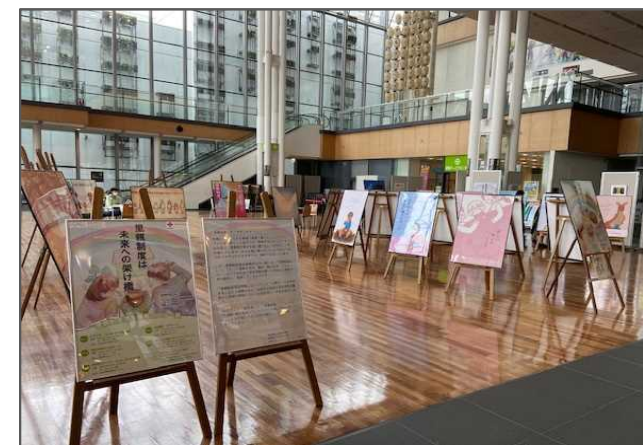
秋田県：大学との協働による広報啓発（美大生が里親制度を探求し表現）

Point

秋田公立美術大学生が、乳児院の見学や職員との対話を通じて里親制度の意義や本質を探究し、デザイン思考を駆使してポスターに表現。デザイン性の高い広報物（ポスター）で、広く里親制度への関心を高めるとともに、潜在的な里親への働きかけとしている。

- 秋田赤十字乳児院では、秋田県がフォスティング業務を委託する以前の平成30年から秋田公立美術大学と連携し、里親制度の普及啓発事業に独自に取り組んでいる。
- 令和2年度からは、フォスティング業務の本格委託を契機に、秋田県、秋田赤十字乳児院、秋田公立美術大学の三者において連携を強化し、美大生がデザインしたポスターをトリガーに里親制度の普及啓発に傾注している。
- 具体的には、従来からの市役所等公共ホールに加え、ショッピングモールの協力を得てポスター展を開催し、県民の目に触れる機会の増加につなげている。この取組は、話題性から報道機関の取り上げ頻度も高い。
- 今後の展開としては、市町村と連携し、ポスター展の全県展開や集客の高い民間商業施設での開催、さらには、市町村イベントとタイアップし、『ポスター展示＋制度説明コーナー』といったブース出展により、里親制度への県民の関心を高めていきたい。

【秋田拠点センターアルヴェ】



1 広報・リクルートの取組事例

(2) 大学と連携した広報

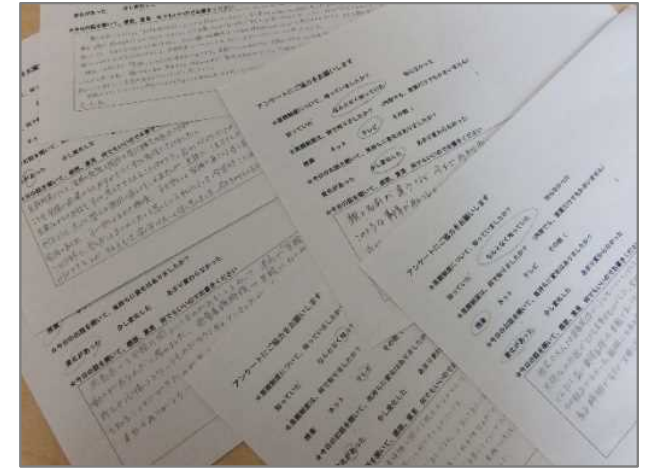
徳島県：大学等の講義での里親制度の説明や里親体験の発表

Point

社会的養護に関わりのある仕事に就く予定の学生を対象に、大学のカリキュラムに里親制度を設けることで、学生時から里親制度や子どもの養育に関する知識や理解を深めてもらう。

- 徳島県では、平成27年から、こども家庭支援センターひかりが主体となって、**医療や教育、福祉関係の大学や専門学校で、学生に対して里親制度についての講義を実施**。制度説明に加えて、里親による体験談の発表も実施することで、社会的養護における里親制度の意義をリアルに感じてもらえるようにしている。令和元年度は5つの学校において計8回開催した。
- 学生時から、里親制度への理解を深めてもらうことで、専門の職に就き、実際に里親里子と関わる機会に遭遇した際に、支援をスムーズに行うことが可能になる。また、里親制度が社会に自然と浸透するためには、**幅広い世代、特に若者に理解を深めてもらうことも重要**であるため、大学等での講義を継続している。
- 講義後のアンケートには、「**血のつながりだけが全てではないとわかった**」、「**なんとなく聞いたことがあった里親制度をきちんと理解できた**」等といった内容が書かれており、学生に理解を深めてもらう機会になっている。

【講義後学生アンケート】



愛媛県：県内の大学での里親関係の講演及び特別授業の実施

Point

保育士・教師を目指す学生への児童相談所の現場の理解促進。

- 愛媛県では、児童相談所の里親養育支援担当児童福祉司が、**県内の福祉系学科がある2大学及び教育系学科がある1大学等で講演、特別授業を実施**している。
- 令和2年には、福祉系学科がある大学等では**保育士養成課程の一部**として、教育系学科がある大学では**特別支援教育の中で**社会的養護、里親委託、養子縁組等について講話した。
- 福祉系学科がある大学からは児童相談所において**インターンの受入れも実施**している。
- 他の大学や専門学校のほか、市町、その他里親制度に関心のある者等からの講演依頼に随時対応している。また、講演等の機会がより多く創出されるよう積極的に周知に努めている。

【福祉系の学科がある大学での特別授業の実施状況】



1 広報・リクルートの取組事例

(3) 様々な媒体を活用した広報

長野県：ラッピングバス広告を活用した広報

Point

ラッピングバスが上田市内を運行することにより、多くの方の目に触れる機会を増やすことで里親の広報啓発・リクルートにつなげる。

- 長野県では、フォスティング業務を委託している、うえだみなみ乳児院が、**里親月間に合わせた令和2年10月1日から1年間**、上田市内を運行する路線バスにラッピング広告を実施している。
- ラッピングバス広告は、里親募集のチラシやポスターでも使用している赤ちゃんの写真を中心とした**インパクトのあるデザイン**にすることで、**広告注目率を高めている**。1年間を通じて市内で運行されることで、**反復的・継続的な地域密着型の広告展開**となっている。
- また、ラッピングバスへの**注目度を上げるとともに幅広い周知となるための工夫として、SNSを活用して、ラッピングバスを見かけたらSNSに投稿してもらうよう呼び掛けている**。

【ラッピングバス広告】



和歌山県：ラッピングバス広告を活用した広報

Point

和歌山市内を運行するバス1台の側面にラッピング広告を掲出し、市内全域における里親制度の周知を図る。

- **バス車体には、社会的養護を受けている子どもが描いた絵を採用し、里親と子どもとのつながりや里親制度が子どもの福祉のための制度であることを表現するようなデザインとし、里親制度の普及啓発を実施している**。
- また、**里親月間中は、車内ポスターも掲出（バス8台分）**。バスを利用される方に、里親制度を知ってもらえるよう、**養育里親や養子縁組里親、週末里親のことなどいろいろなかたちの里親制度があることを伝え、周知を図った**。
- 費用は、**バスラッピングと車内ポスター掲出で60万円**。

【ラッピングバス広告】



【車内ポスター】



1 広報・リクルートの取組事例

(3) 様々な媒体を活用した広報

長野県：インターネットを使った広報

Point

インターネットのホームページ上に里親募集広告を掲載し、興味を持った方が手軽に情報を得られるようにすることで里親の広報啓発・リクルートにつなげる。

- 長野県ではフォスティング業務を委託している、うえだみなみ乳児院が、令和2年9月中旬から約半年間、**インターネットのホームページ上に東信地域限定で里親募集広告を掲載**している。
- 広告をクリックすると、うえだみなみ乳児院のホームページに移動するようになっており、令和元年に施設が独自に制作した里親啓発コマーシャルや里親制度についての情報を閲覧できるようになっている。
- 広告の**デザインは、目に留まるものになるよう色合いなどを工夫**をしている。
- **広告の開始以降、施設ホームページの閲覧件数がそれまでの約4.2倍**（10月～12月：延べ6,583回）に増加しており、里親制度についての**問い合わせにもつながっている**。

【インターネット広告】



長野県：伝える内容を絞った広報

Point

幅広い住民に興味を持ってもらえるよう、具体的で分かりやすい内容の募集チラシ・ポスターを作成し、里親の広報啓発・リクルートにつなげる。

- 長野県では、フォスティング業務を委託している、うえだみなみ乳児院が、「**0～2歳の赤ちゃんを短期間**」という文言を**強調**し、具体的で分かりやすい内容にした募集チラシを作成した。
- チラシは幅広い住民に興味を持ってもらうためのもので入口であり、詳しい情報はその後知ってもらいたいという考えから、情報を網羅して記載するのではなく、**伝えたいことが前面に出されるように工夫**をした。
- また、**赤ちゃんの写真を大きく入れること**で目に留まりやすく、**文言もイメージしやすいもの**にした。チラシ・ポスターを活用して、**スーパーやコンビニ、飲食店などに掲示**したり、市町村の協力を得て**地域の回覧に入れていただく**などの取組を行い、広く周知を図っている。
- 「これなら自分にもできそうだ」と思ってもらえることで、具体的な問い合わせにつながっている。

【里親募集チラシ】



1 広報・リクルートの取組事例

(3) 様々な媒体を活用した広報

愛知県：重点エリアにおける里親制度の広報（民間への委託事業）

Point

興味関心を得るツールとしてマスクケースを作成し、里親のリーフレットと共に重点エリア内の商業施設等において配布・設置し、里親制度の啓発を展開。

- 愛知県では、令和2年度から社会福祉法人中日新聞社会事業団へ里親制度の啓発及び研修の一部を委託し、**県内2市（日進市、長久手市）を里親啓発を行う重点エリアと位置付け**、民間のノウハウ、地域とのつながりを活かした啓発を展開している。
- 本事業は、委託可能な養育里親を増やしていくことを目的に、「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」でも効果的な手法として紹介されている**「地域を絞り、集中的に繰り返し情報発信をすること」を実践**するとともに、新型コロナウイルス感染拡大に伴いマスク着用が増えている社会情勢を捉え、**多くの方の興味関心を得るツールとして、マスクケースを作成し、里親リーフレットと共に商業施設での配布、設置を実施している。**

〈主な事業の内容〉

- ・マスクケース及びリーフレット等の配布・設置
- ・休日・夜間開催の体験発表会（重点エリア内で毎月）
- ・休日開催の基礎研修及び登録前研修
- ・体験発表会の日時の啓発に新聞記事、新聞広告を活用

【マスクケース】



【体験発表会チラシ】



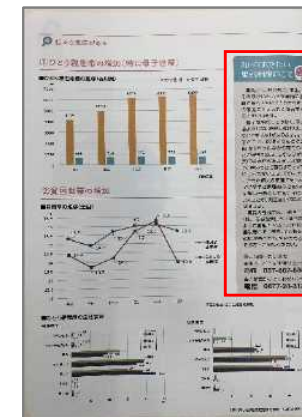
香川県：子育て支援事業と連携した里親制度の広報

Point

「縁結び・子育てサポーター」に里親制度を知ってもらうことにより、結婚や子育てを考えている方々への里親制度啓発につなげる。

- 香川県では、平成27年度から地域の美容院・理容院・サロン等において、店舗スタッフが、顧客である子育て中の保護者等と交流の機会を持つ場があることを活用し、認定講習を受けたスタッフから顧客に結婚支援や子育て支援についての情報提供を行う**「縁結び・子育て美容-eki」事業**を実施している。
- また、令和元年度からは保険外交員の方にも幅を広げ、進学・結婚・出産等のライフイベントのタイミングで結婚を希望する方やその親御さん、子育て中の保護者と交流の機会があるということで、**「縁結び・子育てサポーター」として協力をいただいている。**（令和元年度末現在の認定店舗数累計429店舗）
- **里親制度の広報にあたっても同事業を活用し**、「縁結び・子育て美容-eki」認定講習会テキストや認定店舗のほか、子育て家庭が利用する施設等に配布する「縁結び・子育て美容-eki新聞」に里親制度について掲載し、広く県民への周知を図っている。

【「縁結び・子育て美容-eki」サポーター認定講習会テキストへの掲載】



1 広報・リクルートの取組事例

(3) 様々な媒体を活用した広報

静岡市：マスコミを活用した広報

Point 普及啓発事業をマスコミに取り扱っていただき、分かりやすく市民に伝える。

- 静岡市では、**地元放送局のアナウンサーに里親家庭支援センターの広報大使に就任していただき、テレビ、ラジオで里親制度や一日里親体験などの行事を広報**している。
- **ポスター、チラシに積極的に広報大使や地元 J 1 サッカーチームのマスコットを掲載**している。
- 贈呈式や里親月間記念講演会、制度説明会などをマスコミに取り扱っていただくため、**開催日程を事前にマスコミに情報提供**している。
- 令和 2 年度実績として、**地元放送局で里親特集の放映が 2 回**あった。**NHK名古屋放送局でも東海地区及び全国 E テレで里親特集が放映**された。またラジオ番組では、当センター職員と番組司会者による里親制度や行事の P R などを行った。

【静岡市里親家庭支援センターチラシ】



京都市：さまざまな媒体を活用した広報

Point ポスターの作成・市交通局のバスや地下鉄の車内吊り、啓発等動画の作成・TVCM放映などさまざまな媒体を活用し、市民への里親制度啓発につなげる。

- 京都市では、10月の里親月間を中心に、**さまざまな手法・媒体等を活用し、里親制度啓発を実施**している。
 - ①市オリジナルのポスターを作成し、**市交通局のバス・地下鉄の車内吊り、J R 駅構内等で掲示**
 - ②市オリジナルの啓発動画等を作成し、**TVCM・ラジオCM・映画「朝が来る」上映前CMとしての放映、駅のデジタルサイネージ**を用いての放映等
 - ③地域の生活情報紙（リビング京都）に里親制度の記事掲載
 - ④市広報紙（市民しんぶん）に記事掲載（里親制度の特集）し、市内全戸に配布
 - ⑤里親月間に商業施設（イオンモール 2カ所等）での啓発活動及び制度説明会の実施
 - ⑥各種イベントでのブース出店＜令和 2 年度は中止＞
 - ⑦市民向け公開講座の実施（里親会に委託：里親会と里親支援機関の共催）
 - ⑧里親に関する**専用ウェブサイトの制作**
 - ⑨**市長対談企画**として、「多様な“家族のかたち”」「里親さん同士のつながり」「すべての子どもや子育て家庭の笑顔あふれるまち」をテーマに、**市長・本市在住の里親 1 名・映画「朝が来る」河瀬直美監督の三者対談**の実施（後日、地域の生活情報紙に記事掲載）

【オリジナル啓発ポスター】



【オリジナル啓発動画】



1 広報・リクルートの取組事例

(3) 様々な媒体を活用した広報

京都市：養育里親の愛称選定やきょうと里親支援・ショートステイ（愛称：ほっとはぐ）の開設

Point

養育里親の愛称選定や新たな支援拠点の開設を実施し、また、市長の記者会見を通じて発表することで、広い世代において里親制度の社会的認知度を高め、制度への理解を広める。

- 京都市では、多くの方に親しみを持っていただくことで里親制度がなじみ深いものになることと、特に養育里親の更なる充実を目指すことを目的に、**養育里親の愛称を募集**したところ、456点の応募をいただき、里親支援機関などの関係者による意見聴取等を踏まえ、「はぐくみさん」を選定。
- 市情報誌（GOGO土曜塾）において、「はぐくみさん」募集の記事を掲載し、市内の幼稚園、保育所、学校等を通じて、保護者に配布するとともに、より多くの人に「はぐくみさん」を知ってもらうために、市オリジナルのポスターや啓発動画等においても「はぐくみさん」を記載し、周知を図っている。
- 里親の訪問支援や相互交流を行うとともに、ショートステイ事業も実施することにより、身近な地域で子どもと子育て家庭を支える「**きょうと里親支援・ショートステイ事業拠点（愛称：ほっとはぐ）**」を開設。
- 養育里親の愛称選定及び「きょうと里親支援・ショートステイ事業拠点」の開設を、市長の記者会見を通じて発表。

【里親支援事業交流スペース】



【ショートステイ事業子ども部屋】



明石市：10月の里親月間における「本のまち あかし」との協働事業

Point

「本のまち あかし」を推進する本市ならではの取組として、里親月間中に市内書店等と協働し、ブックカバーやしおりの配布を行い、里親制度啓発につなげる。

明石市では、年間通じて里親啓発活動を行っているが、10月の里親月間で更に広く市民に里親制度を周知し、里親家庭を増やす契機とするため、あかし市民図書館や市内書店等とタイアップし、里親啓発活動を行っている。

○ 明石市オリジナル里親啓発特製ブックカバー・しおりの配布

- ・特製ブックカバー：市内書店4店舗において、書籍を購入した方のうち希望者に配布。
- ・特製しおり：市内書店4店舗、あかし市民図書館、明石市立西部図書館、子育て支援センター5か所、こども夢文庫8か所の施設利用者に配布。

○ 里親啓発関連図書の特設コーナー設置、パネル展示等の開催

- ・市内書店、あかし市民図書館、明石市立西部図書館において、社会的養護に関する本の特設コーナーを設け、書店や図書館が保有する書籍の中で里親制度等の関連書籍を展示。
- ・あかし市民図書館、明石市立西部図書館において里親に関するパネル展示や、市オリジナル作成の里親啓発DVD上映会を開催。

【特製しおり】



【特製ブックカバー】



1 広報・リクルートの取組事例

(4) ターゲットを絞った広報・リクルート

新潟県：ターゲットを絞った里親リクルート

Point 施設や保育所のOB・OG等養育経験のある方にターゲットを絞ったリクルートにより、即戦力となる里親の確保につなげる。

- 新潟県では、**直近5年間、年平均30組程度の新規里親登録**がある。社会的養護を必要とする子どもにおいては、家庭的養育環境の提供とともに、個別のニーズに応じた支援が求められており、里親トレーニング事業による里親向け研修の強化とともに、**里親リクルートにおいては、即戦力となる里親の確保を図っている。**
- また、新潟県は広大な面積を有しており、地理的な特色からも、各地域の状況に応じた里親リクルートが必要である。特に、**社会資源の乏しい郡部においては、長期間の委託が可能な里親の確保のみならず、一時保護委託を含めた緊急的または短期間の受入れが可能な里親の確保が必要な状況**にあると捉えており、**経験者をターゲットにリクルートを行うことにより、養育の質が確保され、里親委託に直結しやすい**と考えている。
- よって、地域事情に応じて、**保育所や学校教職員、福祉行政職等のOB・OG等を即戦力となり得るターゲット**として、関係機関の会合参加時に制度の周知を図ることや退職時の所属へ仲介を依頼するなどして、**個別の働きかけにより新規里親リクルート及び一時保護委託先の開拓を図っている。**

千葉市：ターゲットを絞った広報

Point 退職職員の配布資料に里親募集チラシを同封することで、福祉や教育分野の退職者の里親登録につなげる。

- **退職という第2の人生を考えるタイミングにおいて、里親制度の周知をすることにより、「何か社会貢献したい」「千葉市のために時間がある今なら何かできそう」という方を捉え、登録につなごうとする取組。**
- また、市の職員には、**保健師、保育士、教員などの専門性を持った方々**も含まれており、そのような方々の力を発揮していただければ、**より幅広い里親委託が可能となることも期待している。**
- 今年度は新型コロナウイルスの影響により退職者向け説明会が中止となったためチラシ配布のみとなったが、説明会を開催する場合には、説明の時間をいただくことも検討していた。

【里親募集チラシ】

「里親」になりませんか？
—千葉市の子どもたちが「お父さん」との出会いを待っています—

「養子」とは違います。あくまで「預かる」制度です。

期間は、数日～数年
あります。自分のライフスタイルに
合わせて決めることができます。

お父のまぢやんから
高校生の子どもたちが対象。

費用負担はほぼありません。
お父様の収入に準拠する仕組み。

児童相談所が自宅をサポート！
預かっている間、家計簿管理や子供の
生活をサポートします。

まずは、知ることから！ **千葉市 里親** で検索！

【問い合わせ先】
■千葉市児童福祉課 里親支援班 TEL. 043-277-8880
■NPOキープセット 千葉オフィス
TEL. 043-245-7802 HP: <https://www.city.chiba.jp>

1 広報・リクルートの取組事例

(5) その他の広報

福井県：里親制度説明会の夜間開催

Point

夜間開催により、参加希望者の利便性を図ることで、参加者の増加、里親登録者の増加につなげる。

- 福井県では、毎年10月の里親月間に里親制度説明会を開催していたが、主に平日昼間の開催であったため参加者数が頭打ちの状況が続いていた。
- そこで令和2年度は、登録者数の増加につなげることは勿論、少しでも多くの方に制度を知ってもらうことも目的とし、参加者の利便性も考慮して**全て夜間の開催**とし、**開催回数もこれまでの2倍に増やした**。
- 開催にあたっては、**全乳児院・児童養護施設の里親担当者と里親会、市町担当者**に運営や体験談発表について**協力依頼**し、県だけではなく**関係機関が連携して登録者数増加に取り組む必要があるとの意識**を持てるよう働きかけた。
- 各市町の広報誌への掲載のほか、里親支援専門相談員の協力のもと、スーパーや公共施設、病院等にチラシの設置や掲示を行い、研修、会議、出前講座等でのチラシ配布、県、市町、各施設の掲示板や回覧を活用するなど、**様々な場面で説明会の周知**を図った。
- その結果、令和2年度の**1会場あたりの参加者数が約2倍に増加**。制度説明会を経て里親登録を希望し研修を受講する方も増加している。

【R2年度里親制度説明会の様子】



【里親募集チラシ】



愛知県：出張講座

Point

民生委員や青年会議所等の集まりに出向き、里親制度の説明、受講者と里親のグループワーク等を実施し、里親制度の啓発を実施。

- 愛知県では、**市役所、民生委員、ファミリーサポートの担い手、青年会議所等の集まりへ出向き、「出張講座」を実施**している。商業施設においては、オープン形式の出張講座も実施。
- 出張講座は、里親の担い手となり得る可能性がある団体等をこちらから開拓し、開催の調整を行う場合と、団体等からの依頼を受けて開催する場合がある。
- 出張講座では、里親制度の説明、本県及び参加者が暮らす地域における社会的養育の現状に関するクイズ、グループワーク等を実施しており、**社会的養育の現状を正しく理解し、自分にできることを考えていただける機会**となるように取り組んでいる。
- 特に**グループワークでは、実際に里親として活動している方にも参加をしていただき、受講者が里親と直接話しをする機会を設けるように企画**しており、具体的に里親として活動するイメージを持ってもらうことで、里親登録につなげられるように働きかけを行っている。

【出張講座の様子】



【出張講座チラシ】



1 広報・リクルートの取組事例

(5) その他の広報

愛知県：保健師や助産師等、様々な職種との連携

Point

子どもや里親に直接関わる機会が多い、様々な職種の方へ、里親制度への理解を深めてもらい、子どもや里親を支援する体制を構築。

- 愛知県では、**里親委託等推進委員会（本委員会）**の構成員として、**愛知県助産師会**や**愛知県市町村保健師協議会**の方に**出席**をしていただき、**里親支援**について連携を図っている。
- このつながりで、**保健師や助産師の集まり等にも参加**をさせていただき、**里親制度**、**本県における里親委託の状況**等について周知を行っている。
- また令和2年度は、**愛知県産婦人科医会と連携**し、**子どもを安全で温かい家庭で育てていく一つの選択肢として、「特別養子縁組」の制度があることや相談の窓口等について、医療に従事する方に知ってもらい、適切な支援につなげられるように、里親のリーフレット等を配布**することで周知を行った。（県内154カ所）

【里親制度啓発用リーフレット】



三重県：子ども虐待対策・里親制度推進監の配置

Point

子ども・福祉部に「子ども虐待対策・里親制度推進監」を設置し、市町や施設等と連携し、里親制度の啓発につなげる。

- 三重県では、増加する児童虐待に対応するため、本庁に「**子ども虐待対策監**」を**新設**し、児童相談センターと連携して、**危機管理対応**や**市町支援**に取り組んできた。
- 平成27年度から、三重県家庭的養護推進計画に基づき、里親委託の推進をはじめとする家庭的養護の取組が拡充・強化されることに伴い、「**子ども虐待対策監**」の所掌業務に「**家庭的養護の推進**」を追加し、名称を「**子ども虐待対策・里親制度推進監**」に変更した。
- また、児童相談センターに配置されている里親委託推進員や里親専任職員等とともに、市町や児童養護施設等と連携し、里親制度のPRを行うなど、**里親の新規開拓**を進めている。
- さらに、**これまでの子ども虐待対策監として、市町との連携が図られており、里親制度のPRも効果的**に行っている。

【里親業務における人材配置の経緯について】

- ・平成18年4月 児童相談センターに里親委託推進員を配置
- ・平成25年4月 本庁に子ども虐待対策監を設置
児童相談センターに家庭的養護支援嘱託員を配置
- ・平成27年4月 本庁に子ども虐待対策・里親制度推進監を設置
児童相談センターに里親専任職員を1名増員
北勢児童相談所に里親専任職員を配置
- 平成29年4月 中勢児童相談所に里親専任職員を配置

1 広報・リクルートの取組事例

(5) その他の広報

大阪府：B型フォスタリング機関による里親支援の取組を促進（里親登録推進事業）

Point

里親支援に取り組む児童養護施設等に対し、里親制度の普及啓発活動等を行うための必要経費を支援するとともに、里親の新規登録数に応じ加算措置を講じることで、施設における里親支援の取組を促進。

- 対象は里親支援専門相談員を配置し、B型フォスタリング機関として指定した児童養護施設等。
- **実績に応じた加算の仕組み**として、**新規登録里親数に応じ委託料を府が支援機関に支弁**。また、里親登録に向けた**広報啓発活動やリクルート活動（家庭調査・面接など）の実績**に応じ、上限の範囲内で実費分を支弁。
 - ① 新規登録里親数に応じた報酬の加算
B型フォスタリング機関がリクルートした里親候補者のうち、里親登録された実績数（単価：1件あたり25万円）
 - ② 里親登録に向けた取組み
 - (i) 広報啓発に係る諸経費【1機関あたり上限20万円】
対象経費例：広報イベント会場料、資料作成代、消耗品費など
 - (ii) 里親のリクルート活動に係る経費【単価：1家庭あたり5万円】
B型フォスタリング機関がリクルートした里親候補者のうち、児童相談所とガイダンス実施後、登録前調査を実施した実績数

【大阪府内で活用している里親ロゴマーク】



岡山県：ターゲットを絞った制度周知やリクルートを効果的に実施

Point

子どものための里親制度を、県民へ幅広く周知するリクルートと、市町村の子どもの支援者等へターゲットを絞って周知するリクルートを並行して実施。

- 岡山県では、子どものための里親制度を県民に対して**幅広く周知するリクルート**と、市町村の子どもの支援者（保育士や保健師、相談員等）に**ターゲットを絞って周知するリクルートを並行して実施**している。
- ターゲットを絞って周知するリクルートは、市町村要保護児童対策地域協議会等で、制度説明と併せて里親から体験談を直接伝える等の方法と、市町村の子どもの支援者に児童福祉司等が個別に声をかけて、里親制度の周知や理解を促す方法によるリクルートを並行して行っている。
- ターゲットを絞ってリクルートするためには、児童福祉司等のソーシャルワーカーが、「身近な地域で子どもの育ちのニーズを満たす社会資源である里親を増やす役割を担っている」との認識を持ってもらうこと、そして市町村の要保護児童対策調整機関の調整担当者（ソーシャルワーカー等）に里親制度の理解を促し、計画的な研修会等の開催や個別のリクルートを協働で実施していくことが重要である。

【里親制度パネル展の様子】



1 広報・リクルートの取組事例

(5) その他の広報

静岡市：1小学校区1里親

Point 里親空白地域に1里親以上を配置するため、里親カフェを実施

- 静岡市では、1小学校区に少なくとも1つの里親家庭がある状態の実現に向けて取組を行っている。現在86小学校区の内、43小学校区に里親家庭がある。里親家庭がない43小学校区に重点的にリクルート活動を実施している。
- 里親制度や里親による養育の現状について、気軽にコーヒーを飲みながらエピソードを交えて参加者とともに話すことができる場として里親カフェを設けている。

【里親カフェチラシ】



世田谷区：啓発イベント「あおぞらマーケット」の開催

Point 10月の里親月間にあわせ、商業施設で里親啓発イベント「あおぞらマーケット」を開催。里親家庭を舞台にした映画の上映会や写真展を展開し、里親制度への強い関心を集める。

- 10月里親月間に、世田谷区内の小田急線地下化に伴う再開発地区にある商業施設「ボーナストラック」にて啓発イベントを実施。認知度が高く集客が多い商業施設を会場として選んだ。里親制度を初めて知る方も多く、認知を拡げることが出来た。
- 里親家庭を被写体とした写真展や、実際にこどもを養育した里親の座談会「里親カフェ」を開催。とくに「里親カフェ」は参加者が満員での開催となった。さらに、里親家庭をテーマにした映画「育ててくれて、ありがとう」では、事前申し込み時点で定員に達するなど、多くの集客があった。
- そのほか、区内の複数の福祉作業所による物販コーナーを設けたほか、里親に関する本の閲覧コーナー、団体や制度説明のリーフレット等も用意し、多くの方に手に取っていただいた。
- 会場となった商業施設の当日来場者は3,000名以上あり、オープンスペースで行われた同イベントに立ち寄る来場者も多かった。特に区の関係者、他の自治体の児童相談所関係者、ケーブルテレビや複数の新聞社などメディア関係者も多く来場し、里親制度へ強い関心を集めることができた。福祉新聞では児童養護施設ならではの取り組みとして紹介される。

【イベントチラシと当日風景】



Ⅱ 特別養子縁組の取組

兵庫県：会議体による里親委託及び特別養子縁組対象児童の情報把握

Point

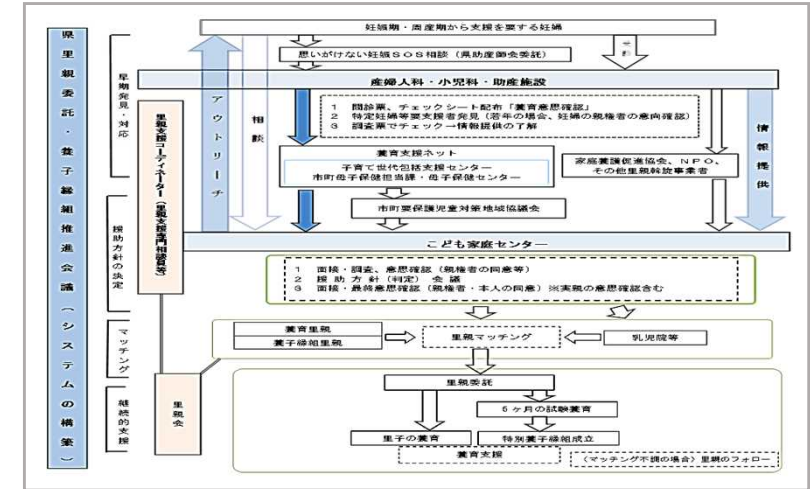
支援を要する妊婦が受診する病院と、児童相談所がスムーズに情報連携するため、医療関係者をメンバーに組み込んだ会議体を設置し、システムフローを構築。

- 特別養子縁組を念頭においた新生児・乳児の里親委託にあたっては、医療機関や母子保健機関との連携の下、実親の意思を尊重することを前提としたソーシャルワークの視点に加え、妊娠中からの相談、支援及び出産直後のケアを必要とする。
- そのため一般的な里親委託以上に**関係者相互の意思疎通**の重要性が高く、行政は実親、医療機関、里親等の多様な関係者に対するきめ細やかな働きかけが不可欠となる。
- 兵庫県では、平成28年度から行政や産婦人科医、小児科医、保健師等で構成される「**里親委託・養子縁組推進会議**」を設置した。
- 「里親委託・養子縁組推進会議」において、思いがけない妊娠や若年妊娠で出産後もリスクを抱える母子等について、産婦人科医等の医療機関と子ども家庭センター（児童相談所）が緊密に連携し、早い段階で里親委託、特別養子縁組へ繋ぐ仕組み（**ひょうご里親委託・養子縁組推進システムフロー**）を構築している。

【県子ども家庭センターが関わった特別養子縁組成立件数】

H27年度: 2件 H28年度:10件 H29年度:11件 H30年度:10件 R元年度:12件

【ひょうご里親委託・養子縁組推進システムフロー】



香川県：特別養子縁組制度の普及啓発及び縁組成立後のフォローアップの実施

Point

「特別養子縁組制度講演会」や「里親・養親サロン」の実施により、特別養子縁組に特化した啓発やフォローアップを展開する。

- 香川県では、平成29年度から特別養子縁組に関心のある方、医療関係者、児童相談所職員等を対象として、特別養子縁組制度の理解促進や養子縁組里親の登録促進を目的とした「**特別養子縁組制度講演会**」を実施している。
- また、養子縁組里親登録者や特別養子縁組が成立した養親が参加し、意見交換や情報交換等を行う「**里親・養親サロン**」を継続的に開催しており、養子縁組里親及び養親の交流促進の機会としている。
- 講演会やサロンにおいては、特別養子縁組が成立した養親自身に縁組成立前後の体験談等を語っていただくことや、県が作成する啓発リーフレットに「養親の声」としてメッセージを掲載いただくことなどにより、**養親の声が直接届く**よう工夫している。

【特別養子縁組制度講演会の開催】



愛媛県：医療機関と連携した新生児里親委託（特別養子縁組）の推進

Point 新生児里親委託、特別養子縁組の推進。

- 愛媛県では、特に**新生児里親委託**について、平成25年度から力を入れており、直近8年間で24件の委託を実施し、うち22件は**特別養子縁組が成立**している。
- 県内の**病院等と連携した取組みを推進**し、その病院の一つでは、平成27年から医師や助産師らが**新生児委託のための院内チームを組み**、生みの親と育ての親の双方を手厚く支援するとともに、**里親の育児訓練のための入院設備を完備**して対応している。
- 令和2年度の取組みとして、県外の病院からの新生児里親委託の受入れも行っている。

【里母・里母の母と新生児との初対面の様子】

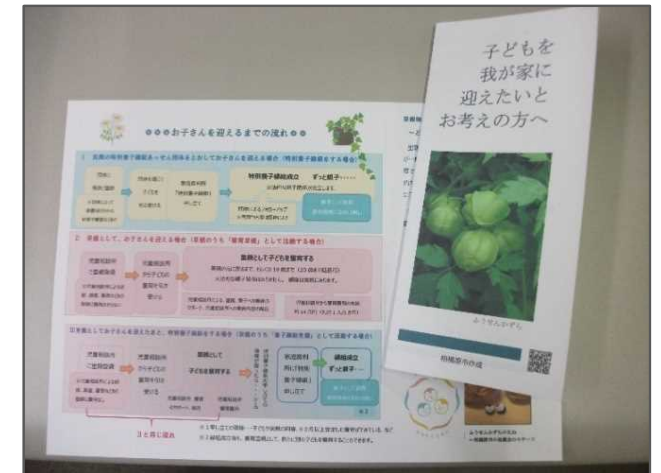


相模原市：市内産婦人科にて特別養子縁組と里親制度に特化したパンフレット配架

Point 不妊治療に関わる人への周知として、特別養子縁組と里親制度に特化したパンフレットを作成し、市医師会に相談の上、市内の産婦人科に配架してもらう取組みを実施中。

- 相模原市では、長年の懸案であった、**不妊治療医療機関との連携**を進めるため、市「不妊・不育専門相談」事業の担当者との意見交換や不妊カウンセラーからの意見聴取を経て、連携方法の検討を行った。
- 検討の結果、①**特別養子縁組と里親制度の関係性がわかりやすい内容のパンフレットの配架**、②**パンフレットにQRコードを入れて、紙を手にとらずともインターネットで情報が得られる工夫をする**、の2点から連携を開始することとした。そのうえで、市医師会事務局と調整を図り、今年度末に、**パンフレットを市内産婦人科で配架**していただけるよう作業中である。
- なお、令和2年に厚生労働省から「不妊に悩む方への特定治療支援事業」要綱改正で、指定医療機関に、**里親・特別養子縁組制度の普及啓発や関係者との連携**を実施することが望ましいとの考え方が出されており、この**パンフレット配架を医療機関との連携のきっかけ**としていきたいと考えている。

【特別養子縁組・里親制度パンフレット】



Ⅲ 里親支援専門相談員の役割

栃木県：里親支援専門相談員による主体的な活動の実施

Point

各乳児院・児童養護施設の里親支援専門相談員による「里親支援専門相談員部会」を設置し、定期的な情報共有の実施等により里親等委託を推進。

- 県内の乳児院及び児童養護施設等で構成される**栃木県児童養護施設等連絡協議会**の中に、各乳児院及び児童養護施設の**里親支援専門相談員**を中心とする「**里親支援専門相談員部会**」を設置している。
- 部会の主な活動として、**定期的（年6回程度）会議を開催**。各施設におけるマッチング等の取組状況の共有、事例検討、他自治体等への視察研修等を実施し、里親等委託の推進を図っている。
- 部会には、テーマによって児相職員やこども政策課職員も参加し、情報共有や意見交換等を実施している。
- また、部会独自のチラシ「**里親支援専門相談員部会だより**」の作成・配付や各市町が行う福祉祭り等でのPR等、**児相、里親会及び市町と連携した普及啓発活動**に加えて、**児相が実施する里親を対象とした研修への協力**（専門相談員が行う支援についての説明、研修当日の託児等）**等を実施**している。

【他県の里親支援専門相談員との意見交換会の様子（R元年度）】



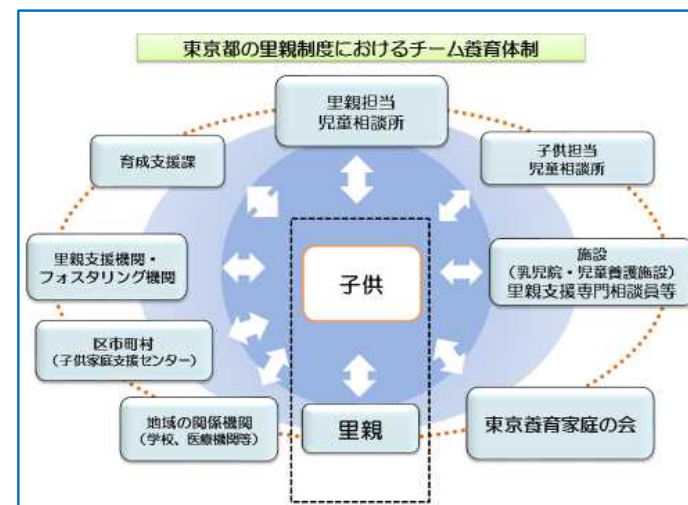
東京都：里親支援専門相談員による里親家庭の支援

Point

里親が地域で孤立することなく子供を養育していくことができるように、東京都では「チーム養育」を大切にしている。

- 東京都では、平成30年1月から、里親家庭の支援にあたり「**チーム養育体制**」を取り入れている。
- これは、児童相談所の進行管理のもと、関係機関がチームで養育を行う体制であり、里親についても、このチームの一員として連携して子供の養育をしていくという考え方がこの体制の根幹にある。
- チームの中でも施設の職員である**里親支援専門相談員による里親家庭の定期的な訪問**は、この制度の柱の一つとなっている。
- 子供の気持ちも養育者としての苦勞も理解することができる施設の職員による支援は、**里親に寄り添った支援も可能であるとともに、里親を地域に結ぶ役割も果たしている。**
- 併せて、子供が通う学校や地域の里親制度に対する理解が進むよう、関係者が一体となって普及啓発にも取り組んでいる。

【東京都の里親制度におけるチーム養育体制】



浜松市：2施設合同の里親サロンの実施

Point

2つの児童養護施設合同での里親サロン開催により、里親・里子と施設職員の相互交流と里親支援の輪を広げる。

- 浜松市では、**里親支援専門相談員を配置している2つの児童養護施設が合同で里親サロンを開催し、2施設の連携、里親・里子の相互交流の促進**を行うことにより、里親支援の一環となるよう実施している。
- 児童養護施設を運営する**社会福祉法人が経営するカフェを活用**して、明るい雰囲気の中、和気あいあいと皆で**レクリエーションを行ったり、グループトークを行ったりして交流の輪を広げた。**
- 平成30年度2回、令和元年度1回実施したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施できていない。
- 参加者からは、「話したかったことを聞いてもらえてスッキリしました。」「寮の先生たちのお話はとても参考になりました。」「有意義な時間で非常に満足です。参考になる話を色々いただきました。」などの声が寄せられた。
- **2施設の里親専門相談員が、相互の連携を図り、里親支援につなげることができた。**

【会場のカフェ】



【サロンの様子】



京都市：ブロック単位での里親支援専門相談員による活動

Point

市内を4つのブロックに分け、各ブロックを複数の施設の里親支援専門相談員が担当することで、里親世帯への訪問などの活動を協力して行う。

- 京都市では、**本市所管の全ての乳児院（2施設）及び児童養護施設（7施設）に里親支援専門相談員（以下、「里専」という）を配置**しており、**市内を4ブロックに分けて**、ブロック内の未委託里親を含む里親家庭への訪問や、里親サロンの開催などを、各ブロックの里専や「きょうと里親支援・ショートステイ事業拠点」の支援員が協力して行っている。
- 施設等の垣根を越えて里専等が協力し合えるチームを作ることで、施設の里専が単独で活動するよりも、様々な活動を行いやすい。里親支援の経験があまりない者が里専になった場合でもフォローでき、継続した活動を行うことができる。
- また、市内をブロックに分けたことにより、活動単位を小さくでき、地域に密着した取組が容易となる。里親世帯への訪問や里親サロンの開催など、里親と支援機関の間で**「顔の見える関係」**を作りやすくなる。

【里親サロン】



参 考

(里親等委託推進に向けた取組事例)

大分県における里親等委託推進に向けた取組

① 地域の特徴

- ・大分県は、18歳未満人口が約17万人の県であり、2013(H25)年度から2018(H30)年度までは、子どもの人口が減少する一方で、代替養育を必要とする子どもは2018(H30)年度末時点で501人おり、代替養育を必要とする子どもの数の子ども人口に占める割合は0.3%に近づいている。
- ・児童虐待対応件数は年々増加傾向であり、2018(H30)年は2013(H25)年の1.87倍に増加。
- ・**全国に先駆け2002(H14)年以降、里親委託を積極的に推進した結果**、当時1.2%であった里親委託率は、2006(H18)年度末に10.9%、**2016(H28)年度末には30.6%まで上昇**。この間、**2006(H18)年から2016(H28)年までの増加率(19.7%)は全国4位**。



② フォスタリング体制

児童相談所の里親担当職員の配置状況

- ・専従職員 6名 (全員中央児相に配置)

里親支援専門相談員の配置状況

- ・乳児院 1か所 / 1か所
- ・児童養護施設 8か所 / 9か所

- ※里親支援専門相談員の主な役割
- ①委託中の里親支援のための里親宅や里親サロンの定期的な訪問
 - ②研修でのファシリテーターとして里親同士の交流促進や助言

フォスタリング業務の実施機関

実施機関名	リクルート	研修トレーニング	マッチング	委託後支援交流	国庫補助
中央児童相談所	●	●	●	●	●
児童家庭支援センター (3)				●	
里親会				●	●

里親支援専門相談員

実施機関名	リクルート	研修トレーニング	マッチング	委託後支援交流
乳児院 (1)		●	●	●
児童養護施設 (8)		●		●

③ 基礎情報

	平成25年度末	平成30年度末	令和6年度末 (目標)	
			(全体)	(3歳未満)
登録里親数	127世帯	180世帯	230世帯	-
里親等委託児童数	130人	166人	190人	25人
代替養育が必要な児童数	463人	501人	498人	33人
里親等委託率	28.1%	33.1%	38%	75%

取組の概要 (詳細は次頁参照)

里親制度の普及啓発とリクルートによる里親登録者の確保

- ・市町村・民間団体等と協働し、認知度向上に向け積極的なアプローチを実施

里親の育成と養育力の向上

- ・体系的な研修やトレーニングプログラムの充実により、里親の養育力を向上

マッチング及び里親支援の充実

- ・児童養護施設や乳児院に里親支援専門相談員を配置し、マッチングの段階から、施設の専門性を活かした養育支援を実施

→ **2013(H25)年度から2018(H30)年度の里親新規登録が年平均10組増加**

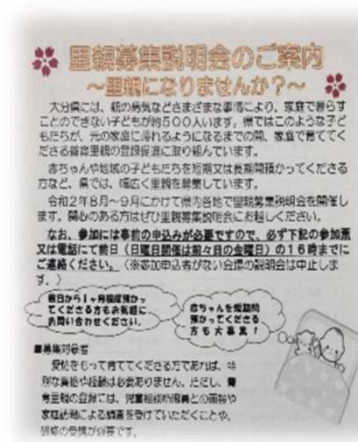
大分県のフォスタリング事業の取組

- 中央児童相談所をフォスタリング業務実施機関と位置づけ、児童福祉司（里親担当）や里親委託推進員、里親リクルート活動員を集中的に配置することで、マッチングから委託後支援まで児童相談所職員による丁寧な対応が可能となっている。また、児童相談所里親担当職員と里親支援専門相談員の定期的な情報共有により、児童相談所の子も担当職員へのスムーズな情報提供が可能となり、円滑な委託後フォローに繋がっている。
- 長年積み重ねてきた市町村や民間機関との協力関係により、幅広く、きめ細かな普及啓発・リクルート活動が可能になり、里親登録者の絶対数の増加に繋がるとともに、未委託里親も含めた任意のスキルアップ研修の充実やフォスタリングチェンジプログラム等の実施により、養育里親の確保を図っている。
- 児童相談所職員、里親支援専門相談員、里親の顔の見える関係を構築し、丁寧なマッチングを行うとともに、定期訪問や里親サロンの開催等により、里親の養育の悩みや不安、喜び等を共有して、適時適切な委託後支援を実施し、里親が安心して養育できる環境づくりに取り組んでいる。

1. 普及促進・リクルート事業の取組

- ・**県内全市町村で里親募集説明会を開催**し、長期里親だけでなく、短期里親への案内も実施（令和2年度35回）
- ・里親中央フォーラムを開催し（年1回）、里親や里親養育経験者のトークショーなどを交えた普及啓発を実施
- ・民間機関の協力による広報誌での特集連載（グリーンコープ生協協会報、印刷会社発行の生活情報誌）
- ・地域で先輩里親の体験談等が聞ける座談会（里親カフェ）を実施（県内6地区×1回）
- ・出前講座として、教員、民生委員の研修会、不妊治療医療機関などに児相職員が出向いて、里親制度や特別養子縁組制度の説明会を実施
- ・大分県産婦人科医会との連携

（里親募集説明会の案内）



2. 里親研修・トレーニング事業の取組

- ・里親の養育力向上を目的に、法定研修とは別に、**未委託里親も含めてスキルアップ研修を年4回実施**（養育で困りそうなテーマを選定して、グループワークを取り入れ、里親専門相談員や先輩里親がアドバイス）
- ・**児童養護施設・乳児院の協力**を得て、施設の里親支援専門相談員が研修のグループワークに参加、養育の専門性やノウハウを里親に伝達
- ・児相職員が未委託里親家庭を定期的に訪問し、研修の参加等を働きかけを実施
- ・里親、FHの補助者、地域小規模児童養護施設の職員等を対象としたフォスタリングチェンジプログラムを実施

3. 里親委託等推進事業（マッチング）の取組

- ・児相職員の定期訪問により里親の意向や状況把握を行い、里親と子どもの状況に応じたきめ細かなマッチングや里親応援会議を実施
- ・児相職員、里親支援専門相談員、里親の顔の見える関係を構築し、円滑なマッチングを実施
- ・児童養護施設や乳児院に里親支援専門相談員を配置し、**マッチングの段階から、施設の専門性を活かした養育支援を実施**
- ・委託解除後訪問により、次の委託に向けた意向等を必ず確認

（里親カフェの様子）



4. 里親訪問等支援事業の取組

- ・初期支援の重要性を踏まえ、委託後6か月間は、児相職員を中心に定期訪問・電話による計画的な支援を実施
- ・児童養護施設や乳児院に里親支援専門相談員を配置し、里親家庭を訪問し、養育相談を実施。里親レスパイトも積極的に活用。
- ・里親会が里親サロンを地域ごとに定期開催し、他の里親と養育の悩みや喜びを共有。**里親支援専門相談員も参加し助言等を行う。**
- ・情報共有のため、**児童相談所と里親支援専門相談員が月1回の定期連絡会を開催**、個々のケースを共有し、必要に応じて、ケースワーカーに繋ぐなど、関係機関と連携した支援を実施

福岡市における里親等委託推進に向けた取組

① 地域の特徴

- 福岡市は、18歳未満人口が約24万人の都市であり、そのうち、代替養育を必要とする子どもが平成30年度末時点で約380人いる。
- 児童虐待相談対応件数は年々増加傾向であるが（H25:415件 → H30:1,908件）、子どもの家庭復帰を促進し、できる限り家庭から分離せずに社会で養育するという方針に転換した結果、**代替養育が必要な児童数は減少傾向**にある。
- 地域の特徴として、福岡市は従前から**NPO法人との共働関係にある地域**であり、NPO法人との共働による里親制度の普及啓発や民間フォスタリング機関と協力した里親委託による家庭養育推進を図っており、**乳児院から児童養護施設への措置変更は減少**している（H25: 8人 → H30: 0人）



② フォスタリング体制

児童相談所の里親担当職員の配置状況

- 専従職員 7名

里親支援専門相談員の配置状況

- 乳児院 2か所 / 2か所
- 児童養護施設 1か所 / 3か所

※里親支援専門相談員の主な役割

- 未委託の養子縁組里親を対象とした研修の実施
- 縁組成立後の里親家庭を対象とした交流の場の運営

実施機関名	リクルート	研修・トレーニング	マッチング	委託支援交流	国庫補助
子ども総合相談センターえがお館(児童相談所)	●	●	●	●	●
NPO法人キアアセット	●	●	●	●	●
子ども家庭支援センター「SOS子どもの村福岡」		●		●	
子ども家庭支援センター「はぐはぐ」				●	

里親支援専門相談員

実施機関名	リクルート	研修・トレーニング	マッチング	委託支援交流
乳児院 (2)		●		●
児童養護施設 (1)		●		●

③ 基礎情報

	平成25年度末	平成30年度末	令和6年度末(目標)	
			(全体)	(3歳未満)
登録里親数	130世帯	221世帯	403世帯	-
里親等委託児童数	147人	181人	242人	27人
代替養育が必要な児童数	461人	378人	390人	35人
里親等委託率	31.9%	47.9%	62.1%	77.1%

取組の概要(詳細は次頁参照)

乳幼児里親の開拓・充実を図る方針の策定

- 以前は、**2歳未満の乳児のほとんどを乳児院に措置**していたが、子どもたちの心身の発達においては、乳幼児期の愛着関係が重要であり、特定の大人による養育が必要だと結論づけ、**2016年に乳幼児が出来る限り家庭で養育されるように上記方針を策定**。

児童相談所とNPO法人の2本柱で里親委託を推進

- 児童相談所の業務量等を踏まえると、行政の力だけで里親委託を推進するには限界があるため、NPO法人と強力に連携し、**行政と民間の2本柱で攻めのリクルート等を実施**

→ **乳幼児の里親等委託率はH29末の29.2%からR1末に69.9%に上昇**

福岡市のフォスタリング事業の取組

- 福岡市では、こども総合相談センター（児童相談所）を公的フォスタリング業務実施機関、NPO法人キーアセットを「乳幼児を受託する養育里親」に関する民間のフォスタリング業務実施機関（福岡市の委託業務）と位置づけ、それぞれの強みを活かした明確な役割分担と連携のもとフォスタリング業務を展開。
- 平成17年度から子どもの権利擁護等の取組を展開するNPO法人と共働し、子ども・子育て支援等に関与する民間団体（20団体ほど）に幅広く呼びかけ実行委員会方式により普及啓発の在り方を検討。年2回のフォーラムは定着している取組のひとつ。ネットワークができたことにより、実行委員でもある市社協が実施するファミリーサポーター研修において里親制度の案内を実施するなど、子育て支援に関心の高い市民への普及啓発の機会につながっている。
- 児童相談所においては里親担当職員の体制を充実させるとともに、施設入所児童を担当する係において、入所児童それぞれの現状やニーズを改めて見直し、保護者へアプローチしたり、里親委託に措置変更していくなど地道な取組みの結果、「家庭養育優先」の具現化が図られてきた経過があり、所内全体としての風土づくりが重要。

【こども総合相談センター】（福岡市児童相談所）

◆市民との共働による普及啓発（H17～）

NPO法人との共働による実行委員会方式（ファミリーシップふくおか）による普及啓発

→「新しい絆フォーラム」の開催（年2回）
広く市民へ感動とともに里親制度を伝える

里親委託率UP
H16 6.9%→R1 52.5%



◆里親研修の実施

- ・基礎研修、登録前研修を年4回実施
- ・里親支援専門相談員の協力を得て施設での実習実施
- ・養育里親の養育力向上を目指した「フォスタリングチェンジプログラム」の実施（NPO法人SOS子どもの村との共働事業）

【NPO法人 キーアセット】

◆攻めのリクルート活動（H28～）

「リクルート先」
複合商業施設、カフェ・区役所
スーパーマーケット、バス車内広告
市役所のイベント等



◆アセスメント・トレーニングブック“Journey to Foster”を活用した研修の実施

- ・一貫性のある研修の提供
アセスメントとトレーニングを一緒に行う
- ・開催の時期や曜日・時間帯など里親候補者に合わせた柔軟な研修体制



【両フォスタリング機関の相互連携によるマッチングと委託後支援の取り組み】

- ・こども総合相談センターとキーアセットの定例事業報告会（月1回）の実施 → 里親候補者ならびに登録里親の情報共有
- ・乳幼児の保護は、一時保護委託も含めてまずは里親委託を検討
- ・マッチングに関してはその都度協議しながら、子どもに最も適した里親の選定を行う
- ・リクルートから委託後支援まで、一貫してキーアセットが担当 → 里親との信頼関係を重視
- ・実親との面会交流が必要な場合は、里親をフォローしながら積極的に進め家族再統合を目指す

札幌市の障害児里親等委託推進モデル事業の取組

- 札幌市では、障がい児を有する児童の里親等（里親及びファミリーホーム）への委託件数は毎年増加しており、障がい児を受託し養育する里親等の支援体制を整備する必要性が高まっていた。
- このため、「障害児里親等委託推進モデル事業」の実施を計画し、厚生労働省の採択を受け、令和3年10月～令和4年3月までの期間で実施した。
- 本事業は、札幌市内の社会福祉法人妻の子会に業務委託して行った。同法人は、障がいのある未就学児から成人まで、広く在宅支援事業を行っており、併せて障がいのある子どもの社会的養護ニーズに対し、法人職員による里親登録と法人立ファミリーホームを運営している。
- 具体的な事業内容として、「障がい児を養育する里親等の支援ニーズの把握」、「障がい児通所施設との連絡調整」、「児童福祉サービスや障害福祉サービス等との連携支援」を実施した。

1. 障がい児を養育する里親等の支援ニーズの把握の取組

- ・札幌市内の里親等で、現に障がいのある子どもを養育している、里親21世帯（子ども30人）及びファミリーホーム4カ所（子ども20人）と面接。
- ・外部からの支援としてどのような対応が必要かを調査し、これから里親養育を進めていく上での課題や解決を必要とする要素の把握に努めた。

2. 障がい児通所施設との連絡調整の取組

- ・面接後、継続支援が必要なケースについて、障がい児通所施設のほか、医療機関、幼稚園、学校等から情報収集を実施。
- ・各機関より、障がいの程度、施設での状況、里親家庭での養育状況、里親家庭の状況、学校等での状況、児相等の支援状況について聴取。
- ・その後、課題と支援案を整理の上、児童相談所の子ども担当職員と共有した。

3. 児童福祉サービスや障害福祉サービス等との連携支援

- ・必要に応じ、障害福祉サービスに関し、地域資源の情報提供や活用促進を図った。
- ・里親等の要望に応じ、障害福祉サービス利用までの一連の手続きサポートにも対応することとした。

4. 事業効果の実績

- ・調査の結果一般的な里親等に委託された児童20人では14人（70%）で療育サービス利用が認められる等、実態や支援ニーズが明らかとなった。
- ・医療機関や幼稚園と必要な連絡調整を行った。里親ソーシャルワーカーの定例会議にも出席し意見交換の場を設けた。

【課題と令和4年度からの支援体制】

・リクルートの課題

リクルートの中で、障がい児について触れられることが少なく、障がい児の養育についてイメージを持たせられていない。

・里親登録研修の課題

法定科目の「発達心理学」、「小児医学」の中で障がいの種類や基礎知識を学ぶのみで、「障がい福祉」を具体的に学ぶ機会がない。

・マッチング、委託後支援の課題

委託前の児童の障がいの状況や障がい支援ニーズについて、里親に対するの説明が不十分。事後アセスメントが未実施の割合が多い。里親と委託児童双方の障がい受容や療育機関の選定作業は、里親の自主的努力に委ねられている。

→上記の課題に対応するため、札幌市では令和4年度から障がい児に特化した民間フォスタリング機関を設置し、障がい児の養育を希望する養育里親のリクルート、障がい福祉論を含む里親登録研修、マッチングを含む委託前後の支援を包括的に実施し、体制強化を図る。



（面接の様子）



（札幌市児童相談所）

江戸川区の障害児里親等委託推進モデル事業の取組

- 訪問型の保護者支援及び子どもの発達支援に実績と強みを持つ株式会社LITALICOパートナーズへ業務委託し、令和4年1月から、児童相談所管内の里親家庭を対象にモデル事業を実施。里親家庭のニーズに即して事業を展開するため、事前にアンケートを実施し、導入を丁寧に行った。
- 事前アンケートで特にニーズが多かった「子どもの学習場面の支援」や「生活を共にする里親が子どもの発達のつまずきを知るための知識提供」について、LITALICOに支援を依頼し、小学校の選択や学習支援についての個別相談、社会資源の情報提供を行ったほか、発達障害や学習支援についてのオンライン研修を実施し、里親の疑問や不安に応えた。
- 里親家庭へのこれまでの支援との連続性や担当児童福祉司のケースワーク（自立支援計画）の流れを妨げるものとならないよう、フォスタリング機関がLITALICOとの打合せや訪問支援に参加し、また、子ども担当の児童相談所との連絡を行い、情報のつなぎの役目を果たした。

1. 江戸川区児童相談所の取組

- ・里親の困り感やニーズを把握し、具体的な支援につなげることを目的として、「江戸川区障害児里親等委託推進モデル事業の実施に係るアンケート」を、診断を受けている児童に限らず、**児童を養育中の全ての養育家庭、親族里親及び養子縁組里親に送付**し、21家庭中11家庭から回答を得た。
- ・アンケートの結果（※）、里親の主な相談ニーズは、学習支援、思春期のコミュニケーション及び進学・進路についての情報提供であることがわかった。
- ・アンケートでは、子どもの発達の遅れや不安について、子どもが小学生や中学生の時に家族が気づいたという回答が複数あったことから、里親が子どもの育ちについての知識を持つておくことが必要と考え、発達についての気づきが得られる内容の研修を、委託事業者に依頼した。

（※ アンケートの結果の概要 各設問で最も多かった答え ①心配、不安なこと…学習面②発達の不安に気づいたきっかけ…家族③充実させるべき支援…学習支援④将来の就職に必要なこと…意識啓発⑤悩み…進学⑥受けてみたい支援…思春期の関わり方）

2. フォスタリング機関の取組

- ・アンケート回答でニーズのあった家庭について、江戸川区児童相談所と協議の上、**子ども担当の児童相談所に連絡し、情報提供の協力を依頼しながら進めた。**
- ・子ども担当の児童相談所の理解が得られた家庭について、委託事業者が作成した里親向けの支援内容のチラシや委託事業者の紹介パンフレットを送付し、関心を示した家庭に、フォスタリング機関が委託事業者を紹介する形で訪問を行った。
- ・フォスタリング機関は、江戸川区児童相談所の里親担当や地域の里親支援専門相談員とともに里親家庭を年2回以上訪問しており、訪問等による**これまでの支援や自立支援計画の内容を妨げないように実施**するため、委託事業者と打合せを行った。

3. 委託事業者の取組

- ・ **家庭訪問を4家庭に合計10回、オンライン研修会を1回実施**した。訪問家庭の内訳は、養育家庭2家庭、養子縁組里親1家庭及び親族里親1家庭。対象児童は、未就学児1名及び小学生3名
- ・ 訪問は1回1時間で、初回は丁寧にニーズの聞き取りを行った。その後、支援計画を作成し、1家庭当たり2回から3回の訪問を行った。相談内容は、学習や就学に関すること、家庭でのコミュニケーション等が中心
- ・ オンライン研修では、「お子さまへの学習面のサポートのコツ」、「発達障害ってなあに？」と題し、**発達に関する気づきや学習支援に役立つ内容を取り上げた。**
- ・ 研修は、家庭の状況や都合により、1回は研修会形式ではなく、動画を作成し、家庭訪問時に解説をしながら視聴してもらう形で実施した。

4. 事業効果の実績

- ・ 家庭訪問の中で、里子への伝え方や学校への意見の伝え方について、表にして目に見える形で行うことを里親へ提案し、里親の整理・実践につながった。
- ・ 里子が就学を迎える里親へ、**具体的な情報提供を行い、非常に好評を得て、就学先の検討に役立てることができた。**
- ・ 里子に家庭で勉強してほしいと望む里親へ、里子に任せることも必要であることを伝え、**里子自らの実践・学習意欲の向上につながった。**

（支援内容のチラシ）



（オンライン研修の案内）



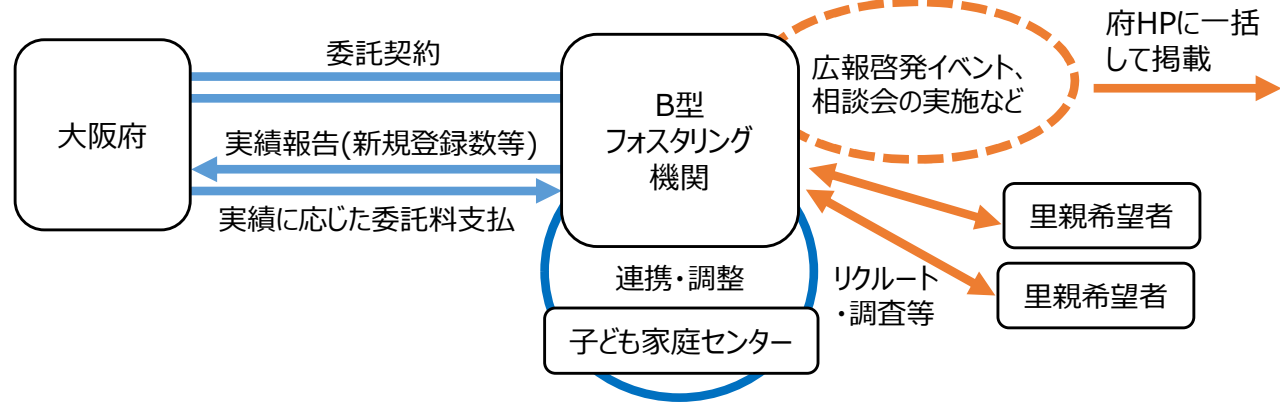
大阪府の里親等委託推進提案型事業の取組

- 大阪府における里親委託の推進を図るために、A型フォスタリング機関とB型フォスタリング機関を計画的に整備し、包括的な里親支援体制の構築と充実を図る。
- 里親支援専門相談員を配置する乳児院・児童養護施設をB型フォスタリング機関として指定し、子ども家庭センター（児童相談所）と連携し、これまで施設が培ってきた養育スキルや子どものケアなどの専門性を活かしながら里親支援を行っており、今後、これらの取組みがより適切に、より積極的に展開されるよう、大阪府として支援。
- 具体的には、里親制度の普及啓発活動等を行うための必要経費を支援するとともに、里親の新規登録数に応じ加算措置を講じることで、施設における里親支援の取組みを促進。

里親登録推進事業 ～B型フォスタリング機関による里親支援の取組を促進～

- ◆対象：里親支援専門相談員を配置し、B型フォスタリング機関として指定した乳児院・児童養護施設（R3年度：21施設）
- ◆支援内容
 - ① 新規登録里親数に応じた報酬の加算
B型フォスタリング機関がリクルートした里親候補者のうち、里親登録された実績数【単価：1件あたり25万円】
 - ② 里親登録に向けた取組み
 - (i) 広報啓発に係る諸経費【1機関あたり上限20万円】
 - (ii) 里親のリクルート活動（家庭調査・面接など）に係る経費【単価：1家庭あたり5万円】
 B型フォスタリング機関がリクルートした里親候補者のうち、子ども家庭センターとガイダンス実施後、登録前調査を実施した実績数
- ◆期待する事業効果
 - ・広報啓発活動を積極的かつ計画的に実施することを可能とし、里親の新規開拓の拡大が期待できる。
 - ・里親希望者の調査の段階からB型フォスタリング機関が子ども家庭センターと協働することで、登録前から里親希望者との関係性を構築し、登録後の里親への一貫した支援につなげられる。

(事業のスキーム図)



結果：1施設あたりの普及啓発イベント数 平均2回→平均7回へ増加
B型フォスタリング機関による登録里親家庭数 7家庭→11家庭へ増加

佐賀県の里親等委託推進提案型事業の取組

○令和2年度よりフォスタリング機関を民間に事業委託。児童相談所、民間フォスタリング機関、各施設里親支援専門相談員、令和3年度より里親等相談支援員を各4地区ブロックに配置し、協働・連携しながら里親養育包括支援事業を展開中。
 ○OTVCM広告、SNS広告等の発信は、新たな広報啓発となり、今までにない県民の反響があった。また、スポーツスポンサーでは、HP事業内容紹介の場があり、里親制度への応援メッセージ等も寄せられる。
 ○県内の里親家庭にご協力をいただき、里親パネル、冊子、里親子文集を作成。里親の生の声、里親子の生活状況を知ることができるものであり、地域の中で里親家庭を身近に感じてもらい、里親家庭への理解と里親に対するハードルを下げる効果があり、里親登録者増加。また、里親自身のリフレクション、里親間の一体感、親近感、安堵感など里親間のネットワークが広がり、里親支援従事者にとってもより深い理解に繋がり、リクルートの士気が高まった。

「さとおや それ子どもを未来につなぐひと」取組内容

◇ 里親子文集作成 ▶パネル展開催

佐賀県内の里親・里子・実子を対象に作文・作品を公募
 里親家庭をより身近に感じ、里親のハードルを下げたい
 里親自身のリフレクションも兼ね地域社会へ向けての発信
 となっている内容(作文、写真、子どもの作品など)

◇ 里親パネル・冊子の制作 ▶パネル展開催

佐賀県内の里親子の協力を得て里親家庭の写真パネル、
 同時に、里親家庭の取材を行い冊子制作

◇ SAGAの里親さんパネル展開催

大型商業施設にて、里親パネル展示、里親子文集、冊子等設置
 里親支援専門相談員と協働し開催

【里親子文集】



【SAGAの里親さんパネル展】

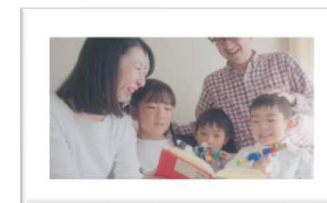


◇ CM制作 民放TVにて放映

養育里親登録不足を踏まえ養育里親の周知CMを制作
 令和4年1月、3月に民放TVにて全119本放送

【CM養育里親編】

「私 里親しているの...」



◇ SNSインストリーム広告

SNS媒体においてCM里親動画を表示(県内20~55歳対象)
 140,000回中 約14,000回→10%が動画視聴

◇ 佐賀県養子縁組里親の会「特養チーム」サポート

佐賀県内の養子縁組の会「特養チーム」の交流支援
 縁組成立家庭、未委託縁組希望家庭、養子縁組希望家庭
 とのネットワーク構築サポート



スポーツチーム
 スポンサー広告



結果： 年間登録里親家庭数 20家庭→33家庭へ増加

【大分県】令和3年度 里親等委託推進提案型事業の取組

- 県の事業名：「市町村連携コーディネート事業」
- 事業概要：里親委託の推進のため、市町村と連携し、市町村の地域資源をターゲットに、きめ細やかなリクルート活動を行う。
 - ・具体的には、県内18市町村のうち、人口規模の大きい4市に「家庭養護推進員」を配置し（補助金）、里親リクルート活動の業務を行う。
 - ・ターゲット層が集まりそうな行事やイベント、各種団体の研修会等でのミニ講座やチラシの配布、ブースの設置など行う。
 - ・里親ショートステイにかかる利用の調整、実施にかかる対応、里親の状況把握等を行い、里親ショートステイの活用を図る。
 - ・県本庁主催で、県、児童相談所、里親支援のNPO等との情報共有、連携のため、定期連絡会を開催する。

● 目標値：大分県社会的養育推進計画

	R6	R11
里親等委託率(全体)	38%	40%
里親等委託率(3歳児未満)	75%	75%
里親登録数	230組	280組

<< ポイント >>

※「家庭養護推進員」は児童相談所ではなく、市役所の中に市の職員として配置。市の裁量により、自由にリクルート活動を展開することで、きめ細やかな活動が可能になる。

県全域への広域的広報→県・児童相談所・NPO

市での地域限定広報→市（家庭養護推進員）・NPO ※重層的な広報を展開

1. 里親リクルート業務の取組

- ・市で把握した各種研修会での説明（ミニ講座）→ファミサポ研修会、主任児童委員研修、幼稚園教諭研修会等
- ・関係機関への訪問：市内の高等学校、公民館、子どもルーム、児童育成クラブ、地区のネットワーク会議等
- ・ポスター・チラシの掲示及び配布：上記の訪問先及び市内の駅構内、市役所の各支所、図書館等
- ・市報、市のHP、Facebook、LINE、市役所内ネットワーク等での里親募集説明会の周知
- ・地元放送局からの取材対応、ケーブルTV、地区のラジオ放送への出演
- ・地域情報紙への里親募集説明会の記事掲載
- ・ブースの設置：里親月間中に市役所ロビーにブースを設置し、募集説明会のチラシ等を設置

市役所内に設置したブース⇒



2. 里親ショートステイの取組

- ・里親登録者のうちで、ショートステイが可能な里親の情報共有を行い、ショートステイの体制整備を行う
- ・里親登録者の中から、ショートステイ里親、短期里親、長期里親等に分化していくことを共有し、協働する

NPO作成の里親募集チラシを協働して配布⇒



3. 県・市・NPO等関係者連携の取組

- ・県本庁の主催で県、児童相談所、里親支援のNPO等との情報共有、連携のため、定期連絡会を開催
- ・内容：リクルート活動の予定の共有、役割分担の確認、意見交換ほか。月1回～2ヶ月に1回開催

結果：里親募集説明会の参加者(組数)70組(R2)→125組(R3)へ増加

ファミリーホーム事例集について

【取りまとめの経緯】

ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ（座長：青山学院女子短期大学教授 横堀昌子）子どもの最善の利益のため、良質なファミリーホームを設置していくため、個人・法人によるファミリーホームの設置事例、ファミリーホーム実態調査、設置を進めるための留意事項等を取りまとめた。

【ファミリーホームのおかれている状況】

- ファミリーホームが制度として事業化されたのは、平成21年度からであるが、平成25年10月時点で200か所を超え、その運営や養育者及び補助者の資質、人数など、ファミリーホーム間で差が生じている。
- 児童養護施設によるファミリーホームの開設或いは支援や、NPO等法人や施設職員経験者によるファミリーホームの開設が増加傾向にあるため、里親から大きくなったファミリーホームだけではない、様々な形態によるファミリーホームが増えることが予想される。
- ファミリーホームが家庭養護としての役割を果たすために、ファミリーホーム関係者は様々な取り組み・議論等を行っている。

【ファミリーホーム事例集等の取りまとめ内容】

- ファミリーホームの課題についてワーキンググループで議論し、以下のような内容を取りまとめた。
 - ① ファミリーホームの開設手続きについて、養育者の条件、地域住民の理解、申請書類等に関する内容を、具体的に明示したこと。
 - ② ファミリーホームの養育の質の確保を前提として設置を進めるべきとの方向性に基づき、養育における留意事項等について具体的に明示したこと。
 - ③ ファミリーホームそのものの課題だけでなく、それを取り巻く施設や関係機関との連携支援における課題があるため、現時点で取り組むことのできる課題を明記し、その解決については、今後の取り組みの中で検討することとしたこと。
 - ④ 今後は、ファミリーホームの設置について、児童相談所など自治体関係者及びファミリーホーム関係、施設関係者が「チーム社会的養護」となって連携を深めながら、子どもの最善の利益のために、あるべきファミリーホームとは何かを検討しながら設置を進める際の参考となるものとする。

ファミリーホームについての主な考え方

ファミリーホームについて：ファミリーホームは家庭養護の一類型で里親を大きくしたものの。施設を小さくしたものではない。養育者は夫婦が原則。地域で一家庭として機能する。

子どもの人数について：ファミリーホームは、里親に比べ家族の人数が多いのが特徴であるが、これは、子ども同士が家族関係の良いモデルとして、ともに成長していくことができることが利点である。子どもの人数が多いので、養育者の力量が問われる。

里親とファミリーホームについて：実親の中には里親に委託することに対して親と対比されることを意識するため、委託の同意に抵抗がある場合があるが、ファミリーホームは比較的その意識が薄まることから委託に同意しやすい場合がある。

措置費等について：里親が大きくなったものだが、里親と異なり、都道府県市から措置費の監査を受けるので、事務処理能力が求められる。法人設置の場合、法人と養育者との雇用関係が発生するので、人事関係の事務が必要。



ファミリーホームと関係施設・機関との連携支援

：ファミリーホームの養育者を孤立させないよう地域に開かれた仕組みが必要。

地域の関係施設・機関との連携支援によりファミリーホームの養育者の質の向上にも寄与。



児童養護施設

児童養護施設がファミリーホームを開設するには事例が少なく、今後の実践を踏まえ引き続き検討。施設職員退職者がファミリーホームを設置した際、以前勤務していた児童養護施設と連携した事例があることから、そのような支援を推進。

乳児院

乳児院は里親委託の経験があることから、養育の連続性・多様性の観点からファミリーホームへの委託支援についても推進。

児童相談所

児童相談所は措置権を有していることから、ファミリーホームの状況をよく踏まえながら、児童を委託。また、各種相談を受けながらファミリーホームを支援。

里親

ファミリーホームは里親を大きくしたものであることから相互に支援。

里親支援機関

ファミリーホームが地域に開かれ、安定的に運営できるよう支援。

(7) 里親登録(認定)の要件

基本的な要件

- ①要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
- ②経済的に困窮していないこと(親族里親は除く。)
- ③里親本人又はその同居人が次の欠格事由に該当していないこと。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 児童福祉法等、福祉関係法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者



養育里親

- ・養育里親研修を修了していること。

※年齢に一律の上限は設けない。養育可能な年齢であるかどうかを判断。

専門里親

- ・専門里親研修を修了していること。
- ・次の要件のいずれかに該当すること
 - ア 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有すること。
 - イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたものであること。
 - ウ 都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認められた者であること。
- ・委託児童の養育に専念できること。

※年齢に一律の上限は設けない。養育可能な年齢であるかどうかを判断。

養子縁組里親

- ・養子縁組里親研修を修了していること。

※一定の年齢に達していることや、夫婦共働きであること、特定の疾病に罹患した経験があることだけをもって排除しない。子どもの成長の過程に応じて必要な気力、体力、経済力等が求められることなど、里親希望者と先の見通しを具体的に話し合いながら検討。

親族里親

- ・要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であること。
- ・要保護児童の両親等が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者であること。

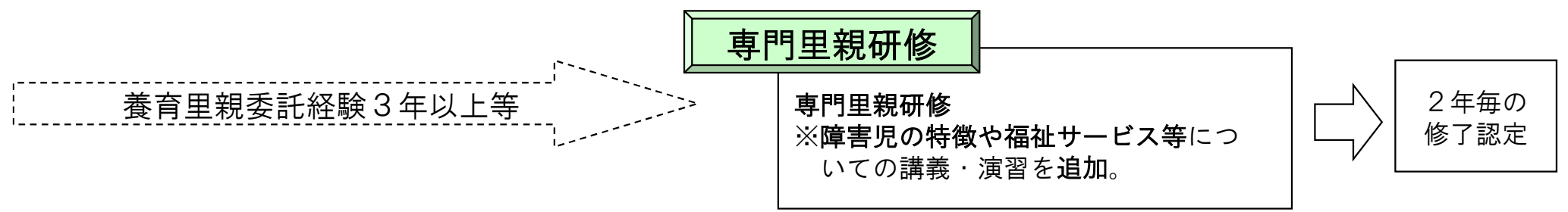
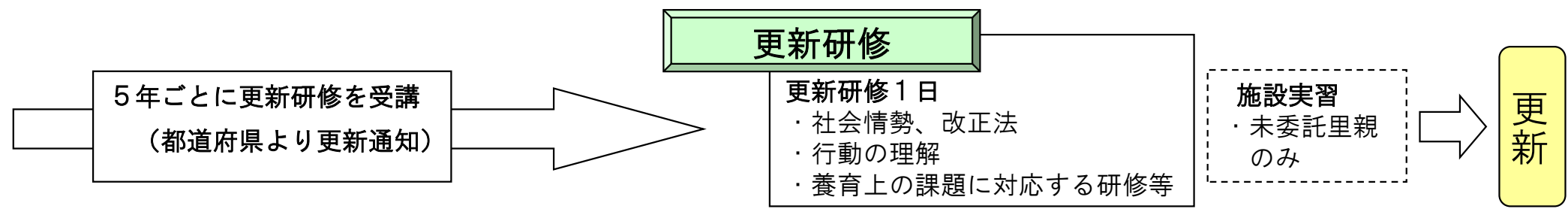
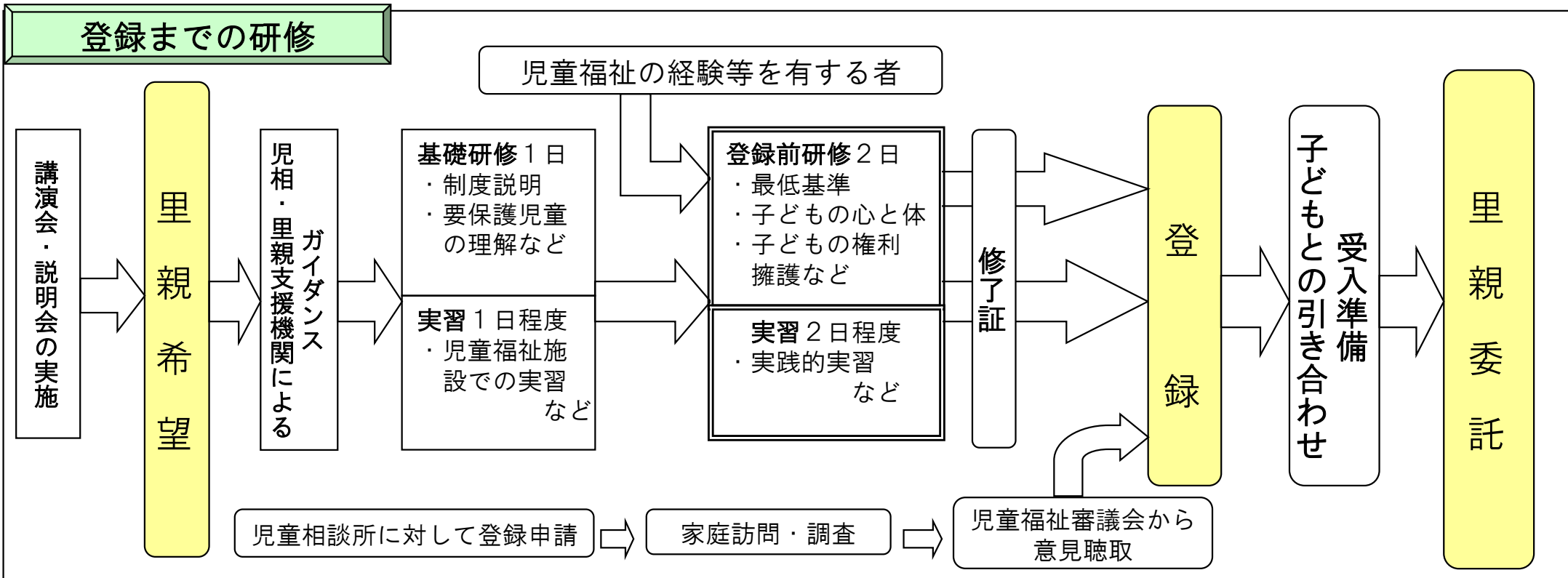
都道府県児童福祉審議会の意見聴取

里親名簿への登録

親族里親の認定

5年ごとの登録の更新(更新研修の受講) ※専門里親は2年ごと

① 養育里親の里親研修と登録の流れ



②里親研修カリキュラム(例)

・ ・ ・ 実施機関は、都道府県（法人、NPO等に委託可）

	目 的	期 間	内 容
<p>(1) 基礎研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修 	<ul style="list-style-type: none"> ①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する ②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等） ③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議） 	<p>1日 + 実習1日程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①里親制度の基礎Ⅰ ②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題） ③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等） ④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの） ⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）
<p>(2) 認定前研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・ 本研修を修了、養育里親として認定される 	<p>社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける</p>	<p>2日 + 実習2日程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準） ②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） ③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応） ④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養） ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関） ⑥里親養育上の様々な課題 ⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 ⑩実習（児童福祉施設、里親）
<p>(3) 更新研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録または更新後5年目の養育里親 ・ 登録有効期間内に受講し登録更新する 	<p>養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。</p>	<p>1日程度</p> <p>※未委託の里親の場合は、施設実習（1日）が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①社会情勢、改正法など（ex 子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正） ②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex子どもの心理や行動についての理解） ③養育上の課題に対応する研修（ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点） ④意見交換（ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換）

＜児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金＞
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1 事業の目的

- 里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する経費を補助する。

2 事業の概要・スキーム

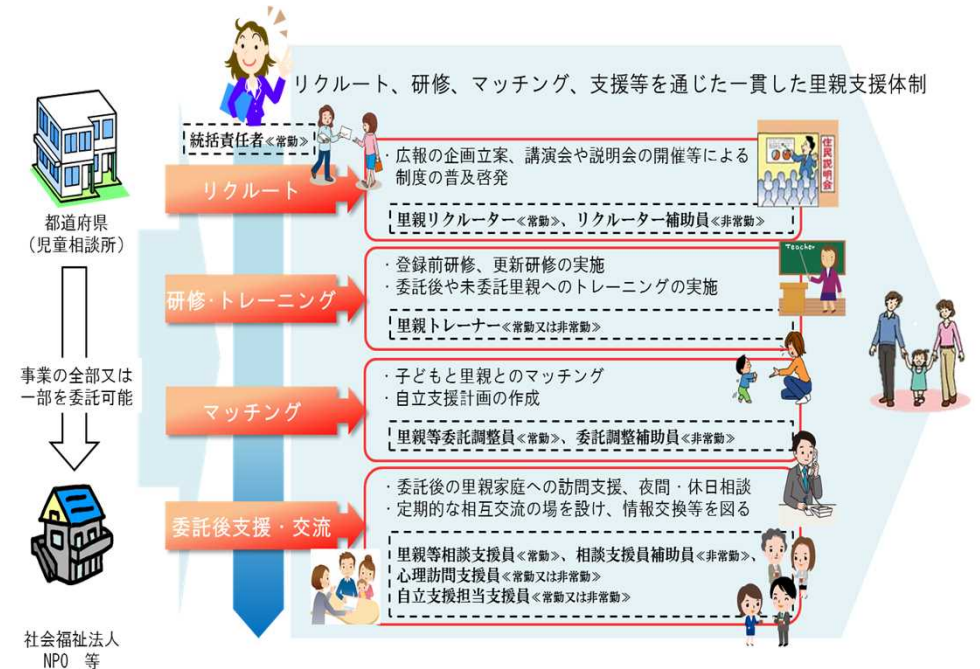
＜里親養育包括支援促進事業（新規）＞

（1）フォスタリング機関（総合型）への包括的なメニューの創設

- ・里親支援に当たり、①里親の開拓、②研修等による育成、③子どもと里親のマッチング、④委託後の支援をすべて実施するフォスタリング機関に対する包括的な補助メニューを創設するとともに、自治体やフォスタリング機関の実態に応じた柔軟な事業の実施と予算配分（※）を可能とする。
- 1か所当たり：28,551千円
- （※）上記①～④の事業間の入り繰りを可能とする。

（2）開設準備経費への補助の創設

- ・フォスタリング機関（総合型）を開設する場合、開設準備経費（準備期間の人件費のほか、備品（机、椅子、パソコン）や、外部から助言（コンサルタント）を受けるために必要な費用その他の必要な経費）を補助する。
- 1か所当たり：8,000千円



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（設置予定市区を含む。）

【補助率】 国：1/2（又は2/3）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2（又は1/3）

※里親等委託推進提案型事業、里親養育包括支援促進事業 国：3/4、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/4

3 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市（設置予定市区を含む。）

【補助率】①～⑨の事業 国：1/2（又は2/3）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2（又は1/3）

⑩、⑪の事業 国：3/4、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/4

【補助基準額】

①統括責任者加算	1か所当たり	5,811千円	⑥里親訪問等支援事業	1か所当たり	9,812千円
②市町村連携加算	1か所当たり	5,700千円	里親等委託児童数		
③里親制度等普及促進・里親リクルート事業			20人以上40人未満	1か所当たり	2,397千円加算
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	1,968千円	40人以上60人未満	1か所当たり	4,399千円加算
委託して実施する場合	1か所当たり	1,312千円	60人以上80人未満	1か所当たり	7,949千円加算
里親リクルーター配置加算	1か所当たり	5,688千円加算	80人以上	1か所当たり	10,725千円加算
新規里親登録件数			心理訪問支援員配置加算（常勤）	1か所当たり	5,053千円加算
15件以上25件未満	1か所当たり	1,341千円加算	心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1か所当たり	1,552千円加算
25件以上35件未満	1か所当たり	1,908千円加算	里親家庭養育協力支援	1日当たり	4,860円
35件以上	1か所当たり	2,474千円加算	養育児童預かり支援		
④里親研修・トレーニング等事業			受入準備経費	1か所当たり	8,000千円
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	7,782千円	一時預かり（宿泊を伴うもの）	1日当たり	13,980千円
委託して実施する場合	1か所当たり	5,188千円	一時預かり（宿泊を伴わないもの）	1日当たり	5,500千円
里親トレーナー配置加算（常勤）	1か所当たり	5,386千円加算	⑦里親等委託児童自立支援事業		
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1か所当たり	2,604千円加算	アフターケア対象者10人以上かつ		
研修受講促進費	1人当たり	39千円	支援回数120回以上の場合	1か所当たり	3,987千円
⑤里親委託推進等事業	1か所当たり	6,428千円	アフターケア対象者20人以上かつ		
新規里親委託件数			支援回数240回以上の場合	1か所当たり	7,898千円
15件以上30件未満	1か所当たり	1,161千円加算	⑧共働き家庭里親委託促進事業	1自治体当たり	3,749千円
30件以上45件未満	1か所当たり	2,928千円加算	⑨障害児里親等委託推進モデル事業	1か所当たり	2,200千円
45件以上	1か所当たり	4,004千円加算	⑩里親等委託推進提案型事業	1自治体当たり	10,000千円
			⑪里親養育包括支援促進事業		
			包括支援（総合型）を実施する場合	1か所当たり	28,551千円<<新規>>
			開設準備経費	1か所当たり	8,000千円<<新規>>

令和6年度末までの「集中取組期間」において、以下の要件のいずれも満たす場合に補助率を高上げ（1/2 ⇒ 2/3）

- (1) 「3歳未満児の里親等委託率」及び「新規登録里親数」のいずれもが対前年度比で増加見込みであること
- (2) 里親委託・施設地域分散化等加速化プランを策定し、当該プランにおける計画値が以下の要件のいずれかに合致していること
 - i 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上を目指す自治体
 - ii 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して3倍以上の増加を目指す自治体
- (3) 加速化プランにおける里親のなり手を増やすための方策として、以下の項目について、事後的に取組状況を検証可能とする具体的な取組内容を策定していること
 - i フォスタリング体制の構築
 - ii 里親リクルート
 - iii 研修・トレーニング
 - iv マッチング
 - v 委託後の相談支援

里親等委託推進提案型事業

(里親養育包括支援(フォスタリング)事業)

概要

- 家庭で適切な養育を受けられない子ども等に対し、家庭における養育環境と同様の養育環境を確保するため、里親等への委託を推進する必要があることから、里親委託等の推進に意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を図る。

事業内容

- 里親委託の推進に当たっては、都道府県等・児童相談所のみならず、市町村、里親会、児童養護施設・乳児院などの入所施設、フォスタリング機関はもとより、地域の商店やマスコミ等の多様な主体が連携した取組を行うことが必要。
- このため、従前の補助事業にとらわれない先駆的な取組について提案型で募集し、モデル的に支援するとともに、効果的な取組を全国の自治体等に横展開を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1自治体当たり：10,000千円

【補助率】 定額（国：10/10相当）

<支援イメージ>

※ 地域の実情に応じ、多様な民間主体、入所施設やフォスタリング機関等と連携した効果的な取組を支援。

【フォスタリングチェンジ・プログラムでの
ファシリテーターと里親の様子】



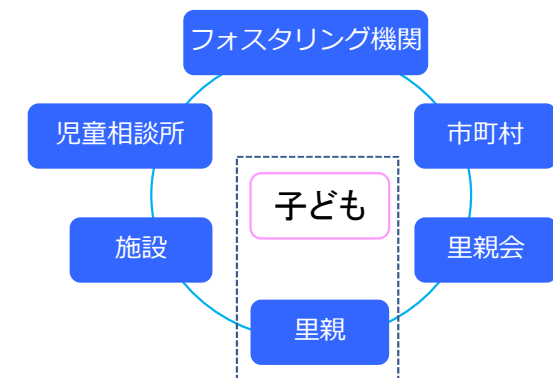
【ショッピングモールでの
制度説明会】



【里親サロンの様子】



【フォーラムの様子】



自治体名	か所数			実施機関詳細															
	公営	民間委託		①普及促進・リポート事業	②里親研修・トレーニング事業	③里親委託推進等事業	④里親訪問等支援事業	⑤里親等委託児童自立支援事業	⑥共働き家庭里親委託促進事業	⑦障害児里親等委託促進モデル事業	⑧里親等委託推進授業型事業								
愛知県	4か所	3か所	1か所	自治体	愛知県 中央児童・障害者相談センター 西三河児童・障害者相談センター			○	○										
三重県	13か所	7か所	6か所	自治体	児童相談センター(県内6児童相談所含む)	○	○	○	○										
				民間	社会福祉法人 アパリア福祉会 社会福祉法人 名張厚生協会 社会福祉法人 里山学院	○	○	○	○	○									
				民間	特定非営利活動法人 子どもNPOサポートセンター 社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会及び児童養護施設・乳児院 一般社団法人 三重県里親会	○	○	○	○	○									
				民間	社会福祉法人 小鳩会	○	○	○	○										
				自治体	家庭支援総合センター	○	○	○	○										
滋賀県	1か所	—	1か所	民間	社会福祉法人 小鳩会	○	○	○	○										
京都府	1か所	1か所	—	自治体	家庭支援総合センター	○	○	○	○										
大阪府	7か所	1か所	6か所	自治体	大阪府 特定非営利活動法人 キーアセット 公益社団法人 家庭養護促進協会	○	○	○	○								○		
				民間	社会福祉法人 和泉乳児院 社会福祉法人 大阪水上隣保館 社会福祉法人 大阪福祉事業財団 NPO法人 里親子支援機関えがお	○	○	○	○	○									
				自治体	中央子ども家庭センター 尼崎子ども家庭センター 西宮子ども家庭センター 川西子ども家庭センター 加東子ども家庭センター 姫路子ども家庭センター 豊岡子ども家庭センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				民間	公益社団法人 家庭養護促進協会	○	○	○	○										
				自治体	子ども家庭相談センター(児童相談所)	○	○	○	○										
				民間	社会福祉法人 天理 社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会	○	○	○	○										
奈良県	3か所	1か所	2か所	民間	和歌山県 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	○	○	○	○										
				民間	里親支援機関「なでここ」 里親支援機関ほっと	○	○	○	○										
和歌山県	4か所	2か所	2か所	自治体	和歌山県 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	○	○	○	○										
鳥取県	1か所	—	1か所	民間	社会福祉法人 鳥取子ども学園 鳥根県青少年家庭課	○	○	○	○										
				自治体	中央児童相談所 出雲児童相談所 浜田児童相談所 益田児童相談所 鳥根県里親会 鳥根県社会福祉士会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
岡山県	3か所	3か所	—	自治体	中央児童相談所 倉敷児童相談所 津山児童相談所	○	○	○	○										
				自治体	西部子ども家庭センター 東部子ども家庭センター 北部子ども家庭センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
徳島県	3か所	1か所	2か所	自治体	徳島県 子ども家庭支援センターひかり 徳島赤十字乳児院	○	○	○	○										
				自治体	香川県 香川県子ども女性相談センター(児童相談所) 社会福祉法人 弘善会(児童養護施設 讃岐学園) 社会福祉法人 四恩の里(児童養護施設 亀山学園)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
香川県	5か所	1か所	4か所	民間	社会福祉法人 恵愛福祉事業団(児童養護施設 恵愛学園・児童家庭支援センターけいあい) 社会福祉法人 イェス団(乳児院 神楽館)	○	○	○	○										
				民間	愛媛県 愛媛県里親連合会	○	○	○	○										
高知県	1か所	—	1か所	民間	社会福祉法人(乳児院)	○	○	○	○										
福岡県	11か所	6か所	5か所	自治体	福岡児童相談所 久留米児童相談所 田川児童相談所 大牟田児童相談所 宗像児童相談所 京築児童相談所	○	○	○	○										
				民間	特定非営利活動法人 キーアセット 社会福祉法人 慈愛会 社会福祉法人 韃手児童福祉会 社会福祉法人 日本傷痍者更生会 子ども家庭支援センターあまぎやま	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				自治体	佐賀県中央児童相談所 社会福祉法人 慈恵会 社会福祉法人 洗心和尚会 社会福祉法人 明照会 社会福祉法人 清昭会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				民間	福岡児童相談所 久留米児童相談所 田川児童相談所 大牟田児童相談所 宗像児童相談所 京築児童相談所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				民間	特定非営利活動法人 キーアセット 社会福祉法人 慈愛会 社会福祉法人 韃手児童福祉会 社会福祉法人 日本傷痍者更生会 子ども家庭支援センターあまぎやま	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				自治体	佐賀県中央児童相談所 社会福祉法人 慈恵会 社会福祉法人 洗心和尚会 社会福祉法人 明照会 社会福祉法人 清昭会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				民間	福岡児童相談所 久留米児童相談所 田川児童相談所 大牟田児童相談所 宗像児童相談所 京築児童相談所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				民間	特定非営利活動法人 キーアセット 社会福祉法人 慈愛会 社会福祉法人 韃手児童福祉会 社会福祉法人 日本傷痍者更生会 子ども家庭支援センターあまぎやま	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				自治体	佐賀県中央児童相談所 社会福祉法人 慈恵会 社会福祉法人 洗心和尚会 社会福祉法人 明照会 社会福祉法人 清昭会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				民間	福岡児童相談所 久留米児童相談所 田川児童相談所 大牟田児童相談所 宗像児童相談所 京築児童相談所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

自治体名	か所数			実施機関詳細															
	公営	民間委託		①普及促進・リポート事業	②里親研修・トレーニング事業	③里親委託推進等事業	④里親訪問等支援事業	⑤里親等委託児童自立支援事業	⑥共働き家庭里親委託促進事業	⑦障害児里親等委託促進モデル事業	⑧里親等委託推進授業型事業								
長崎県	3か所	2か所	1か所	自治体	長崎こども・女性・障害者支援センター 在世保こども・女性・障害者支援センター			○	○										
				民間	社会福祉法人 光と緑の園	○	○	○	○										
熊本県	4か所	2か所	2か所	自治体	熊本県中央児童相談所 熊本県八代児童相談所	○	○	○	○										
				民間	社会福祉法人 慈愛園 特定非営利活動法人 優里の会	○	○	○	○										
大分県	6か所	5か所	1か所	自治体	中央児童相談所 大分市 別府市 中津市 日田市												○		
				民間	大分県里親会				○									○	
				民間	特定非営利活動法人 みやぎき子ども文化センター 子ども家庭支援センターつばき 児童家庭支援センターゆうりん			○	○	○									
				民間	中央児童相談所 鹿児島県里親会 児童養護施設 南さつま子どもの家	○	○	○	○										
宮崎県	3か所	—	3か所	民間	特定非営利活動法人 児童相談所 子ども家庭支援センターつばき 児童家庭支援センターゆうりん			○	○	○									
				民間	鹿児島県里親会	○	○	○											
鹿児島県	3か所	1か所	2か所	自治体	中央児童相談所 鹿児島県里親会	○	○	○	○										
				民間	児童養護施設 南さつま子どもの家 沖縄県中央児童相談所 沖縄県コザ児童相談所	○	○	○	○										
沖縄県	4か所	2か所	2か所	民間	社会福祉法人 袋中国吉水寮(乳児院)	○	○	○	○										
				民間	沖縄県里親会	○	○	○											
札幌市	6か所	1か所	5か所	自治体	札幌市児童相談所 社会福祉法人 常徳会 社会福祉法人 北翔会	○	○	○	○										
				民間	札幌市里親会 社会福祉法人 妻の子会 社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会	○	○	○	○							○			
				自治体	仙台市児童相談所 子供未来母子保育センター さいたま市南部児童相談所 千歳市児童相談所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
仙台市	1か所	1か所	1か所	民間	特定非営利活動法人 キーアセット 子ども青少年局子ども家庭課 中央児童相談所	○	○	○	○										
				自治体	子ども家庭センター(中央児童相談所) 特定非営利活動法人 キーアセット 社会福祉法人 厚生館福祉会	○	○	○	○										
川崎市	3か所	1か所	2か所	民間	相模原市児童相談所 社会福祉法人 中心会	○	○	○	○										
				民間	相模原市児童相談所 社会福祉法人 中心会	○	○	○	○										
相模原市	2か所	1か所	1か所	自治体	相模原市児童相談所 社会福祉法人 中心会	○	○	○	○										
				民間	相模原市児童相談所 社会福祉法人 中心会	○	○	○	○										
新潟市	1か所	1か所	—	自治体	新潟市児童相談所	○	○	○	○										
				民間	特定非営利活動法人 静岡市里親支援センター	○	○	○	○										
静岡市	1か所	—	1か所	自治体	静岡市児童相談所	○	○	○	○										
				民間	特定非営利活動法人 キーアセット 子ども青少年局子ども家庭課 中央児童相談所	○	○	○	○										
浜松市	1か所	1か所	—	自治体	浜松市児童相談所	○	○	○	○										
				民間	名古屋児童相談所 社会福祉法人 中央有都学院	○	○	○	○										
名古屋府	2か所	1か所	1か所	民間	社会福祉法人 中央有都学院	○	○	○	○										
				自治体	京都市子ども若者はくみ局子ども家庭支援課 社会福祉法人 積慶園	○	○	○	○										
京都市	3か所	1か所	2か所	民間	京都市子ども若者はくみ局子ども家庭支援課 社会福祉法人 積慶園	○	○	○	○										
				民間	京都市里親会	○	○	○	○										
大阪市	6か所	1か所	5か所	自治体	大阪市子ども相談センター 公益社団法人 家庭養護促進協会 大阪市里親会	○	○	○	○										
				民間	大阪市中央児童相談所 結い(社会福祉法人 四恩学園) 大阪市北部里親支援機関 かなーるえ(社会福祉法人 博愛社) 大阪市南部里親支援機関 mikata(社会福祉法人 大阪福祉事業財団)	○	○	○	○										
				民間	相模原市児童相談所 社会福祉法人 中心会	○	○	○	○										
				民間	相模原市児童相談所 社会福祉法人 中心会	○	○	○	○										
堺市	1か所	1か所	—	自治体	堺市児童相談所 神戸市子ども家庭センター	○	○	○	○										
				自治体	神戸市子ども家庭局家庭支援課 公益社団法人 家庭養護促進協会	○	○	○	○										
神戸市	4か所	2か所	2か所	民間	公益社団法人 神戸真生塾	○	○	○	○										
				民間	公益社団法人 神戸真生塾	○	○	○	○										
岡山市	1か所	1か所	—	自治体	岡山市子ども総合相談所	○	○	○	○										
				自治体	岡山市児童相談所	○	○	○	○										
広島市	2か所	1か所	1か所	自治体	広島市児童相談所	○	○	○	○										
				民間	社会福祉法人 広島修護院	○	○	○	○										
北九州市	1か所	1か所	—	自治体	北九州市子ども総合センター(児童相談所)	○	○	○	○										
				自治体	福岡市子ども総合相談センター(児童相談所)	○	○	○	○										
福岡市	2か所	1か所	1か所	民間	特定非営利活動法人 キーアセット	○	○	○	○										
				民間	熊本県児童相談所 社会福祉法人 熊本社会福祉協会	○	○	○	○										
横濱市	1か所	1か所	—	自治体	横濱市児童相談所	○	○	○	○										
				自治体	金沢市児童相談所 社会福祉法人 孝誠塾 社会福祉法人 梅光会 社会福祉法人 聖愛病院 聖愛乳児院	○	○	○	○										
金沢市	4か所	1か所	3か所	民間	社会福祉法人 孝誠塾 社会福祉法人 梅光会 社会福祉法人 聖愛病院 聖愛乳児院	○	○	○	○										
				民間	社会福祉法人 孝誠塾 社会福祉法人 梅光会 社会福祉法人 聖愛病院 聖愛乳児院	○	○	○	○										
明石市	2か所	1か所	1か所	自治体	明石子どもセンター	○	○	○	○										
				民間	公益社団法人 家庭養護促進協会神戸事務所 社会福祉法人 東京育成園	○	○	○	○										
世田谷区	5か所	—	5か所	民間	一般社団法人 東京公認心理師協会 社会福祉法人 二葉保育園二葉乳児院 養育家庭の会	○	○	○	○										
				民間	特定非営利活動法人 バディチーム 社会福祉法人 二葉保育園二葉乳児院 株式会社 LITALICOパートナーズ	○	○	○	○						○				
江戸川区	2か所																		

<検討課題>

子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、早い段階から里親制度や特別養子縁組制度に興味・関心を持っていただけるよう、不妊治療への支援拡充と併せて、不妊治療医療機関などにおける、**里親・特別養子縁組制度**の普及啓発等を強化。

※特別養子縁組とは、実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、養親（育ての親）との新たな親子関係を結ぶ制度。

<対応方針>

現状

- ✓ 広く一般に対して里親・特別養子縁組制度の普及啓発を実施。

(厚生労働省の普及啓発ポスター)



- ✓ 子どもを持ちたいという願いを叶える選択肢の一つとして、不妊治療を受けている方に対して、里親・特別養子縁組制度をご案内する取組は不妊治療医療機関等において殆ど無い。

今後の取組の方向性

令和2年度中

- ✓ 里親・特別養子縁組制度に関する不妊治療を受けている方への意識調査や、不妊治療医療機関における不妊治療を受けている方への制度のご案内の仕方に関するパイロット研究を実施。

令和3年度以降

- ✓ 不妊治療医療機関や不妊専門相談センター等において、
 - ①不妊治療を受けている方に対する制度のご案内の推進
 - ②スタッフが制度を正しく理解するための**研修**や**マニュアル整備**の推進
- ✓ 不妊治療医療機関や不妊相談専門センター、婦人相談所、児童相談所、民間団体等の**ネットワーク**を構築

令和4年度の里親制度の広報啓発

【令和4年度予算】 2.1億円(里親制度等広報啓発事業)
＜本補助事業の実施事業者＞ 株式会社朝日新聞社

令和4年度の広報啓発内容

里親制度に興味を持つ方を増やすとともに、関心のある方に分かりやすく制度の内容を伝えるため、制度の案内や相談先等の情報を集約した特設サイトを構築した上、広報啓発活動に用いるコンテンツを作成し、テレビCMやインターネット広告、SNS等の様々な媒体を活用して、里親制度の周知と特設サイトへの誘導を効果的に実施。

1. LINE等のインターネットを活用した広報の実施

① 里親制度に関する特設サイトの開設

制度の基本情報や啓発動画、インタビュー記事（里親、里親支援に従事される方等）等の掲載

② インターネットを活用した広報の実施

・LINE広告（ダイジェストスポット含む）等のインターネット広告
・動画広告（Youtube、Tver、TikTok等）等のインターネットコンテンツを活用し、広報啓発を行うとともに特設サイトへ誘導

③ SNS等を活用した広報啓発 **新**

twitter、Youtube、TikTokなどに関連コンテンツを投稿することで、既存の広告等では波及しなかった層への効果を期待する

2. 全国向け地上波テレビCMの放映

世代や性別問わず多くの国民が目にするTVCMを実施する。その際に特設サイトの検索を促すなど、興味を持った人がより深く制度について知る機会を提供

3. シンポジウムの単独開催

里親や有識者等が登壇するシンポジウムを開催

4. 都道府県と連携した広報

熱意のある都道府県等から提案を募り、採択された都道府県等と連携した広報を実施

5. ポスター、リーフレットの配布・掲示

ポスター、リーフレットを作成
(配布先：自治体、公共交通機関等)

6. 独自提案

- ・里親会と連携
- ・不妊治療、予期せぬ妊娠関連NPO
- ・新聞広告

1 - ① 里親制度に関する特設サイトの開設

広報内容

里親制度を効果的に周知するため、以下のコンテンツを掲載した特設サイトを開設。

1. 里親制度の基本情報（制度解説、Q & A）
2. 里親制度啓発動画
3. インタビュー記事（現役里親、有識者、社会的養護経験者、フォスタリング機関の代表）
4. デジタルポスター・リーフレット

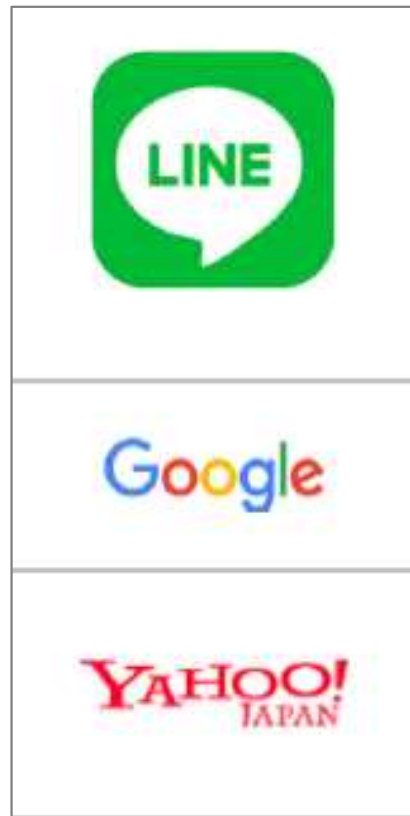
〈特設サイト〉 URL : <https://globe.asahi.com/globe/extra/satooyanowa/index.html>



1 - ② インターネット広告を活用した広報

広報内容

LINE広告、Google広告、Yahoo!スポンサードコンテンツ、朝日新聞デジタル、Youtube広告を活用して特設サイトにユーザーを誘導



2. 全国向け地上波テレビCMの放映

広報内容

日常的に接触頻度が多く、社会的影響力のある地上波テレビを活用し、より広く国民に里親制度の情報を発信することで社会的認知の底上げを図る。

地上波（全国放送）にてモデル**富永愛さん**出演のCM（30秒）を放映。

<イメージ>



- エリア：全国放送・関東ローカル
- 放送時期：2022年10月～11月初旬
- 秒数：30秒
- 回数：20本
 - ・全国放送19本（プライム帯含む）
 - ・関東ローカル1本

<広告放映番組>

- ・相棒
- ・トラベルナース
- ・林修SP
- ・ボーイフレンド降臨
- 他

3. 新聞広告の実施

広報内容

10月1日に **全国紙（発行部数約457万部）朝刊に全面広告を掲載**。里親制度の概要及び特設サイトのURL・QRコードも盛り込み、さらなる制度の理解へと繋げる。

<掲載内容>

- 里親の種類
- 里親になるまでの流れ
- 特設サイトへの案内
- シンポジウムについて

- 媒体：新聞全国紙 朝刊
- サイズ：全15段 多色
- 掲載時期：2022年10月1日付
- 部数：約457万部

厚生労働省
10月は里親月間です
あたたかい家庭を
必要としている子どもたちがいます
広げよう「里親」の輪

それぞれの事情で親と離れて暮らす子どもたち。
日本には約4万2千人います。
そうした子どもを自分の家庭に迎え入れ、
さまざまなサポートを
受けながら養育するのが「里親制度」です。

定員 500名 参加無料

里親になりたい
お近くの児童相談所にお問い合わせください。
児童相談所 [相談専用ダイヤル]
0120-189783
[インターネット]
全国児童相談所一覧

里親制度について知りたい
里親制度について知りたい方はQRコードで
特設サイトへアクセス
→里親制度の秘密に迫ります
朝日新聞デジタルサイト
広げよう「里親」の輪
https://globe.asahi.com/globe/extra/saotooyanow/
niche.html

オンライン・シンポジウムを開催
里親制度について、専門家が最新情報を語り合います
10月22日(土) 14:00~16:30
> 富永愛さん(元F1)
林浩康さん(日本女子大学教授)等
https://www.zig.jp/asahi.com/
> 全国児童相談所一覧
> 全国児童相談所一覧
> 10月21日(金) 23:59まで

全国児童会 日本ファミリーホーム協議会

4. 都道府県と連携した広報

広報内容

里親制度の各地での周知を図るために、**都道府県、指定都市、児童相談所設置市と連携**して、実際に里親をリクルートする立場の自治体の広報を支援する。

【実施自治体】

札幌市 大阪府 島根県 秋田県 東京都 板橋区 荒川区 静岡県 岡山県 熊本県 等

<内容（例）>

- 地元スポーツチームとのタイアップ
- オリジナル動画制作
- 絵本制作
- 地元密着のバス広告 等

○ （参考）昨年度地元サッカーチームとタイアップした啓発動画をJリーグのハーフタイムで上映している様子



5. シンポジウム開催

広報内容

10月の「里親月間」を盛り上げ、里親制度の関心層に直接的アプローチを行う場として、オンライン参加のシンポジウムを開催。



SPECIAL 2022年度シンポジウム第三部採録

「教えて先輩里親さん！がんばりすぎない里親とは」座談会【2022年度シンポジウム第三部採録】

[READ MORE](#)



SPECIAL 2022年度シンポジウム第二部採録

「さまざまな里親のかたち 短期里親で一步踏み出す」座談会【2022年度シンポジウム第二部採録】

[READ MORE](#)



SPECIAL 2022年度シンポジウム第一部採録

「聞かせて 里親、子ども それぞれの思い」座談会【2022年度シンポジウム第一部採録】

[READ MORE](#)

○第3部「教えて先輩里親さん！
がんばりすぎない里親とは」

○第2部「さまざまな里親のかたち
短期里親で一步踏み出す」

○第1部「聞かせて
里親、子ども それぞれの思い」

7. ポスター・リーフレットの配布・掲示

広報内容

- ・首都圏の公共交通機関（一部）にポスターを掲示
- ・都道府県を通じて、全国の公共施設等にポスター・リーフレットを掲示、配布

<ポスター>

あたたかい家庭を必要としている子どもたちがいます
拡げよう「里親」の輪

それぞれ事情で親と離れて暮らす子どもたち。日本には約4万2千人います。そうした子どもを自分の家庭に迎え入れ、さまざまなサポートを受けながら育てるのが「里親制度」です。

里親制度について知りたい
里親になりたい

0120-189-783

<リーフレット>

あたたかい家庭を必要としている子どもたちがいます
拡げよう「里親」の輪

あなただけのこと、きつとある。もっと知りたい、里親のこと。

子どもを迎え入れるまでのステップ

里親になるまでの流れ

9万円/月 + 生活費

0120-189-783

「里親」STORY

大勢の大人が大事の子育てを育てる。でも社会にはまだ... CASE 1

「里親」にならなくてもいい。はてさて... CASE 2

精神はなくてもいいです... CASE 3

<表面・裏面（制度概要）>

- ・里親になるまでの流れ
- ・里親への支援
- ・Q & A

<中面（インタビュー記事）>

- ・富永愛さん
- ・養育里親当時者
- ・俳優 佐藤浩市さん（週末里親）

5. 乳児院・児童養護施設の高機能化及び 多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の推進

(1) 児童養護施設の小規模化の意義と課題

(平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋)

小規模化の意義 ・ 「家庭的養護と個別化」を行い、「あたりまえの生活」を保障

- 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
- 子どもの生活に目が届きやすく、個別の状況にあわせた対応をとりやすい。
- 生活の中で子どもたちに家事や身の回りの暮らし方を普通に教えやすい。
- 調理を通じ、食を通じたかかわりが豊かに持てる。
- 近所とのコミュニケーションのとりかたを自然に学べる。
- 集団生活によるストレスが少なく、子どもの生活が落ち着きやすい。
- 日課や規則など管理的になりやすい大舎制と異なり、柔軟にできる。
- 安心感のある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育める。
- 家庭や我が家のイメージを持ち、将来家庭を持ったときのイメージができる。
- 少人数のため行動しやすい。
- 地域の中にグループホームを分散配置することにより、地域での社会的養護の理解が深まる。

(2) 小規模かつ地域分散化の状況（形態ごとの定員数）

	定員総数*	大・中・小舎	敷地内		敷地外		
			小規模グループケア				地域小規模 児童養護施設
			本体施設内	別棟	分園型		
児童養護 施設	29,218人 [100%]	13,728人 [47.0%]	8,588人 [29.4%]	2,351人 [8.0%]	1,390人 [4.8%]	3,161人 [10.8%]	
乳児院	3,813人 [100%]	2,079人 [54.5%]	1,499人 [39.3%]	170人 [4.5%]	65人 [1.7%]	—	

(参考) 形態ごとの入所児童数

	入所児童 総数	大・中・小舎	敷地内		敷地外		
			小規模グループケア				地域小規模 児童養護施設
			本体施設内	別棟	分園型		
児童養護 施設	23,503人 [100%]	9,741人 [41.4%]	7,584人 [32.3%]	2,061人 [8.8%]	1,242人 [5.3%]	2,875人 [12.2%]	
乳児院	2,422人 [100%]	1,152人 [47.6%]	1,062人 [43.8%]	155人 [6.4%]	53人 [2.2%]	—	

※令和3年10月1日現在（家庭福祉課調べ）（施設数：児童養護施設か所、乳児院か所）

(3) 地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの実施か所数の推移

①地域小規模児童養護施設の推移

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	244	354	264	391	278	423	293	456	309	494	311	527
1か所実施	152	152	158	158	158	158	168	168	169	169	154	154
2か所実施	80	160	92	184	105	210	101	202	109	218	116	232
3か所以上実施	12	42	14	49	15	55	24	86	31	107	41	141

②小規模グループケア実施状況の推移（児童養護施設）

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	446	1,141	456	1,352	468	1461	479	1583	481	1706	493	1795
1か所実施	123	123	110	110	106	106	100	100	88	88	88	88
2か所実施	176	352	156	312	143	286	124	248	109	218	98	196
3か所実施	36	108	35	105	38	114	39	117	43	129	45	135
4か所実施	39	156	45	180	55	220	68	272	73	292	76	304
5か所実施	30	150	46	230	50	250	66	330	72	360	82	410
6か所以上実施	42	252	64	415	76	485	82	516	96	619	104	662

③小規模グループケア実施状況の推移（乳児院）

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	76	166	85	210	86	202	99	265	103	285	109	322
1か所実施	23	23	22	22	19	19	21	21	22	22	21	21
2か所実施	34	68	33	66	38	76	35	70	37	74	33	66
3か所実施	9	27	15	45	16	48	21	63	19	57	24	72
4か所実施	4	16	4	16	7	28	7	28	9	36	12	48
5か所実施	4	20	5	25	5	25	7	35	5	25	6	30
6か所以上実施	2	12	6	36	7	42	8	48	11	71	13	85

(資料) 家庭福祉課調べ (各年10月1日現在)

(参考) 児童養護施設の形態例

大舎制の例

相談室		児童居室 (4人部屋)
ホール 兼食堂		児童居室 (4人部屋)
		児童居室 (4人部屋)
		児童居室 (4人部屋)
		児童居室 (4人部屋)
男子トイレ		児童居室 (4人部屋)
洗面所		児童居室 (4人部屋)
女子トイレ		
洗濯場		児童居室 (個室)
脱衣場		児童居室 (個室)
浴室		児童居室 (個室)
		児童居室 (個室)
宿直室		児童居室 (個室)

- ・ 児童数 20 名以上
- ・ 原則相部屋、高年齢児は個室の場合もある。
- ・ 厨房で一括調理して、大食堂へ集合して食べる。

小規模グループケアの例

児童居室 (2人部屋)	児童居室 (個室)	児童居室 (個室)
児童居室 (個室)	リビング 兼食堂	
児童居室 (個室)		
洗濯機		
洗面所		
風呂	キッチン	
	トイレ	職員 宿直室

- ・ 児童数 6 名
- ・ 原則個室、低年齢児は 2 人部屋など
- ・ 炊事は個々のユニットのキッチンで職員が行い、児童も参加できる。

※ 「大舎」：1 養育単位当たり定員数が 20 人以上
「中舎」：同 13～19 人
「小舎」：同 12 人以下
「小規模グループケア」：6 名（令和 6 年度末までは 8 名となる場合がある）

(4) 小規模化を推進する上での課題と取り組み

小規模化を進める上での課題

- 職員が1人で多様な役割をこなすため、職員の力量が問われる。新人の育成が難しい。
- ホーム内のできごとが周囲に伝わりにくく、閉鎖的あるいは独善的なかわりになる危険性がある。
- 人間関係が濃密となり、子どもと深くかわれる分、やりがいもあるが、職員の心労も多い。
- 小規模化の当初は、集団内で押さえられていた子どもの感情が表に出やすくなり、衝突も増える。
- 大きな課題を持つ子どもがある場合、少人数の職員で対応しづらく、子ども集団への影響が多い。
- 家庭的養護のため、職員に調理や家事の力が求められる。
- 従来の配置方法では、宿直回数が多くなりがちで、勤務時間が長くなりがち。



小規模化を推進する取り組み例

- 職員が課題を1人で抱え込まない組織運営を行う。職員が対応に困ったときに、定期的に相談できる場、すぐに相談できる人を決め、職員の不安を防ぐ。コミュニケーション不足による孤立、不安を防ぐ。
- 小規模グループケアやグループホームごとに、担当職員の勤務時間を調整して全員が集まれる時間を作り、週1回以上のホーム担当職員会議を行う。
- 1施設全体の職員会議を、月に1~2回行い、グループホームを含め、できる限り多くの職員が参加できるようにする。
- スーパービジョンのシステムを確立し、職員の交流と研修を十分行う。職員同士が議論して取組を作り上げていくことを支援し、職員のモチベーションを高めるスーパーバイズを行う。
- 施設長や基幹的職員も、時々グループホームに泊まったり、食事を一緒にとる機会を設ける。心理職、栄養士などもホームに積極的に入るなど、施設全体でホームをサポートする体制をつくる。
- 非常勤職員の配置を利用して、宿直支援や家事支援を行う。
- 施設全体でフリーの応援職員を確保し、職員の病気、休暇、研修等や、緊急時の対応や、新人のサポートができる体制を整備する。

児童養護施設等の小規模化における現状・取組の調査・検討報告書

平成29年3月

全国の児童養護施設、乳児院に対してアンケート調査、小規模化に積極的に取り組む施設や自治体に対するヒアリング調査を実施。

小規模化の取組状況についての実態を把握し、小規模化に取り組んだ結果としての子どもの生活の変化、効果や課題を整理し、更なる小規模化の推進に向けて課題を分析、検討

(考察の要点)

○ 児童養護施設、乳児院の小規模化の効果

- ・ 個別の職員との関わりが増え、関係性が構築されることで、子どもの愛着形成や感情表出などが促されること
- ・ 子どもの自由な時間、静かな時間や、プライバシーが守られるなど、個別の生活環境が確保されること
- ・ 料理や買い物などを含め、日常生活の全般において経験・体験を積む機会が増加すること

○ 現場の声（課題）

- ・ 小規模化により子ども同士、また子どもと職員の距離が密接になることで、課題の大きい子どもがユニットに入った際の影響が大きくなることもある
- ・ 子どもの行動に巻き込まれて適切な支援が行えなくなることがある
- ・ 小規模化の実施における人材育成・人材確保
- ・ 特に、乳児院で小規模化を進めるためには、健康面でのケアを特に求められること等の乳児院の特性から生じる課題に、職員配置や施設設備面で課題がある

○ 更なる小規模化の推進に向けて

- ・ 職員の孤立や職員による課題の抱え込みを防ぐシステムが重要（職員がお互いをフォローできる体制の構築、管理者や経験年数の長い職員によるスーパービジョンの実施等）
- ・ 地域の特性等に応じた方法での人材確保・人材育成に関する取り組みが重要

1 事業の目的

乳児院や児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換等を図るため、育児指導機能の強化や医療機関との連携強化、特定妊婦等への支援体制の強化等に係る事業の実施に要する費用を補助。

2 事業の概要・スキーム

①育児指導機能強化事業

乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導を行う者を配置し、子どもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に行いながら伝えること等により、親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実を図る。

②医療機関等連携強化事業

乳児院等における医療機関との連携強化を図るため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置することにより、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進する。

③障害児等受入体制等強化事業【新規】

障害等を有する児童に対して、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援の補助を行うための職員を配置することにより、障害等を有する児童の円滑な受入・入所中の支援を促進する。

④産前・産後母子支援事業

妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、乳児院や母子生活支援施設、産科医療機関等にコーディネーターや看護師を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を提供する。

- ・ コーディネーターによる相談支援、支援計画の策定、関係機関との連絡調整等
- ・ 看護師による専門性を活かした自立に向けた支援等
- ・ 特定妊婦等を受け入れた場合の生活費や居場所づくりに係る賃借料の支援

3 実施主体等

【実施主体】

- ①・②・③ 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村
- ④ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】

- 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2
- 国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

【補助基準額】

- ①育児指導機能強化事業 4,947千円
- ②医療機関等連携強化事業
 - i 連絡調整を担う職員 1,928千円
 - ii 連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合
 - ア 医療的ケアが必要な児童が1人から5人以下の場合 2,131千円
 - イ 医療的ケアが必要な児童が6人以上9人以下の場合 5,083千円
 - ウ 医療的ケアが必要な児童が10人以上の場合 6,302千円

③障害児等受入体制等強化事業

1か所当たり最大5,970千円（※）対象児童数に応じて設定

④産前・産後母子支援事業

- i 支援コーディネーターの配置等 1か所当たり 7,223千円
- ii 看護師の配置等 1か所当たり 5,165千円
補助職員を配置する場合 1か所当たり 1,161千円加算
- iii 改修費・備品費等 1か所当たり 8,000千円
- iv 賃借料 1か所当たり 10,000千円
- v 一般生活費 1人当たり日額 1,692円

産前・産後母子支援事業の実施イメージ

事業目的

特定妊婦等へ支援体制を強化するため、母子生活支援施設や婦人保護施設、産科医療機関等にコーディネーターや看護師を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を実施。

- ・ コーディネーターによる相談支援、支援計画の策定、関係機関との連絡調整等
- ・ 看護師による専門性を活かした自立に向けた支援等

事業イメージ (医療機関で実施する場合)



産前・産後母子支援事業の実施状況(令和4年度)

「産前・産後母子支援事業」による国庫補助を受けて実施された事業の実施状況は以下のとおり。

(令和3年度(実績) : 15自治体(73自治体中) → **令和4年度(交付決定) : 14自治体(78自治体中)**)

自治体名	実施施設		(1) 支援コーディネーターの配置等による支援	(2) 看護師の配置等による支援	(4) 特定妊婦等に対する生活支援
	種別	名称			
埼玉県	産科医療機関	医療法人きずな会 さめじまボンディングクリニック	○		
千葉県	乳児院	社会福祉法人共育の広場 コミュニティ長柄	○	○	
神奈川県	乳児院	ドルカスベビーホーム、聖園ベビーホーム		○	
長野県	乳児院	うえだみなみ乳児院	○		
岐阜県	乳児院	乳幼児ホームまりあ	○	○	
	乳児院	麦の穂乳幼児ホームかがやき	○		
大阪府	乳児院	大阪乳児院	○	○	○
兵庫県	乳児院	姫路乳児院ピューパホール	○	○	
広島県	婦人保護施設	社会福祉法人広島慈愛会	○		
山口県	産科医療機関	医療法人社団諍友会 田中病院	○		
高知県	乳児院	高知聖園ベビーホーム	○		
福岡県	母子生活支援施設	産前産後母子支援ステーションママリズム	○	○	○
	乳児院	福岡にんしん110番 Link	○	○	○
熊本県	産科医療機関	福田病院	○		
大分県	母子生活支援施設	永生会母子ホーム		○	
大阪市	母子生活支援施設	社会福祉法人大念仏寺社会事業団	○	○	○
福岡市	母子生活支援施設	こももティエ	○	○	○
熊本市	乳児院	社会福祉法人熊本市社会福祉協会	○	○	○
合計	16自治体、18か所で実施		16	11	6

※ 上記の実施状況は、国庫補助（令和4年度交付決定ベース）の執行状況をまとめたものとなっている。このため、国庫補助を受けずに、同様の支援を実施している場合があることに留意が必要。

児童入所施設措置費等国庫負担金

(令和4年度) (令和5年度予算) 対前年度増減額
135,982百万円 → 139,242百万円 (+3,259百万円)

1. 予算額の推移

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度予算
予算額	131,657	135,480 【135,273】	135,564	135,982 【137,397】	139,242

※ 【 】内は補正後予算額等

2. 事業の目的

- 児童入所施設措置費等は、都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担するものである。

3. 補助根拠

法律補助（児童福祉法第53条）

4. 補助率

国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

国1/2、都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4※

※ 市及び福祉事務所設置町村が市町村立・私立の母子生活支援施設及び助産施設に入所させる場合。市（指定都市、中核市含む）町村において保育の措置を実施する場合は市町村。

児童養護施設等の配置基準及び配置改善について

○ 施設の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、これまで、加算職員の配置の充実に努めており、平成24年度には基本的人員配置の引上げ等を行い、27年度予算においては、児童養護施設等の職員配置の改善(5.5:1→4:1等)に必要な経費を計上したところ。

① 児童養護施設

人員配置

基本部分		加算部分
<ul style="list-style-type: none"> ・施設長 1人 ・家庭支援専門相談員 1人 ・個別対応職員 1人 ・小規模施設加算 1人(定員45人以下) ・栄養士 1人(定員41人以上) ・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算) ・事務員 1人 ・管理宿直専門員(非常勤、1人) ・医師1人(嘱託) 	<p>【児童指導員、保育士】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0・1歳児 1.6:1 (1.5:1、1.4:1、1.3:1) ・2歳児 2:1 ・年少児(3歳～) 4:1 (3.5:1、3:1) ・少年(就学～) 5.5:1 (5:1、4.5:1、4:1) <p>※ () 内は加算にて対応。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・里親支援専門相談員加算 1人 ・心理療法担当職員加算 2人 ・家庭支援専門相談員加算 2人 ・看護師加算 1人 ・自立支援担当職員加算 1人 ・小規模グループケア加算 グループ数×(常勤1人+宿直管理等職員(非常勤)1人) 等

人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度(施設の人員配置基準)	27年度～(「社会的養護の課題と将来像」の目標水準)
児童指導員・保育士 0歳児： 1.7:1 1・2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1 小学校以上： 6:1	児童指導員・保育士 0・1歳児： <u>1.6:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： <u>4:1</u> 小学生以上： <u>5.5:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児： <u>1.3:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： <u>3:1</u> 小学生以上： <u>4:1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当

② 乳 児 院

人員配置（乳幼児を10人以上入所させる乳児院）

基 本 部 分

- ・施設長1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・定員20人以下加算 1人
- ・栄養士 1人
- ・調理員等 4人（定員30人以上10人ごとに1人を加算）
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員（非常勤、1人）
- ・医師1人（嘱託）

+

【児童指導員、保育士、看護師】

- ・0・1歳児
1.6:1（1.5:1、1.4:1、1.3:1）
 - ・2歳児
2:1
 - ・年少児（3歳～）
4:1（3.5:1、3:1）
- ※（）内は加算にて対応。

+

加 算 部 分

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・家庭支援専門相談員加算 2人
- ・心理療法担当職員加算 2人
- ・定員35人以下指導員特別加算
（非常勤 1人）
- ・小規模グループケア加算
グループ数×（常勤1人+宿直
管理等職員（非常勤）1人）

等

人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度（施設の人員配置基準）	27年度～（「社会的養護の課題と将来像」の目標水準）
看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1.7:1 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1.6:1 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1.3:1 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 3:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね1:1相当

③ 児童心理治療施設等の人員配置改善の推移

児童心理治療施設の人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度（施設の人員配置基準）	27年度～（「社会的養護の課題と将来像」の目標水準）
児童指導員・保育士 5 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	児童指導員・保育士 <u>4.5 : 1</u> 心理療法担当職員 <u>10 : 1</u>	児童指導員・保育士 <u>3 : 1</u> 心理療法担当職員 <u>7 : 1</u>

児童自立支援施設の人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度（施設の人員配置基準）	27年度～（「社会的養護の課題と将来像」の目標水準）
児童指導員・保育士 5 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	児童指導員・保育士 <u>4.5 : 1</u> 心理療法担当職員 <u>10 : 1</u>	児童指導員・保育士 <u>3 : 1</u> 心理療法担当職員 <u>7 : 1</u>

母子生活支援施設の人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度（施設の人員配置基準）	27年度～（「社会的養護の課題と将来像」の目標水準）
母子支援員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 <u>30世帯以上 4人</u>
少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	少年指導員 <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u>	少年指導員 <u>10世帯未満 1人</u> <u>10世帯以上 2人</u> <u>20世帯以上 3人</u> <u>30世帯以上 4人</u>

令和元年度予算における乳児院・児童養護施設の職員配置の強化策

I 小規模かつ地域分散化された生活単位における対応

≪児童養護施設における小規模かつ地域分散化された生活単位（分園）における職員配置≫

(1) 分園型小規模グループケア

～平成30年度
定員 6～8人
配置基準 概ね6：3（＝2：1）
※定員6人（小学生以上）の場合
基本的人員配置（4：1）→ 常勤1.5人
小規模グループケア加算 → 常勤1人、非常勤1人加配



令和元年度
定員 6人
配置基準 <u>概ね6：4（＝1.5：1）</u>
※定員6人（小学生以上）の場合
基本的人員配置（4：1）→ 常勤1.5人
小規模グループケア加算 → 常勤1人、非常勤1人加配
<u>小規模かつ地域分散化加算 → 常勤1人加配</u>

強化策① 小規模かつ地域分散化された生活単位における養育体制の充実
➤小規模かつ地域分散化された生活単位（分園型小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設）に常勤1人を加配

(2) 地域小規模児童養護施設

～平成30年度
定員 6人
配置基準 概ね6：3（＝2：1）
人員配置 → 常勤2人、非常勤2人



令和元年度
定員 6人
配置基準 <u>概ね6：4（＝1.5：1）</u>
人員配置 → 常勤2人、非常勤2人
<u>小規模かつ地域分散化加算 → 常勤1人加配</u>

Ⅱ 高機能化された生活単位における対応

《児童養護施設における高機能化された生活単位における職員配置》

～平成30年度

定 員 6～8人*

配置基準 概ね6：3（＝2：1）

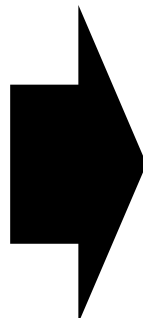
※定員6人（小学生以上）の場合

基本的人員配置（4：1）→ 常勤1.5人

小規模グループケア加算 → 常勤1人、非常勤1人加配

*現状、高機能化された生活単位（定員4人）に対応する予算措置無し

新設



令和元年度

定 員：4人 《新設》

配置基準：概ね4：4（＝1：1）

人員配置 → 常勤3、非常勤2人

※新たに医療的ケア児等受入加算を創設

強化策② 医療的ケア児等のための「4人の生活単位」の類型の新設、当該生活単位における養育体制の充実

➤現行の小規模グループケアに対して常勤1人分を加配した水準とする

《乳児院における高機能化された生活単位における職員配置》

～平成30年度

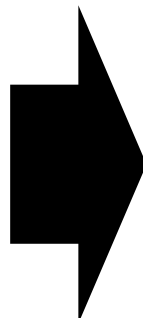
定 員：4～6人

配置基準：概ね4：4（＝1：1）

※定員4人（0・1歳児）の場合

基本的人員配置（1.3：1）→ 常勤3人

小規模グループケア加算 → 常勤1人、非常勤1人加配



令和元年度

定 員：4人

配置基準：概ね4：5（＝0.8：1）

人員配置 → 常勤5人、非常勤1人

※新たに医療的ケア児等受入加算を創設

強化策③ ケアニーズが非常に高い乳幼児のための「4人の生活単位」における養育体制の充実

➤現行の小規模グループケアに対して常勤1人分を加配した水準とする

児童養護施設の小規模化への職員配置の強化について

	① 施設内小規模グループケア	② 分園型小規模グループケア	③ 地域小規模児童養護施設
定員	6人 (令和元年10月31日以前に指定された施設は除く)	4～6人(※1) (令和元年10月31日以前に指定された施設は除く)	4～6人(※1)
配置職員(基本)	※定員6人(小学生以上)の場合 ・児童指導員、保育士 (常勤、1.5人)	※定員6人(小学生以上)の場合 ・児童指導員、保育士 (常勤、1.5人)	・児童指導員、保育士 (常勤、2人) ・その他職員 (常勤又は非常勤、1人)
加算職員	【小規模グループケア加算】 ・児童指導員、保育士 (常勤、1人) ・管理宿直等職員 (常勤又は非常勤、1人)	【小規模グループケア加算】 ・児童指導員、保育士 (常勤、1人) ・管理宿直等職員 (常勤又は非常勤、1人) <u>【小規模かつ地域分散化加算】</u> ・児童指導員、保育士 (常勤、最大3人(※2))	<u>【小規模かつ地域分散化加算】</u> ・児童指導員、保育士 (常勤、最大3人(※2))
職員配置基準(加算あり)	(児童6人の場合) 概ね 6 : 3	(児童6人の場合) 概ね <u>6 : 6</u>	(児童6人の場合) 概ね <u>6 : 6</u>

※1 都市部等における小規模かつ地域分散化に向けた取組を促進するため、令和3年度より、②分園型小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の定員の下限を4人まで引き下げた。

※2 定員4人の場合は最大1名加配、定員5人の場合は最大2名加配

民間児童養護施設等の職員の処遇改善

技能・経験に応じた処遇改善

支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善



- ① 支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を行う。
 → 月額5千円の引上げ(④と合わせ1万円)
 → 一定の研修を修了し、主任児童指導員、主任保育士等として発令

職務分野別のリーダー的業務内容を評価した処遇改善



- ② 複数の小規模グループケアを統括し、円滑な運営を支援する業務内容を評価した処遇改善を行う。
 → 月3万5千円の引上げ(④と合わせ4万円)
 → 一定の研修を修了し、ユニットリーダー等として発令



- ③ 各々の職務分野でのリーダー的業務内容を評価した処遇改善を行う。
 → (a)月額5千円、(b)1万5千円の引上げ(④と合わせ1万円又は2万円)
 → 一定の研修を修了し、以下の職員として発令
 (a)家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員等
 (b)小規模グループケアリーダー等

業務の困難さを評価した処遇改善

虐待や障害等のある子どもへの支援を本務とし夜間を含む業務を行う困難さに着目した処遇改善



- ④ 虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善を行う。
 → 月額5千円の引上げ

+6%等の処遇改善



- ⑤ +3%→+2%等→**+1%**=**合計+6%等の処遇改善**を実施する。

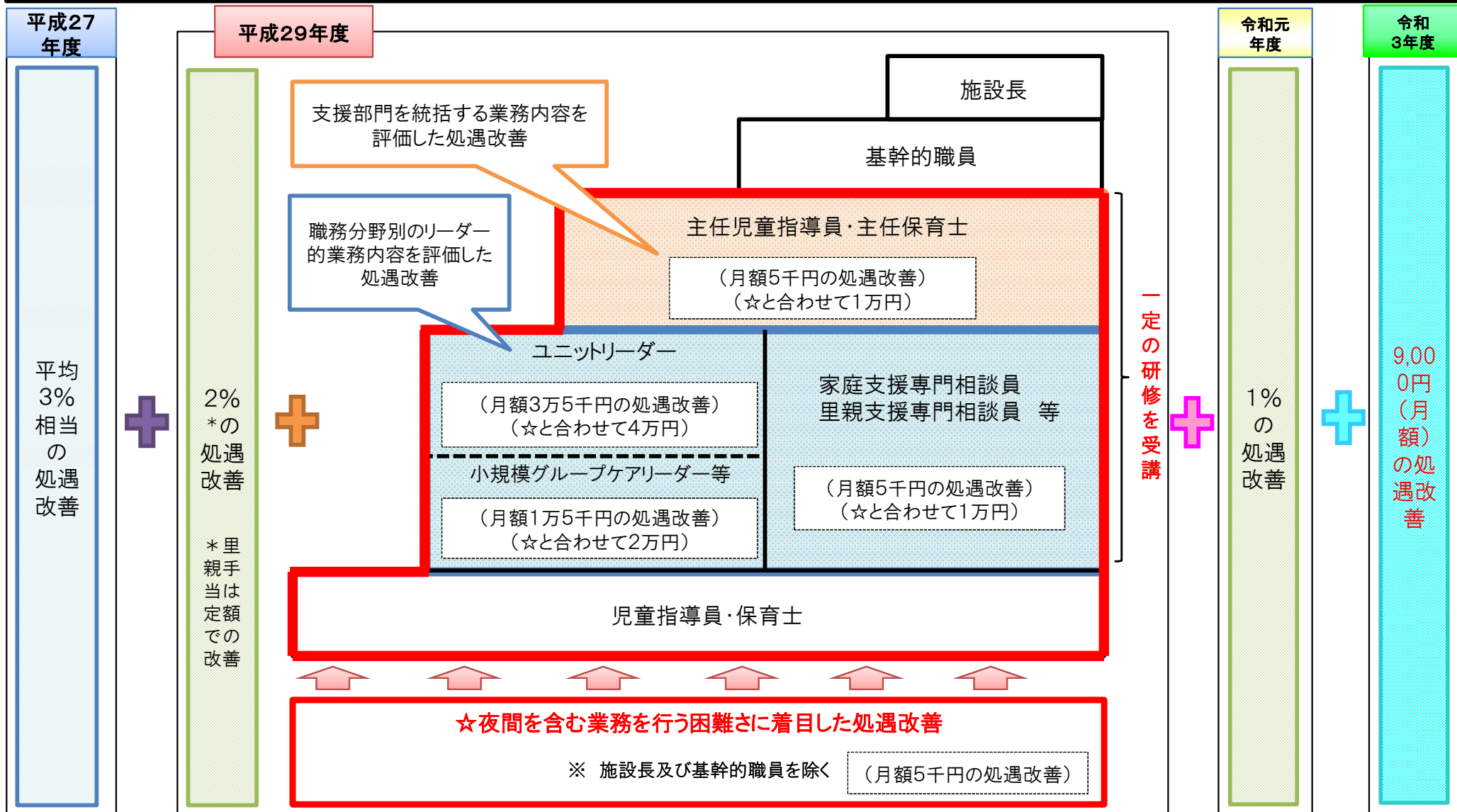
+9,000円(月額)の処遇改善



- ⑥ 新型コロナウイルス感染症等への対応が必要な中、勤務している児童養護施設等の職員を対象に**月額9,000円の処遇改善**を実施する。

民間児童養護施設等の職員の処遇改善のイメージ

○ 平成27年度予算において民間児童養護施設等の平均3%の職員給与の改善を実施するとともに、平成29年度予算において児童指導員及び保育士の夜間を含む業務を行う困難さの評価に加え、研修実績と職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を実施。令和元年度予算においてさらに1%の処遇改善を行う。令和3年度補正予算及び令和4年度予算において、さらに9,000円(月額)の処遇改善を行う。



社会的養護従事者処遇改善事業

令和3年度補正予算：36億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）
令和4年度予算：1,360億円の内数（児童入所施設措置費等国庫負担金）

1. 概要

社会的養護関係施設の職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を月額9,000円引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

(※) 本事業は令和4年2月から9月までの間、実施するものであり、令和4年10月以降の処遇改善は、児童入所施設措置費等国庫負担金で実施。

(参考) 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)(抄)

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、来年2月から前倒して実施する。

2. 対象施設等

乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホーム

(※) 施設の設置主体等を問わず、上記の類型に該当する全ての施設及び事務所が対象

3. 対象施設等への補助額

算出式1及び算出式2により算出された額の合計額が対象施設等に対する補助額となる。

【算出式1】(処遇改善部分)

・ 月額10,900円(※1) × 延べ人数(各月の常勤換算従事者数の合計(※2))

(※1) 9,000円に、社会保険料等の事業主負担率に相当する率を乗じた額を加えて得た額となっている。

(※2) 常勤換算従事者数は、施設等を運営する法人の役員を兼務する施設長を除いて算出(その他の職員は非常勤職員も含め常勤換算で算出)

【算出式2】(国家公務員給与改定対応部分) ※令和3年人事院勧告(期末手当▲0.15月(年収換算▲0.9%))に伴う運営費の減額分への補助

・ 常勤職員の令和3年度賃金総額の見込額 × 0.009 × 1/2 (令和4年4月から9月までの6か月分)

【補助率】 国:10/10

【事業実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市(特別区を含む。)

(※) 母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村とする。

(※) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市における事務費として、1自治体当たり1,000,000円を補助(令和3年度補正予算)

4. 処遇改善の要件

- ・ 原則として、職員に対する処遇改善について2月分の賃金から実施すること。
 - ・ 本事業による補助額は、職員の処遇改善及び当該処遇改善に伴い増加する社会保険料等の事業主負担分に全額充てること。
 - ・ 処遇改善の具体的な実施方法については、対象施設等の判断による柔軟な運用を認める。
 - ・ 処遇改善額の2/3以上はベースアップ(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に充てること。
- ただし、令和4年2月分及び3月分の賃金は一時金による支給可。
- ・ 令和4年度における賃金の水準について、令和3年度より引下げを行わないこと。

はじめに：高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- ・ 乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を進める中においても、施設での養育を必要とする子どもの養育に関し、「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や保護者等への支援を行うとともに、里親や在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の多機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。
- ・ この「進め方」は、平成30年度予算において可能である措置費等の活用方法、職員配置、運営方法などについてとりまとめ、円滑に取組を進められるよう、施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料として提供。
- ・ 取組を更に進めていくためには、必要な財政支援の在り方が課題。厚生労働省は、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、安定的な財源の確保に向けて、引き続き最大限努力し、それらを踏まえて、本書も逐次改正。

第Ⅰ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- ・ 改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則の下では、施設の役割・機能を縮小させるものではなく、これまで以上に専門的で幅広くしていくことが求められる。
- ・ 具体的には、乳児院・児童養護施設においては、地域におけるニーズや資源の状況、自らの「強み」・「弱み」も踏まえつつ、以下の具体的な姿を念頭に、施設長等のリーダーシップの下、施設職員とともに、「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」となるよう、自らの施設を変革していくことを目指していくべき。

施設養育の高機能化の方向性

- ・ 家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもに対して、早期の家庭復帰や里親委託等に向けた専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行うこと。
- ・ そのための専門性のある職員の配置及び小規模かつ地域分散化を推進すること。

多機能化・機能転換の方向性

- ・ 更に専門性を高めた上で、地域における家庭養育の支援を行うこと。
- ・ 具体的には、地域の実情等に応じ、以下に取り組むこと。
 - ①一時保護委託の受入体制の整備
 - ②養子縁組支援やフォスティング機関（里親養育包括支援機関）の受託をはじめとする里親支援機能の強化
 - ③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

第Ⅱ 取組を進める上で活用可能な予算制度

- ・ 高機能化及び多機能化・機能転換に向けた以下の取組を進める上で、現在、活用可能な予算制度の要件や補助額等を紹介。
 1. 職員配置・専門職の配置の充実、小規模かつ地域分散化による養育機能の高機能化
 2. 在宅支援機能や里親支援機能をはじめとする多機能化・機能転換

第Ⅲ 改正児童福祉法や高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた小規模かつ地域分散化の更なる推進

1. 各施設が策定している小規模化・地域分散化に向けた計画を小規模かつ地域分散化に向けて見直し。
2. 今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先。
3. 小規模かつ地域分散化等を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく場合や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定するよう求める。過渡的にユニット化する場合でも、
 - ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
 - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行うといった工夫を行うよう求める。
4. 既存の施設内ユニット型施設についても同様に、概ね10年程度で地域分散化等を図る計画の策定を求める。その際、既存ユニットは、多機能化・機能転換に向けて積極的に活用を進めていく。

※小規模かつ地域分散化の例外

- ・ ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。
- ・ このような場合においても、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人程度まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない（概ね4単位程度まで）ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力。

第Ⅳ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた職員の人材育成

- ・ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を通じて「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」への変革を進めるうえでは、それを担う職員の人材育成や確保が必要不可欠。人材育成に向けて、現在、活用可能な予算制度等を紹介。
- ・ 厚生労働省においては、職員の人材育成に向けて、職員向けの研修プログラムの開発や指導者養成研修の実施等に取り組んでいくこととしており、都道府県等においても、人材育成の機会の確保に努める。

第Ⅴ 計画的な推進に向けて

- ・ 都道府県等においては、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画や、小規模かつ地域分散化を進める計画の見直しの検討状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、関係者との間で綿密な協議を重ねながら、適宜適切な助言や支援を行い、各施設において具体的かつ実現可能な計画が策定されるよう配慮。

6. 支援の必要性の高い子ども・家庭・妊産婦への 支援体制の強化

新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援

令和3年度第1次補正予算額：602億円（安心こども基金に計上）

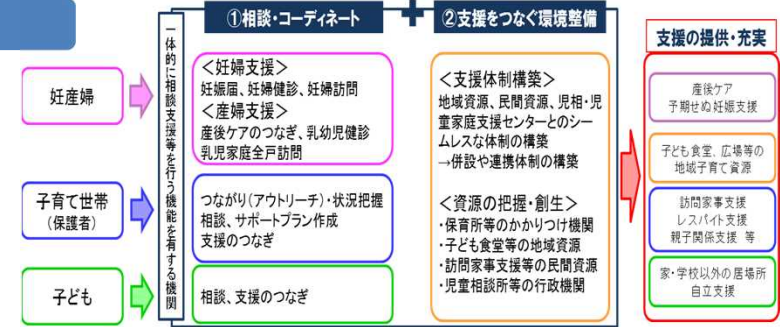
目的

市区町村の母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を再編し、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談を行う機能を有する機関の整備等を推進するとともに、支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援（訪問支援等）を推進していくことで、包括的な支援体制の構築を図る。

支援内容

1. 母子保健と児童福祉の相談支援機関を再編した一体的な相談支援体制の整備の推進

- (1) 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関の整備に必要な整備費・改修費の支援
【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業】
- (2) 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関における子育て世帯等を対象としたサポートプランの作成や地域づくり、ネットワーク構築等の推進
【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業】
- (3) 若年等リスクを抱えた妊婦家庭を訪問し、状況把握等を行う取組の推進【妊婦訪問支援事業】



2. 支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援の推進

- (1) 子育て世帯等を対象とした訪問家事・育児支援の推進【子育て世帯訪問支援臨時特例事業】
- (2) ペアレント・トレーニングの提供等、親子関係形成支援の推進【保護者支援臨時特例事業】
- (3) 家庭や学校に居場所のない子どもの居場所支援の推進
【子どもの居場所支援整備事業／子どもの居場所支援臨時特例事業】
- (4) 子育て世帯のレスパイト支援の充実（親子入所支援・利用料減免等）
【子育て短期支援整備事業／子育て短期支援臨時特例事業／一時預かり利用者負担軽減事業】



(訪問家事育児支援)



(親子関係形成支援)



(子どもの居場所支援)

3. 支援の必要性の高い妊産婦・子どもへの支援体制の強化

- (1) 支援の必要性の高い妊産婦の滞在型支援の推進
【特定妊婦等支援整備事業／特定妊婦等支援臨時特例事業】
- (2) 児童相談所一時保護所の定員超過解消に向けた受け皿整備に必要な整備費・改修費の支援
【児童相談所一時保護所等整備事業】
- (3) 社会的養護経験者（ケアリーバー）に対する自立支援体制の整備
【社会的養護自立支援整備事業／社会的養護自立支援実態把握事業】



(支援の必要性の高い妊産婦の支援)



(社会的養護経験者の自立支援)

実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村（NPO法人等に委託可）

実施期間

令和3年度～令和5年度末

子どもの居場所支援整備事業・子どもの居場所支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

不登校の子ども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに対する居場所の整備に必要な整備費・改修費の支援を行うとともに、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の子どもの居場所に関する総合的な支援を実施する。

子どもの居場所支援整備事業（整備費）

【実施主体】

市町村

【補助割合】

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

【補助基準額】

1か所当たり 18,992千円

子どもの居場所支援臨時特例事業（運営費）

【実施主体】

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

【支援対象】

家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子ども

【支援内容】

- ①安心・安全な居場所の提供
- ②生活習慣（手洗い・うがい、歯磨き）の形成
- ③学習（宿題の見守り等を含む）の支援
- ④食事の支援
- ⑤課外活動の提供
- ⑥専門職による支援計画の策定 など

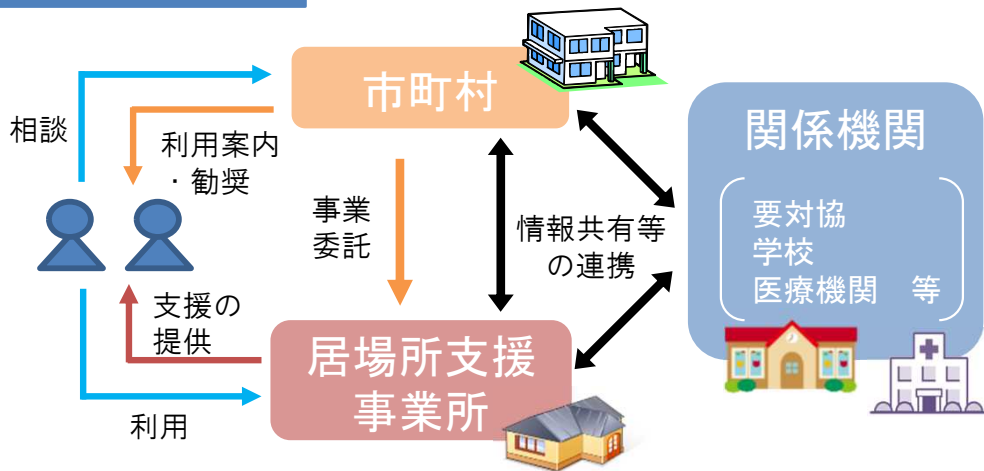
【補助割合】

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【補助基準額】

①基本分	専門職を配置しない場合	1か所当たり	14,592千円
	専門職を配置した場合	1か所当たり	15,850千円
②賃借料支援加算		1か所当たり	3,000千円
③開設準備経費加算		1か所当たり	4,000千円

支援のイメージ



（参考）支援の様子



中高生向けのフリースペースの様子



食事の支援の様子



専門職による面談の様子

認定NPO法人 Learning for Allによる子どもの居場所支援

取組の概要

● 安心・安全な居場所の提供を通じた学齢期の子どもへの支援

- 安心安全な居場所を提供し、子どもの発達段階やニーズに応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路相談、毎日の食事の提供等、多様な支援を実施するとともに、孤立した保護者への相談・伴走支援を実施。
- 子ども・家庭の状況をアセスメントし、子ども一人ひとりの支援計画を作成しており、虐待の早期発見・予防や専門的ケアを実施。
- 学校や行政など多くの機関と連携し、居場所支援につなぐとともに、その他の必要な現場に繋ぎ、切れ目のない支援を届けている。

支援対象者

- 課題を抱えた子ども
(例：経済的困窮、ネグレクト、不登校、高校中退等)
- 外国にルーツをもつ子ども 等

利用者負担

- 利用者負担無し



小学生向けの学童施設の様子



中高生向けのフリースペースの様子



専門職による面談の様子

認定NPO法人 Kidsdoorによる子どもの居場所支援

取組の概要

● 高校生世代への支援

- 課題を抱えた高校生（浪人生を含む）を対象に学習支援のみならず、進路や生活に関する悩みの相談、食事の提供まで、幅広く支援を実施。
- 社会体験や文化的資源にふれるイベント・ワークショップの開催等も実施。

● 小中学生への支援

- 課題を抱えた小中学生を対象に、学習支援を提供するとともに、家庭の事情で満足に食事がとれない子どもに対しては、食事の提供支援を通じて、安心して、落ち着いて勉強が出来る環境を提供。

支援対象者

- 課題を抱えた子ども
(例：経済的困窮、ネグレクト、不登校、高校中退等)
- 外国にルーツをもつ子ども 等

利用者負担

- 利用者負担無し

支援の様子



高校生を対象とした居場所型学習支援の様子



居場所に通う子どもの課外活動の様子



中学生を対象とした居場所型学習支援の様子

特定妊婦等支援整備事業・特定妊婦等支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

予期せぬ妊娠等、支援の必要性の高い妊産婦に対して、出産や今後の生活について落ち着いて考えることのできる居場所の提供を行うとともに、産婦本人の養育方針や養育の不安等に応じて必要な支援機関へつなぐ体制を構築することにより、妊産婦の孤立化を防ぎ、虐待の重篤事案の防止を図る。

特定妊婦等支援整備事業（整備費）

【事業内容】

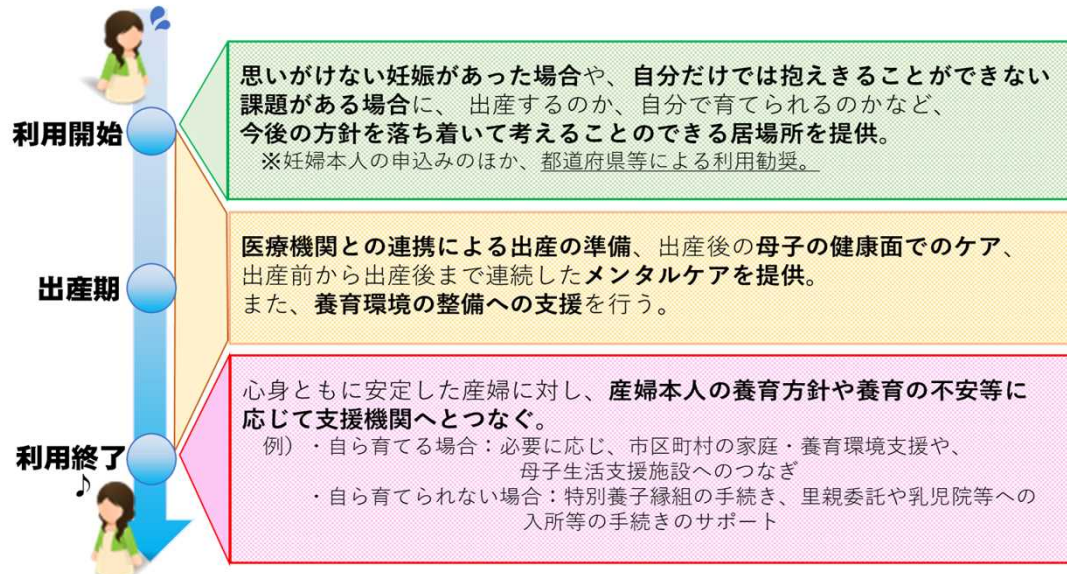
支援の必要性の高い妊産婦に対する安定的な支援の推進を図るため、心理的ケアや生活相談支援等を行う居場所の整備に必要な整備費と改修費の支援を行う。

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助割合】 国2/3、都道府県等1/12、事業者1/4

【補助基準額】 <整備費> 9,378千円 × 定員（世帯数）
<改修費> 1世帯当たり 9,378千円

（支援のイメージ）



特定妊婦等支援臨時特例事業（運営費）

【事業内容】

支援の必要性の高い妊産婦を通所又は宿泊で受け入れて、心理的ケアや生活相談支援等を行うための看護師等の配置や妊産婦を受け入れた際に要する生活費等の支援を行うとともに、支援ニーズ等の実態把握や関係機関との連携に必要な費用の支援を行う。

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村
（社会福祉法人やNPO法人に委託可）

【補助割合】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2
国1/2、都道府県1/4、市・福祉事務所設置町村1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

【補助基準額】

基本分単価	1か所当たり	32,753千円
開設準備費加算	1か所当たり	4,000千円（上限額）
賃借料加算	1か所当たり	3,000千円（上限額）

実態把握・関係機関連携経費支援
1自治体当たり 5,085千円

（参考）支援の様子



妊産婦等生活援助支援の取組事例

NPO法人 ピッコラーレ(東京都)

取組の概要

- **社会や家族と繋がりのない孤立した若年妊婦への居場所支援**
 - ・ 社会や家族と繋がりが持てず孤立した若年妊婦のSOSを受け止める受け皿が圧倒的に不足している中、通いだけでなく、宿泊も可能な居場所を運営し、妊娠・出産やその後の生活について、落ち着いて考えることが出来るよう寄り添い型の相談支援や生活の支援を実施。
 - ・ また、医療機関等への同行支援や、関係機関への繋ぎなどの支援を実施。
 - ・ その他、相談窓口でつながった妊婦の中で、食料・その他衣食住を支える生活支援が必要な方への物品の支援を実施。

利用者負担

- ・ 利用者負担無し

取組実績

- ・ 宿泊（2部屋）による支援（令和3年度）
 - 利用実人数：14名（うち新生児4名、幼児1名、パートナー1名含む）
 - 宿泊延日数：578日
 - 主な支援内容：生活支援、医療機関・行政窓口への同行支援、妊娠中・産後の身体と心のケア
- ・ 通所による支援（令和3年度）
 - 利用延人数：89名
 - 主な支援内容：妊娠・出産・育児他、学習・就労等の相談支援、レスパイト支援、乳房ケア・骨盤ケア、お宮参り/お食い初めの実施、発育発達チェック等

支援の様子



居場所（リビング）の様子



宿泊利用の居室スペース



デイ利用
お宮参り&100日お祝い

母子生活支援施設 百道寮(福岡市)

取組の概要

- **妊娠、出産、子育て、生活、自立まで切れ目のない総合的な支援を実施**
 - ・ 24時間365日の専用相談窓口を設置し、妊娠・出産等に関する悩みについて、相談者に寄り添い一緒に考える取組を実施。
 - ・ 医療機関等への同行支援を行うとともに、住まいのない妊産婦等に対しては、安心安全な居場所を提供し、入院の準備を含めて日常生活のサポートを実施。
 - ・ 出産後は、母子の将来の生活設計を一緒に考え、住まいや保育所探しの支援や、乳幼児健診等への同行支援を実施。必要に応じて母子生活支援施設への入所へつなぐ。また、地域企業と協働し、受講希望者には「就労教育訓練プログラム」を、無料で受講できる。

利用者負担

- ・ 利用者負担原則無し（食費等の実費負担あり）



取組実績

- ・ 相談件数（令和3年度） 相談件数430件（延べ対応件数3,608件）
- ・ 宿泊以外の支援（訪問支援等）
 - 支援実人数：10名（利用延べ日数：100日）
 - 主な支援内容：訪問相談、医療機関同行、物品提供、他機関紹介
- ・ 宿泊による支援（令和3年度）
 - 利用実人数：9名
 - 利用延日数：444日
 - 主な支援内容：生活支援、産後ケア、養育相談、カウンセリング etc.

支援の様子（ベビーモデルを使った沐浴指導）



社会的養護自立支援整備事業・社会的養護自立支援実態把握事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

児童養護施設等の入所措置等が解除された社会的養護経験者（ケアリーバー）に対して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備を推進するとともに、児童養護施設等を退所した児童の実態調査等を行う費用を補助することで、どの地域であっても必要な支援が確実に提供される環境の整備を図る。

社会的養護自立支援整備事業（整備費）

【事業内容】

社会的養護経験者に対して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備に必要な整備費・改修費等の支援を行う。

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】

国2/3、都道府県等1/12、事業者1/4

【補助基準額】

1か所当たり 18,892千円

社会的養護自立支援実態把握事業

【事業内容】

都道府県等が施設入所措置等で関わってきたケアリーバーの支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施、自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催に必要な費用の支援を行う。

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

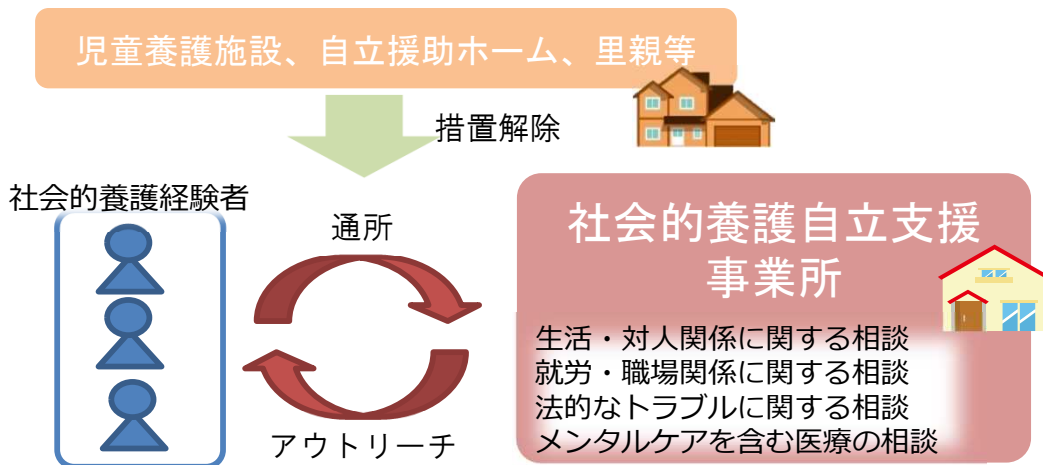
【補助割合】

国1/2、都道府県等1/2

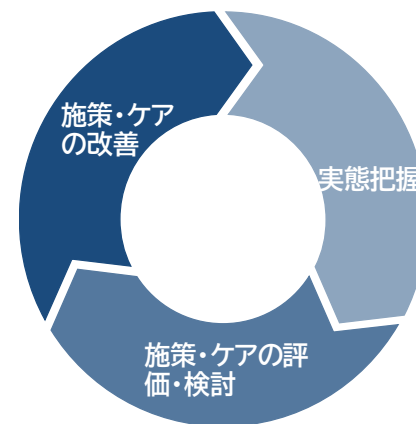
【補助基準額】

1自治体当たり 3,000千円

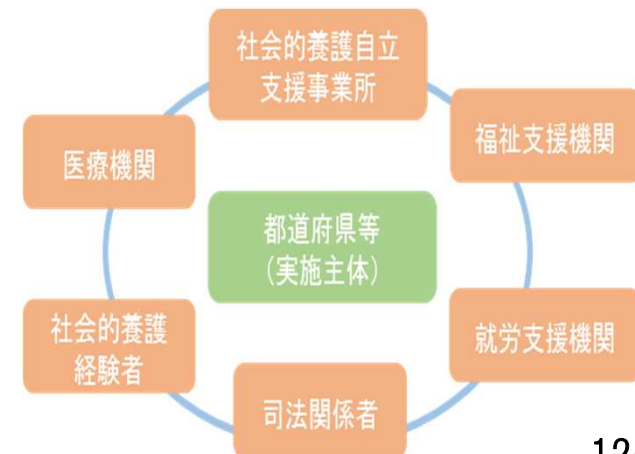
《社会的養護自立支援事業所のイメージ》



《実態把握のサイクル》



《自立支援に必要な関係機関の協議会》



社会的養育経験者の自立支援の取組事例

アフターケア相談所ゆずりは（東京都）

取組の概要

- 運営母体 社会福祉法人子供の家 2011年4月開所
2013年より退所児童等アフターケア事業を受託
- 生活支援 生活保護申請の同行 支援措置手続きの同行 不動産屋への同行
通院同行（主に精神科 産婦人科）アパート契約、更新手続き、
入院・手術の手続き同行 弁護士の紹介、同行（債務整理、給与未払いなど）
シェルター入所の手続き、保証人のサポート（アパート、アルバイト等雇用契約時、
入院時など）
- 就学支援 高卒認定資格取得学習会の開催 各種奨学金の事務手続き
- 就労支援 ゆずりは工房でのジャム作り 就労移行、ハローワーク等への同行
- MYTRRペアレンツプログラムの開催（年に1度開催され8年目の開催を迎えた）

取組の効果

- 児童期に受けた虐待や支配のトラウマによって、困難を抱える人の実情を知ること、
アフターケア重要性が明らかとなり、さらなる制度や支援の充実を図ることにもつながる。
- 子どもの貧困や女性の貧困など、困難な状況でありながら社会で可視化しづらい状況
にあるひとの声を届けてもらえることで、必要な支援の見直しや制度の改善にもつながる
- 困難な状況にあった人が、安心できる生活を送れることで、自殺防止や犯罪防止、虐
待防止にもつながる。

取組実績

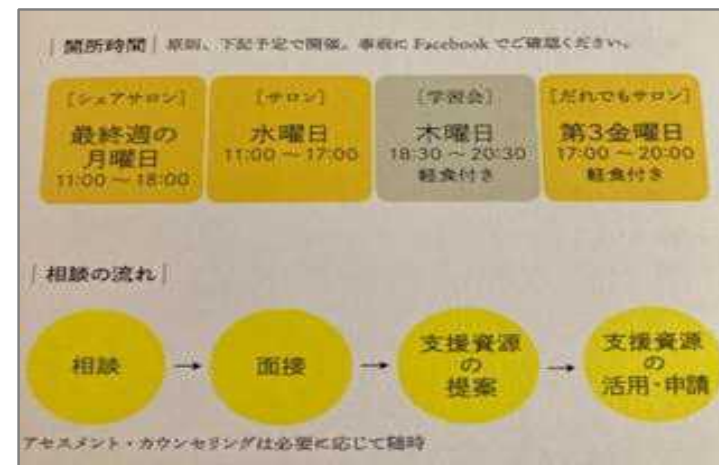
アフターケア相談所ゆずりは 2020 年度相談件数

1 相談者数（実数） 合計 678 人

支援関係者	222 人（児童養護施設、自立援助ホーム、児童自立支援施設、養育家庭、児童相談所、子ども家庭支援センター、障害福祉センター、 婦人保護施設、産婦人科・精神科医、助産院、都立高校、特別支援学校、女性シェルター、ホームレス支援団体、弁護士事務所、司法書士事務所他）		
施設退所者	252 人	（都内施設出身 167 人	地方施設出身 85 人）
里親家庭	42 人	（里子 22 人	里親 20 人）
その他	162 人		

2 退所者種目別相談件数（延べ数） 合計 45555 件

	生活相談	就学・就労支援	居場所支援	支援機関からの相談
件数	36789	2978	1022	4766



ゆずりはの居場所支援と伴走支援の流れ

支援の様子



ゆずりは工房
（一般就労が困難なひとたちとジャムを製造し販売しています）

児童家庭支援センターの設置・運営状況

(1) 設置状況の推移(各年10月1日現在)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
か所数	109	119	122	127	139	150	154

※厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ 令和3年度からは社会福祉施設等調査

(2) 都道府県別の設置状況(令和3年10月1日現在)

都道府県名	設置か所数
北海道	13
青森県	1
岩手県	1
宮城県	1
秋田県	0
山形県	2
福島県	3
茨城県	2
栃木県	1
群馬県	2
埼玉県	3
千葉県	13
東京都	0
神奈川県	23
新潟県	0
富山県	0

都道府県名	設置か所数
石川県	4
福井県	4
山梨県	1
長野県	5
岐阜県	5
静岡県	4
愛知県	1
三重県	6
滋賀県	1
京都府	2
大阪府	3
兵庫県	10
奈良県	2
和歌山県	1
鳥取県	3
島根県	0

都道府県名	設置か所数
岡山県	3
広島県	3
山口県	5
徳島県	1
香川県	1
愛媛県	1
高知県	5
福岡県	4
佐賀県	1
長崎県	2
熊本県	4
大分県	2
宮崎県	1
鹿児島県	2
沖縄県	2

合計 154か所

※ 社会福祉施設等調査

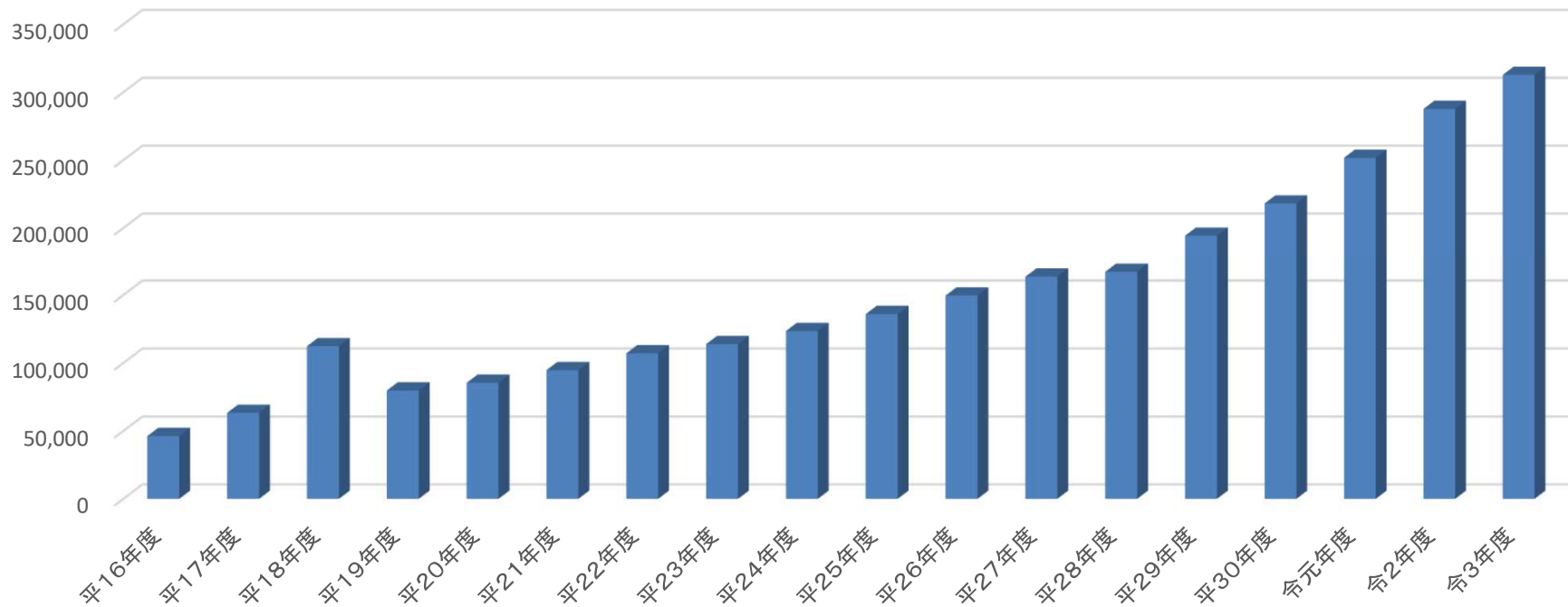
※ 各都道府県の設置か所数には、指定都市及び児童相談所設置市における設置か所数を含む。

(3) 相談延件数の推移(平成15～令和2年度)

(件数)

H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
46,212	63,298	112,352	79,705	85,347	94,713	107,095	113,830	123,495
H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
135,988	149,617	163,492	167,070	194,297	218,075	251,709	287,670	312,828

相談延べ件数の推移 (件数)



(出典) 令和3年度全国児童家庭支援センター協議会実績報告

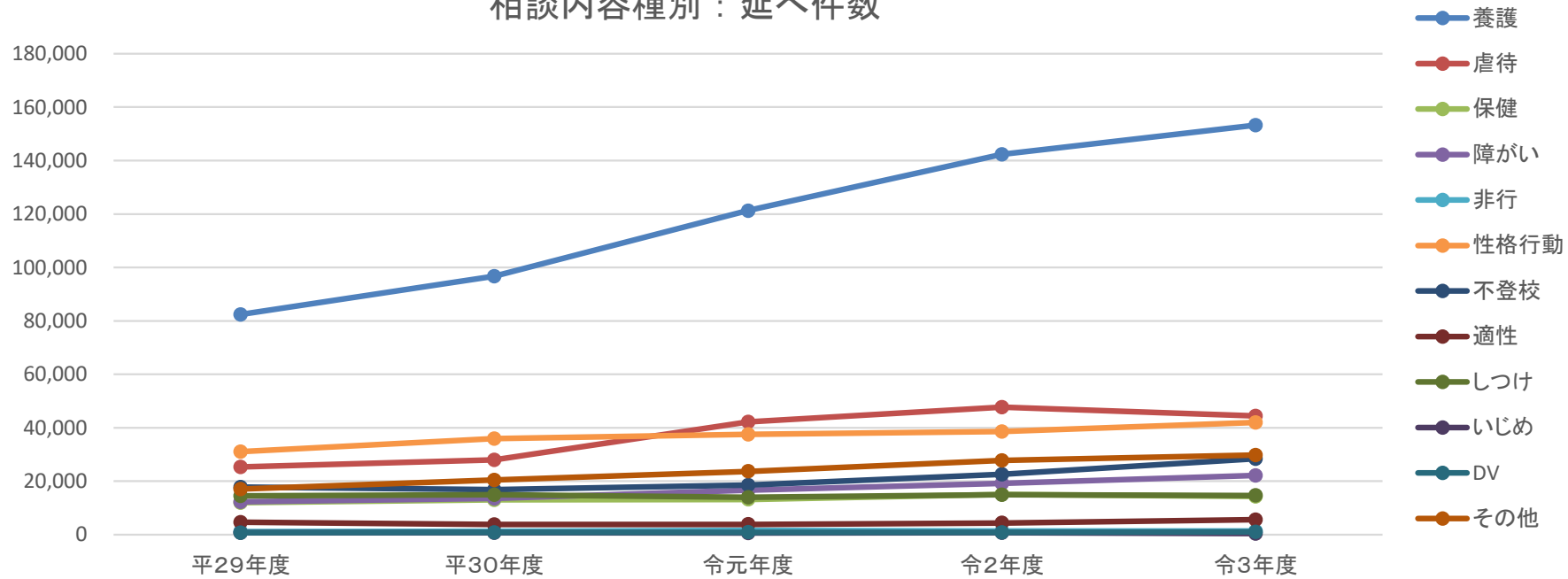
(4) 相談内容種別(平成29年度～令和3年度)

(単位:人)

	養護	(虐待)	保健	障害	非行	性格行動	不登校	適性	しつけ	いじめ	DV	その他
H29年度	82,416	25,291	11,994	12,261	1,143	31,008	17,837	4,642	14,506	749	673	17,068
H30年度	96,679	27,992	13,052	13,568	1,252	35,930	16,785	3,800	14,957	709	851	20,492
R元年度	121,282	42,248	13,184	16,674	1,531	37,555	18,492	3,844	13,951	630	881	23,685
R2年度	142,340	47,729	14,993	19,188	1,334	38,603	22,544	4,376	14,944	733	829	27,786
R3年度	153,229	44,390	14,248	22,092	1,357	41,945	28,446	5,589	14,668	423	1,062	29,769

※ 虐待は養護の再掲

相談内容種別：延べ件数



(出典) 令和3度全国児童家庭支援センター協議会実績報告

7. 自立支援の充実

(1) 自立支援の充実

①自立生活能力を高める養育について

- ・ 安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行うことが必要

②特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費の増額

- ・ 就職に役立つ資格の取得や、進学希望の場合の学習塾の利用もできるよう、高校生の特別育成費の充実や、大学等進学支度費、就職支度費の大幅な増額が必要
 - 平成24年度から、
 - a. 就職や進学に役立つ資格取得や講習等の経費を支給（55,000円→26年度～：56,570円）、
 - b. 就職支度費と大学進学等自立生活支度費を改善（216,510円→24年度：268,510円→26年度～：276,190円）
 - 平成27年度予算で、
 - a. 児童養護施設入所児童等に対する学習支援（小学生に対する学習ボランティア・高校生に対する学習塾代等）を充実、
 - b. 自立援助ホーム入所者について、就職支度費の支弁対象に追加
 - 平成29年度予算で、自立援助ホーム入居者について、大学進学等自立生活支度費の支弁対象に追加

③措置延長や、自立援助ホームの活用

- ・ 生活が不安定な場合は、18歳以降も、20歳に達するまでの措置延長を活用
- ・ 児童養護施設の中には、高校に進学しなかったり、高校を中退すると、18歳前でも退所させる施設もあるが、自立生活能力がないまま退所させることのないようにすべき
 - 平成23年12月に、措置延長、措置継続、再措置等の積極的な実施について自治体に通知
（児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数
H23：182人、H24：263人、H25：231人、H26：293人、H27：275人、H28：278人、H29：292人、H30：324人、
R元：333人、R2：356人、R3：357人、R4：384人）
- ・ 自立援助ホームは、児童の自立した生活を支援する場として、整備を推進（H22：73か所→R3：228か所）
- ・ 平成28年の児童福祉法改正において、自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加

④アフターケアの推進

- ・ 平成16年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、退所者への相談支援を規定
- ・ 退所児童等アフターケア事業を推進。退所者等の自助グループを、施設単位や広域単位で育成
 - 平成27年度予算でアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置
 - 平成29年度予算で創設した社会的養護自立支援事業に退所児童等アフターケア事業を編入し、相談・支援体制を拡充
- ・ 身元保証人確保対策事業の活用
 - 平成24年度から、申込期間を1年に延長し、就職時の身元保証の期間を最長5年、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間を最長4年までに延長可能とした。
- ・ 奨学金の情報を施設団体に整理し、各施設へ提供
 - 平成29年度予算で創設した社会的養護自立支援事業に身元保証人確保対策事業を編入し、保証対象に大学等進学時の身元保証を加えるとともに、申込期間を2年に延長した。
- ・ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の活用
 - 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、5年間の就業継続により返還免除となる家賃相当額の貸付及び生活費の貸付並びに児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、2年間の就業継続により返還免除となる就職に必要な各種資格を取得するための経費の貸付を行うこととした。
- ・ 社会的養護自立支援事業の活用
 - 大学等に就学していない自立援助ホームの入居者や、里親に委託されている子ども、児童養護施設等に入所している子どもについても、原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援を受けられることができる事業として、平成29年度予算で社会的養護自立支援事業を創設。
- ・ 令和4年の児童福祉法改正で、児童自立生活援助事業の年齢要件等の弾力化と社会的養護自立支援拠点事業を規定
 - 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和することとした。
 - 措置解除者等や自立支援を必要とする者を対象に、相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行うこととした。

(2) 18歳以降の措置延長制度について

○児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。

○実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下（平成22年度高校卒業児童）となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合

H23：182人（11.8%）→H24：263人（16.2%）→H25：231人（13.4%）→H26：293人（16.3%）
→H27：275人（15.1%）→H28：278人（15.2%）→H29：292人（17.3%）→H30：324人（18.9%）
→R元：333人（19.0%）→R2：356人（20.3%）→R3：357人（20.0%）→R4：384人（21.6%）

児童福祉法 第31条（保護期間の延長等）

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、引き続き同項第3号の規定による委託を継続し、若しくはその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

児童相談所運営指針（平成23.3.5 児発133）

(5) 在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで更に施設入所を継続させることができる。（法第31条）

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。（略）

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23.12.28 雇児発1228第2号）

1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。

具体的には、

① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

(3) 進学、就職の状況

① 中学校卒業後の進路（令和3年度末に中学校を卒業した児童のうち、令和4年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他		
	高校等		専修学校等						
児童養護施設児	2,105人	2,017人	95.8%	41人	1.9%	12人	0.6%	35人	1.7%
(参考) 全中卒者	1,101千人	1,088千人	98.8%	4千人	0.4%	2千人	0.1%	7千人	0.7%

② 高等学校等卒業後の進路（令和3年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、令和4年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他		
	大学等		専修学校等						
児童養護施設児	1,780人	402人	22.6%	284人	16.0%	958人	53.8%	136人	7.6%
うち在籍児	384人	116人	6.5%	81人	4.6%	129人	7.2%	58人	3.3%
うち退所児	1,396人	286人	16.1%	203人	11.4%	829人	46.6%	78人	4.4%
(参考) 全高卒者	1,087千人	610千人	56.1%	228千人	21.0%	170千人	15.6%	80千人	7.3%

③ 措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
133人	135人	116人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者・全高卒者は学校基本調査（令和4年5月1日現在）。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校第4学年

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

①中学校卒業後の進路（各年度末に中学校を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

		平成29年度 (H30.5.1)		平成30年度 (R元.5.1)		令和元年度 (R2.5.1)		令和2年度 (R3.5.1)		令和3年度 (R4.5.1)	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設児（単位：人）		2,342人	100.0%	2,306人	100.0%	2,231人	100.0%	2,164人	100.0%	2,105人	100.0%
進学	高校等	2,204人	94.1%	2,175人	94.3%	2,117人	94.9%	2,065人	95.4%	2,017人	95.8%
	専修学校等	40人	1.7%	43人	1.9%	33人	1.5%	40人	1.8%	41人	1.9%
就職		56人	2.4%	43人	1.9%	50人	2.2%	26人	1.2%	12人	0.6%
その他		42人	1.8%	45人	2.0%	31人	1.4%	33人	1.5%	35人	1.7%
里親委託児（単位：人）		344人	100.0%	343人	100.0%	390人	100.0%	343人	100.0%	322人	100.0%
進学	高校等	314人	91.3%	333人	97.1%	379人	97.2%	325人	94.8%	313人	97.2%
	専修学校等	13人	3.8%	3人	0.9%	7人	1.8%	11人	3.2%	3人	0.9%
就職		10人	2.9%	2人	0.6%	2人	0.5%	2人	0.6%	0人	0.0%
その他		7人	2.0%	5人	1.5%	2人	0.5%	5人	1.5%	6人	1.9%
（参考）全中卒者（単位：千人）		1,152千人	100.0%	1,131千人	100.0%	1,108千人	100.0%	1,073千人	100.0%	1,101千人	100.0%
進学	高校等	1,138千人	98.8%	1,118千人	98.8%	1,095千人	98.8%	1,061千人	98.9%	1,088千人	98.8%
	専修学校等	2千人	0.2%	2千人	0.2%	3千人	0.3%	4千人	0.3%	4千人	0.4%
就職		3千人	0.3%	2千人	0.2%	2千人	0.2%	2千人	0.2%	2千人	0.1%
その他		7千人	0.6%	7千人	0.7%	7千人	0.7%	7千人	0.6%	7千人	0.7%

（※）家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者は学校基本調査。

（※）「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

（※）「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

②高等学校等卒業後の進路（各年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

		平成29年度 (H30.5.1)		平成30年度 (R元.5.1)		令和元年度 (R2.5.1)		令和2年度 (R3.5.1)		令和3年度 (R4.5.1)	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設児（単位：人）		1,715人	100.0%	1,752人	100.0%	1,752人	100.0%	1,784人	100.0%	1,780人	100.0%
進学	大学等	276人	16.1%	245人	14.0%	311人	17.8%	364人	20.4%	402人	22.6%
	専修学校等	253人	14.8%	251人	14.3%	268人	15.3%	286人	16.0%	284人	16.0%
就職		1,072人	62.5%	1,102人	62.9%	1,031人	58.8%	989人	55.4%	958人	53.8%
その他		114人	6.6%	154人	8.8%	142人	8.1%	145人	8.1%	136人	7.6%
里親委託児（単位：人）		350人	100.0%	375人	100.0%	390人	100.0%	362人	100.0%	388人	100.0%
進学	大学等	99人	28.3%	102人	27.2%	118人	30.3%	110人	30.4%	150人	38.7%
	専修学校等	61人	17.4%	81人	21.6%	110人	28.2%	81人	22.4%	85人	21.9%
就職		149人	42.6%	169人	45.1%	130人	33.3%	133人	36.7%	114人	29.4%
その他		41人	11.7%	23人	6.1%	32人	8.2%	38人	10.5%	39人	10.1%
（参考）全高卒者（単位：千人）		1,136千人	100.0%	1,134千人	100.0%	1,126千人	100.0%	1,104千人	100.0%	1,087千人	100.0%
進学	大学等	592千人	52.1%	589千人	51.9%	594千人	52.7%	598千人	54.2%	610千人	56.1%
	専修学校等	246千人	21.7%	246千人	21.7%	243千人	21.5%	242千人	21.9%	228千人	21.0%
就職		203千人	17.9%	203千人	17.9%	206千人	18.3%	183千人	16.6%	170千人	15.6%
その他		95千人	8.4%	96千人	8.5%	83千人	7.4%	81千人	7.3%	80千人	7.3%

(※) 家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）（全高卒者：学校基本調査）

(※) 「大学等」：大学、短期大学、高等専門学校第4学年

(※) 「専修学校等」：学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

(4) 措置費による教育及び自立支援の経費

- 平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めている。
- 平成24年度に資格取得等のための高校生の特別育成費の加算を新設するとともに、就職・大学進学等支度費の増額を行った。
- 平成25年度には、特別育成費のうち就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費の支弁について義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象とした。
- 平成27年度には、特別育成費に補習費、補習費特別保護単価を創設。
- 令和元年度には、高等学校在学中の通学費を新設するとともに、補習費を増額した。
- 令和2年度には、教育費の対象に特別支援学校高等部に通う自立援助ホームの児童を追加するとともに、入進学支度金等の増額を行った。
- 令和4年度には、見学旅行費の対象に自立援助ホームの児童を追加した。

		支弁される額 (令和4年度)	
幼稚園費		実費	
入進学支度費		小学校1年生： 64,300円(年額/1人)	中学校1年生： 81,000円(年額/1人)
教育費	学用品費等	小学校： 2,210円(月額/1人)	中学校： 4,380円(月額/1人)
	教材代	実費	
	通学費	実費	
	学習塾費	実費(中学生を対象)	
	部活動費	実費	
特別育成費		公立高校： 23,330円(月額/1人) 私立高校： 34,540円(月額/1人) 通学費： 実費 高等学校第1学年の入学時特別加算： 86,300円(年額/1人) 資格取得等のための特別加算(高校3年生)： 57,620円(年額/1人) 補習費(学習塾費等)： 20,000円(高校3年生は+5,000円)(月額/1人) 補習費特別保護単価(個別学習支援)： 25,000円(月額/1人)	
学校給食費		実費(小学生及び中学生を対象)	
見学旅行費		小学校6年生： 22,690円(年額/1人) 中学校3年生： 60,910円(年額/1人) 高等学校3年生： 111,290円(年額/1人)	
就職、大学進学等支度費		就職支度費・大学進学等自立生活支度費： 82,760円(1人1回) } 特別基準(親の経済的援助が見込めない場合の加算)： 198,540円 } 合計281,300円	

1 事業の目的

- 里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳の措置解除後（措置延長の場合は20歳）、22歳の年度末まで、引き続き児童養護施設や里親家庭等に居住して必要な支援等を受けることができる事業に要する費用を補助する。
- 現行、年齢要件が適用されない相談支援以外の**居住費や生活費等の支援**に関しても、22歳の年度末以降も支援が受けられるようにする。

2 事業の概要・スキーム

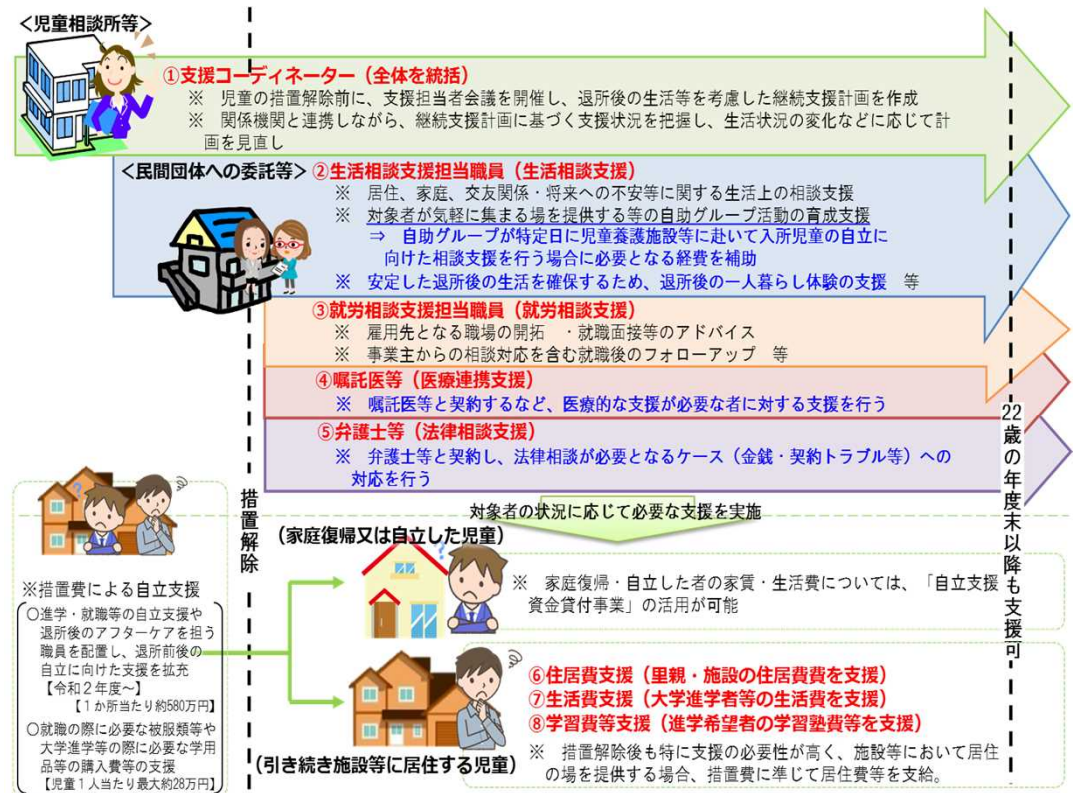
【社会的養護自立支援事業】

- 年齢要件の緩和
 - ・ 令和4年の児童福祉法改正により、22歳の年度末以降も居住費や生活費の支援を受けることができる改正を行ったが、令和6年度の法施行前に22歳を迎える者は支援の対象から漏れてしまう。したがって、受入や支援の体制が整っている場合については、法施行前においても、22歳の年度末を迎える者を支援の対象とすることを可能とする。

<22歳の年度末以降の主な支援>

支援内容	現行	拡充後
生活相談	○	○
就労相談	○	○
居住費支援 ※1人当たり月額 397千円 (児童養護施設)	×	○
生活費支援 ※1人当たり月額 51,430円 (就学・就労をしていない者)	×	○

(※) 上記に加え、児童養護施設等を退所後に自立したものの、その後に新たに困難に直面した方について、退所した施設等において本事業を活用した支援が再度受けられることを明確化する。(実施要綱改正)



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

※市及び福祉事務所設置町村が実施する場合 国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

※ 市及び福祉事務所設置町村が実施する場合 国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

【補助基準額】

① 社会的養護自立支援事業

- ・ 支援コーディネーター配置 1 か所当たり 6,176千円 + 2,066千円（加算）（20ケース以上に対応している場合）
※ 複数名配置する場合、児童相談所の設置数を乗じて得た額を補助基準額とすることが可能
- ・ 居住費支援 1 人当たり月額 397千円（児童養護施設） 等
- ・ 生活費支援 1 人当たり月額 51,437円（就学・就労をしていない者）、11,417円（就学している者） 等
- ・ 生活相談支援 1 か所当たり 12,144千円（常勤2名以上配置）
- ・ 就労相談支援 1 チーム当たり 5,739千円 ※ 就労支援機関への同行支援を行う場合、568千円を加算
- ・ 学習費等支援
（特別育成費）

基本額	1 人当たり月額	24,420円	補習費	1 人当たり月額	20,000円
資格取得等特別加算	1 人当たり	57,610円	補習費特別分	1 人当たり月額	25,000円
- ・ 医療連携支援 1 か所当たり 7,842千円 ※ 医療機関への同行支援を行う場合、568千円を加算
- ・ 退所後生活体験支援 1 人当たり 53,700円
- ・ 法律相談支援 1 か所当たり 3,000千円

② 身元保証人確保対策事業

- ・ 就職時の身元保証 年間保険料：10,560円
- ・ 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保険料：19,152円
- ・ 大学・高等学校等入学時の身元保証 年間保険料：10,560円
- ・ 入院時の身元保証 年間保険料：2,400円

都道府県別社会的養護自立支援事業の実施状況(令和4年度)

「社会的養護自立支援事業」による国庫補助を受けて実施された事業の実施状況は以下のとおり。

(令和3年度(実績) : 68自治体(74自治体中) → **令和4年度(交付申請) : 74自治体(78自治体中)**)

	支援コーディネーター	居住費支援	生活費支援	学習費支援	自立後生活体験支援	生活相談支援	医療連携支援	法律相談支援	就労相談支援
北海道	○	○	○	○	○	○			○
青森県	○	○	○	○	○	○			
岩手県	○	○	○	○		○			
宮城県	○	○	○	○	○	○		○	○
秋田県									
山形県	○	○	○	○					
福島県	○	○	○	○		○			
茨城県	○	○	○	○	○	○			
栃木県	○	○	○	○	○	○			○
群馬県	○	○	○	○	○	○			○
埼玉県	○	○	○	○	○	○			○
千葉県	○	○	○	○	○	○			
東京都	○		○	○	○	○			○
神奈川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	○	○	○	○					
富山県	○	○	○	○					
石川県	○	○	○	○		○			
福井県	○	○	○	○					
山梨県	○	○	○	○		○			
長野県									
岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	○	
静岡県	○	○	○	○	○	○			○
愛知県	○	○	○	○	○	○			○
三重県	○	○	○	○					
滋賀県	○	○	○	○		○			
京都府	○	○	○	○		○			○
大阪府	○	○	○	○		○			○
兵庫県	○	○	○	○		○			
奈良県	○	○	○	○		○			
和歌山県	○	○	○	○		○			
鳥取県	○	○	○	○		○			○
島根県	○	○	○	○		○			
岡山県	○					○			
広島県	○	○	○	○		○			
山口県	○	○	○	○					
徳島県	○	○	○	○	○	○			
香川県	○	○	○	○	○	○			○
愛媛県	○	○	○	○					
高知県	○	○	○	○	○	○			

	支援コーディネーター	居住費支援	生活費支援	学習費支援	自立後生活体験支援	生活相談支援	医療連携支援	法律相談支援	就労相談支援	
福岡県	○	○	○	○	○	○	○			
佐賀県	○	○	○	○		○			○	
長崎県	○	○	○	○						
熊本県	○	○	○	○		○	○		○	
大分県	○	○	○	○		○				
宮崎県	○	○	○	○		○				
鹿児島県	○	○	○	○						
沖縄県	○	○	○	○		○			○	
札幌市	○	○	○	○	○	○			○	
仙台市	○	○	○	○	○	○		○	○	
さいたま市	○	○	○	○		○			○	
千葉市	○	○	○	○						
横浜市	○	○	○	○		○			○	
川崎市	○	○	○	○	○	○			○	
相模原市	○	○	○	○		○			○	
新潟市	○	○	○	○						
静岡市	○	○	○	○		○				
浜松市	○	○	○	○		○				
名古屋市	○	○	○	○						
京都市	○	○	○	○		○				
大阪市	○	○	○	○	○	○			○	
堺市	○	○	○	○		○			○	
神戸市	○	○	○	○		○				
岡山市	○	○	○	○		○				
広島市	○	○	○	○	○	○		○		
北九州市	○	○	○	○		○		○		
福岡市	○	○	○	○	○	○				
熊本市	○	○	○	○	○	○				
横須賀市	○	○	○	○						
金沢市	○	○	○	○		○	○			
明石市	○	○	○	○		○				
奈良市	○	○	○	○		○				
世田谷区	○	○	○	○	○					
江戸川区	○	○	○	○						
荒川区										
港区	○	○	○	○	○					
中野区										
板橋区	○	○	○	○						
豊島区	○	○	○	○						
実施自治体数	74	43	65	68	41	18	52	4	6	24

※ 上記の実施状況は、国庫補助（令和4年度交付申請ベース）の執行状況をまとめたものとなっている。このため、国庫補助を受けずに、同様の支援を実施している場合があることに留意が必要。

身元保証人確保対策事業について

1. 事業内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約の保険料に対して補助を行う。

○対象施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設

○対象者…上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者

○対象となる…①施設長（②～⑤を除く）、②里親：里親又は児童相談所長、③ファミリーホーム：養育者又は児童相談所長、④自立援助ホーム：設置（経営）主体の代表者又は児童相談所長、⑤児童相談所一時保護所（児童）：所長

2. 補助単価 就職 [10,560円/1人]、アパート等賃借 [19,152円/1人]、大学等入学 [10,560円/1人]、入院 [2,400円/1人]

○保証範囲…①就職：被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、又は被保険者が入院に関し、医療費の滞納など、医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

②アパート等賃借：被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、家賃・原状回復費用等が履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証

③大学等入学：被保証人が大学などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など教育機関に損害を与えた結果、又は被保険者が入院に関し、医療費の滞納など、医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

○保証限度額…①就職：200万円、②アパート等賃借：120万円、③大学等入学：200万円

3. 実施主体 都道府県、市及び福祉事務所設置町村
運営主体 全国社会福祉協議会

4. 補助根拠 予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率 国1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2）
※母子生活支援施設について、一般市及び福祉事務所設置町村が措置した場合は、
国1/2、都道府県1/4、一般市及び福祉事務所設置町村1/4

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

令和4年度第二次補正予算：40百万円

1 事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。
- 経済的に厳しい状況にあり、医療機関を受診できない児童養護施設退所者等を支援するため、疾病等により医療機関を受診する場合に生活費の貸付金額を増額する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 就職者

- ① 就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者
【家賃支援費貸付】 貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：2年間
- ② 就職により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者
【家賃支援費貸付】 貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：3年間（求職期間を含む）
【生活支援費貸付】 貸付額：月額8万円、貸付期間：12か月間（求職期間を含む）

(2) 進学者

- ① 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者
【家賃支援費貸付】 貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：正規修学年数
【生活支援費貸付】 貸付額：月額5万円（医療機関を定期的を受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに医療費などの実費相当額を追加）【拡充】、
貸付期間：正規修学年数
- ② 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者
【家賃支援費貸付】 貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：正規修学年数
【生活支援費貸付】 貸付額：月額5万円（12か月間までは月額8万円とすることが可能）（医療機関を定期的を受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに医療費などの実費相当額を追加）【拡充】、
貸付期間：正規修学年数

(3) 資格取得希望者（児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者）

【資格取得支援費貸付】 貸付額：25万円

- ※ 5年間の就業継続を満たした場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）
- ※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

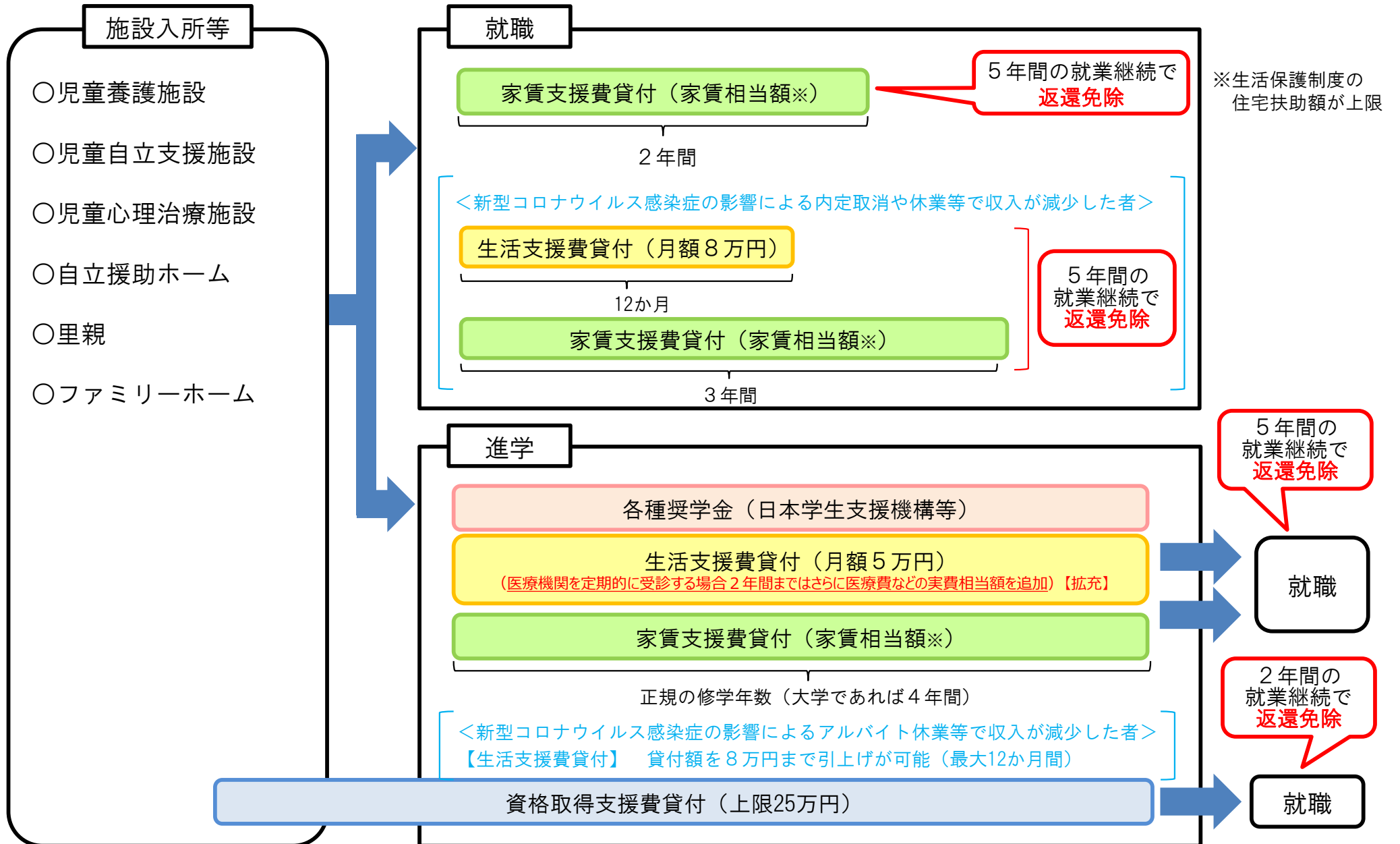
3 実施主体等

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助率】 定額（国：9/10相当） ※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付

- 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援するため、家賃相当額の貸付、生活費の貸付及び就職に必要な資格を取得するための経費の貸付を行う。



社会的養護経験者の 自立支援に関する取組事例集

令和2年3月16日

厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課

目次

I. 児童養護施設等を活用した自立支援

1. 施設職員や里親による訪問支援の実施（山梨県）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 155

II. 民間団体等を活用した自立支援

1. 低額な住居の提供及び居場所作り等（埼玉県）・・・・・・・・・・・・・・・・ P158
2. ソーシャル・スキル・トレーニングの実施等（大阪府）・・・・・・・・ P163
3. 入所中から退所後を見据えた支援の実施（広島県）・・・・・・・・ P166
4. NPO法人と連携した退所者支援の実施（佐賀県）・・・・・・・・ P170

III. 他分野との連携

1. 総合相談窓口によるワンストップ対応（大分県）・・・・・・・・ P175
2. 青少年育成団体を活用した生活相談等の実施（京都市）・・・・・・・・ P178

IV. その他

1. 大学等進学支援の実施（福岡県）・・・・・・・・ P184

<児童養護施設等を活用した自立支援>

1. 山梨県

施設職員や里親による訪問支援



- 施設職員や里親による退所者に対する訪問支援の実施

1. 基礎情報

<地域の特徴>

- ・ 児童虐待相談対応件数は年々増加。644件(H20)→1,492件(H30)
- ・ 虐待等により家庭分離した子どもの約7割は児童養護施設に入所している。
- ・ 施設退所後、就職した子どもの約半数は1年以内に退職又は転職。
- ・ 退所者支援については、県の単独事業として、施設職員や里親に児童の生活相談や援助を委託し、その際にかかる交通費を補助している。
- ・ R2年度より「社会的養護自立支援事業」を実施予定。

<措置解除児童数（平成30年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	40人
児童心理治療施設	0人
児童自立支援施設	5人
自立援助ホーム	0人
里親	6人
ファミリーホーム	2人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	無	無	無	無	無	無	無

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

- ・ なし

2. 取組内容

1 施設職員や里親による退所者に対する訪問支援

施設入所者の約7割の最終学歴は高校卒で、退所後、就職した者の約半数は1年以内に転職又は退職を経験している。

保護者がいない又は保護者からの養育拒否により生活基盤が脆弱なため、やむなく離職や中途退学となるケースが多く、社会的自立に向けた支援が必要となる。

⇒ 県単独事業として、**「児童福祉施設退所児童等自立定着支援事業」を実施。**

事業内容：施設又は里親と県との間で委託契約を締結し、児童の居住先や職場等を訪問して仕事や生活のアドバイスをするなどの相談援助を行ってもらい、その際にかかる交通費・宿泊費を負担する。

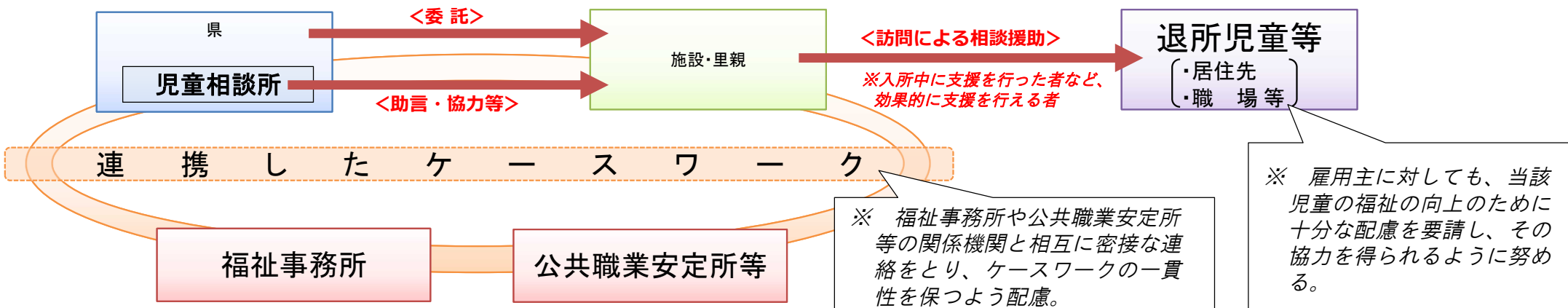
対象児童：児童福祉施設（保育及び障害福祉に関する施設を除く）を退所した児童又は里親やファミリーホームへの委託が解除された児童

委託契約額：距離×37円×支援実施回数、公共交通機関の料金×支援実施回数

<平成30年度事業実績>

実施施設数	6か所
児童数	24人
訪問件数	延べ115回

<事業イメージ>



<期待される効果、取組効果>

- 措置解除後の児童は、仕事に失敗したり、人間関係で悩んでいたりとすることも多く、バックボーンが少ない児童にとっては、施設職員の訪問が大きな支えとなっており、退所後1年未満の不安定な時期をカバーすることで、自立の可能性は大きくなる。

<民間団体等を活用した自立支援>

1. 埼玉県

低額な住居の提供及び居場所作り等



- ①就労支援「未来へのスタート応援」事業の実施
- ②進学支援「希望の家」事業の実施
- ③生活支援「退所者等アフターケア事業所」の設置

1. 基礎情報

<地域の特徴>

- ・ 本県では児童養護施設の退所児童等（高校卒業者）が例年70名～90名おり、年により20～28%が大学・専門学校等に進学している。
- ・ 上記の進学率の向上や、就職者の離職の防止、再就職支援が課題である。
- ・ 退所者支援は施設の取組では限界があり、国の補助事業を活用した退所者等支援に取り組んでいる。
 - ① 入所児童に対する自立イメージの喚起、就職者の就労継続支援のための「未来へのスタート応援事業」
 - ② 進学者に対する住居・生活支援として「希望の家事業」
 - ③ 退所者の孤立感の解消や幅広い支援につなげていく「退所者等アフターケア事業所」の運営

<措置解除児童数（平成30年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	158人
児童心理治療施設	4人
児童自立支援施設	23人
自立援助ホーム	13人
里親	50人
ファミリーホーム	7人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	有	有	有	有	有	無	有

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

※ 埼玉県における当事業は、措置解除後から退所までのリービング支援を中心としている。退所後の主な支援は、県の単独事業として別途実施（取組内容1～3を参照）。

2. 取組内容

1 就労支援「未来へのスタート応援事業」の実施（H26年度開始）

- 県単独の委託事業として、児童養護施設等に入所している者及び退所した者等を対象とした**就労支援「未来へのスタート応援事業」を実施**。（令和元年度は、一般社団法人 青少年自助自立支援機構に委託）

（事業内容）

- ・ 退所者と相談・支援業務を専門の職員（支援員）が相談をしながら、自立支援（就労支援、住居支援）を行う。
 - ※ 就職先の調整や面談の同行、ハローワーク等への同行、住居探しなど
- ・ 施設等児童を対象に就労意識を高めるセミナーの開催
 - ※ 複数企業による合同企業説明会、模擬面接や履歴書の書き方、銀行員によるお金の管理の仕方、前向きな思考や怒りのコントロールの仕方など
- ・ 同じ境遇を経験してきたユース（社会的養護経験者）たちとの交流
 - ※ 座談会形式の交流会や、SNS等のツールの活用



（事業実績）

	H28	H29	H30
退 所 者 の 個 別 支 援	9人	25人	50人
セ ミ ナ ー	45回、402人	30回、296人	29回、662人
交 流 会	—	—	4回、41人



<期待される効果、取組効果>

- 就労者等に対する就労継続・再就職のサポート
- 退所者同士の繋がりによる施設退所後の孤独の軽減と安心の提供

2. 取組内容

2 進学支援「希望の家事業」の実施（H27年度開始）

- 県単独の委託事業として、児童養護施設等を退所し、**大学等へ進学する者を対象とし、低額な住居及び支援員による相談支援等を提供する「希望の家事業」を実施。**（令和元年度は、埼玉県社会福祉士会に委託）

- ※ 民間アパートを借り上げ、進学者に低額で提供。
- ※ 社会福祉士である支援員がマンツーマンで様々な生活相談を実施。
- ※ 県内4か所に設置、16人利用可能。（4カ所×4人）

（支援体制）

- ・ 担当支援員による面談（月1回程度）
- ・ 週末に事務所に支援員が在籍し、進学者からの相談を受付ける。
- ・ 進学者と携帯電話の連絡先（メールやLINE）を交換し、緊急時の連絡等に対応。

（支援内容）

- ・ 学費と生活費に関する金銭相談
- ・ 家族や交友関係、学校生活に関する生活相談
- ・ 進路や求職活動に関する相談
- ・ 光熱水費、保険等の諸制度の手続き 等



＜期待される効果、取組効果＞

- 経済的な理由により進学を断念する退所者へ進学のチャンスを提供する。
- 生活相談等のサポートにより、安心して学校生活を送ることができている。

2. 取組内容

3 生活支援「退所児童等アフターケア事業所 クローバーハウス」の設置（H29年度開始）

- 県単独の委託事業として、**施設退所者が気軽に立ち寄られる場所を設置し、仕事や生活の中での悩みや相談に応じるとともに、仲間と交流できる居場所を提供する「退所児童等アフターケア事業」を実施。**（令和元年度は一般社団法人 青少年自助自立支援機構に委託）

※ JR浦和駅そばに事業所を開設。

（相談支援）

- 支援員による退所者や施設職員からの就学、就労、生活全般、人間関係等の相談に対応

（利用時間）

- 金、土、日（12時～20時）開所
※18時から夕食提供

（支援者との交流の場）

- 社会的養護へ支援をしてくれる個人、団体の方々と退所者との交流の場の提供

クローバーハウスは児童養護施設退所者や里親出身者などのアフターケア事業です

クローバーハウスはこんなところ！

一般社団法人青少年自助自立支援機構（コンパスナビ）は2019年度より、埼玉県福祉部こども安全課より「児童養護施設退所者等アフターケア事業」を受託し、「クローバーハウス」を運営しています。

「クローバーハウス」とは、児童養護施設や里親のもとを巣立った若者たちの居場所、交流場所、相談場所となるものです。夕食の提供をはじめ、様々なセミナーやイベント開催を通じて、孤独感や不安をかかえている若者の心の拠り所になることを目指しています。

みんなで楽しむ
ボードゲーム
カードゲーム

お誕生日の
人を集めて
バースデーパーティ

金土日18:00～
みんなでごはん！

いろいろなイベントや教室もやるよ！

ネイル
メイク教室

フラワー
アレンジメント

タロット
占い

料理教室

書道教室

お金の使い方
セミナー

ビジネスマナー

裁縫
着付け

一食100円、3食で1回
無料のスクーフもあるよ



<期待される効果、取組効果>

- 退所者等に気軽な相談・集いの場を提供し、不安や悩みのサポート。

<民間団体等を活用した自立支援>

2. 大阪府

ソーシャル・スキル・トレーニングの
実施等



● 民間団体を活用した退所後支援の実施

1. 基礎情報

<地域の特徴>

- 大阪府における18歳未満の人口は、約84万人であり、そのうち要保護児童が約1,600人（0.2%）。
- 要保護児童はここ数年1,600人程度で横ばいとなっている一方で、児童相談所における一時保護件数が激増している。
- 大阪府所管で、児童養護施設が25か所、児童心理治療施設が3か所、児童自立支援施設が2か所と、府の社会的養護において、施設は大きな役割を担ってきた。
- 高校卒業し退所者する児童数は、平成29年度は、約70人おり、退所者支援は大きな課題となっている。

<措置解除児童数（平成29年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	201人
児童心理治療施設	18人
児童自立支援施設	53人
自立援助ホーム	7人
里親	42人
ファミリーホーム	6人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内 容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	有	有	有	有	有	無	有

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

- （福）大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部に対し、大阪府、大阪市、堺市がそれぞれに委託を行い、共同で実施。
- 退所後の生活上の問題、並びに、就学・就労に関する問題について、施設・里親等と連携した相談支援。
- 対象者が気軽に集まれる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等を行うための支援。

2. 取組内容

1 民間団体を活用した退所後支援の実施

- 大阪府、大阪市、堺市のそれぞれが「社会福祉法人 大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部」に委託し、退所後支援等を実施。
- 相談支援やフリールームの設置を始め、ソーシャルスキルトレーニング（社会生活技術）講習会や雇用主・支援企業（者）等への感謝状贈呈等を実施。

アフターケア事業部でしていること



そうだん

お仕事、生活上の悩み、法律相談等、何でもOK！
お手紙、電話、E-mail、来室、訪問など、
ご希望の方法で相談にのります。

フリールーム

テレビ、DVD、パソコンが設置
されていて自由にインターネットも
でき、お話もできる、ほっと一息す
るためのスペースです。



通信 そらまめ〜る

- ・そらまめ〜るの発行（通信）
楽しい行事のご案内などもしています。
- ・クリスマスプレゼント発送

ソーシャル・スキル・トレーニング （自立生活技術講習会）

施設入所中等の子どもたちを対象に（年間12回
〜13回）開催しています。「ビジネスマナー」や
「身だしなみセミナー」など、講義や実習を通して
社会に出る上で必要なスキルを学びます。



ぎょうじ

- ・初就職お祝い会＆お楽しみ会
- ・お盆休みお食事会
- ・夏休み職場体験
- ・雇用主様・支援企業（者）様への感謝懇談会
（永年勤続者表彰）
etc
- ・講演会

アフターケア事業部の利用について

月曜日～金曜日 10時～17時まで

お仕事の都合などで、時間中にご来室が難しい方は、あらかじめお電話などをいただければ、平日の時間の延長や土曜日など、柔軟に対応しますので、ご連絡お待ちしております。

2019年度 就業準備支援プログラム 自立生活技術講習会
ソーシャル・スキル・トレーニング
〜ひとりで生活する為に必要なスキルを身につけて〜

回	日付	時間/場所	プログラム	内容
開講式		8:50~9:20 大阪市社会福祉センター	開 講 式	
第1回	7月7日(土)	9:20~12:20 大阪市社会福祉センター	ビジネスマナー	対人関係を構築するための基本的なマナー（あいさつ・電話応対等）を講義で習得されるビジネスマナー・就職面接のマナー等、実習を中心に卒業後就職活動より学びます。
第2回		12:50~15:00 シャロン駅前分館	ハイキングのマナー	ハイキングについて（料理を扱うことによる際のマナーなど）を徹底実践して学びます。
第3回	8月7日(木)	9:20~12:20 シャロン駅前分館	身だしなみセミナー	社会人としての基本的な身だしなみについて、女子はスッキング・メーキャップ実習を、男子は洗髪、ヘアケアの実習を衛生室シャロン館のビューティーコンサルタントに、又スーツの着こなし方法やネクタイの結び方の実習については株式会社AOKI 社員より学びます。
第4回		12:20~14:15 シャロン駅前分館	中絶チームマナー	中絶の理由でのチームマナーについて学びます。
第5回	9月8日(土)	9:30~13:00 大阪市社会福祉センター	話し方セミナー	発声の方法やインタビューの仕方、及び人前で話した、又敬語の練習・練習の言い方も講師と受講者より毎日放送 アナウンサーから、学びます。
第6回	10月13日(土)	9:30~13:00 大阪市社会福祉センター	職業セミナー	様々な仕事について学び、その上で自分にあった職業について考え、今後の就職活動に役立ちます。
第7回		13:00~14:30 大阪市社会福祉センター	スマートフォンの安全な使いかた	スマートフォンの使用に潜む危険性について学び、自立しても必要な安全な使いかたを学びます。
第8回	11月17日(土)	9:30~13:00 大阪市社会福祉センター	業 育	業の権限や業を正しく使うために必要な知識についての講義や実習での体験実習の症状の応え方についてのロールプレイングを通して（森下川岸社員 講師）より、学びます。又、梅田SBSの社員より、自分の経験を知る実習を通じて、正しい体験の使いかたを学びます。
第9回	12月8日(土)	9:30~13:00 大阪市社会福祉センター	金融教育	生活費のやりくりや貯蓄計画をつくる等、実習を通して学び、100の種類の、印鑑使用方法も実習しながら弁護士から学ぶ。又、マイナンバーについても学びます。各自に印鑑や印鑑機・印鑑コピ機等も貸し出します。
第10回	2019年 1月12日(土)	9:30~13:00 大阪市社会福祉センター	身近な法律の話	サラ金・ヤミ金業者の実態を寸前まで学んだり、又、社会生活の中で自分自身を守るために必要な法律、社会保険について、又労働に関する法律を弁護士より、わかりやすく学びます。
第11回		8:20~9:15 シャロン駅前分館	先輩の体験談	実際に社会に出るとどうなるだろう？施設を出て就職している先輩の体験談を聞き、自立に向けてのイメージを具体的にさせる事で少しでも不安を減らしましょう。
第12回	2月10日(土)	9:15~11:20 シャロン駅前分館	グループワーク	講師を頼りながら重要なポイントを確認し、又発表する事で自立に向けての思いを共に共有し合います。
第13回		11:30~13:00 シャロン駅前分館	併進テーブルマナー	フランス料理のコース料理でテーブルマナーや社会での基本的なマナーも合わせて学びます。
閉講式		13:10~15:50 シャロン駅前分館	閉 講 式	

○対象

- ・来春に施設を出て就職予定の子どもたち、及びそれに備えた子どもたち（中3、高1、高2、高3、支援学校生、職業能力開発校生など）
- ・施設職員（付添や見学ではなく、子どもと一緒に参加）

○内容（全13回）

- ・仕事をすることで必要なポイントを絞った講習の後、ロールプレイを試み、自分自身に必要なものは何かを考える場をもつ。
- ・グループディスカッションでは、他の参加者の意見から、自身を客観的に捉え直し、また社会で孤立してしまわないよう、お互い励まし合える関係作りを目指す。
- ・スマートフォンの使用に潜む危険性についてなど、毎年度、時宜に沿った内容を検討。

<期待される効果、取組効果>



- 施設を出て就職を目指す子どもが、自活するための予備知識の講習と、体験学習を基本に、心構えを身につける。

<民間団体等を活用した自立支援>

3. 広島県

入所中から退所後を見据えた支援の実施



- 社会的養護自立支援事業を活用した居住の場の提供、居住費・生活費の支援
- NPO法人を活用した生活相談支援

1. 基礎情報

<地域の特徴>

- ・ 広島県（広島市は除く。）は、18歳未満の人口が659千人うち要保護児童が505人（0.08%）
- ・ 要保護児童はここ数年は横ばいとなっている。
- ・ 広島県の面積は8,480km²と広大で、東西の長さは132km、南北の長さは119kmである。退所者支援を担っている児童養護施設は西部に1か所、東部に1か所である。
- ・ 退所者支援については、主として児童養護施設が担っている。

<措置解除児童数（平成30年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	78人
児童心理治療施設	13人
児童自立支援施設	12人
自立援助ホーム	8人
里親	15人
ファミリーホーム	0人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	有	有	有	有	有	無	無

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

- ・ 特定非営利活動法人どりいむスイッチに委託して実施
- ・ 開所日：週5日以上、火～金13時～18時まで、土13時～20時の間、日・祝日不定期
- ・ 児童養護施設等の退所児童等に対し、入所中から退所後を通じて、生活や就労に関する情報提供、研修、個別の相談等を行うことにより、退所児童が就労、学業を継続し、地域社会における社会的自立の促進を図る。 等

2. 取組内容

1 社会的養護自立支援事業を活用した居住の場の提供、居住費・生活費の支援

- 措置解除後、生活のリズムが乱れ、安定した就学や就労が継続できない場合があった。
- 措置解除により、支援が途切れ、自立した生活に支障をきたすことがあった。

⇒ **児童養護施設や里親等を活用した退所者支援の実施**（社会的養護自立支援事業を活用）。

<具体的な支援内容>

- こども家庭センター（児童相談所）に配置する支援コーディネーターによる**継続支援計画**の作成
- 施設や里親宅において居住の場を提供
- 職業的自立に向けての就労・就学の継続支援（食事の提供など日常生活上の支援、自立生活への不安や悩みの相談等）の実施
- 金銭管理、自炊等基本的な生活習慣を身に着けさせる。
- 関係者（子ども家庭センター職員、里親、施設職員、学校関係者等）で情報共有をしながら、連携して対象者が安定した生活を送れるよう支援を実施

(様式第1号)

継続支援計画表

こども家庭センター 【作成年月日: 年 月 日】

アお子 子供氏名	性別	男・女	生年月日	年 月 日<歳>
保護者氏名	続柄		生年月日	年 月 日<歳>
施設・里親等				
子供本人の意向				
保護者の意向				
施設・里親等の意見				
措置解除後の進路の選択、理由				
【援助方針】				
(居住に関する支援及び生活費の支給: 有 無)				
子ども本人				
支援上の課題	援助目標	援助内容	評価(内容・期日)	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

【長期目標】				
家族等				
支援上の課題	援助目標	援助内容	評価(内容・期日)	
			年 月 日	
			年 月 日	
【長期目標】				
施設等				
援助上の課題	援助目標	援助内容	評価(内容・期日)	
			年 月 日	
			年 月 日	
【長期目標】				
総合				
援助上の課題	援助目標	援助内容	評価(内容・期日)	
			年 月 日	
			年 月 日	
【特記事項】				
法裁権	所長		担当者	次期検討時期
				年 月



<期待される効果、取組効果>

- 就学中の場合、卒業まで引き続き措置されていた施設や里親宅で安定した生活を送ることができ、学業に取り組むことができる。
- 就労中の場合も安定した生活を送ることで、就労継続の支援を行うことができ、離職した場合も、新たな就労へ向けての支援が可能となる。

2. 取組内容

2 NPO法人を活用した生活相談支援

- 児童養護施設を退所した児童等は、地域社会において自立生活を送る際に、様々な生活・就業上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いていかなければならず、頼れる家族もなく地域から孤立し、生活が破たんする危険が高かった。

⇒ 児童養護施設等を退所した児童等に対し、入所中から退所後を通じて、**生活や就業に関する情報提供、研修、個別の相談等を行うとともに、子どもが相互に意見交換や情報交換等を行えるよう自助グループ活動を支援**（特定非営利活動法人どりいむスイッチへ委託）することで、地域社会における社会的自立の促進を図った。

退所児童等アフターケア事業所「カモミール」は、社会的養護の下で育った方々が地域で安心して暮らせるためのサポートをする場所です

退所前ケア

- 社会人準備セミナー（SST）の実施
社会へ出てから困らないように「仕事の進め方」「お金の管理」「職場での人間関係づくり」「自分でできる心のケア」等の講座を年に数回行っています。
- 適職診断&職場体験
適職診断とキャリア・カウンセリングを行った上で、希望に合わせて地元企業で職場体験を行います。仕事に対する具体的なイメージを作り、退所後の早期就職を促します。

退所後ケア

- まずは相談してください
お金の問題、職場での人間関係、就職受給、市役所や銀行での手続きなど「こんな時どうしたらいいの?」といったことがあれば、まずは連絡してください。例えば「TOはここに通ってる?」など、ちょっとしたことでも大丈夫です。ひとりで抱えなくて相談すると、大きな問題になる前に対処することができるかもしれません。
- 居場所（サロン）
とくに相談することがなくても、カモミールに気軽に足を運んでください。一緒に夕食を作って食べる夕食会も開催しています。外勤など外出していることもあるので、電話をしてからお越しください。

ご利用対象の方
児童養護施設等を既に退所した方等であって、県内に居住又は通勤・通学している方。県内の児童養護施設や里親等からの退所を控えた児童の皆さん。
利用料無料

主な支援内容
・個別相談
・居場所（交流の場）の提供
・情報提供
・当事者活動の支援

開所日時
火～金曜日 13時～18時
土曜日 13時～20時
日曜日・祝日 不定期
※外勤や研修で出ていることもあります。必ず予約をして来所してください。

ご相談の流れ
1. お電話やホームページから来所の予約
2. 面接（詳しいお話を伺います）
3. 登録
4. 相談内容に合わせて情報提供や同行支援などを行います

<30年度実績>

集団支援 （退所前・退所時支援）	延べ163名参加
集団支援 （退所後支援）	延べ17名参加
個別支援 （退所後支援）	延べ1,300件
交流スペースの利用状況 （退所後支援）	延べ82名利用



<期待される効果、取組効果>

- 児童等が気軽に集まり、意見交換や情報交換を行う場を提供するとともに、イベントや研修等を通じた情報提供、仲間づくり、相談の機会を提供することで、**参加者の状況確認の機会とし、必要に応じて個別支援に繋ぐことができるようになった。**
- 日常生活上の課題等について相談に応じ、必要に応じて他機関、団体等と連携して必要な支援を行うことで、**就労や就学が安定して継続できるようになった。**

<民間団体等を活用した自立支援>

4. 佐賀県

***NPO*法人と連携した退所者支援の実施**



- 早い段階から相談しやすい環境づくり
- NPO法人事業との連携
- 対象者の希望に応じた居住支援

1. 基礎情報

<地域の特徴>

- ・ 代替養育を受けている児童の数は近年減少傾向にあり、平成30年度末時点で251人（18歳未満人口に占める割合は0.182%）。
- ・ 児童相談所は2箇所。そのうち、北部児童相談所は平成30年10月に設置。
- ・ 県内には6つの児童養護施設があり、定員も24～45人と小～中規模施設が主になっている。
- ・ 児童相談所、児童養護施設ともに多忙であり、退所者支援に関しては取組に課題があった。
- ・ 2016年に首都圏を中心に退所者支援を行っていたNPO法人ブリッジフォースマイルを佐賀県に誘致。2018年度から社会的養護自立支援事業を委託。

<措置解除児童数（平成30年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	54 人
児童心理治療施設	4 人
児童自立支援施設	12 人
自立援助ホーム	0 人
里親	13 人
ファミリーホーム	3 人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内 容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	有	有	有	無	無	無	有

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

- ・ NPO法人 ブリッジフォースマイルに委託。
- ・ 各施設等への訪問やアクセスのしやすさを考慮し、佐賀市内に退所者等のための巣立ち応援拠点「さが・こんね」を開設
- ・ 電話相談受付（12:00～22:00（土曜日及び開放日は除く））や面談の場所としての活用のほか、毎週水曜日（14:00～18:00）、日曜日（14:00～20:00）は開放日としており、対象者（入退所者及び関係者等）が気軽に集まり意見交換等を行う場所として提供している。
- ・ 必要に応じて県外就職者等へのアウトリーチ型支援を実施。

2. 取組内容

1 早い段階から相談しやすい環境づくり

- 施設等に入所中または退所した子どもたちが気軽に立ち寄れる・帰ってこれる場所を提供し、困ったときにいつでも相談ができる関係を構築していくための、**子どもたちの居場所として、退所者等のための巣立ち応援拠点「さが・こんね」を設置。**
- 生活相談や就労相談などのプライベートな悩みについては、信頼できる大人でなければ気軽に相談できないこと、また、「さが・こんね」に来ることが困難な遠方の施設入所児童への対策が必要であったことから、**月に1度、各施設に相談窓口を設置し、交流や相談を受け付ける「出張居場所事業」を実施。**
- 施設等に入所中の中高生を対象としたキャリア準備講座（就職や進路などのキャリアについて考えるセミナー）やインターンシップ、高校三年生を対象とした巣立ちプロジェクト（一人暮らし準備セミナー）など、**入所中からの自立支援を実施。**



佐賀の里親家庭や児童養護施設に暮らす子どもたちに笑顔を！

Bridge For Smile
NPO法人ブリッジフォースマイル

ブリッジフォースマイルは、里親家庭や児童養護施設で生活している子どもたちの自立支援をしているNPO法人です。2018年8月より佐賀県「18歳の巣立ち応援事業」を委託しました。

主な事業内容

巣立ちセミナー
高校3年生に向けて、一人暮らしで必要となる知識やスキルをセミナー形式で学びます。
全6回開催（8月スタート）で、1回参加につき5000円相当の生活必需品を、卒業のときにプレゼントします！

キャリア準備講座
早いうちから就職や職業観を養い、将来の夢や進路について考えるセミナーです。県内の企業様にご協力頂き、実際の仕事の内容ややりがい、どんな人に向いているのかなど直接話をすることができます。

就労体験インターンシップ
県内の企業様にご協力頂き、子どもたちが2～5日間の職業体験を行います。実際に接客や買い出しを体験したり、自分でパンを作ってみたり、とても楽しい研修です！



主な事業内容

居場所事業「さがこんね」
入所中も退所後も気軽に立ち寄れる居場所。おしゃべりしたり、ご飯を作ったり、みんなが安心して過ごし、何か困った時には相談にのってくれる場所です。

出張居場所事業
県内6施設に月に1回訪問しています。中高生から進路や普段の生活の相談を受けたり、B4Sのプログラムを案内しています。

その他、継続支援計画の作成、個別支援/就労相談、生活相談、退所後のマンツーマンサポートやイベント開催、啓発活動を行っています。

ボランティア活動と参加条件

巣立ちセミナー、キャリア準備講座（集合型セミナー）	事前研修の受講が必須です
自立ナビゲーション（B4S自主事業）（退所後のマンツーマンサポート）	「自立サポートスタッフ養成講座（全3回）」の受講が必須です
「さがこんね」居場所サポーター（退所後の伴走、相談支援）	「自立サポートスタッフ養成講座（全3回）」の受講が必須 希望者の方には見学と体験（1日）および（持ち帰り面談の上）サポーター認定をします

CHECK! <期待される効果、取組効果>

- 普段から交流や相談を受けていることで、より実効性のある継続支援計画の策定、支援が可能となる。また、なにかか困りごとがあった際の相談先の選択肢としての意識付けができ、また、相談しやすい環境を構築できる。
- 入所中から退所後まで関係が続くことで、退所者の孤立を防ぐことができる。
- 施設職員との信頼も得ることができ、こども本人からの相談だけでなく、施設職員を経由した相談も受けることができる。また、施設職員と退所後のこどもの状況情報を共有することができることから、必要に応じた効果的な支援が可能となる。

2. 取組内容

2 NPO法人事業との連携

- 2016年に佐賀県に拠点を置いてから県が事業を委託する2年間は、NPO法人が独自に退所者支援を行っており、**県事業では対応が難しいところについては、NPO法人事業として継続し、必要に応じて連携**している。
- 具体的には、**自立ナビ（ボランティアスタッフと退所者がペアを組み、月に1度は顔を合わせて近況報告）**や巣立ちプロジェクトポイントプログラム（一人暮らし準備セミナーの参加状況に応じて、退所後に一人暮らしに必要な家電等をプレゼント。家電等については、NPO法人への寄付物品により調達）などを実施。
- 自立ナビでは、ボランティアスタッフからの情報提供等により県事業での支援につなげたり、巣立ちプロジェクトポイントプログラムでは、退所に向けたアルバイト等で忙しい状況であっても参加しやすいと評価されている。
- このほか、「さが・こんね」の開放日には、NPO法人のボランティアスタッフが訪れ交流するなど、様々な経歴を持つ大人との交流は、将来の進路選択や自立に向けたよい刺激となっている。

自立ナビのご案内

ブリッジフォースマイルは、皆さんが施設を退所した後も繋がってほしいと思っています！

『自立ナビ』は、これからも皆さんと繋がっていくためのプログラムです。

基本的には月に1回、ペアを組むサポーターさんと会って、

- ・カフェなどで雑談や相談をしたり、
 - ・好きな食べ物を一緒に食べに行ったり、
 - ・ウィンドウショッピングを一緒にしたり、
 - ・趣味のイベントや温泉へ行ったり、
 - ・20歳をこえたらお酒を飲みに行ったり、
- などなど、皆さんの好みに合わせて色々なことができます。



※毎月1000円の面談補助費がでます。飲食費、交通費、レジャー費など

- ・気になる人は、自立ナビをしているサポーターさんや事務局スタッフに訊いてみましょう！同じ施設の先輩が利用していることもあるので、聞いてみるのもいいかもしれませんよ。
 - ・帰ったら職員さんに、こんなプログラムがあるらしいよ、と伝えておいてくださいね。
 - ・希望する人は、巣立ち最終回(1月)で申込書を書いていただく予定です。
- その際、サポーターさんの自己紹介シートを見ながらペアを組みたい人を選んでもらいます！

For
Bridge Smile



CHECK!

<期待される効果、取組効果>

- 県事業における制約や予算の都合上対応が難しいものであってもNPO法人と連携することで、よりよい事業展開が可能となる。

2. 取組内容


3 対象者の希望に応じた居住支援

- ・ 社会的養護を受けていたこどもの中には、親権者に頼れず、未成年であることや連帯保証人が立てられないこと、家賃保証会社の審査が通らないことなどから住居が確保できず、やむなく県外の寮付きの事業所へ就職せざるを得ない者もいる。
- ・ また、こうしたこどもが、解雇・離職となった場合は寮からの退去（以下、「離職退去者」という。）を余儀なくされており、その後の住居の確保について苦慮している現状があった。

⇒ このような状況を解消するため、関係各所と調整を行い、民間住宅については、社会的弱者への居住支援を実施している「**一般社団法人すまいサポートさが**」と**賃貸保証や家賃保証を実施している「ナッパ賃貸保証株式会社」の協力を得て、連帯保証人が確保できなくても住居が確保できる仕組みを構築（※）。**

離職退去者に限定されるものの、県営住宅に関しても関係部局の協力により、住居が確保できる仕組みを構築することができた。

※ 居住支援実施の流れ

- 
- (1) 利用希望者が県事業の窓口へ連絡
 - (2) 県事業の窓口から一般社団法人すまいサポートさがへ連絡
 - (3) 一般社団法人すまいサポートさがによる面接
 - (4) 物件選定、確保
 - (5) 使用者契約



<期待される効果、取組効果>

- 親権者に頼れないばかりに、やむなく見知らぬ県外への転出を選択せざるを得ないことも、県内に残るという選択肢を与えることができることで、進路選択の幅を広げることができる。
- 県外に就職したこどもでも、県内に戻ってやりなおす機会を与えることができる。

<他分野との連携>

1. 大分県

**地域若者サポートステーションを活用した
アフターケアの実施**



- 社会的自立に様々な悩みを抱える青少年及びその家族への総合相談窓口「おおいた青少年総合相談所」によるワンストップ対応

1. 基礎情報

<地域の特徴>

- 18歳未満の人口が172,074人うち要保護児童が501人(0.29%) (H31.3.31現在)
- 退所者支援については、NPO法人に委託して「社会的養護自立支援事業」を実施している。
- 児童養護施設の職業指導員と児童アフターケアセンターおおいたとで毎月連絡会を開催し、退所児童の就労自立相談援助について連携した支援を行っている。
- ひきこもり、就労、児童養護施設等退所後の自立など、青少年が抱える様々な悩みに対する総合的な相談窓口として「おおいた青少年総合相談所」を設置しワンストップで対応している。

<措置解除児童数（平成29年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	52人
児童心理治療施設	3人
児童自立支援施設	8人
自立援助ホーム	2人
里親	27人
ファミリーホーム	6人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内 容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	有	有	有	無	有	無	無

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

- NPO法人 おおいた子ども支援ネットに委託し実施。支援機関名「児童アフターケアセンターおおいた」
- 平日9：30～17：30までの間、児童養護施設等の退所者を対象として職員による相談を実施する場を設けている。
- 家庭や職場への訪問、役場等への同行支援等、アウトリーチも行っている。

2. 取組内容

1

社会的自立に様々な悩みを抱える青少年及びその家族への総合相談窓口「おおいた青少年総合相談所」によるワンストップ対応

- ひきこもり、就労、社会的養護自立支援等、青少年が抱える悩みには、相談内容に応じ各支援機関が対応してきた。しかし、相談機関が分散していたため、支援が途切れる恐れがあった。
- 平成25年に県内で発生した少年による集団暴行事件を受けて大分県青少年対策本部会議で策定された対策に基づき、**青少年への切れ目のない支援を行うため分散していた3機関を1箇所に集約し、相談窓口をワンストップ化するための「おおいた青少年総合相談所」を平成26年に設置**した。

社会的養護自立支援

児童アフターケアセンターおおいた

- 継続支援計画の作成
- 生活相談
- 生活費の支給
- ソーシャルスキルトレーニング

おおいた青少年総合相談所

こども・若者総合相談
ひきこもり一次支援

青少年自立支援センター

- 社会福祉士、精神保健福祉士等による
コーディネート相談
- 訪問サポート等

就業支援

おおいた地域若者サポートステーション

- キャリア・コンサルタントによる相談
- グループワーク
- 職場体験、見学
- 就労定着、ステップアップ支援

相談

アセスメント

就労支援

定着支援

自立

取組事例

児童アフターケアセンターが他のセンターと連携をしながら以下の取組を行っている。

- 各センターの専門家のアドバイスを支援に活用している。
- 社会資源の情報共有によりニーズに応じた支援を行っている。
- キャリアコンサルタントの助言のもと就労準備を行い、就職につないでいる。
- 就職後も生活面、就労面、両方の相談に応じることで、就労を継続している。
- 退職後も生活面や就労面の相談に応じ、孤立せず、社会復帰に向けた準備を行っている。

<期待される効果、取組効果>



- 1か所集中により利用者の物理的・心理的負担が軽減し、継続的な支援ができる。
- 連携の緊密化、専門家の集約により支援機能の強化につながっている。
- 生活や就労の相談段階から定着まで一貫した支援を行い、自立した生活につながっている。

<他分野との連携>

2. 京都市

**青少年育成団体を活用した生活相談等
の実施**



- 入所中から退所後までを総合的に支援する「自立支援コーディネーター事業」の実施
- 施設・里親宅から大学等に通学する児童に対して「居住・生活支援事業」を実施
- 青少年育成団体が相談援助・講習会・交流事業を行う「生活相談等支援事業」の実施

1. 基礎情報

<地域の特徴>

- ・ 児童人口に対して施設が充実しており、里親への委託率が低い。
- ・ 施設入所者数は年々減少している。
- ・ 平成29年に「児童養護施設等退所者の生活状況及び支援に関する調査」を実施。
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000227765.html>)
- ・ 市独自の制度によって退所後支援を早くから実施しており、約7割の退所者が施設と日常的な連絡を取り合う等、施設が大きな社会資源となっている。
- ・ 自立支援コーディネーターを児童養護施設7箇所及び児童心理治療施設1箇所に配置（各施設に委託／兼任）している。
- ・ 退所に向けた一人暮らしの練習の居室及び退所児同士の交流、退所児の相談援助を行う設備の整備等に対して、1施設につき最大750万円を支援している。

<措置解除児童数（平成30年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	50人
児童心理治療施設	5人
児童自立支援施設	12人
自立援助ホーム	5人
里親	12人
ファミリーホーム	1人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	有	有	有	有	有	無	無

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

委託先（公財）京都市ユースサービス協会（青少年育成団体）

- 支援内容：① 入所児童向け講習会（地域生活を始めるうえで必要な知識等をつけるための講習会を措置委託中から実施）
- ② 相談支援と交流事業の実施（各青少年活動センターを「分かりやすい相談窓口」とするとともに、退所者が孤立しないよう月1回交流事業を実施）

2. 取組内容

1 入所中から退所後までを総合的に支援する「自立支援コーディネーター事業」の実施

・ 市独自制度での金銭支給はあるものの、社会的養護自立支援事業を開始するまで退所者支援は統一されておらず、各施設の努力に頼らざるを得ない状況にあり、その支援体制が確立できていなかった。

⇒ 児童養護施設7箇所、児童心理治療施設1箇所に**自立支援コーディネーターを1名ずつ配置し、施設等退所者が日々の生活で抱える不安や悩みについて相談に応じるとともに、退所後の自立に向けて、入所中から退所後を見据えた計画的な支援を実施**する。

- ① 事業説明・状況把握等 義務教育が終了した段階で事業趣旨を説明し、同意書を徴取。対象者と支援機関等からの情報提供に基づき、アセスメントと課題を把握する。
- ② 関係者会議の開催 継続支援計画を策定するために関係機関を集めた会議を主催し、状況とニーズを多面的に把握し、課題の確認と目標設定を行う。
- ③ 継続支援計画の作成（見直し） . . . 目標達成のための具体的な支援内容や方法、活用制度を定めた計画を策定する。
- ④ 支援の実施 各支援機関による支援状況を把握し、継続支援計画に基づく支援を行う。社会的養護自立支援事業の経費や事業費等の申請等を行う。
- ⑤ 支援の見直し 状況（大学進学、就職、中退、退職等）に応じて継続支援計画の見直しを適宜行う。
- ⑥ 支援の終結 対象者の生活が安定し社会的自立を達成する、目標を達成する等の場合、関係者会議において支援終了を確認のうえ、終結。



＜期待される効果、取組効果＞

- 入所中から対象者をとりまく全体像を把握する核として、積極的に社会資源にはたらきかけることで、効果的な支援を行うことができる。
- 退所者支援の役割を担う職員が明確化され、支援体制が確立された。

2. 取組内容

2 施設・里親宅から大学等に通学する児童に対して「居住・生活支援事業」を実施

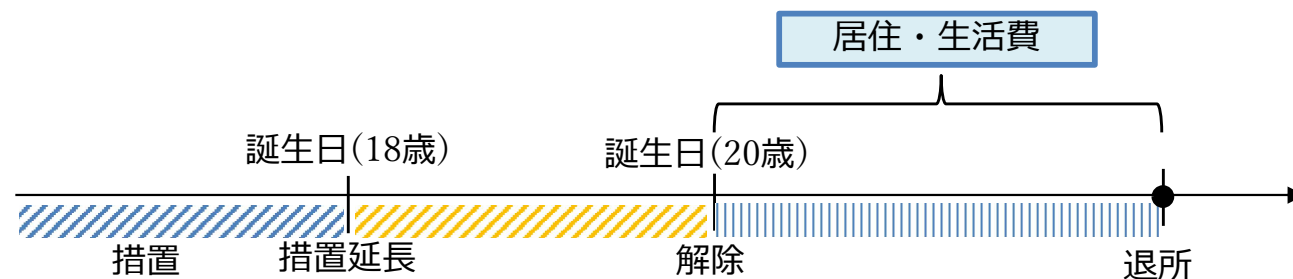
【概要】

退所後に頼れる大人がいない場合でも、安定した生活が送れるよう、大学等に進学し支援が必要な、措置解除後も施設等で居住を続ける者等に対し、**居住・生活費を施設等を通じて原則22歳まで支給**する。

＜平成30年度実績 2,512,290円（4人）＞

● 施設居住型支援

措置委託解除後も引き続き、里親等の居宅、児童養護施設等における居住の場の提供や、食事の提供などの日常生活上の支援、生活費の至急等を実施することにより、対象者の社会的自立のために必要な安定的な住まいや生活を確保するための支援を行う。＜支給金額 109,230円/月＞



● 一般賃貸住宅居住型支援

支援対象者のうち、施設等を退所後に、一般賃貸住宅に居住し就学していたが、疾病等やむを得ない事情により中退した者が一般賃貸住宅に居住する場合に、施設等において自立生活への不安や悩み等の相談に対応し、生活費の支給を行う。（支給金額 50,000円/月）



＜期待される効果、取組効果＞

- 在学中の生活費の経済的不安が減少し、安心して勉学に集中できる。
- 退所後の悩みの相談、施設内で自立生活の練習等ができるため、退所後の生活への不安が軽減する。

2. 取組内容

3 青少年育成団体が相談援助・講習会・交流事業を行う「生活相談等支援事業」の実施

【概要】

必要な知識等を学ぶための支援を入所中から実施するとともに、生活上の困りごと等に対する相談援助や、孤立を防止するために**同じ境遇を持つ者同士が交流できる場を提供**する。

また、施設等の職員に対し、**活用できる支援策の理解を深めるための研修等を実施**することにより、児童処遇の強化を図る。

「分かりやすい相談窓口」としての青少年活動センター（市内7箇所）での相談援助

入所児童向け講習会

入所中から、退所後に社会生活を送るうえで必要な一般知識等を身につけられるよう講習会を実施。

交流事業「いこいな」

参加者同士がともに食事やその準備、片付けをしながら仲間と語り、安心して過ごせる場を提供。

施設等職員向け研修会

対象施設職員に対し、自立支援のために活用できる施策の理解を深める研修実施による支援の強化。



＜期待される効果、取組効果＞

- 施設以外の社会資源、制度、場等を知ることによって、悩みを相談できる力がつく。
- 交流事業の参加者から生活の悩みが出ることも多く、施設と青少年活動センターが情報共有をしながら支援を行っている。

2. 取組内容

4 その他の市独自制度

一時的経費支給事業（社会的養護自立支援事業）

- ・ 就職又は大学等に進学した際に、衣服類や家具什器等の購入経費として、80,000円を支給する。
- ・ 自立に向けた就職活動に要する経費として、原則6箇月以内を上限に月額5,000円を支給する。

＜平成30年度実績 1,209,660円（16人）＞

児童養護施設退所児童等進学支援事業

- ・ 児童養護施設及び母子生活支援施設入所中又は里親委託中で高校等の卒業を控えた児童が、経済的困窮を理由に進学を諦めたり、中退することがないようにするとともに、学業により専念できる環境を整備する。
- ・ 支給金額：年間学費（各種免除後）×50%（上限36万円／人・年）

＜平成30年度実績 1,543,100円（6人）＞

児童養護施設等退所者修学費支給事業

- ・ 大学等在学中も安定した給付を行うことで、退所者が修学後も経済的に困窮しないよう支援する。
- ・ 支給金額：2万円／月（24万円／年）

＜平成30年度実績 2,740,000円（12人）＞

児童養護施設等退所児童自立拠点確保事業

- ・ 自立の拠点となる居宅を借り上げるとともに、当該居宅を訪問することにより、児童の自立促進のための生活指導、その他日常生活における相談援助及び助言指導を行う。（※退所後2年間が上限）
- ・ 支給金額：事業を実施する児童養護施設に対し、対象児童1人当たり月額上限30,000円を支給

＜平成30年度実績 3,030,000円（9人）＞



＜期待される効果、取組効果＞

- 措置費や社会的養護自立支援事業等の不足分を補い、自立生活を支援する。

<その他>

1. 福岡県

大学等進学支援の実施



1. 基礎情報

<地域の特徴>

- ・ 県総人口5,034,465人、児童数は802,903人うち要保護児童が1,538人（0.19%）。
- ・ 県所管人口2,555,018人、児童数は425,293人うち要保護児童が697人（0.16%）。
- ・ 政令市人口2,479,447人、児童数は377,610人うち要保護児童が841人（0.22%）。
- ・ 相談支援機関として、NPO法人そだちの樹に業務委託している。
- ・ 退所者支援については、県の単独事業として「施設入所児童大学等進学支援事業」を実施している。

<措置解除児童数（平成29年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	114人
児童心理治療施設	4人
児童自立支援施設	14人
自立援助ホーム	2人
里親	33人
ファミリーホーム	10人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内 容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	有	有	有	有	有	無	有

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

- ・ NPO法人「そだちの樹」に委託して実施。
- ・ 児童福祉や法律等の専門スキルを持つスタッフを配置し、施設に入所中から退所後まで一貫した相談支援、生活支援、就労支援を行い、施設退所後の継続支援計画を関係者協議の上作成している。また、退所者の意見交換の場を提供することで、退所者の居場所づくりを進めている。

2. 取組内容

1 施設入所児童大学等進学支援事業の実施

- 県の単独事業として、児童養護施設等に入所している児童のうち、大学等進学にあたり保護者等から経済的支援が望めない者に対し、**大学等進学にかかる受験料及び入学金を支給する「施設入所児童大学等進学支援事業」を実施。**

(1) 対象者

ア 里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホーム（以下「対象施設」という。）に措置されている児童等

イ 対象施設への措置を解除された児童等であって、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者

ただし、「社会的養護自立支援事業等の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、措置解除後、自立のための支援を継続して受けており、原則として、支援コーディネーターによる継続支援計画が作成されている者に限る。

(2) 対象経費

大学等受験料、大学等入学金（上限：30万円、実費額と上限額を比較して低い方）

※ この事業の補助金は、1回限り申請できるものとし、過去に補助対象となった児童等については、対象外である。

<事業実績>（事業開始：H28年度）

年度	H28	H29	H30
申請者数	7人	10人	11人
支給額	603,800円	1,329,800円	1,395,600円

参考：児童養護施設等に入所している児童の進学率

年度	H28	H29	H30
卒業者数	42人	33人	39人
進学者数	6人	8人	13人
進学率	14.3%	24.2%	33.3%



<期待される効果、取組効果>

- 進学希望者の経済的な負担を軽減し、児童の自立を支援する。

2. 取組内容

自立支援機能の強化に係る体系図

18歳

20歳

22歳

学習・進学支援

児童保護措置費による学習・就職支援

- ・学習塾費(中学生:実費、高校生:20,000円、高校3年生:25,000円)
- ・学習指導費加算(小中学生1人につき8,090円)
- ・就職・進学支度費(276,190円)

施設入所児童大学等進学支援事業

大学等の受験料や入学金の一部を助成することにより、進学を希望する児童の経済的負担を軽減。

措置延長

児童養護施設等への入所は原則18歳未満までであるところ、継続的な支援が必要な場合は、積極的に20歳未満まで延長。

社会的養護自立支援事業・就学者自立生活援助事業

措置解除後も引き続き施設で生活する場合の生活費等を支援。

自立援助ホーム(児童自立生活援助事業)

児童養護施設等を退所し、就職する児童に対して、住居の提供や生活費の支援、日常生活の相談援助を実施。

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業

就学等に必要な資格の取得費用や就学・就職後の生活費等の貸付を実施(一定の要件により返済は免除)。

身元保証人確保対策事業

就職やアパートを借りる際に、身元保証人となる者が、損害保険契約を締結する場合の保険料を補助。

職業指導員の配置

就労及び自立に関する相談援助やアフターケアを実施。

そだちの樹

児童福祉や法律等の専門スキルを持つスタッフを配置し、施設に入所中から退所後まで一貫した相談支援、生活支援、就労支援、を行い、施設退所後の継続支援計画を関係者協議の上、作成する。また、退所者の意見交換の場を提供することで、退所者の居場所づくりを進める。さらに、今後配置を進める職業指導員と連携の上、退所前からの関わりをより一層深める。

自立時・生活支援

相談支援



児童養護施設
里親

適切なアセスメントに
基づく自立支援計画の作成



児童相談所

継続支援計画を作成する
上で連携



そだちの樹

社会的養護自立支援の強化に向けた意見交換〈概要〉

1. 目的

- 児童養護施設等に入所していた社会的養護経験者は、保護者がいない又は保護者がいる場合であっても虐待等の理由により、保護者からの支援が受けづらい状況にあることから、退所後、円滑に社会生活を送ることができるよう、継続的な支援を充実していくことが必要。
- 令和4年6月に成立した改正児童福祉法において、社会的養護を経験した者の自立に向けた支援の更なる充実を盛り込んでおり、また、令和5年4月からこども家庭庁が創設されることを踏まえ、こども家庭庁と厚生労働省が密接に連携・協力していくことが必要。
- 社会的養護経験者への支援策を検討するにあたり、児童養護施設等の退所等前後に抱える課題を把握するため、社会的養護経験者等のご意見を伺うとともに、意見交換を行う。

2. 開催状況

開催日：令和5年1月19日

出席者：・社会的養護経験者7名
・加藤厚生労働大臣、小倉こども政策担当大臣ほか

3. 社会的養護出身者からの主な意見

- ・施設退所後に相談する相手がないということがないように、施設にいる段階でアフターケア団体などつながれる仕組みがあればよい。
- ・自立援助ホーム入居者に医療費の負担が生じない仕組みと、高校に通っている入居者の生活費の減免の仕組みが必要。
- ・社会的養護の制度について正しい知識を広げるPRをしてほしい。多くのこどもたちの声を聞く取組を進めてほしい。
- ・宗教を強制しないでほしい。親からの経済的搾取から救済されるための制度を作してほしい。
- ・高年齢児は受け皿がなく、虐待に耐えてきた年数が長いほど支援につながりづらいので、改善してほしい。
- ・家が安全な場所とは限らないので、社会的養護につながれないこどもたちに安全な居場所を確保してほしい。
- ・措置解除後、家庭になじめず施設に戻ってきたこどもが措置解除を理由に家に帰されるケースがあるので、意を決して戻ってきたこどもを守る制度としてほしい。

社会的養護出身者ネットワーク形成事業

令和5年度当初予算：21百万円（12百万円）

概要

社会的養護経験者等の孤立化を防ぎ、自立に向けた継続した支援体制を構築するため、民間団体等において、自治体職員及び社会的養護経験者等を対象とした全国交流会の開催等を行う。

（内容）

- i 都道府県に対する自立支援に関する啓発
- ii 都道府県及び社会的養護経験者に対する支援団体や当事者団体の紹介
- iii 都道府県及び社会的養護経験者に対する支援制度の周知 等

※ 民間事業者等の提案により具体的な内容を決定。

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助率】 国：定額（10/10相当）

○ 全国交流会（令和4年2月11日～13日開催）

○ 社会的養護経験者向け情報ウェブサイトの開設
<https://irisconnect.jp/>

社会的養護経験者全国交流会 オンライン2021

社会的養護等を経験した方^(※)の全国交流会を開催します

※ここでは「社会的養護等を経験した方」として、下記いずれかで生活した経験をお持ちの方々を想定しています。

乳児院、児童養護施設、里親家庭、養子縁組家庭、ファミリーホーム、自立援助ホーム、子どもシェルター、児童心理治療施設（旧・情緒障害児短期治療施設）、児童自立支援施設、母子生活支援施設、一時保護所

対象

全プログラムに参加可能な方

①原則として20～40歳以下の社会的養護経験者で当事者団体等の紹介のある方

②2日目の実業家および3日目社会会のみに参加可能な方

②現在社会的養護のもとにいる、または経験した30歳未満の方。社会的養護関係者、地方自治体職員等、社会的養護等を対象とする支援団体の関係者の方

2022年2月11日(祝・金)～13日(日)

◆オンラインにて開催◆

定員 ①の方 40名
②の方 200名

Iris 社会的養護経験者向け情報ウェブサイト

Home 相談先をさがす Voice 声をさがす System 制度をさがす Wisdom アイリス知恵袋

Iris

社会的養護を経験した人々やかわる人々の知りたい！を集めて届けるサイトです。

キーワード 例) アフターケア

Iris (アイリス) とは

相談先をさがす 支援団体の当事者グループなど

声をさがす 社会的養護を経験した人や関わる人の声など

制度をさがす 養育者の情報や培った時に役立つ制度を知り

アイリス知恵袋 皆さまのまやむら立ち情報を知り

8. 社会的養護の質の向上、親子関係再構築 支援の充実、権利擁護など

(1) 施設の運営の質の向上

施設の運営の質の差が大きいことから、

- ① 各施設種別ごとに、運営理念等を示す「指針」と、具体的な「手引書」を作成し、
- ② 施設が課題に気づき、運営の質の改善を図るため、全職員が参加して行う「自己評価」と、社会的養護の専門性を踏まえた外部の目を入れる「第三者評価」を義務づける。

平成23年度に指針を作成し、それを掘り下げた手引書（ハンドブック）を平成24年度から25年度にかけて作成した。

施設種別毎の「施設運営指針」及び「里親等養育指針」の作成

- ・ 保育所保育指針に相当するものが、社会的養護の施設には無いことから、施設種別ごとの検討チームを設置して、作成。
→平成24年3月に指針を策定

種別毎の「手引書」の作成

- ・ 従来、施設ごとの経験の積み重ねで、ノウハウが蓄積されてきたが、施設により取り組みの質の差が大きい。
- ・ このため、施設種別毎に、実践的な技術や知恵を言語化した手引書を作成。

指針等を踏まえて策定した基準により、平成24年度から自己評価と第三者評価を義務化し、施設の運営の質を高めていく。

「自己評価」の義務づけ

- ・ 各施設で、施設長や基幹的職員（スーパーバイザー）を中心に、全職員が参加して自己評価を行う。

「第三者評価」の義務づけ

- ・ すでに任意で実施されている社会福祉事業共通の福祉サービス第三者評価とは別に社会的養護関係施設第三者評価は、3年に1回以上の受審と結果の公表を義務づけ平成24年4月に始まった。

施設運営ハンドブックの作成

- 1 平成24年3月に各施設種別で運営指針が策定された。この運営指針を基に参考事例等の共有化も含め、言語化、文書化を進め、社会的養護の施設の運営の質の向上を図るため、施設運営指針に基づき、それを掘り下げて、施設運営の考え方、必要な知識、実践的な技術や知恵などを加え、わかりやすく説明する手引書（ハンドブック）を平成24年度から2年間かけて編集し、平成25年度末に作成を終え、厚生労働省ホームページ上に掲載。
- 2 各種別ごとの手引書編集委員会で編集し、「第三者評価等推進研究会」で監修。読者対象は、施設職員、社会的養護関係者、第三者評価機関調査者。
- 3 構成（施設種別ごと ◎は座長）
 - ・ 児童養護施設：◎平井誠敏 吉田隆三 丑久保恒行 太田一平 沓野一誠 横川聖 福田雅章 村瀬嘉代子
 - ・ 乳児院： ◎平田ルリ子 今田義夫 栗延雅彦 都留和光 増沢高
 - ・ 情緒障害児短期治療施設： ◎高田治 青木正博 滝川一廣 福永政治 辻亨 塩見守 下木猛史 平田美音
 - ・ 児童自立支援施設：◎相澤仁 田中康雄 豊岡敬 野田正人 吉川正美 西浪祥子 鈴木崇之
 - ・ 母子生活支援施設：◎菅田賢治 青戸和喜 大澤正男 芹沢出 森脇晋 山辺朗子 湯澤直美

児童養護施設運営ハンドブック

運営指針の解説書という形式をとっている。各論では、エピソードやコラム、写真を交えてわかりやすいものとし、一緒に考えていただく構成。

乳児院運営ハンドブック

全国乳児福祉協議会が作成している「新版乳児院養育指針」と連動させつつ、事例を紹介しつつ指針の各論の解説を進めている点が大きな特徴。リスクマネジメントにページを割くなど、現代的な課題にも触れている。

情緒障害児短期治療施設運営ハンドブック

今後、当該施設が増えることを見込んで、新施設向きに作成。運営指針に基づき、基本的で具体的な情報を集めている。

児童自立支援施設運営ハンドブック

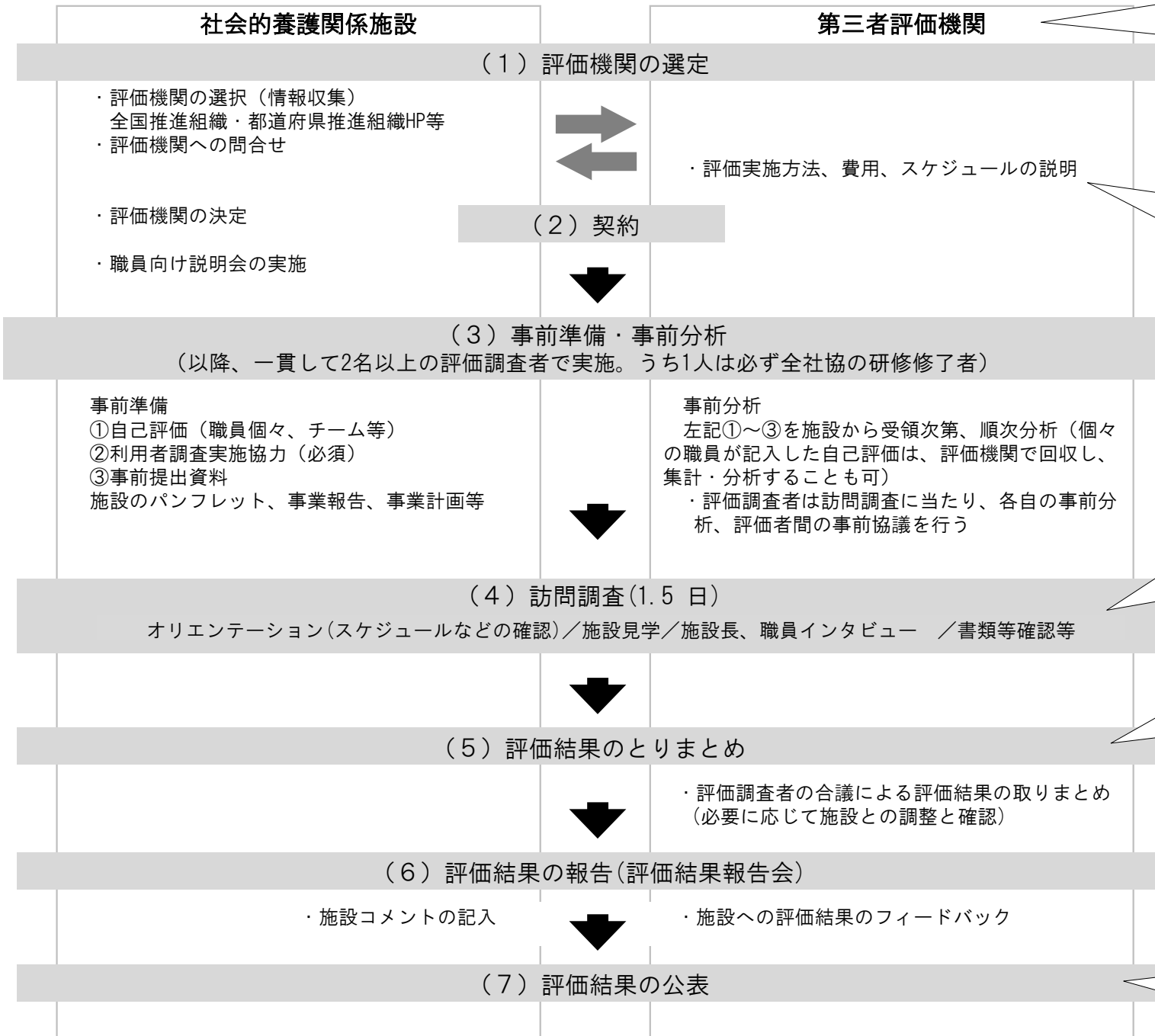
全国児童自立支援施設協議会がこれまで出しているハンドブック等を参考にしつつ、運営指針にも基づきながら解説。

母子生活支援施設運営ハンドブック

運営指針の項目順に沿って解説という形で記述されている。第三者評価基準の「評価の着眼点」にも対応させ、施設関係者のみならず第三者評価機関や評価調査者にとっても役立つように配慮。

社会的養護関係施設第三者評価の流れの例

(全国共通基準の場合)



第三者評価機関の評価調査者の役割は、施設の現状や課題を明らかにして、質の向上を図るために、施設職員の気づきを促すこと。

評価実施方法の説明で、評価機関と自己評価の方法の打ち合わせを行うが、第三者評価では、いかに適切に自己評価できたかが鍵となること。

社会的養護関係施設第三者評価の訪問調査では、福祉サービス第三者評価に比し、外形的な判断を行うことが難しいため調査者と職員との対話を重視。

a b cの3段階評価で示されるが、a評価は施設運営指針に掲げられている目指すべき状態であるため、標準的な施設は、b評価の項目が多くなると考えられること。

評価結果の公表は、全国社会福祉協議会のホームページ上で行われる。公表することにより、施設運営の透明性、信頼性を担保。

社会的養護関係施設の自己評価の実施方法の例

施設の自己評価は、第三者評価を受審しない年の自己評価と、受審する年の自己評価の二つに分けることができます。そのうち、第三者評価を受審しない年の自己評価の方法は施設が決めます。第三者評価を受審する年の自己評価の方法は、施設と評価機関で契約時に協議して決めます。どちらの自己評価の方法も**施設の職員全体で、施設運営を振り返ることが基本**となります。

第三者評価を行う年の自己評価（評価機関との打ち合わせで決定）

		自己評価の手順（職員分担等）			第三者評価受審の年における自己評価結果の第三者評価機関への提出内容
		職員レベル ※職員が自分でできているかではなく、施設全体の評価を行う。	チームレベル（ケア単位、職種別等） ※施設全体の評価を行う。	施設全体レベル（職場全体又は施設長自身）	
段階を経て実施	タイプ1 全職員参加型 職員個人、チーム、施設全体の3段階の順をふんで評価結果を取りまとめる場合	●職員個人が実施 ●全項目の自己評価案を作成	●各チームで、職員個人が作成した案をもとに合議し、チームの自己評価案を作成	●各チームで作成した案をもとに合議し、自己評価を完成（作成した自己評価を全職員に合議の過程も含めて周知。自己評価結果を分析し、施設運営の質を向上。）	施設として取りまとめた自己評価結果を提出
	タイプ2 チーム型（項目分担） チーム（評価項目を分担）及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）	●各チームで合議し、分担した評価項目の自己評価案を作成		施設全体版
	タイプ3 チーム型（全項目） チーム（全評価項目）及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）	●各チームで合議し、全評価項目について自己評価案を作成		
各自実施	タイプ4 施設長、チームそれぞれが自己評価を取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（各自で読み込み）	●各チームで合議し、自己評価（チーム版）を完成	●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	施設長版 実施数分を提出 チーム版×チーム数
	タイプ5 施設長、全職員それぞれが自己評価をとりまとめる場合	●職員個人が全項目（あるいは一部）の自己評価（職員版）を完成		●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	施設長版 実施数分を提出 職員版×職員数

(2) 施設職員の専門性の向上

① 施設長の資格要件及び研修の義務化

- ・ 平成23年の民法等改正で、施設長の役割が強化された。また、施設運営の質は、施設長による部分が多い。
- ・ このため、施設長の研修を義務化するとともに、資格要件を最低基準で定める。
- ・ 施設長研修は、施設団体が実施する研修を指定。2年に1回以上の受講を義務づけ。
→平成23年9月の省令改正で、施設長の資格要件を定め、研修を義務づけ

② 施設の組織力の向上

- ・ 平成21年度より、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う「基幹的職員（スーパーバイザー）」の配置と専門性の向上を推進。
- ・ 今後の課題として、直接ケアに当たる職員のチーム単位で、ケア方針の調整や、ケアチームをまとめる「チーム責任者」といったものを配置し、措置費の俸給格付けを検討
- ・ 「施設長→基幹的職員→チーム責任者→一般職員」という形で、組織として一体的な力を発揮。また、キャリアアップの仕組みともなり、職員の質の向上を図る。

※基幹的職員の配置（平成21年度～）

- ・ 平成21年度より、一定の施設経験を有し、一定の研修を修了した者について基幹的職員として位置付け、人件費の改善を図るとともに、都道府県が行う基幹的職員研修事業を創設。
- ・ 基幹的職員研修の研修講師等を務める研修指導者の養成研修を、平成21年度から国立武蔵野学院において実施。

③ 職員研修の充実

- ・ 社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。
- ・ 各施設種別団体において、職員研修システムの構築と実施を推進
- ・ 人材確保のため、就職前の学生に体験してもらおうインターンシップも重要

(3) 親子関係再構築支援の充実

① 親子関係の再構築支援の課題

- 施設はかつての親がない子どもの養育から、虐待があり、児童相談所が介入により親子分離した子どもが増えている。
- 児童相談所は、親子分離した子どもを再び親の養護下で生活できるようにするため、親に対して子どもへの接し方や生活環境の改善等の指導を施設と協力して行っている。しかし、施設措置解除後に、虐待が再発した事例も生じている。
- 児童相談所の介入により親子分離した子どもの親子関係の修復は、多様で複雑な課題を抱えている。親は虐待を否認していたり、児童相談所との対立がある場合も多く、困難さもある。不適切な養育を受けた子どもは、保護者との愛着形成に課題があり、社会適応の難しさがあるとの指摘もある。
- したがって、虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止、親子分離に至らない段階での親支援のために、施設においても親子関係の再構築支援が重要となる。

② 親子関係の再構築支援の充実

- 施設長及び里親等は、入所・委託児童やその保護者に対し、関係機関と連携しつつ、親子の再統合等のための支援を行わなければならない。
- 施設は子どもが生活している場所であり、家庭支援専門相談員により、家庭復帰に向けて、親との面会や、宿泊、一時的帰宅などの段階的な支援を行う。
- また、暴力以外の方法を知らずにしつけと称して虐待をしてしまう親に対し、子どもの問題行動に教育的に対処できるスキルを指導する様々なペアレントトレーニングの技術開発が行われているので、取り入れる。
- 子どもの生い立ちや親との関係について、自分の心の中で整理をつけられるよう、子どもに対する支援も必要である。
- 親子関係の再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所の役割であるとともに、児童福祉施設最低基準に定められた施設の役割でもあり、施設は、児童相談所と連携しながら行う必要がある。

③ 親子関係の再構築支援について

- 親子関係再構築支援の取組事例を収集した事例集の作成（平成24年度）
親子関係再構築支援のガイドラインの作成（平成25年度）
親子関係再構築支援実践ガイドブックの作成（平成28年度）

社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集

平成25年3月

児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・児童家庭支援センター・児童相談所関係者により、各施設の事例を収集し、まとめている。

構成：

1. 全体的な構成

巻頭に「施設における親子関係再構築支援について」「親子関係再構築支援における施設と児童相談所の連携について」を掲載し、その後に施設ごとの事例を掲載している。施設ごとの最初のページに、その施設の支援の特徴を掲載している。

2. 各事例の構成

全部で26事例が収集されている。（児童養護施設9事例・乳児院6事例・児童心理治療施設3事例・児童自立支援施設2事例・母子生活支援施設3事例・児童家庭支援センター3事例）

各事例は【事例の概要】【課題】【方針】【取組】【取組のポイント】【まとめ】で構成しており、最後に事例を読んだ委員からの感想や質問を【コメント】として示し、それに対する回答などを事例の執筆者が【リコメント】として記している。

活用：

現状の施設による親子関係再構築支援の事例が収集されており、すべてにおいて望ましい事例が集められているわけではないが、事例の中から施設が子どもの最善の利益を考えて行った工夫や、今後の施設における親子関係再構築支援のヒントを見つけていただきたい。

第1章 親子関係再構築支援の定義

第2章 児童虐待の現状

第3章 児童相談所の対応の概要

第4章 施設による親子関係再構築支援

第1節 児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設における親子関係再構築支援

1. 入所前から入所時までの支援

2. 入所中の支援

3. 退所前の支援

4. 退所時から退所後の支援

第2節 乳児院における親子関係再構築支援

第3節 母子生活支援施設における親子関係再構築支援

第4節 児童家庭支援センターにおける親子関係再構築支援

第5章 支援体制

1. 家庭支援専門相談員

2. 心理療法担当職員

児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設における親子関係再構築支援について、調査等で把握した具体的な取組事例等も示しながら、社会的養護関係施設が行う親子関係再構築支援の考え方、留意点や工夫を取りまとめた冊子

第1章 親子関係再構築支援の理念の共有化

1. 親子関係再構築支援とは
2. 親子関係再構築支援の子どもにとっての意義
3. 社会的養護関係施設としての役割

第2章 社会的養護関係施設における親子関係再構築支援のシステムづくり

1. 親子関係再構築支援のシステム
2. 支援体制
3. 支援システムの工夫と人材育成
4. 今後の課題

第3章 親子関係再構築支援の実際

1. ケースの見立て
2. 入所時の目標づくりと共有
3. 子どもへの働きかけ
4. 親・親族への働きかけ
5. 親子関係への働きかけ
6. 家庭復帰とアフターケア

第4章 関係機関との協働体制づくり

1. 関係機関による協働の意義
2. 児童相談所との協働体制づくり
3. 地域の関係機関との協働体制づくり
4. 施設内でのマネジメント

(4) 子どもの権利擁護

①子どもの権利擁護の推進

- ・ 子どもの権利擁護は、子どもの基本的人権を護ること。子どもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められているとされる。
- ・ 平成23年の児童福祉施設最低基準改正で、「児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない」と規定。
- ・ 平成28年の改正児童福祉法において、第1条に児童が権利の主体であることを明記。

②子どもの意見をくみ上げる仕組み

- ・ 社会的養護の施設等では、子どもの気持ちを受け入れつつ、子どもの置かれた状況や今後の支援について説明。
- ・ 「子どもの権利ノート」を活用し、意見箱や、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会等を活用する。
- ・ 当事者（社会的養護の下で育った元子どもを含む。）の声を聞き、施設等の運営の改善や施策の推進に反映させていく取組も重要。

③被措置児童等虐待の防止

- ・ 平成20年の児童福祉法改正による被措置児童虐待の通報制度や、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、施設職員や里親による虐待の防止を徹底。
（平成30年度の届出・通告受理件数は246件、うち都道府県等が虐待と認めた件数は95件）
※平成29年度の届出・通告受理件数は277件、うち都道府県等が虐待と認めた件数は99件
- ・ 職員の意識の向上や、風通しのよい組織運営、開かれた組織運営、子どもの意見をくみ上げる仕組みの推進により、防止を徹底。

④子どもの養育の記録

- ・ 社会的養護による主たる養育者が途中で変わる場合の記録やその引き継ぎの在り方について検討する必要。
→平成23年4月に「育てノート」（第1版）を作成。
- ・ 複数の養育者や支援者が関わる場合に、情報共有の在り方も、子どものプライバシーにも配慮しながら、実践の中で、取り組みの在り方を検討していく必要。

社会的養護における子どもの権利擁護に関する既存の取組

◆被措置児童等虐待の防止

- 被措置児童等虐待の防止については、平成20年の改正児童福祉法において、被措置児童等虐待の定義、児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置、措置の公表等施設内虐待の防止のための規定を新設。
- 同法の施行（平成21年4月）に併せ、被措置児童等虐待の予防や対応等について記載した「被措置児童等対応ガイドライン」を作成し、自治体向けに周知した。
- 現在までの各年度の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数及び都道府県等が虐待と認めた件数は下記。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
届出・通告受理件数	176件	193件	214件	288件	220件	233件	254件	277件	246件	290件	372件
都道府県等が虐待と認めた件数	39件	46件	71件	87件	62件	83件	87件	99件	95件	94件	121件

【厚労省家庭福祉課調べ】

◆第三者委員の設置

- 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において、被措置児童や保護者等からの苦情の受付窓口の設置等の措置を講ずることが規定されており、平成17年からはその解決に当たり当該施設職員以外の者を関与させなければならないことを義務付けており、都道府県知事等による児童福祉施設に対する監査項目の一つとなっている。
- 平成24年から平成26年にかけて、社会的養護関係施設種類別の運営指針やこれに基づく手引書（ハンドブック）を作成し、厚生労働省ホームページ上に掲載。これらには、第三者委員の設置も含めた苦情解決の具体的な体制づくりについて記載。

◆子どもの権利ノート

- 各自治体や施設ごとに作成している冊子であり、児童福祉施設等に入所している児童に対し、施設内での子どもの権利が守られること等について、子どもの年齢に応じて分かりやすく説明するもの。自治体の担当窓口や第三者委員の連絡先等が掲載されている。
- 平成7年に大阪府が作成したことを契機に全国に広がった。現状、自治体等の自発的な取り組みであるが、厚労省においても各施設種別の運営指針やこれに基づく手引書（ハンドブック）に権利ノートを活用すべき旨記載したり、全国児童福祉主管課長会議・児童相談所長会議等で取組みを紹介するなどしている。
- なお、児童相談所設置自治体において、措置されている児童等に対する被措置児童等虐待の周知に関し、児童相談所職員が入所措置時に児童に対し配付する「権利ノート」等を活用している自治体が71（97.3%）あった（令和元年度、家庭福祉課調べ）。

◆その他

- 一時保護中の児童については、平成30年に「一時保護ガイドライン」、令和元年に「一時保護中の子どもの権利擁護について」を発出し、権利ノートに準ずる冊子の配付や第三者委員の設置、第三者機関等、子どもの権利を保障する仕組みの整備について通知している。

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況（平成28年度～令和2年度）

○届出・通告者

単位：人数（人）、[] 構成割合（％）

	児童本人	児童本人以外の 被措置児童	家族・親戚	当該施設・ 事業所等職員、 受託里親	当該施設・ 事業所等元職員、 元受託里親	児童家庭支 援センタ ー	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・ 保健機関	その他	（匿名を含む） 不明	合計
平成28年度	71 [26.6]	18 [6.7]	29 [10.9]	102 [38.2]	4 [1.5]	0 [0.0]	3 [1.1]	0 [0.0]	0 [0.0]	5 [1.9]	4 [1.5]	19 [7.1]	12 [4.5]	267 [100.0]
平成29年度	90 [30.8]	18 [6.2]	28 [9.6]	109 [37.3]	3 [1.0]	0 [0.0]	5 [1.7]	2 [0.7]	0 [0.0]	6 [2.1]	4 [1.4]	21 [7.2]	6 [2.1]	292 [100.0]
平成30年度	94 [34.7]	4 [1.5]	22 [8.1]	90 [33.2]	2 [0.7]	0 [0.0]	10 [3.7]	4 [1.5]	3 [1.1]	6 [2.2]	3 [1.1]	23 [8.5]	10 [3.7]	271 [100.0]
令和元年度	76 [24.9]	17 [5.6]	42 [13.8]	106 [34.8]	1 [0.3]	0 [0.0]	11 [3.6]	1 [0.3]	1 [0.3]	3 [1.0]	2 [0.7]	35 [11.5]	10 [3.3]	305 [100.0]
令和2年度	108 [27.8]	20 [5.1]	25 [6.4]	150 [38.6]	5 [1.3]	14 [3.6]	9 [2.3]	5 [1.3]	6 [1.5]	6 [1.5]	3 [0.8]	28 [7.2]	10 [2.6]	389 [100.0]

※1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 28年度：254件 29年度：277件 30年度：246件 元年度：290件 2年度：372件

○事実確認の状況

単位：件数（件）、[] 構成割合（％）

	事実確認を行った事例			小計	虐待ではなく 事実確認調査 不要と判断	その他の事例	合計
	虐待の事実 が認められ た	虐待の事実 が認められ なかった	虐待の事実 の判断に至 らなかった				
平成28年度	87 [32.1]	150 [55.4]	32 [11.8]	269 [99.3]	0 [0.0]	2 [0.7]	271 [100.0]
平成29年度	99 [32.9]	154 [51.2]	34 [11.3]	287 [95.3]	5 [1.7]	9 [3.0]	301 [100.0]
平成30年度	95 [33.3]	155 [54.4]	30 [10.5]	280 [98.2]	2 [0.7]	3 [1.1]	285 [100.0]
令和元年度	94 [30.6]	180 [58.6]	30 [9.8]	304 [99.0]	1 [0.3]	2 [0.7]	307 [100.0]
令和2年度	121 [31.3]	217 [56.2]	41 [10.6]	379 [98.2]	1 [0.3]	6 [1.6]	386 [100.0]

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

単位：件数（件）、[] 構成割合（％）

	社会的養護関係施設				ファミリーホーム ・ 里親	障害児施設等 （障害児通所 支援事業含む）	児童相談所 一時保護所 （一時保護 委託含む）	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設				
平成28年度	0 [0.0]	53 [60.9]	2 [2.3]	5 [5.7]	13 [14.9]	6 [6.9]	8 [9.2]	87 [100.0]
平成29年度	1 [1.0]	64 [64.6]	0 [0.0]	8 [8.1]	12 [12.1]	10 [10.1]	4 [4.0]	99 [100.0]
平成30年度	3 [3.2]	50 [52.6]	3 [3.2]	5 [5.3]	13 [13.7]	17 [17.9]	4 [4.2]	95 [100.0]
令和元年度	2 [2.1]	50 [53.2]	2 [2.1]	4 [4.3]	11 [11.7]	14 [14.9]	11 [11.7]	94 [100.0]
令和2年度	5 [4.1]	67 [55.4]	8 [6.6]	6 [5.0]	20 [16.5]	11 [9.1]	4 [3.3]	121 [100.0]

(参考) 社会的養護関係施設 数等推移

単位：か所（委託里親除く）、世帯（委託里親）

	乳児院	児童養護施設
H28年度	136	603
H29年度	140	605
H30年度	140	605
R元年度	146	612
R2年度	145	612

	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設
H28年度	46	58
H29年度	46	58
H30年度	50	58
R元年度	51	58
R2年度	53	58

○虐待の種別・類型

単位：件数（件）、[] 構成割合（％）

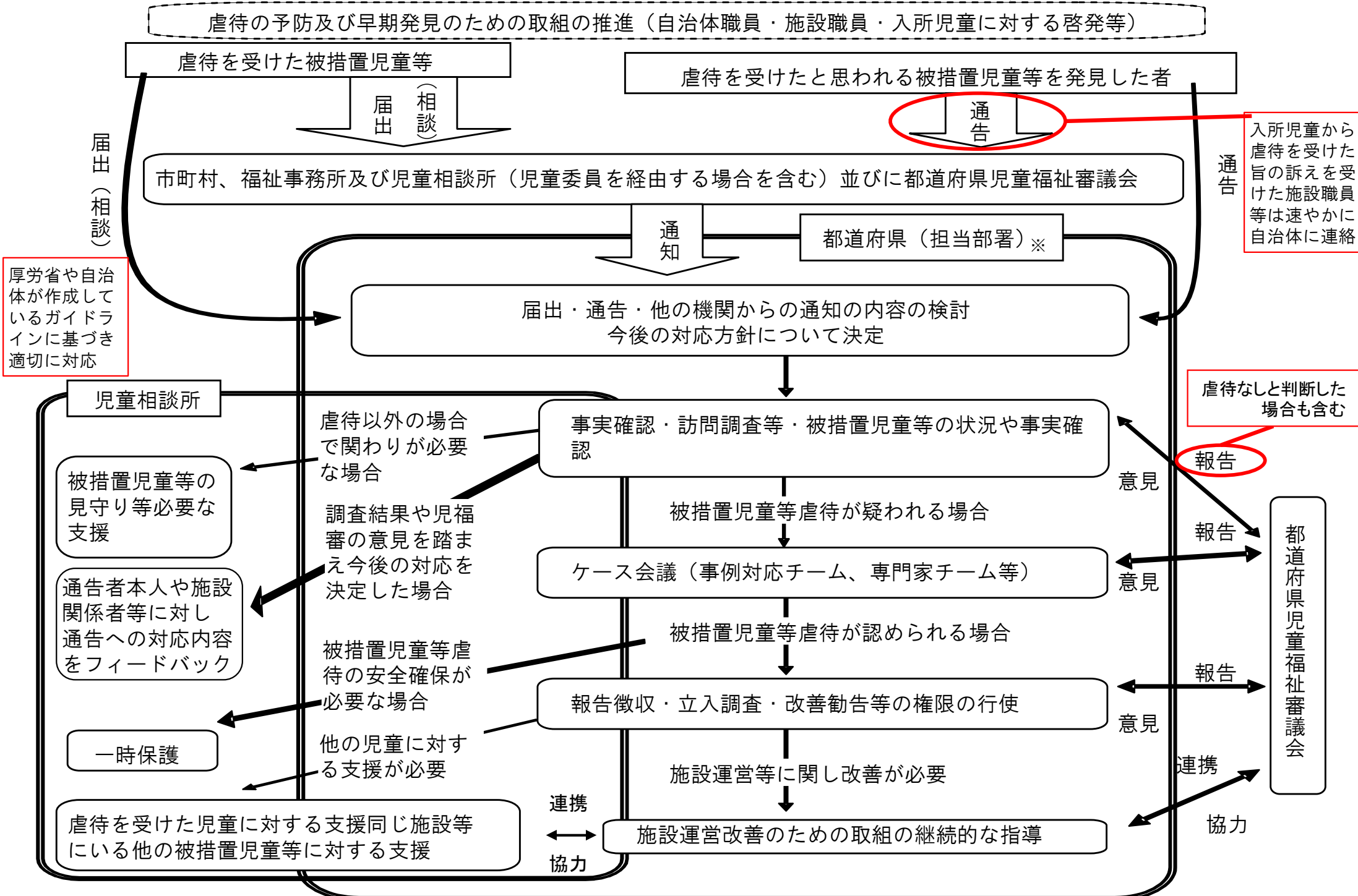
	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
平成28年度	52 [59.8]	4 [4.6]	16 [18.4]	15 [17.2]	87 [100.0]
平成29年度	56 [56.6]	3 [3.0]	17 [17.2]	23 [23.2]	99 [100.0]
平成30年度	55 [57.9]	2 [2.1]	15 [15.8]	23 [24.2]	95 [100.0]
令和元年度	59 [62.8]	3 [3.2]	19 [20.2]	13 [13.8]	94 [100.0]
令和2年度	62 [51.2]	7 [5.8]	36 [29.8]	16 [13.2]	121 [100.0]

	委託里親	ファミリー ホーム
H28年度	4,038	313
H29年度	4,245	347
H30年度	4,379	372
R元年度	4,609	417
R2年度	4,759	427

※1：福祉行政報告例（各年度末現在（児童自立支援施設除く））

※2：家庭福祉課調べ（各年度10月1日現在（児童自立支援施設））

被措置児童等に対する虐待への対応の流れ（イメージ）



*各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておくことが必要

改正の趣旨等

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行うもの。

1. 親権と親権制限の制度の見直し

○ 子の利益の観点の明確化等

(現行)

- 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。
- 親子の面会交流等についての明文規定がない。

(改正後)

【民法関係】

- 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。
- 離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。

○ 親権停止制度の創設

(現行)

- あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。

(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

○ 親権喪失・管理権喪失原因の見直し

(現行)

- 家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であったことによりその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。

(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

○ 親権喪失等の請求権者の見直し

(現行)

- 子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

(改正後)

【民法関係】

- 子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

(現行)

- 児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。

2. 児童相談所長、施設長等による監護措置と親権代行について

○ 児童相談所長による親権代行

(現行)

- 施設入所中の児童に親権者等がない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がない児童については、親権を代行する者がいない。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

○ 児童相談所長、施設長等の監護措置と親権との関係

(現行)

- 児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。
- 施設長等は、児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる。
- 児童相談所長、施設長等が児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等は不当に妨げてはならない。
- 児童の生命、身体の安全を確保するために緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても、児童相談所長、施設長等が必要な措置をとることができる。

(参考) 改正後の児童相談所長、施設長等による親権代行、監護措置の整理

	親権者（父母）・未成年後見人のない場合 (親権喪失・停止の場合も含む。)	親権者（父母）又は未成年後見人のある場合	
		未成年後見人あり	親権者（父母）あり
在宅の場合	親権を行う者なし ※ 法律行為を行うためには、未成年後見人を選任する必要あり。 ※ 児童相談所長による未成年後見人の選任請求中は、児童相談所長が親権代行。	未成年後見人による後見 (親権行使)	親権者による親権行使
一時保護中	児童相談所長による親権代行 (児童相談所長による監護措置)	同上	同上
		児童相談所長による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止) 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置	
里親等委託中	児童相談所長による親権代行 里親等による監護措置	同上	同上
		里親等による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止) 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置	
施設入所中	施設長による親権代行 (施設長による監護措置)	同上	同上
		施設長による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止) 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置	

3. 未成年後見制度の見直し

○ 法人・複数の未成年後見人の許容

(現行)

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができない。
- 未成年後見人は、一人でなければならない。

※ 未成年後見人は、未成年者に対して親権を行う者がいないとき等に、親権者と同一の権利義務を有し、後見(身上監護、財産管理など)を行う。法律上の手続や、多額の財産の管理を行う場合に選任が必要となる。

(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。
- 未成年後見人は、複数でもよい。
(未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使。)
(家庭裁判所は、財産管理権について、一部の後見人につき財産管理権のみの行使の定め、単独行使の定め、事務分掌の定めが可能。)

(参考) 複数、法人の未成年後見人について想定される例

【複数の未成年後見人の例】

- ✓ おじ・おばや祖父母が2人で後見人となり、共同で後見。
- ✓ 多額の財産がある場合、親族のほかに弁護士等の専門職を選任。
一般的な後見は親族が、特定の財産の管理は弁護士等の専門職が行う。

【法人の未成年後見人の例】

- ✓ 児童福祉施設等を運営する社会福祉法人
- ✓ 児童の権利擁護の活動を行う法人 等

4. 一時保護の見直し

(現行)

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 2か月を超える親権者等の意に反する一時保護については、その継続の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

5. 児童福祉法第28条の審判の運用方法の見直し(※)

(現行)

- 家庭裁判所は、法第28条の承認の審判をする際、保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認める時は、保護者に対し指導措置を採るべき旨を、都道府県に勧告することができ、この指導勧告書の写しを保護者に送付する運用が可能。

(見直し後)

【児童福祉法関係】

- この運用を保護者指導に効果的に活用するため、児童相談所が保護者指導に効果的であると考える場合に、家庭裁判所に対して、都道府県等への指導勧告と、保護者への指導勧告書の写しの送付を求める上申の手続を示す。

※ 専門委員会報告書を踏まえた見直し

児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドラインについて（概要）

1 ガイドラインの趣旨

- 親権者等（親権を行う者又は未成年後見人）が児童相談所長や児童福祉施設の施設長、里親等による監護措置を不当に妨げてはならないことが法律上、明確化されることから、児童相談所、施設、里親等での対応に資するよう、「不当に妨げる行為」の考え方、対応方法等について示すもの。

※以下「児童」には、18歳以上の未成年者を含む。

2 不当に妨げる行為の事例

- 「不当に妨げる行為」としては次のものが想定（詳細は別紙）。施設、里親等で該当性の判断に迷う場合には、児童相談所が相談、助言等の援助。

(1) 態様、手段が適切でない場合

- 親権者等が児童等に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合。具体的には、例えば、次のような事例が該当しうると考える。

ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為（実力行使）（暴行、脅迫、連れ去り、面会の強要等）	ウ その他（関係者へのア・イの行為等）
イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為（騒音・振動、施設の汚損・破損等）	

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えると考えられる場合

- 親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えると考えられる場合。具体的には、例えば、次のような事例が該当しうると考える。
- 児童の真の意向を踏まえる必要。他方、児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要。

ア 児童に経済的な損失を与える行為	ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為	オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為
イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為	エ 児童の教育上支障を生じさせる行為	

(3) その他の場合

- その他、親権者等の主張に混乱が見られる場合、一貫性がない場合等には、監護に支障を生じるおそれがあり、該当する場合がある。

3 不当に妨げる行為があった場合の対応等

- 児童相談所は、一時保護・措置開始時に、保護者に対し、施設長等による監護措置、不当に妨げる行為の禁止、緊急時の対応等について説明。
- 不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護措置が可能だが、できる限り親権者等の理解を得ることが望ましく、また、理解が得られず、児童の安定した監護に支障を及ぼす場合には、法的な解決等を図る必要がある。
- このため、事例に応じ、次の(1)～(4)の対応が考えられる。（※犯罪、危険行為等に対しては、警察へ通報する等の対応。）
- 施設長等が対応方針等について判断に迷う場合は、児童相談所に相談。児童相談所は、必要に応じ児童福祉審議会から意見聴取。

(1) 親権者等への説明

- 事例に応じ児童相談所や施設等から、児童の利益の観点から理解を求める。理解が得られない場合には、不当に妨げる行為に該当することを説明し、調整。
- 施設等が説得を試みたものの説得できない場合には、児童相談所から親権者等に対し監護措置について理解を求め、調整を図ることも考えられる。

(2) 面会・通信の制限、接近禁止命令

- 改善のない場合には、事例に応じ、児童虐待防止法上の面会・通信制限や、接近禁止命令（強制入所措置の場合）での対応が考えられる。
- 児童相談所から親権者等に対し、これらの対応がとられうることを説明し、監護措置への理解を求める。理解が得られない場合には、これらの対応を検討。

(3) 親権制限の審判等の請求

- 上記で対応できず、親権の制限が必要な場合には、事案に応じ、民法上の親権制限（親権喪失、親権停止又は管理権喪失）の審判請求が考えられる。
- 法令等で明確に親権者等の同意が必要とされている場合等には、問題解決のために親権制限の審判等が必要な場合がある。
- 児童相談所から親権者等に対し、親権制限の審判を請求する必要が生ずることになる旨説明し、理解を求める。改善が見込めない場合に審判請求を検討。

(4) 安全確保のため緊急の必要があると認められる場合の措置

- 児童の生命・身体确保安全確保のため緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても監護措置が可能。児童の利益を最優先に考え、適切な措置。
- 施設長、里親等が緊急の監護措置を行った場合には、都道府県等への報告義務あり。

(1) 態様、手段が適切でない場合

➤ 親権者等が児童に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうると考える。

ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為（実力行使）

- ✓ 暴行、脅迫等により児童や職員等に危害を加える行為
- ✓ 児童や職員等に暴言を吐くなど威圧的態度をとる行為
- ✓ 児童や職員等に恐怖や不安を感じさせる言動や行動をとる行為
- ✓ 児童を強引に連れ去る行為、外出・外泊から帰さない行為
- ✓ 無断で又は拒否するにもかかわらず敷地内に立ち入る行為、退去しない行為
- ✓ つきまとい、はいかい、交通の妨害等の行為

- ✓ 面会・通信の制限又は施設等の拒否にもかかわらず面会等を行う行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず、繰り返しの電話、郵便、FAX、メール等をする行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず児童の情報の提供を執拗に要求する行為
- ✓ 非行、犯罪等の不適切な行為をさせようとする（教唆する）行為
- ✓ 児童にたばこ、酒、危険物（火気、刃物等）等を渡す行為

イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為

- ✓ 騒音、振動を立てる行為、関係施設等を汚損・破損する行為
- ✓ 施設、職員等の中傷する内容のビラの配布、掲示、ネット上への掲載等をする行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず、撮影や録音を行う行為
- ✓ 酒に酔っているなど正常な意思疎通ができない状況での来訪、電話等の行為

ウ その他

- ✓ 児童の学校、職場、その他児童の関係者や他の入所児童等に対するア・イの行為
- ✓ 第三者にア・イの行為をさせる行為

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えられられる場合

➤ 親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えられられる場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうると考える。
 ➤ 児童の意向を踏まえる必要。その際、親権者等が児童に及ぼす影響を考慮し、真の児童の意向を見極める必要。
 ➤ 児童の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要。

ア 児童に経済的な損失を与える行為

- ✓ 児童に金銭の提供等を要求する行為
- ✓ 施設等から自立する際、児童が借りる住宅への同居や生活の世話を強いる行為
- ✓ 児童の意思とは関係なく、児童の名義で売買契約等の契約を行い、不当な負債や義務を負わせる行為

ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為

- ✓ 児童に必要な医療を正当な理由なく受けさせない行為（精神科医療を含む。）
- ✓ 児童に必要な保健サービスを正当な理由なく受けさせない行為（予防接種 健康診査等）
- ✓ 児童に必要な福祉サービスを正当な理由なく受けさせない行為（療育手帳等）
- ※ 医療保護入院、予防接種については、各法令に基づき、保護者の同意が必要。

イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為

- ✓ 正当な理由なく、児童が必要とする契約や申請に同意せず又は妨げる行為（携帯電話、奨学金、自立する際の賃貸住宅、旅券等）
- ✓ 学校・職場に正当な理由なく又は施設等との約束に反し無断で訪問・連絡する行為
- ✓ 児童が希望する適切な就職等に正当な理由なく同意せず又は妨げる行為
- ✓ 児童の意思に反して親権者等の希望する職場への就労を執拗に強要する行為
- ✓ 児童の就労先に対し、児童の賃金を親権者等に支払うよう求める行為
- ✓ 児童と親族等の第三者との面会や交流を正当な理由なく妨げる行為

エ 児童の教育上支障を生じさせる行為

- ✓ 学校の通常の授業や行事に、正当な理由なく、出席・参加させない行為
- ✓ 特別支援学校等を就学先とすることを不服として就学させない行為
- ※ 障害児については、障害の状況に照らし、専門家・保護者の意見聴取の上、就学先を決定。
- ✓ 児童の意思に反し、学力等に見合わない学校への進学を要求する行為
- ✓ 正当な理由なく、児童が希望する進路に同意しない行為
- ✓ 正当な理由なく、児童の意思に反し、児童が通う学校の退学・休学手続を行う行為
- ✓ 児童の望まない又は参加困難な部活動、習い事、学習塾等を要求する行為

オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為

- ✓ 一時保護所や施設内の規則に違反する行動をとることを児童に指示する行為
- ✓ 親権者等の好みの髪型、服装等を強いる行為
- ✓ 児童に過剰の金銭、物品等を与える行為

(3) その他の場合

➤ 上記のほか、次の場合などには、児童の監護に支障を生じるおそれがあり、「不当に妨げる行為」に該当する場合がある。

- ✓ 親権者等の主張の内容に明らかに論理的な混乱が見られ、児童の安定した監護に支障がある場合
- ✓ 親権者等の主張が合理的な事情がないのに短期間のうちに繰り返し変化するなど一貫性がなく、児童の安定した監護に支障がある場合

「民法等の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法（施設・里親関係）

○里親等委託中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。（47②）

○施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。（47④⑤）

※公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行。下線が改正部分。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

○養育里親の欠格要件の緩和（同居人が成年被後見人等の場合も養育里親となれることとする）

※公布日施行。下線が改正部分

第三十四条の十九 本人又はその同居人が次の各号（同居人にあつては、第一号を除く。）のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 児童虐待の防止等に関する法律第二条 に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

② （略）

施設入所中の児童等に対する児童手当の支給

- 施設入所中又は里親等委託中の児童については、従来は、親による監護生計要件を満たす場合のみ、直接その親に対して支給していたが、「児童手当法の一部を改正する法律（平成24年4月1日施行）」により、施設入所中又は里親等委託中の全ての対象児童について施設設置者、里親等に支給することとした。

【支給対象者】 施設の設置者、里親、ファミリーホームを行う者
 ※ 施設やファミリーホームの所在地、里親の住所地の市町村が支給
 ※ 保護者の疾病等により2か月以内の期間を定めて行われる入所等の場合を除く。

【支給額】 0歳～3歳未満 一人（一律） 15,000円
 3歳～中学校修了 一人（一律） 10,000円

【対象施設等】 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親、ファミリーホーム、障害児入所施設、指定医療機関、救護施設、更生施設、婦人保護施設 等

【適切な管理】 児童手当の支給を受けた施設設置者・里親等は、これを適切に管理しなければならない。（児童福祉施設最低基準・里親養育最低基準等に規定）
 ・他の財産と区分して管理すること ・収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること
 ・手当の支給の趣旨に従って用いること ・退所した場合には速やかに児童に取得させること

	①親のいない児童	②28条措置の場合等の親が監護生計要件を満たしていない児童	③それ以外の児童（親が監護生計要件を満たす場合のみ）
平成21年度以前の児童手当	×	×	○（親へ支給）
平成22年度の対応	△（安心こども基金で施設等へ支給）	△（安心こども基金で施設等へ支給）	○（親へ支給）
平成23年度子ども手当特別措置法 → 平成24年度以降の児童手当法（恒久化）	○（施設等へ支給）	○（施設等へ支給）	○（施設等へ支給）

9. 養子縁組制度等

普通養子縁組と特別養子縁組について

- 普通養子縁組は、戸籍上において養親とともに実親が並記され、実親と法律上の関係が残る縁組形式。
- 特別養子縁組は、昭和48年に望まない妊娠により生まれた子を養親に実子としてあつせんしたことを自ら告白した菊田医師事件等を契機に、子の福祉を積極的に確保する観点から、戸籍の記載が実親子とほぼ同様の縁組形式をとるものとして、昭和62年に成立した縁組形式。

普通養子縁組

<縁組の成立>

養親と養子の同意により成立

<要件>

養親：20歳以上

養子：尊属又は養親より年長でない者

<実父母との親族関係>

実父母との親族関係は終了しない

<監護期間>

特段の設定はない

<離縁>

原則、養親及び養子の同意により離縁

<戸籍の表記>

実親の名前が記載され、養子の続柄は「養子・養女」と記載

特別養子縁組

<縁組の成立>

養親の請求に対し家裁の決定により成立
実父母の同意が必要（ただし、実父母が意思を表示できない場合や実父母による虐待など養子となる者の利益を著しく害する理由がある場合は、この限りでない）

<要件>

養親：原則25歳以上（夫婦の一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上で可）
配偶者がある者（夫婦双方とも養親）

養子：原則、15歳に達していない者
子の利益のために特に必要があるときに成立

<実父母との親族関係>

実父母との親族関係が終了する

<監護期間>

6月以上の監護期間を考慮して縁組

<離縁>

養子の利益のため特に必要があるときに養子、実親、検察官の請求により離縁

<戸籍の表記>

実親の名前が記載されず、養子の続柄は「長男・長女」と記載

特別養子縁組の成立件数の推移等

特別養子縁組の成立件数

出典：司法統計年報

平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
474	513	542	495	616	624	711	693	683

<参照条文>民法（明治29年法律第89号）（特別養子縁組関係抜粋）

（特別養子縁組の成立）

第八百十七条の二 家庭裁判所は、次条から第八百十七条の七までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組（以下この款において「特別養子縁組」という。）を成立させることができる。

2 （略）

（養親の夫婦共同縁組）

第八百十七条の三 養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。

2 夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子（特別養子縁組以外の縁組による養子を除く。）の養親となる場合は、この限りでない。

（養親となる者の年齢）

第八百十七条の四 二十五歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が二十五歳に達していない場合においても、その者が二十歳に達しているときは、この限りでない。

（養子となる者の年齢）

第八百十七条の五 第八百十七条の二に規定する請求の時に十五歳に達している者は、養子となることができない。特別養子縁組が成立するまでに十八歳に達した者についても、同様とする。

2 前項前段の規定は、養子となる者が十五歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合において、十五歳に達するまでに第八百十七条の二に規定する請求がされなかったことについてやむを得ない事由があるときは、適用しない。

3 養子となる者が十五歳に達している場合においては、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならない。

（父母の同意）

第八百十七条の六 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

（子の利益のための特別の必要性）

第八百十七条の七 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。

（監護の状況）

第八百十七条の八 特別養子縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を六箇月以上の期間監護した状況を考慮しなければならない。

2 前項の期間は、第八百十七条の二に規定する請求の時から起算する。ただし、その請求前の監護の状況が明らかであるときは、この限りでない。

（実方との親族関係の終了）

第八百十七条の九 養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了する。ただし、第八百十七条の三第二項ただし書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。

養子縁組あっせん事業者一覧（令和5年4月1日現在）

家庭福祉課調べ

（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）に定める許可を受けたもの）

	事業所所在地 自治体名	事業者名
1	北海道	医療社団法人弘和会 森産科婦人科病院
2	茨城県	特定非営利活動法人 NPO Babyぽけっと
3	埼玉県	医療法人きずな会 さめじまボンディングクリニック
4	千葉県	特定非営利活動法人 ベビーブリッジ
5	東京都	認定特定非営利活動法人 環の会
6	東京都	一般社団法人 アクロスジャパン
7	東京都	社会福祉法人 日本国際社会事業団
8	東京都	特定非営利活動法人 フローレンス
9	東京都	一般社団法人 ベアホープ
10	滋賀県	医療法人青葉会 イーリスウィメンズクリニック
11	奈良県	特定非営利活動法人 子育てすこやかサークル つむぎ
12	和歌山県	特定非営利活動法人 ストークサポート
13	山口県	医療法人社団諍友会 田中病院
14	沖縄県	一般社団法人 おきなわ子ども未来ネットワーク
15	札幌市	医療法人明日葉会 札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル
16	千葉市	社会福祉法人 生活クラブ 生活クラブ風の村ベビースマイル
17	大阪市	公益社団法人 家庭養護促進協会大阪事務所
18	神戸市	公益社団法人 家庭養護促進協会神戸事務所
19	岡山市	一般社団法人 岡山県ベビー救済協会
20	広島市	医療法人 河野産婦人科クリニック
21	熊本市	医療法人聖粒会 慈恵病院
22	熊本市	社会医療法人愛育会 福田病院 特別養子縁組部門
23	奈良市	特定非営利活動法人 みぎわ

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（概要）

第一 総則

- 一 目的
 - ・ 養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を導入
 - ・ 業務の適正な運営を確保するための規制

→ 養子縁組のあっせんに係る児童の保護、民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進

⇒ 児童の福祉の増進
- 二 定義
 - 「養子縁組のあっせん」：養親希望者と18歳未満の児童との間の養子縁組をあっせんすること
 - 「民間あっせん機関」：許可を受けて養子縁組のあっせんを業として行う者
- 三 児童の最善の利益等
 - 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、
 - ① 児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならない。
 - ② 可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならない。
- 四 民間あっせん機関及び児童相談所の連携及び協力
- 五 個人情報の取扱い

第二 民間あっせん機関の許可等

民間の事業者が養子縁組のあっせんを業として行うことについて、
（これまで）第二種社会福祉事業の届出

↓
（新法） 許可制度を導入

許可基準（営利目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと等）、手数料、帳簿の備付け・保存・引継ぎ、第三者評価、民間あっせん機関に対する支援等について定める。

第三 養子縁組のあっせんに係る業務

- 一 相談支援
- 二 養親希望者・児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込み等
- 三 養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者（研修の修了の義務付け等）
- 四 児童の父母等の同意
 - 〔 養親希望者の選定、面会、縁組成立前養育の各段階での同意（同時取得可） 〕
- 五 養子縁組のあっせんに係る児童の養育
- 六 縁組成立前養育
- 七 養子縁組の成否等の確認
- 八 縁組成立前養育の中止に伴う児童の保護に関する措置
- 九 都道府県知事への報告（あっせんの各段階における報告義務）
- 十 養子縁組の成立後の支援、
- 十一 養親希望者等への情報の提供
- 十二 秘密を守る義務等、
- 十三 養子縁組あっせん責任者

第四 雑則

- 一 （厚生労働大臣が定める）指針
- 二 （都道府県知事から民間あっせん機関に対する）指導及び助言、報告及び検査
- 三 （国・地方公共団体による）養子縁組のあっせんに係る制度の周知

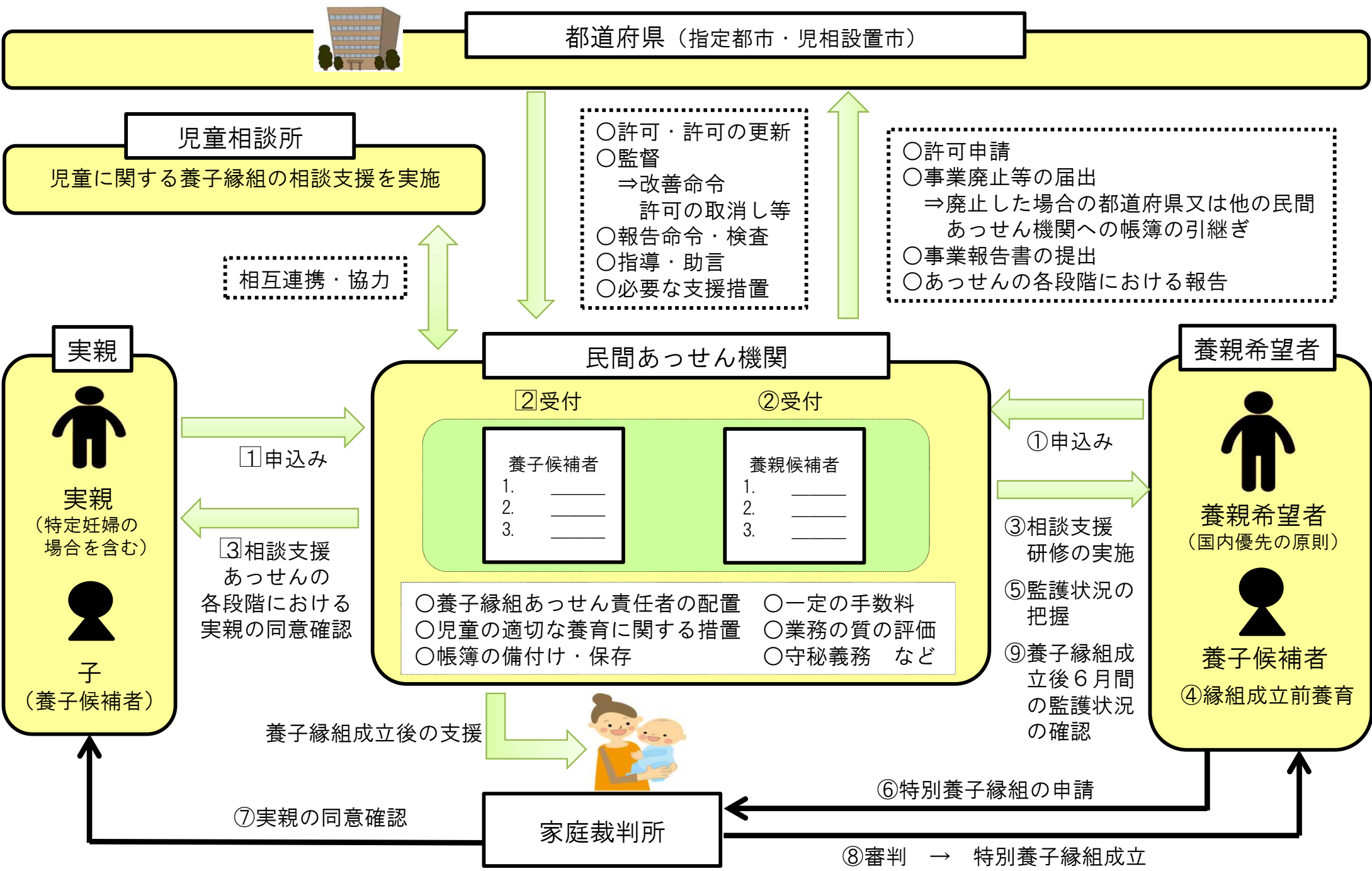
第五 罰則

無許可で養子縁組あっせん事業を行った者等について、罰則を規定

第六 その他

施行期日（平成30年4月1日）、経過措置、検討

許可制度導入後の民間あっせん機関による養子縁組あっせんの仕組み（大まかなイメージ）



民法等の一部を改正する法律の概要

改正の目的 児童養護施設に入所中の児童等に家庭的な養育環境を提供するため、特別養子縁組の成立要件を緩和すること等により、制度の利用を促進。
厚労省の検討会において全国の児童相談所・民間の養子あっせん団体に対して実施した調査の結果
「要件が厳格」等の理由で特別養子制度を利用できなかった事例 298件(H26～H27)
(うち「実父母の同意」を理由とするもの 205件・「上限年齢」を理由とするもの 46件)

見直しのポイント ① 特別養子制度の対象年齢の拡大(第1)
② 家庭裁判所の手続を合理化して養親候補者の負担軽減(第2)

第1 養子候補者の上限年齢の引上げ（民法の改正）

1. 改正前の制度

養子候補者の上限年齢

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に6歳未満であること。

例外 6歳に達する前から養親候補者が引き続き養育 ⇒ 8歳未満まで可。

改正前の制度において上限年齢が原則6歳未満、例外8歳未満とされている理由

- ① 養子候補者が幼少の頃から養育を開始した方が実質的な親子関係を形成しやすい。
- ② 新たな制度であることから、まずは、必要性が明白な場合に限り導入。

【児童福祉の現場等からの指摘】 年長の児童について、特別養子制度を利用することができない。

2. 改正の内容

養子候補者の上限年齢の引上げ等

(1) 審判申立時における上限年齢(新民法第817条の5第1項前段・第2項)

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に15歳未満であること。

例外 ①15歳に達する前から養親候補者が引き続き養育

かつ、②やむを得ない事由により15歳までに申立てできず

※15歳以上の者は自ら普通養子縁組をすることができることを考慮して15歳を基準としたもの。

(2) 審判確定時における上限年齢(新民法第817条の5第1項後段)

審判確定時に18歳に達している者は、縁組不可。

(3) 養子候補者の同意(新民法第817条の5第3項)

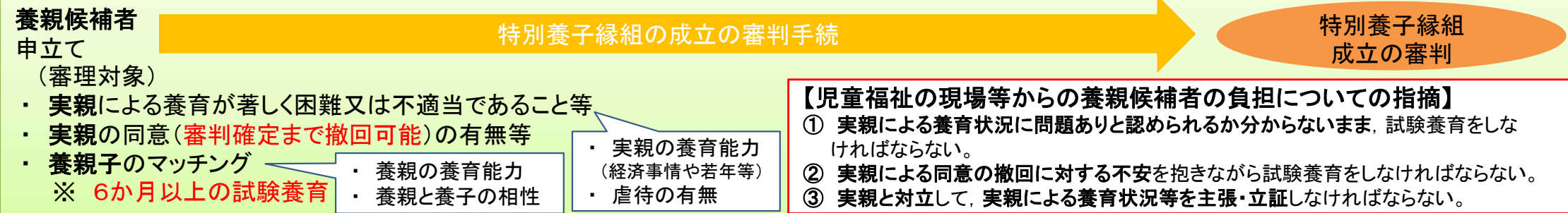
養子候補者が審判時に15歳に達している場合には、その者の同意が必要。

(15歳未満の者についても、その意思を十分に考慮しなければならない。)

第2 特別養子縁組の成立の手続の見直し（家事事件手続法及び児童福祉法の改正）

1. 改正前の制度

養親候補者の申立てによる1個の手続



2. 改正の内容

二段階手続の導入

(1) 二段階手続の導入(新家事事務法第164条・第164条の2関係)

特別養子縁組を以下の二段階の審判で成立させる。

(ア) 実親による養育状況及び実親の同意の有無等を判断する審判(特別養子適格の確認の審判)

(イ) 養親子のマッチングを判断する審判(特別養子縁組の成立の審判)

⇒ 養親候補者は、第1段階の審判における裁判所の判断が確定した後に試験養育をすることができる(上記①及び②)。

(2) 同意の撤回制限(新家事事務法第164条の2第5項関係)

⇒ 実親が第1段階の手続の裁判所の期日等でした同意は、2週間経過後は撤回不可(上記②)。

(3) 児童相談所長の関与(新児童福祉法第33条の6の2・第33条の6の3)

⇒ 児童相談所長が第1段階の手続の申立人又は参加人として主張・立証をする(上記③)。

(イメージ図)

児相長 or 養親候補者申立て

第1段階の手続

特別養子適格の確認の審判

実親は、第2段階には関与せず、同意を撤回することもできない。

養親となる者が第1段階の審判を申し立てるときは、第2段階の審判と同時に申し立てなければならない。

二つの審判を同時にすることも可能。

⇒ 手続長期化の防止

(審理対象)

- ・ 実親による養育状況
- ・ 実親の同意の有無等

養親候補者申立て

第2段階の手続

特別養子縁組成立の審判

(審理対象) ・ 養親子のマッチング ※ 6か月以上の試験養育

試験養育がうまくいかない場合には却下

特別養子縁組制度の普及・啓発について

○ 厚生労働省では、特別養子縁組制度についての普及・啓発を進めています。

《思いがけない妊娠に戸惑い、悩んでいる方向け》

(ポスター・リーフレット (表面))

(リーフレット (裏面))



「特別養子縁組制度」があります。

どうしても育てられない場合は、かけがえのない命を、あなたに代わって大切に育ててくれる

ひとりで悩まないで、まずは、**相談**してください。

あなたの出産と産後を応援する
多くの人たちがいます。

思いがけない妊娠に
とまどうあなたへ

まずは 児童相談所 に、お電話ください。

☎ 全国共通ダイヤル

いち はや く
1 8 9

思いがけない妊娠に戸惑い、悩んでいるあなたに

かけがえのない命です。
あなたの出産と産後を応援できるサポート体制があります。

ひとりで悩み、抱え込まずに、まずは **相談** を!!

どうしても育てられない場合には、生まれてくる命を、あなたに代わって大切に育ててくれる「特別養子縁組制度」があります。

「特別養子縁組」ってなに?

「特別養子縁組」とは、何らかの理由で生みの親が育てられない子どものために、生みの親との法的な親子関係を解消し、養親(育ての親)との新たな親子関係を始める制度です。

あなたが子どもをどうしても育てられない場合は、あなたの代わりに家族になって、子どもを育ててくれるご夫婦に、大切な命を託すことができます。

まずは相談。児童相談所の全国共通ダイヤルは『189』

児童相談所

児童相談所では、特別養子縁組に関する相談のほか、子育ての悩み相談など幅広く対応しています。児童相談所全国共通ダイヤル『189』でお住まいの地域の児童相談所につながります。

連絡は匿名で行うことが可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

下のセンターでも相談を受け付けています。

「子育て世代包括支援センター」

「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、保健師等によるきめ細かな相談支援等を行っています。

→→→ お住まいの市町村役場にご連絡ください。

(注) 全国1,741市区町村のうち、296市区町村で実施されています。(平成28年4月1日現在)

「女性健康支援センター」

「女性健康支援センター」では、保健師等による妊娠に悩む方に対する相談等、女性のライフステージに応じた相談支援を行っています。

→→→ [全国女性健康支援センター一覧](#) で検索してください。

《特別養子縁組により親になることを希望される方向け》

(ポスター・リーフレット(表面))

厚生労働省

子どもを育てたいと願うあなたに

「特別養子縁組制度」があります。

親を必要としている子どもたちがいます。

自分子どもとして
あなたの家庭に迎え入れる制度です。

詳しくは児童相談所にお尋ねください。
いち はや く
☎ 全国共通ダイヤル 189

(リーフレット(裏面))

子どもを育てたいと願うあなたに

「特別養子縁組制度」のご案内

「特別養子縁組」とは、子どもの福祉の増進を図るために、養子となるお子さんの実親(生みの親)との法的な親子関係を解消し、実の子として、新たな親子関係を結ぶ制度です。

「特別養子縁組」は、養親になることを望むご夫婦が家庭裁判所に請求を行い、下記の要件を満たした場合に、家庭裁判所から決定を受けることで成立します。

成立の要件

「特別養子縁組」の成立には、以下のような要件を満たす必要があります。

- 実親の同意** ① 養子となるお子さんの**父母(実父母)の同意**がなければなりません。ただし、実父母がその意思を表示できない場合又は、実父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となるお子さんの利益を著しく害する事由がある場合は、実父母の同意が不要となることがあります。
- 養親の年齢** ② 養親となるには**配偶者のいる方(夫婦)**でなければならず、夫婦共同で縁組をすることになります。また、**養親となる方は25歳以上**でなければなりません。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳以上である場合、もう一方は20歳以上であれば養親となることができます。
- 養子の年齢** ③ **養子となるお子さんの年齢は、養親となる方が家庭裁判所に養判を請求するときに6歳未満**である必要があります。ただし、お子さんが6歳に達する前から養親となる方に監護されていた場合には、お子さんが8歳に達する前までは、養判を請求することができます。
- 半年間の監護** ④ 縁組成立のためには、**養親となる方が養子となるお子さんを6カ月以上監護していることが必要**です。そのため、縁組成立前にお子さんと一定の期間を一緒に暮らし、その監護状況等を考慮して、家庭裁判所が特別養子縁組の成立を決定することになります。

◆ 「特別養子縁組」が成立すると、**お子さんと実父母との法的な親族関係が終了し、お子さんと養親との間で実親子と同様の親族関係が生じます。**

【参考】 出典：司法統計年報

成立件数の推移	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
成立件数	325	374	339	474	513	542

相談窓口のご案内

- ◆ 「特別養子縁組制度」に関心を持たれた方は、**児童相談所**にお問い合わせください。

児童相談所 児童相談所全国共通ダイヤル『189』でお住まいの地域の児童相談所につながります。

インターネットからは **全国児童相談所一覧** で検索してください。

令和4年度の特別養子縁組制度の広報啓発

【令和4年度予算】 約 2.1億円(里親制度等広報啓発事業)

令和4年度の広報啓発内容

特別養子縁組制度に興味を持つ方を増やすとともに、関心のある方に分かりやすく制度の内容を伝えるため、制度の案内や相談先等の情報を集約した特設サイトを構築した上、広報啓発活動に用いるコンテンツを作成し、インターネット広告やSNS等の様々な媒体を活用して、制度の周知と特設サイトへの誘導を効果的に実施する。

1. LINEやインターネットを活用した広報の実施

① 特別養子縁組制度等に関する特設サイトの開設

特別養子縁組制度の基本情報や、普及啓発動画、インタビュー記事（養親や養子、民間あっせん団体等）等の掲載

② インターネットを活用した広報の実施

- ・LINE広告（ダイジェストスポット含む）等のインターネット広告
- ・動画広告（Youtube、Tver、TikTok等）等のインターネットコンテンツを活用し、広報啓発を行うとともに特設サイトへ誘導

③ SNS等を活用した広報啓発

twitter、Youtubeなどに関連コンテンツを投稿することで、既存の広告等では波及しなかった層への効果を期待する

2. シンポジウムの単独開催

養親や養子、民間あっせん団体等が登壇するシンポジウムを開催

3. 都道府県と連携した広報（里親と合同）

熱意のある都道府県等から提案を募り、採択された都道府県等と連携した広報を実施

4. ポスター、リーフレットの配布・掲示

ポスター、リーフレットを作成
（配布先：自治体、公共交通機関等）

5. その他

- ① 総合的な学習の時間で活用する教材の作成
- ② 新聞広告

<特設サイト>



<ポスター>



1 - ① 特別養子縁組制度に関する特設サイトの開設

広報内容

里親制度を効果的に周知するため、以下のコンテンツを掲載した**特設サイトを開設**。

<https://telling.asahi.com/telling/extra/tokubetsuyoshiengumi/index.html>

1. 特別養子縁組とは
2. 制度紹介コンテンツ
3. インタビュー記事（養親や養子、民間あっせん団体等）
4. 各種相談窓口の紹介

<特設サイトトップページ>



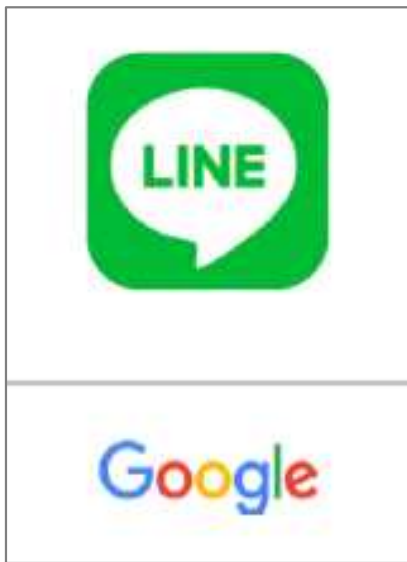
<広報啓発動画>



1 - ② インターネット広告を活用した広報

広報内容

LINE広告、Google広告、朝日新聞デジタル、Youtube広告を活用して特設サイトにユーザーを誘導



1 - ② インターネット広告を活用した広報

広報内容

動画共有サイトYouTubeにおいて、**養親、養子へのインタビューの様子を撮影した動画広告**を配信。（特設サイトへの誘導も実施）

<https://www.youtube.com/watch?v=ycwf1zvMnaM&t=1s>



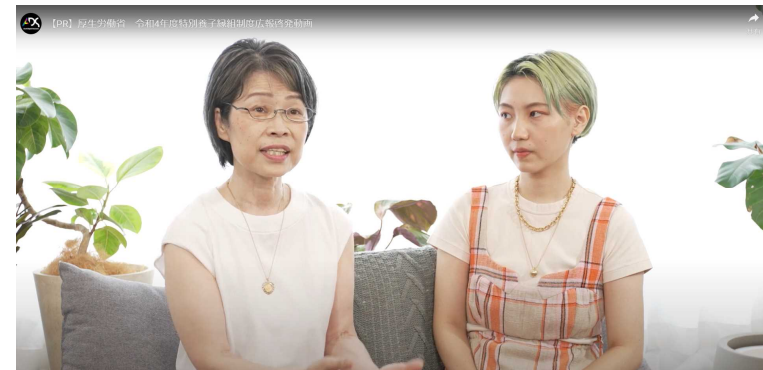
【養親】

瀬奈 じゅん さん、千田 真司 さん



【養親】

久保田 智子 さん



【養親子】

養子：ふくだももこ さん

養親：福田 晶子 さん

2. シンポジウムの単独開催

広報内容

特別養子縁組の当事者、有識者、民間あっせん団体職員等が登壇するシンポジウムを開催。

○第1部 新しい家族のカタチ 当事者対談

(登壇者)

- ・瀬奈 じゅんさん・千田 真司さん
(養親/俳優、元宝塚歌劇団トップスター・ダンサー)
- ・福永 清貴さん (養親/国土舘大学法学部教授)

○第2部 不妊治療と特別養子縁組 子どもの幸せを第一に考えて

(登壇者)

- ・池田麻里奈さん (不妊ピアカウンセラー)
- ・橋田じゅんさん (一般社団法人 ベアホープ 理事)

○第3部 子どもたちのルーツ探しへの 寄り添い方

(登壇者)

- ・宮津 航一さん (養子/このとりのゆりかごに預けられた当事者)
- ・みそぎさん (養子/「Origin」代表)
- ・石川 美絵子 (あっせん団体/日本国際社会事業団常務理事)

開催
2/4 (土)
14:00 ~ 17:00
参加費無料

「家族」を育む
子どもを育てたいと願う人へ
特別養子縁組制度
オンライン シンポジウム

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



昨年度のシンポジウムの様子

2. シンポジウムの告知

広報内容

シンポジウムの告知も兼ねた新聞広告を実施。**全国紙（発行部数約457万部）朝刊の全面広告を掲載**。特別養子縁組制度シンポジウムQRコードも盛り込み、さらなる制度の理解へとつなげる。

<掲載内容>

- ・ 当事者の取材を元に作成したキャッチコピー
- ・ シンポジウムの案内

- 媒体：新聞全国紙 朝刊
- 掲載時期：2023年01月29日付
- 部数：約457万部



3. 都道府県と連携した広報（里親制度と合同）

広報内容

特別養子縁組制度の周知を図るために、**都道府県、指定都市、児童相談所設置市と連携**して、実際に養親を募る立場の自治体の広報を支援する。

【実施自治体】

札幌市 大阪府 島根県 秋田県 東京都 板橋区 荒川区 静岡県 岡山県 熊本県 等

<内容（例）>

- 地元スポーツチームとのタイアップ
- オリジナル動画制作
- 絵本制作
- 地元密着のバス広告 等

○ （参考）昨年度地元サッカーチームとタイアップした啓発動画をJリーグのハーフタイムで上映している様子



4. ポスター・リーフレットの配布・掲示

広報内容

- ・首都圏の公共交通機関（一部）にポスターを掲示
- ・都道府県を通じて、全国の公共施設・公共機関にポスター・リーフレットを掲示、配布

<ポスター>

厚生労働省
「家族」を育む

子どもを育てたいと願う人へ 特別養子縁組制度

特別養子縁組制度とは、
さまざまな事情により
生みの親のもとでは暮らせない子どもを、
自分の子どもとして迎え入れる制度です。
法的な親子関係を結ぶため、
子どもが生産にわり安定的な
家庭を得ることができます。

「やっと会えたね」で始まる
家族のかたち

育てる愛を託す養育者、
すっぴいニッ!

大切なのは、社会で育てている
というメッセージ

特別養子縁組で子どもを迎えたい人、迎え入れられた人の声が続いています
特別養子縁組制度についても知りたい▶「特別養子縁組」特別サイト
<https://telling.asahi.com/telling/extra/tokubetsuyoshiengumi/index.html>

全国児童相談所一覧 養子縁組及里親あつせん事業所一覧 特別養子縁組制度に特許がある児童相談所専用ダイヤル 0120-189-783

<リーフレット>

厚生労働省
「家族」を育む

子どもを育てたいと願う人へ 特別養子縁組制度

特別養子縁組とは、
さまざまな事情により
生みの親のもとでは暮らせない子どもを、
自分の子どもとして迎え入れる制度です。
法的な親子関係を結ぶため、
子どもが生産にわり安定的な
家庭を得ることができます。

特別養子縁組と里親制度の違い

	特別養子縁組	普通養子縁組	里親制度
子どもの年齢	長男(長女)	養子(養女)	—
子どもの性別	原則として15歳未満	制限なし (ただし、養子縁組の要件を満たす)	原則として18歳まで (児童福祉法第26条第1項)
里親の年齢	原則として25歳以上の未婚者 (ただし、20歳以上の未婚者 で養育可能な場合あり)	20歳以上	制限なし
縁組の成立	家庭裁判所が決定	育ての親と子どもの親権者の同意 (ただし、未成年者同意書が必要)	児童相談所からの委託
養育の期間	原則として定められない	定められる	生みの親の元に戻るが 確定する

特別養子縁組の相談窓口
当該都道府県児童相談所(児童福祉課)に、お問い合わせ可能な児童相談所(児童福祉課)を掲載しています。
(※特別養子縁組の申し込みは、児童相談所へ行ってください)

都道府県	児童相談所	電話番号
北海道	札幌児童相談所(札幌市東区南一条1-1)	011-231-2125
青森県	青森児童相談所(青森市中央1-1)	0172-376111
岩手県	盛岡児童相談所(盛岡市中央1-1)	019-233-1111
宮城県	仙台児童相談所(仙台市青葉区中央1-1)	022-233-1111
秋田県	秋田児童相談所(秋田市中央1-1)	0182-233-1111
山形県	山形児童相談所(山形市中央1-1)	023-233-1111
福島県	福島児童相談所(福島市中央1-1)	024-233-1111
茨城県	水戸児童相談所(水戸市中央1-1)	028-233-1111
栃木県	宇都宮児童相談所(宇都宮市中央1-1)	028-233-1111
群馬県	高崎児童相談所(高崎市中央1-1)	027-233-1111
埼玉県	さいたま児童相談所(さいたま市中央1-1)	048-233-1111
千葉県	千葉児童相談所(千葉市中央1-1)	043-233-1111
東京都	東京都児童相談所(東京都中央1-1)	03-233-1111
神奈川県	横浜児童相談所(横浜市中央1-1)	045-233-1111
新潟県	新潟児童相談所(新潟市中央1-1)	025-233-1111
富山県	富山児童相談所(富山市中央1-1)	076-233-1111
石川県	金沢児童相談所(金沢市中央1-1)	076-233-1111
福井県	福井児童相談所(福井市中央1-1)	077-233-1111
山梨県	山梨児童相談所(山梨市中央1-1)	055-233-1111
長野県	長野児童相談所(長野市中央1-1)	026-233-1111
岐阜県	岐阜児童相談所(岐阜市中央1-1)	058-233-1111
静岡県	静岡児童相談所(静岡市中央1-1)	054-233-1111
愛知県	名古屋児童相談所(名古屋市中央1-1)	052-233-1111
岐阜県	岐阜児童相談所(岐阜市中央1-1)	058-233-1111
愛知県	名古屋児童相談所(名古屋市中央1-1)	052-233-1111
三重県	津児童相談所(津市中央1-1)	059-233-1111
滋賀県	彦根児童相談所(彦根市中央1-1)	075-233-1111
京都府	京都児童相談所(京都市中央1-1)	075-233-1111
大阪府	大阪児童相談所(大阪市中央1-1)	06-233-1111
兵庫県	神戸児童相談所(神戸市中央1-1)	078-233-1111
奈良県	奈良児童相談所(奈良市中央1-1)	074-233-1111
和歌山県	和歌山児童相談所(和歌山市中央1-1)	073-233-1111
徳島県	徳島児童相談所(徳島市中央1-1)	087-233-1111
香川県	高松児童相談所(高松市中央1-1)	087-233-1111
愛媛県	松山児童相談所(松山市中央1-1)	089-233-1111
高知県	高知児童相談所(高知市中央1-1)	098-233-1111
福岡県	福岡児童相談所(福岡市中央1-1)	092-233-1111
佐賀県	佐賀児童相談所(佐賀市中央1-1)	095-233-1111
熊本県	熊本児童相談所(熊本市中央1-1)	096-233-1111
大分県	大分児童相談所(大分市中央1-1)	097-233-1111
宮崎県	宮崎児童相談所(宮崎市中央1-1)	098-233-1111
鹿児島県	鹿児島児童相談所(鹿児島市中央1-1)	099-233-1111
沖縄県	那覇児童相談所(那覇市中央1-1)	098-233-1111

特別養子縁組についてもっと知りたい▶「特別養子縁組」特別サイト
<https://telling.asahi.com/telling/extra/tokubetsuyoshiengumi/index.html>

特別養子縁組制度に興味がある▶児童相談所専用ダイヤル 0120-189-783

<表面・裏面（制度概要）>

- ・特別養子縁組制度と里親の違い
- ・民間あつせん機関掲載

《産科医療機関を中心とする医療関係者の方向け》

(リーフレット (表面))

医療関係者の皆様へお願い ～特別養子縁組制度について～

【思いがけない妊娠に戸惑い、悩む妊婦さんにお伝えください。】

思いがけない妊娠など、出産後の養育に不安がある妊婦さんが来院された場合、**心身の状況(妊娠、出産についての葛藤)に配慮しつつ、下記の情報をお伝えください。**

- ① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や、妊娠に悩む方が相談できる窓口があります。
- ② どうしても子どもを育てられない場合、「特別養子縁組制度」があります。
- ③ 養子縁組に関する事など児童相談所への相談は、匿名でも行えます。
⇒ 児童相談所の全国共通ダイヤルは『189(イチハヤク)』※裏面参照

① 妊娠や子育てに関する保健師等による相談窓口

○「子育て世代包括支援センター」

「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、保健師等によるきめ細かな相談支援等を行っております。

お住まいの市町村役場にご連絡ください。

(注) 全国1,741市区町村のうち、296市区町村で実施されています。(平成28年4月1日現在)

○「女性健康支援センター」

「女性健康支援センター」では、保健師等による妊娠に悩む方に対する相談等、女性のライフステージに応じた相談支援を行っております。

全国女性健康支援センター 一覧 で検索してください。

② 「特別養子縁組制度」について

「特別養子縁組」とは、子どもの福祉の増進を図るために、実親(生みの親)との法的な親子関係を解消し、養親(育ての親)との新たな親子関係を始める制度です。

- 「特別養子縁組」は、**養親(育ての親)となる方による請求に対し、家庭裁判所が決定を与えることで成立**します。
- 「特別養子縁組」の成立には養子となるお子さんの父母(実父母)の同意がなければなりません。ただし、実父母がその意思を表示できない場合又は、実父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となるお子さんの利益を著しく害する事由がある場合は、実父母の同意が不要となることがあります。
- 「特別養子縁組」が成立すると、**お子さんと実父母との法的な親族関係が終了し、新たに養親との親族関係が生じます。**

＜「普通養子縁組」と「特別養子縁組」の違い＞

	普通養子縁組	特別養子縁組
縁組の成立	養親と養子の同意により成立	養親の請求に対し家庭裁判所の決定により成立
要件	○養親：成年に達した者 ○養子：尊属又は養親より年長でない者	○養親：原則 25歳以上(夫婦の一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上で可)配偶者がある者(夫婦双方とも養親) ○養子：原則、6歳に達していない者
実父母との親族関係	実父母との親族関係は終了しない	実父母との法的な親族関係が終了する
監護期間	特段の設定はない	6月以上の監護期間(注)を考慮して縁組 (注)「監護期間」とは、養育形成に向けて、子どもと同居して生活する期間を言います。
戸籍の表記	実親の名前が記載され、養子の続柄は「養子(養女)」と記載	実親の名前が記載されず、養子の続柄は「長男(長女)」等と記載

(リーフレット (裏面))

③ 児童相談所のご照会

○児童相談所

児童相談所全国共通ダイヤル『189(イチハヤク)』でお住まいの地域の児童相談所につながります。

児童相談所では、養子縁組に関する相談のほか、子育ての悩み相談など幅広く対応しています。
※連絡は匿名で行うことが可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

参 考

国としては、昨年成立した以下の法律を着実に実施していくことにより、養子縁組の利用推進を図るとともに、特定妊婦等への支援の強化を図るためのモデル事業を実施することとしています。

●平成28年改正児童福祉法における「家庭と同様の環境における養育の推進」について

- 社会的養護が必要な子どもが、心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要です。このため、平成28年の児童福祉法改正により、国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として、「家庭と同様の環境における養育の推進」等を明確化しました。
- 具体的には、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定するときは、
 - ・まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者の支援を行い、
 - ・家庭における養育が適当でない場合は、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置を講じ、
 - ・これらの措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置を講じることとしました。
- ※ 特に就学前の児童については、通知等において、原則、「家庭における養育環境と同様の養育環境」での措置を講じることとしました。

●「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」について

- 近年、民間の養子縁組あっせん事業者による養子縁組の成立件数は増加しており、その事業運営の透明化や適正化がますます重要になっています。このため、議員立法として「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が、平成28年12月9日に成立しました。

●「産前・産後母子支援事業」(モデル事業)について

- 平成29年度から、特定妊婦等への支援の強化を図るため、産科医療機関や母子生活支援施設等にコーディネーターを配置し、特定妊婦や思いがけない妊娠により出産後の育児に不安を抱える妊婦に対する支援について、都道府県等への補助事業としてモデル的に実施しています。

統計データ

- 虐待死事例 (注)平成26年度に厚生労働省が把握した虐待死事例(心中以外)

- 虐待死事例(44人)のうち、
 - 0歳児が61.4%(27人)と最も高い割合を占める。
 - (0歳児死亡事例(27人)のうち、月齢0か月児が55.6%(15人))
 - また、54.5%(24人)の子どもの実母が「予期せぬ妊娠(望まない妊娠/計画していない妊娠)」だった。

- 特別養子縁組の成立件数

(出典)司法統計年報

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
325	374	339	474	513	542

児童相談所と連携した民間あっせん団体の養子縁組の取組（大阪府）

〈大阪府と公益社団法人家庭養護促進協会（民間あっせん機関）との連携〉

大阪府では（公社）家庭養護促進協会に養子縁組里親支援機関事業として以下の業務を委託し、相互連携して養子縁組の促進に取り組んでいる。

事業の目的

民間団体の持つ専門性やフットワークを活かし、新規の養子縁組里親の開拓から児童委託後の支援まで一貫して行うとともに、行政と民間団体が協同で支援体制を充実させることにより、児童の最善の利益保障を目指して取り組む。

養子縁組里親支援機関事業

①養子縁組里親の普及啓発に係る業務（リクルート）

シンポジウムの開催、養子縁組制度等の説明会・イベントへの協力、リーフレットの作成・配付、不妊専門相談センター公開講座への協力、産婦人科医療・保健従事者向けの学習会への協力、SNSによる情報発信 等

児童相談所、里親会、里親支援専門相談員が協力

②養子縁組里親認定の手続き（ガイダンス、児童相談所への推薦）

里親認定希望者の問い合わせ対応、ガイダンスの実施
直接マッチングの際の調査及び児童相談所への推薦

調査、認定、登録は児童相談所、本庁所管課と協同

③研修の実施

里親認定前研修、里親登録後研修の実施
里親登録更新研修の実施
研修及び実習実施状況の把握、修了状況の報告

実習については、里親支援専門相談員が協力

④要保護児童の委託先検討

「あなたの愛の手を」掲載に向けた手続き、取材対応等
申し込み家庭と児童のマッチングのための調査、児童相談所への推薦 等

⑤里親家庭及び委託児童への支援

交流に関する調整、交流期間中の支援
里親委託開始後の訪問支援 等

里親養育支援は、児童相談所と協同
児童相談所からの依頼を受けた里親支援専門相談員が協力

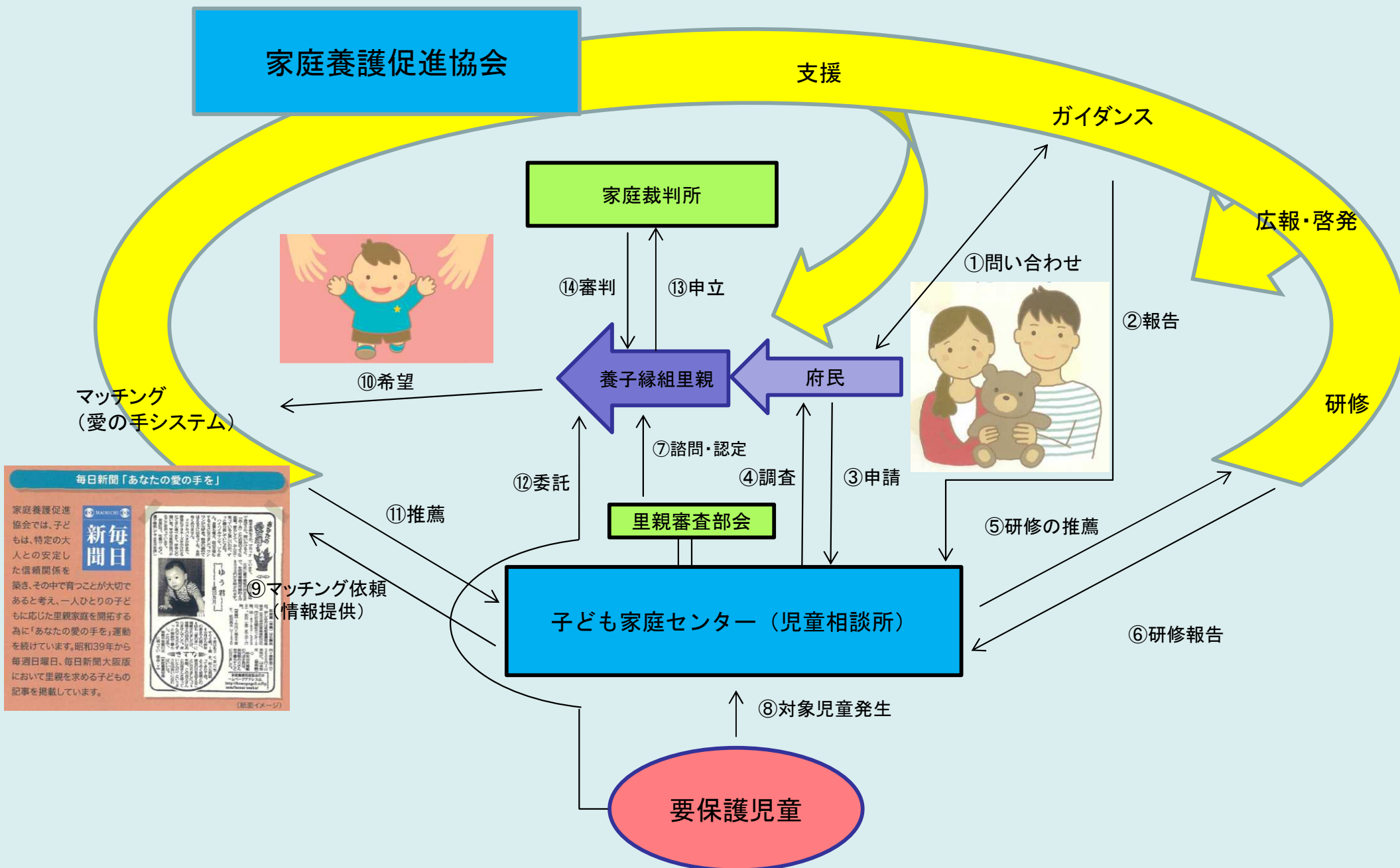
⑥養子縁組成立後の支援

SNSを介した24時間相談受付、養親子向けひろば、養子キャンプ、運動会、会報誌発行 等

⑦児童相談所との連絡調整、その他

児童相談所との連絡会に参加、業務内容の報告
里親委託等推進委員会への委員派遣 等

養子縁組里親支援機関事業（一貫した支援イメージ）



<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金 >
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1 事業の目的

- 養子縁組民間あっせん機関を通じた特別養子縁組において、子どもの出自に関する情報の記録・保存が適切に行われるよう、「子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業」を拡充して、必要な体制整備等を進める。

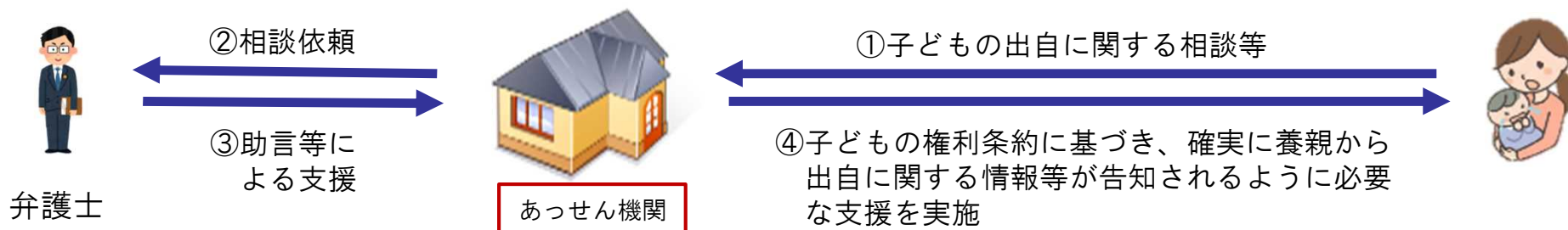
2 事業の概要・スキーム

<子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業>

- ・ 養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設けるなど、子どもの出自を知る権利に関する支援につながるような民間あっせん機関の取組に対して補助を行う。

○ 弁護士等の配置支援 【拡充】

- ・ 子どもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関して、民間あっせん機関からの相談に応じ、助言等を行う弁護士等を嘱託契約等により配置できるように、加算を創設する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

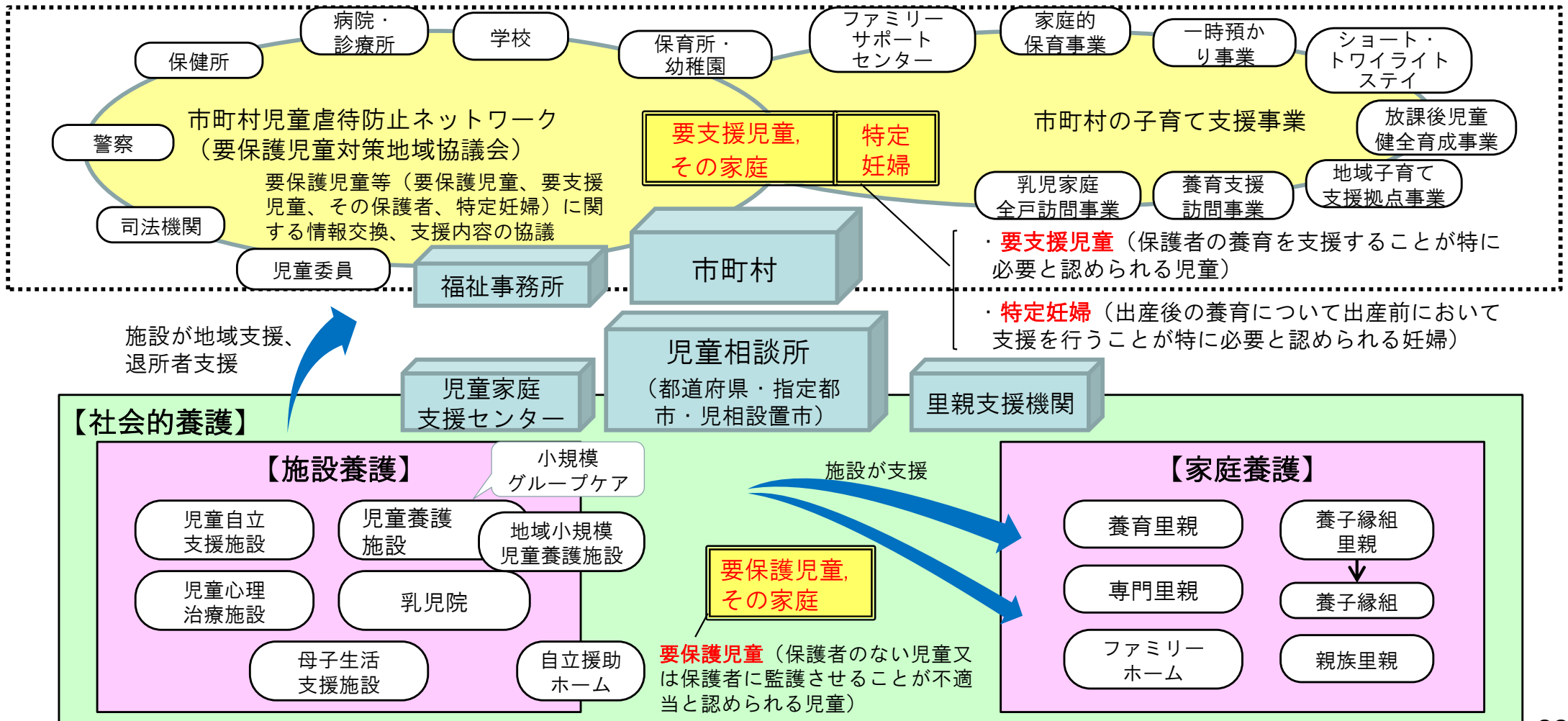
【補助基準額】 「子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業」

1か所当たり 6,126千円 ※弁護士等を配置する場合、2,235千円を加算 【拡充】

10. 子ども・子育て支援新制度と社会的養護

子ども・子育て支援新制度と社会的養護

- 平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法では、市町村が虐待を受けた児童等の要保護児童も含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とした事業を行うとともに、都道府県が、社会的養護など、専門性の高い施策を引き続き担うため、都道府県の設置する児童相談所を中心とする仕組みを現在と同様に維持することにしている。
- 同法では今後、市町村と都道府県との連携を確保するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、社会的養護などの都道府県が行う専門的な施策との連携に関する事項を記載するよう努めること、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」では、要保護児童等に関する専門的な知識・技術を必要とする支援、支援のために必要な市町村との連携に関する事項を記載することにしている。
- 児童相談所を中心とした社会的養護は、市町村の児童家庭相談や子育て支援と一連につながるものであり、密接に連携して推進。



令和4年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事項	事業内容	令和4年度 予算額			(参考) 令和3年度 予算額	
			国分	地方分		
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の着実な実施	(注3) 6,526	2,985	3,541	6,526	
	社会的養育の充実	474	237	237	474	
	育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	17	
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等				
		・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	1,029	751	278	1,179
		・ 診療報酬改定における消費税増収分等の活用分	931	678	252	803
		うち 看護職員の処遇改善(注4)	144	100	44	—
		うち 不妊治療の保険適用(本体分)	120	100	20	—
		うち 不妊治療の保険適用(薬価分)	54	45	9	—
		・ 医療情報化支援基金	735	735	0	—
	地域包括ケアシステムの構築	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	824	549	275	824
		・ 平成27年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分(介護職員の処遇改善等)	1,196	604	592	1,196
		・ 介護職員の処遇改善(注4)	313	153	160	—
	医療・介護保険制度の改革	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	534	267	267	534
		国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	81	40	40	—
		国民健康保険への財政支援の拡充				
・ 低所得者数に応じた自治体への財政支援		1,664	832	832	1,664	
・ 保険者努力支援制度等		2,272	2,272	0	2,272	
被用者保険の拠出金に対する支援		700	700	0	700	
70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248		
介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	1,572	786	786	1,572		
介護保険保険者努力支援交付金	200	200	0	200		
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	2,089	1,044	1,044	2,089	
年金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644	618	26	644	
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	88	82	5	80	
	年金生活者支援給付金の支給	5,220	5,220	0	5,220	
合計		27,968	18,982	8,986	27,078 (注5)	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(2.4兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.8兆円)の財源を確保。

(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。

(注4) 令和4年10月からの措置。

(注5) 令和3年度予算額の合計額は、令和3年度に措置した「新子育て安心プランの実施」223億円を含む。

子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目（所要額）

- 消費税率の引上げにより確保する0.7兆円の範囲で実施する事項と0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に、1兆円超の範囲で実施する事項の案として整理したもの。
- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、平成27年度から全て実施。

	量的拡充	質の向上 ※
所要額	0.4兆円程度	0.3兆円程度～0.6兆円超程度
主な内容	●認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	◎3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) △1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1) △4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1) ○私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善(3%～5%) ◎小規模保育の体制強化 ◎減価償却費、賃借料等への対応 など
	●地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○一時預かり事業の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	●社会的養護の量的拡充	◎児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%～5%) など

量的拡充・質の向上 0.7兆円程度～1兆円超程度

※ 「質の向上」の事項のうち、◎は0.7兆円の範囲ですべて実施する事項。○は一部を実施する事項、△はその他の事項。

平成26年3月28日 第14回子ども・子育て会議第18回基準検討部会合同会議 『子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について』（抄）

1. 量的拡充（別紙） 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(3) 社会的養護関係	121億円

4. 質の改善（社会的養護関係）

○：項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
 □：項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
 ※：内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、
 所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
社会的養護の充実	○ 児童養護施設等の職員配置基準の改善（5.5 : 1 → 4 : 1等）	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置（平成27年度から5年かけて全施設で実施）	19億円程度	
	□ 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置（平成27年度から5年かけて全施設で実施） ※平成27年度から15年かけて全施設で実施→平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置（平成27年度から5年かけて全施設で実施）	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置（平成27年度から5年かけて全施設で実施）	11億円程度	
	□ 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加（41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする） ※増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 (小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等のか所数の増33億円)
	□ 民間児童養護施設の職員給与等の改善（保育所と同様の+5%等） ※職員給与の改善 まずは+3% → +5%等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
	母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度	

(参考) 里親制度・施設等の概要

里親制度の概要

- 里親制度は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設
 - ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」と「養子縁組を希望する里親」とを制度上区分
 - ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、研修を義務化
 - ・平成29年度から、里親の新規開拓から委託児童の自立支援までの一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けるとともに、養子縁組里親を法定化し、研修を義務化

種類	養育里親		養子縁組里親	親族里親
	要保護児童	専門里親		
対象児童	要保護児童	次に挙げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと
登録里親数	12,934世帯	728世帯	6,291世帯	631世帯
委託里親数	3,888世帯	168世帯	314世帯	569世帯
委託児童数	4,709人	204人	348人	819人

※里親数・児童数は福祉行政報告例（令和4年3月末現在）

里親に支給される手当等

里親手当
 養育里親 90,000円（2人目以降：90,000円）
 （月額） 専門里親 141,000円（2人目：141,000円）

※令和2年度から2人目以降の手当額を増額

一般生活費（食費、被服費等。1人当たり月額）乳児 60,670円、乳児以外 52,620円

その他（幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職支度費、大学進学等支度費、医療費、通院費等）

➤ 里親に支給される手当等の構造

里親手当 養育里親 児童1人あたり月額 90,000円
 専門里親 児童1人あたり月額 141,000円

※令和2年度予算において、**2人目以降の手当額について、1人目と同額に引き上げ（43,000円 → 90,000円）**

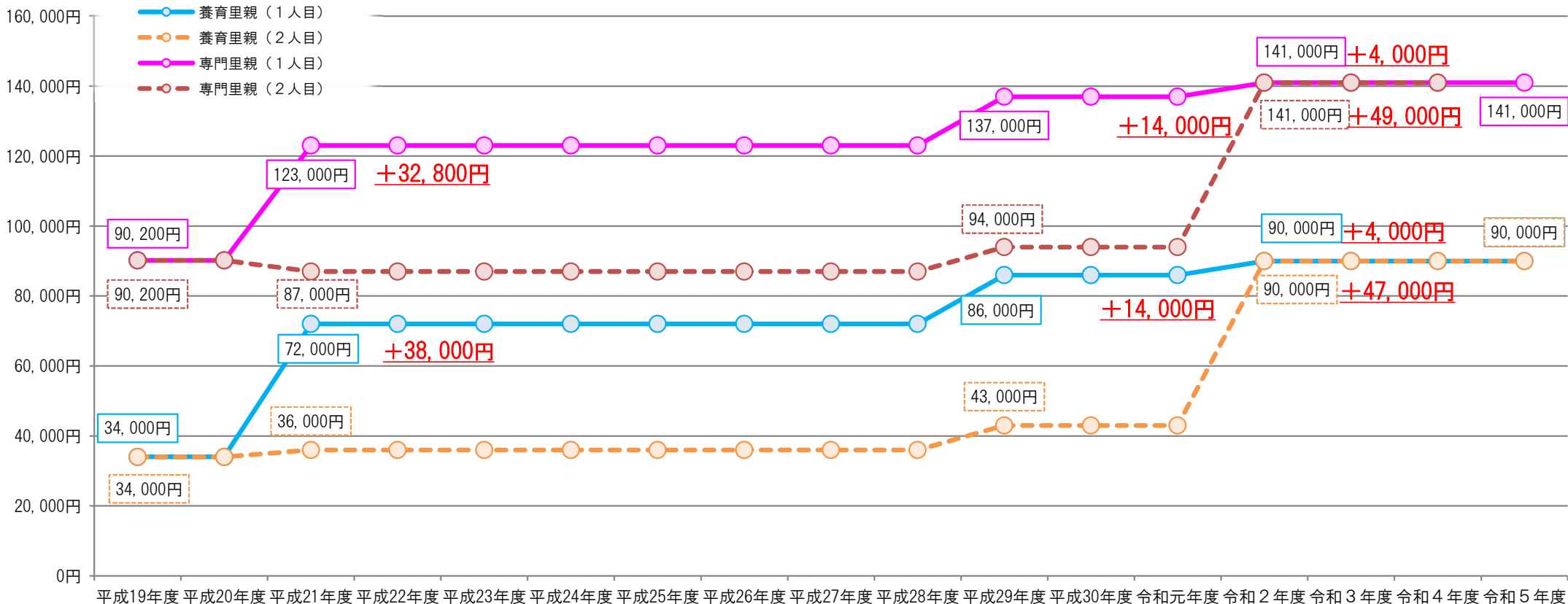
+

一般生活費（食費、被服費等） 乳児 1人あたり月額 60,670円
 乳児以外 1人あたり月額 52,620円

+

その他（幼稚園費、教育費、医療費、通院費等）

➤ 里親手当額の推移



小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の概要

1. 事業内容

小規模住居型児童養育事業は、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する。

2. 法律上の根拠

児童福祉法第6条の3第8項

3. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

4. 運営主体（事業者）

都道府県知事等が適当と認めた者

5. 職員配置について

養育者2名（配偶者）＋補助者1名、又は養育者1名＋補助者2名

※ 養育者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者に限る。

6. ホームへの入居

児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童の養育を委託

7. 補助根拠

児童福祉法第53条

8. 補助率

1／2（国1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1／2）

9. ホーム数、委託児童数

ホーム数：446か所、委託児童数：1,718人 ※福祉行政報告例（令和4年3月末現在）

乳 児 院 の 概 要

1. 目的

乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第37条）

- ＜対象児の具体例＞
- ・ 父母が死亡、行方不明となっている乳児
 - ・ 父母が養育を放棄している乳児
 - ・ 父母の疾病等により父母による養育が困難な乳児

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

寝室（乳幼児1人2.47㎡以上）、観察室（乳児1人1.65㎡以上）、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室、便所

※ 乳幼児が10人以上いる場合の基準。10人未満の場合は別途規定

4. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所者数
145か所	3,827人	2,351人

（出典）福祉行政報告例（令和4年3月末現在）

5. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	1人
医師又は嘱託医	必置	1人
看護師 保育士 児童指導員	(乳幼児10人以上の場合) 0～1歳児 1.6人につき1人 2歳児 2.0人につき1人 幼児（3歳以上） 4.0人につき1人 (乳幼児10人未満の場合) 7人（ただし、看護師は7人のうち1人以上）	(乳幼児10人以上の場合) 0～1歳児 1.3～1.6人につき1人 2歳児 2.0人につき1人 幼児（3歳以上） 3.0～4.0人につき1人 ※高機能化された生活単位 乳幼児0.8人につき1人 (乳幼児10人未満の場合) 7人（ただし、看護師は7人のうち1人以上）
個別対応職員	必置	1人
心理療法担当職員	必置（ただし心理療法を行う必要がある児童が10人以上いる場合に限る）	1～2人
家庭支援専門相談員	必置	1～3人
里親支援専門相談員	—	1～2人
栄養士	必置	1人
調理員	必置（ただし調理業務の全部を外部委託する場合、配置しないことが可能）	乳幼児10人未満の施設の場合1人 乳幼児10人以上30人未満の施設の場合4人（30人定員以降、定員が10人増加するたびに1人加配）
事務職員	—	1人

6. 主な職員の配置状況（加算部分）

	配置施設数 (施設数：145施設)	配置人数
心理療法担当職員	101施設 (69.7%)	115人
里親支援専門相談員	127施設 (87.6%)	132人
家庭支援専門相談員	141施設 (97.2%)	182人

(※)令和3年10月1日現在(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)

児童養護施設の概要

1. 目的

児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第41条）

＜対象児の具体例＞

- ・ 父母が死亡、行方不明となっている児童
- ・ 父母等から虐待を受けている児童
- ・ 父母が養育を放棄している児童

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

児童の居室（1室の定員4人以下、1人4.95㎡以上、乳幼児のみは定員6人以下、1人3.3㎡以上、年齢に応じて男女別とする）、相談室、調理室、浴室、便所（男女別、少数の児童の場合を除く）、医務室及び静養室（児童30人以上の場合）、職業指導に必要な設備（年齢、適性等に応じて設置）

4. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所者数
610か所	30,140人	23,008人

（出典）福祉行政報告例（令和4年3月末現在）

5. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	1人
児童指導員 保育士	(本体施設) 0～1歳児 1.6人につき1人 2歳児 2.0人につき1人 幼児（3歳以上） 4.0人につき1人 児童（小学生以上） 5.5人につき1人 (地域小規模児童養護施設等) —	(本体施設) 0～1歳児 1.3～1.6人につき1人 2歳児 2.0人につき1人 幼児（3歳以上） 3.0～4.0人につき1人 児童（小学生以上） 4.0～5.5人につき1人 ※高機能化された生活単位 児童1人につき1人 (地域小規模児童養護施設等) 4～6人
個別対応職員	必置	1人
心理療法担当職員	必置（ただし心理療法を行う必要がある児童が10人以上いる場合に限る）	1～2人
家庭支援専門相談員	必置	1～3人
里親支援専門相談員	—	1～2人
自立支援担当職員	—	1人
職業指導員	必置（ただし実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る）	1人
栄養士	必置（ただし40人以下の施設の場合、配置しないことが可能）	1人
調理員	必置（ただし調理業務の全部を外部委託する場合、配置しないことが可能）	児童90人未満の施設の場合4人（90人定員以降、定員が30人増加するたびに1人加配）
看護師	0～1歳児1.6人につき1人（ただし1人を下ることはできない）	同左

6. 主な職員の配置状況（加算部分）

	配置施設数（施設数：610施設）	配置人数
心理療法担当職員	538施設（88.2%）	624人
里親支援専門相談員	421施設（69.0%）	424人
家庭支援専門相談員	575施設（94.3%）	892人

（※）令和3年10月1日現在（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ）

児童心理治療施設の概要

1. 目的

児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
(児童福祉法第43条の2) ※平成28年の児童福祉法改正により「情緒障害児短期治療施設」から名称変更

- <対象児の具体例> ・ 場面緘黙、チック、不登校、集団不適應、多動性障害や広汎性発達障害など
<保護者を含めたケア> ・ 虐待を受けた児童、保護者及び家族全体を対象とした心理療法である家族療法を実施
※ 家族療法事業とは、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を設け、児童とその家族に対し、面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家族訪問治療等を行うもの。

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

児童の居室（1室の定員4人以下、1人4.95㎡以上、男女別とする）、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室、便所（男女別、少数の児童の場合を除く。）

4. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	1人
医師	必置	1人
心理療法担当職員	必置（児童10人につき1人）	児童7～10人につき1人
看護師	必置	1人
児童指導員、保育士	必置（児童4.5人につき1人）	児童3～4.5人につき1人
家庭支援専門相談員	必置	1～2人

5. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所者数
53か所	2,016人	1,343人

(出典) 福祉行政報告例 (令和4年3月末現在)

児童自立支援施設の概要

1. 目的

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第44条）

＜対象児の具体例＞

- ・ 窃盗を行った児童、浮浪・家出等の問題のある児童、性非行を行った児童

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

- ・ 学科指導に関する設備は、学校教育法を準用
- ・ 児童養護施設の設備の規定を準用（乳幼児の居室に関する規定は除く。男女の居室は別。）

4. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	1人
児童自立支援専門員 児童生活支援員	必置（児童4.5人につき1人）	児童3～4.5人につき1人
個別対応職員	必置	1人
家庭支援専門相談員	必置	1～2人
心理療法担当職員	必置（ただし、心理療法を行う必要がある児童が10人以上いる場合又は定員10人につき心理療法担当職員を1人配置する場合に限る）	1～2人又は児童10人につき1人
職業指導員	必置（ただし実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る）	1人
自立支援担当職員	—	1人

5. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所者数
58か所	3,340人	1,162人

（※）家庭福祉課調べ（令和3年10月1日現在）

母子生活支援施設の概要

1. 目的

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第38条）

＜対象者の具体例＞

- ・ 経済的に困窮している女子、配偶者からの暴力を受けている女子

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所設置町村

3. 設備について

母子室（調理設備、浴室、便所、1世帯1室以上、30㎡以上）、集会、学習等を行う室、相談室、保育所に準ずる設備（付近の保育所等が利用できない場合）、静養室（乳幼児30人未満）、医務室及び静養室（乳幼児30人以上）

4. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	1人
母子支援員	必置	10世帯未満 1人 10～19世帯 2人 20世帯以上 3人 ※40世帯以上の場合 1人加算（非常勤）
保育士	必置（ただし、保育所に準ずる設備がある場合に限る）	1乳幼児30人につき1人（ただし1人を下ることはできない） ※保育機能強化加算 1人加算
少年指導員兼事務員	必置	10世帯以上 1～2人 20世帯以上 2～3人 30世帯以上 2～4人 ※40世帯以上の場合 1人加算（非常勤）
心理療法担当職員	必置（ただし、心理療法を行う必要がある母子が10人以上いる場合に限る）	1～2人
個別対応職員	必置（ただし、DV等により個別支援を必要とする母子がいる場合に限る）	1人

5. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所世帯	入所児童数
215か所	4,441世帯	3,135世帯	5,293人

（出典）福祉行政報告例（令和4年3月末現在）

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の概要

1. 目的

次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業。（児童福祉法第6条の3第1項）

- ・ 義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であつて、措置解除者等（第27条第1項第三号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他政令で定める者をいう。次号において同じ。）であるもの
- ・ 学校教育法第50条に規定する高等学校の生徒、同法第83条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であつて、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満20歳未満義務教育終了児童等であつたものに限る。）のうち、措置解除者等であるもの

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

入居者の居室（一室の定員はおおむね2人以下、一人につき4.95㎡以上、男女別）、入居者が日常生活を営む上で必要な設備、食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備

4. 職員配置について

指導員、管理者（指導員を兼ねることができる）、自立支援担当職員（加算職員）

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	6人まで	7～9人	10～12人	13～15人	16～18人	19人以上
指導員数（補助員を含む）	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

5. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所者数
229か所	1,575人	818人

（※）家庭福祉課調べ（施設数・定員：令和3年10月1日現在、入所者数：令和4年3月31日現在）

児童家庭支援センターの概要

1. 目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所からの委託を受けて保護者等への指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする施設（児童福祉法第44条の2第1項）

※平成9年の児童福祉法改正で制度化（平成10年4月1日施行）

2. 設置・運営主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、社会福祉法人等

3. 事業内容

- ・ 虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題につき、子ども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
- ・ 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な子ども及びその家庭についての指導を行う。
- ・ 子どもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

4. 職員配置について

児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職員を配置するものとする。

- ・ 相談・支援を担当する職員（2名）
- ・ 心理療法等を担当する職員（1名）

5. 施設数

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
か所数	104	109	119	122	127	139	150	154

※家庭福祉課調べ（各年10月1日現在）令和3年度は社会福祉施設等調査報告

(参考) 統計表等

(1) 在籍児童の年齢（平成30年2月1日現在）

（単位：人、％）

区分	里親		児童養護施設		児童心理 治療施設		児童自立 支援施設		乳児院		母子生活 支援施設		ファミリー ホーム		自立援助 ホーム	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳	164	3.0%	-	-	-	-	-	-	662	21.9%	162	3.1%	11	0.7%	-	-
1歳	201	3.7%	9	0.0%	-	-	-	-	1,020	33.7%	331	6.2%	15	1.0%	-	-
2歳	218	4.1%	190	0.7%	-	-	-	-	868	28.7%	407	7.7%	27	1.8%	-	-
3歳	273	5.1%	711	2.6%	-	-	-	-	320	10.6%	420	7.9%	36	2.4%	-	-
4歳	279	5.2%	1,041	3.9%	1	0.1%	-	-	89	2.9%	443	8.3%	45	3.0%	-	-
5歳	287	5.3%	1,281	4.7%	1	0.1%	-	-	31	1.0%	429	8.1%	59	3.9%	-	-
6歳	236	4.4%	1,349	5.0%	3	0.2%	-	-	8	0.3%	398	7.5%	68	4.5%	-	-
7歳	249	4.6%	1,340	5.0%	27	2.0%	-	-	-	-	375	7.1%	97	6.4%	-	-
8歳	251	4.7%	1,427	5.3%	49	3.6%	-	-	-	-	353	6.7%	76	5.0%	-	-
9歳	234	4.3%	1,668	6.2%	79	5.8%	8	0.6%	-	-	333	6.3%	68	4.5%	-	-
10歳	265	4.9%	1,755	6.5%	110	8.0%	18	1.2%	-	-	297	5.6%	90	5.9%	-	-
11歳	244	4.5%	1,892	7.0%	136	9.9%	48	3.3%	-	-	251	4.7%	71	4.7%	-	-
12歳	248	4.6%	1,909	7.1%	178	13.0%	126	8.7%	-	-	225	4.2%	102	6.7%	-	-
13歳	289	5.4%	1,958	7.2%	165	12.1%	205	14.2%	-	-	200	3.8%	102	6.7%	-	-
14歳	324	6.0%	2,225	8.2%	208	15.2%	405	28.0%	-	-	198	3.7%	101	6.7%	-	-
15歳	336	6.2%	2,236	8.3%	191	14.0%	479	33.1%	-	-	176	3.3%	129	8.5%	7	1.1%
16歳	382	7.1%	2,091	7.7%	74	5.4%	73	5.0%	-	-	129	2.4%	128	8.5%	89	14.4%
17歳	406	7.5%	1,999	7.4%	68	5.0%	22	1.5%	-	-	117	2.2%	136	9.0%	124	20.1%
18歳	362	6.7%	1,699	6.3%	47	3.4%	12	0.8%	-	-	52	1.0%	106	7.0%	169	27.4%
19歳	114	2.1%	215	0.8%	5	0.4%	2	0.1%	-	-	1	0.0%	38	2.5%	158	25.6%
総数※	5,382	100.0%	27,026	100.0%	1,367	100.0%	1,448	100.0%	3,023	100.0%	5,307	100.0%	1,513	100.0%	616	100.0%
平均年齢	10.2歳		11.5歳		12.6歳		14.0歳		1.4歳		7.3歳		11.6歳		17.7歳	

※総数には年齢不詳も含む。

※児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日現在）

(2) 在籍児童の措置時の年齢（平成30年2月1日現在在籍児童）

（単位：人、％）

区分	里親		児童養護施設		児童心理 治療施設		児童自立 支援施設		乳児院		ファミリー ホーム		自立援助 ホーム	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳	593	11.0%	50	0.2%	-	-	-	-	2,176	72.0%	65	4.3%	-	-
1歳	557	10.3%	633	2.3%	-	-	-	-	508	16.8%	48	3.2%	-	-
2歳	780	14.5%	5,260	19.5%	-	-	-	-	144	4.8%	117	7.7%	-	-
3歳	523	9.7%	3,524	13.0%	2	0.1%	-	-	17	0.6%	111	7.3%	-	-
4歳	325	6.0%	2,253	8.3%	1	0.1%	-	-	4	0.1%	104	6.9%	-	-
5歳	273	5.1%	1,847	6.8%	8	0.6%	-	-	2	0.1%	68	4.5%	-	-
6歳	279	5.2%	1,948	7.2%	57	4.2%	-	-	-	-	100	6.6%	-	-
7歳	205	3.8%	1,576	5.8%	101	7.4%	1	0.1%	-	-	81	5.4%	-	-
8歳	169	3.1%	1,507	5.6%	136	9.9%	10	0.7%	-	-	95	6.3%	-	-
9歳	153	2.8%	1,325	4.9%	151	11.0%	16	1.1%	-	-	81	5.4%	-	-
10歳	173	3.2%	1,290	4.8%	166	12.1%	68	4.7%	-	-	71	4.7%	-	-
11歳	155	2.9%	1,175	4.3%	166	12.1%	125	8.6%	-	-	87	5.8%	-	-
12歳	216	4.0%	1,133	4.2%	201	14.7%	217	15.0%	-	-	89	5.9%	-	-
13歳	171	3.2%	1,029	3.8%	173	12.7%	455	31.4%	-	-	88	5.8%	-	-
14歳	174	3.2%	908	3.4%	112	8.2%	371	25.6%	-	-	85	5.6%	1	0.2%
15歳	209	3.9%	782	2.9%	47	3.4%	99	6.8%	-	-	90	5.9%	78	12.7%
16歳	170	3.2%	272	1.0%	16	1.2%	26	1.8%	-	-	64	4.2%	171	27.8%
17歳	100	1.9%	121	0.4%	3	0.2%	10	0.7%	-	-	33	2.2%	161	26.1%
18歳	13	0.2%	18	0.1%	2	0.1%	-	-	-	-	5	0.3%	129	20.9%
19歳	-	-	1	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	31	5.0%
総数※	5,382	100.0%	27,026	100.0%	1,367	100.0%	1,448	100.0%	3,023	100.0%	1,513	100.0%	616	100.0%
平均年齢	5.9歳		6.4歳		10.7歳		12.9歳		0.3歳		8.2歳		16.8歳	

※総数には年齢不詳も含む。

※児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日現在）

(3) 措置理由別児童数（令和3年度中新規措置児童）

（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
父母の死亡	134	8.0%	9	0.6%	60	1.5%
父母の行方不明	33	2.0%	9	0.6%	19	0.5%
父母の離婚	13	0.8%	11	0.8%	22	0.5%
父母の不和	13	0.8%	24	1.7%	31	0.8%
父母の拘禁	40	2.4%	40	2.8%	106	2.6%
父母の入院	49	2.9%	50	3.5%	104	2.6%
父母の就労	18	1.1%	23	1.6%	41	1.0%
父母の精神障害	176	10.6%	298	20.7%	325	8.0%
父母の放任怠惰	135	8.1%	190	13.2%	416	10.2%
父母の虐待	408	24.5%	364	25.3%	1,990	48.8%
棄児	5	0.3%	5	0.3%	9	0.2%
父母の養育拒否	273	16.4%	113	7.8%	170	4.2%
破産等の経済的理由	89	5.3%	105	7.3%	81	2.0%
児童の問題による監護困難	69	4.1%	—	—	274	6.7%
その他	213	12.8%	199	13.8%	429	10.5%
計	1,668	100.0%	1,440	100.0%	4,077	100.0%

※家庭福祉課調べ

(4) 母子生活支援施設の入所理由別入所世帯数等（令和3年度入所世帯）

区 分		管内入所	広域入所		合 計
			県内	県外	
夫等の暴力	世帯数	175	223	242	640
	児童	288	465	486	1,239
入所前の家庭環境の不 適切	世帯数	72	9	3	84
	児童	99	14	5	118
母親の心身の不安定	世帯数	54	5	2	61
	児童	68	8	2	78
職業上の理由	世帯数	4	2	0	6
	児童	7	2	0	9
住宅事情	世帯数	131	21	6	158
	児童	179	27	7	213
経済的理由	世帯数	83	8	1	92
	児童	118	12	5	135
その他	世帯数	21	12	2	35
	児童	31	20	5	56
合 計	世帯数	540	280	256	1,076
	児童	790	548	510	1,848

※家庭福祉課調べ

※単位：世帯数は世帯、入所人員は人

(5) 在所期間別在籍児童数 (令和2年3月1日現在在籍児童)

(単位：人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		児童心理治療施設		児童自立支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1年未満	1,485	25.3%	1,494	50.0%	4,173	15.9%	455	28.5%	776	53.5%
1年以上 2年未満	867	14.8%	879	29.4%	3,577	13.6%	434	27.2%	480	33.1%
2年以上 3年未満	661	11.2%	437	14.6%	2,938	11.2%	281	17.6%	148	10.2%
3年以上 4年未満	476	8.1%	121	4.0%	2,518	9.6%	212	13.3%	31	2.1%
4年以上 5年未満	387	6.6%	42	1.4%	2,156	8.2%	89	5.6%	11	0.8%
5年以上 6年未満	317	5.4%	12	0.4%	1,864	7.1%	59	3.7%	3	0.2%
6年以上 7年未満	255	4.3%	4	0.1%	1,531	5.8%	31	1.9%	1	0.1%
7年以上 8年未満	241	4.1%	-	-	1,276	4.9%	17	1.1%	0	0.0%
8年以上 9年未満	255	4.3%	-	-	1,150	4.4%	9	0.6%	0	0.0%
9年以上 10年未満	227	3.9%	-	-	1,093	4.2%	7	0.4%	0	0.0%
10年以上 11年未満	157	2.7%	-	-	890	3.4%	2	0.1%	-	-
11年以上 12年未満	132	2.2%	-	-	801	3.1%	1	0.1%	-	-
12年以上 13年未満	120	2.0%	-	-	764	2.9%	-	-	-	-
13年以上 14年未満	72	1.2%	-	-	543	2.1%	-	-	-	-
14年以上 15年未満	80	1.4%	-	-	413	1.6%	-	-	-	-
15年以上 16年未満	64	1.1%	-	-	302	1.2%	-	-	-	-
16年以上 17年未満	49	0.8%	-	-	168	0.6%	-	-	-	-
17年以上 18年未満	20	0.3%	-	-	52	0.2%	-	-	-	-
18年以上	12	0.2%	-	-	18	0.1%	-	-	-	-
総数	5,877	100.0%	2,989	100.0%	26,227	100.0%	1,597	100.0%	1,450	100.0%

※家庭福祉課調べ

(6) 在所期間別退所児童数（令和元年度中に退所した児童）

（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設		児童心理治療施設		児童自立支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1か月未満	44	2.7%	92	4.9%	62	1.2%	2	0.4%	14	1.6%
1か月以上2か月未満	60	3.7%	96	5.1%	96	1.9%	8	1.6%	8	0.9%
2か月以上6か月未満	197	12.2%	282	15.0%	293	5.7%	16	3.1%	57	6.7%
6か月以上1年未満	368	22.8%	353	18.8%	432	8.4%	61	12.0%	180	21.2%
1年以上2年未満	335	20.8%	459	24.5%	669	13.0%	138	27.1%	427	50.2%
2年以上3年未満	143	8.9%	396	21.1%	553	10.7%	100	19.6%	135	15.9%
3年以上4年未満	95	5.9%	149	7.9%	486	9.4%	91	17.9%	22	2.6%
4年以上5年未満	77	4.8%	27	1.4%	422	8.2%	41	8.1%	7	0.8%
5年以上6年未満	37	2.3%	19	1.0%	297	5.8%	23	4.5%	0	0.0%
6年以上7年未満	47	2.9%	4	0.2%	260	5.0%	14	2.8%	0	0.0%
7年以上8年未満	27	1.7%	-	-	206	4.0%	4	0.8%	0	0.0%
8年以上9年未満	20	1.2%	-	-	177	3.4%	7	1.4%	0	0.0%
9年以上10年未満	18	1.1%	-	-	178	3.5%	2	0.4%	0	0.0%
10年以上11年未満	16	1.0%	-	-	148	2.9%	1	0.2%	-	-
11年以上12年未満	17	1.1%	-	-	137	2.7%	1	0.2%	-	-
12年以上13年未満	15	0.9%	-	-	147	2.9%	-	-	-	-
13年以上14年未満	9	0.6%	-	-	124	2.4%	-	-	-	-
14年以上15年未満	16	1.0%	-	-	116	2.3%	-	-	-	-
15年以上16年未満	19	1.2%	-	-	154	3.0%	-	-	-	-
16年以上17年未満	23	1.4%	-	-	147	2.9%	-	-	-	-
17年以上18年未満	21	1.3%	-	-	34	0.7%	-	-	-	-
18年以上	9	0.6%	-	-	16	0.3%	-	-	-	-
総数	1,613	100.0%	1,877	100.0%	5,154	100.0%	509	100.0%	850	100.0%

※家庭福祉課調べ

(7) 母子生活支援施設における年齢別在籍人員（令和2年3月1日現在）

（単位：人）

母等の年齢	20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上 70歳未満	70歳以上	合計
人数	40	244	429	539	673	549	360	121	23	2	3	1	2,984

(8) 母子生活支援施設における在所期間別世帯数（令和3年度）

（単位：世帯）

在所期間	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
世帯数	165	166	353	247	87	53	83	25	1,179

(9) 母子生活支援施設退所世帯の退所後居住形態（令和3年度）

（単位：世帯）

区分	親・親戚との同居	成人した子との同居	復縁又は再婚	配偶者以外との結婚	単独の母子世帯				その他の社会福祉施設	不明・その他	合計	
					公営住宅	民間アパート	社宅	本人宅				
世帯数	74	5	57	52	877	299	551	8	19	33	81	1,179

(10) 児童養護施設の入退所の状況（令和3年度中）

（単位：人）

令和3年度新規入所児童数 （新規又は措置変更）				令和3年度退所児童数										
				解除										変更
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計	家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学(大学等)	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
1,079	2,946	52	4,077	1,917	62	1,030	560	12	5	20	7	333	3,946	650

変更前の内訳

乳児院	他の児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	その他
470	162	111	119	29	139	34	15

変更後の内訳

他の児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	障害児入所施設	その他
126	59	101	126	28	2	102	84	22

(11) 乳児院の入退所の状況（令和3年度中）

（単位：人）

令和3年度新規入所児童数 （新規又は措置変更）			
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計
391	937	112	1,440

令和3年度退所児童数							
解除							変更
家庭環境改善	児童の状況改善	普通養子縁組	特別養子縁組	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
580	0	32	61	1	58	732	807

変更前の内訳

他の乳児院	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	医療機関	その他
58	7	22	2	277	25

変更後の内訳

他の乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	障害児入所施設	その他
16	438	7	280	17	5	41	3

※家庭福祉課調べ

(12) 児童心理治療施設の入退所の状況 (令和3年度中)

(単位：人)

令和3年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計
128	344	20	492

令和3年度退所児童数										
解除										変更
家庭環境 改善	児童の状 況改善	就職	進学(大 学等)	普通養子 縁組	特別養子 縁組	無断 外出	死亡	その他	計	他の児童 福祉施設 等
100	115	20	18	0	0	1	0	50	304	169

変更前の内訳							
乳児院	児童養 護施設	他の 児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	その他
2	60	16	4	1	28	7	10

変更後の内訳								
児童養 護施設	他の 児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援 助ホー ム	障害児 入所施 設	その 他
104	12	13	6	6	0	5	20	3

(13) 児童自立支援施設の入退所の状況 (令和3年度中)

(単位：人)

令和3年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計
180	567	21	768

令和3年度退所児童数										
解除										変更
家庭環 境改善	児童の 状況改 善	就職	進学(大 学等)	普通養 子縁組	特別養 子縁組	無断 外出	死亡	その他	計	他の児童 福祉施 設等
76	326	27	18	0	0	2	0	69	518	236

変更前の内訳							
乳児院	児童養 護施設	児童心 理治療 施設	他の 児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	その他
0	113	17	20	0	10	15	5

変更後の内訳								
児童養 護施設	児童心 理治療 施設	他の 児童自 立支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援 助ホー ム	障害児 入所施 設	その 他
123	9	20	18	15	2	31	11	7

※家庭福祉課調べ

(14) 自立援助ホームの入退居の状況 (令和3年度中)

(単位：人)

令和3年度新規入居児童数				令和3年度退居児童数										
児童福祉施設等から	家庭から	その他	計	退居										児童福祉施設等への入所
				家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学(大学等)	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出	死亡	その他	計	
210	445	47	702	71	56	128	25	0	0	48	1	138	467	41

変更前の内訳								変更後の内訳								
乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	その他	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	他の自立援助ホーム	障害児入所施設	その他
-	120	3	20	2	20	13	32	0	0	1	4	2	1	31	1	1

(15) 里親の委託・委託解除の状況 (令和3年度中)

(単位：人)

令和3年度新規委託児童数 (新規又は措置変更)				令和3年度委託解除児童数										
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計	解除										変更 他の児童福祉施設等
				家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学(大学等)	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出	死亡	その他	計	
727	880	61	1,668	274	13	142	120	24	381	5	2	229	1,190	403

変更前の内訳								変更後の内訳									
乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	他の里親	ファミリーホーム	その他	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	他の里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	障害児入所施設	その他
367	159	9	24	3	127	23	15	14	136	22	9	127	63	0	12	14	6

※家庭福祉課調べ

(16) ファミリーホーム委託・委託解除の状況（令和3年度中）

（単位：人）

令和3年度新規委託児童数 （新規又は措置変更）				令和3年度委託解除児童数										
他の児童 福祉施設	家庭 から	その他	計	解除										変更
				家庭環 境改善	児童の 状況改 善	就職	進学(大 学等)	普通養 子縁組	特別養 子縁組	無断 外出	死亡	その他	計	他の児 童福祉 施設等
182	257	5	444	119	10	66	26	1	1	3	1	72	299	92

変更前の内訳

乳児院	児童養 護施設	児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	里親	他の ファミ リー ホーム	その他
23	43	10	15	1	60	24	6

変更後の内訳

乳児院	児童養 護施設	児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	里親	他の ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援助 ホーム	障害児入 所施設	その他
0	33	3	6	21	16	0	9	4	0

※家庭福祉課調べ

(17) 新生児等の措置先（令和3年度中）

（単位：人）

措置時の年齢	措置先		
	乳児院	里親	合計
0歳児（1か月未満）	304	88	392
0歳児（1か月以上）	664	177	841
1歳以上2歳未満	311	152	463
合計	1,279	417	1,696
割合	75.4%	24.6%	100.0%

※家庭福祉課調べ

(18) 新生児等の新規措置の措置先（都道府県市別）（令和3年度）

（単位：人）

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満
北海道	3	7	4	4	8	14
青森県	2	6	1	0	0	3
岩手県	2	3	2	1	0	3
宮城県	2	5	6	0	0	2
秋田県	2	3	1	0	0	1
山形県	7	2	4	0	2	1
福島県	2	2	2	2	2	4
茨城県	6	13	6	0	0	2
栃木県	12	19	7	0	1	0
群馬県	4	10	6	3	4	2
埼玉県	22	48	18	6	14	5
千葉県	7	15	7	1	4	8
東京都	60	76	38	0	23	10
神奈川県	8	19	11	0	1	2
新潟県	3	8	1	0	3	1
富山県	2	4	1	0	0	0
石川県	2	2	2	0	0	1
福井県	4	6	0	0	0	0
山梨県	0	5	0	0	1	0
長野県	3	16	6	3	1	4
岐阜県	1	6	3	10	3	3
静岡県	3	6	4	4	3	6
愛知県	3	28	11	10	8	1
三重県	4	14	10	0	4	5
滋賀県	1	6	1	0	0	0
京都府	3	8	4	0	1	0
大阪府	5	33	16	1	6	5
兵庫県	4	14	10	0	2	3
奈良県	2	3	4	0	0	0
和歌山県	4	5	5	0	0	0
鳥取県	2	3	1	0	0	0
島根県	3	3	4	0	0	0
岡山県	6	2	1	0	1	3
広島県	3	6	3	1	0	1
山口県	3	7	1	3	2	0
徳島県	0	3	3	0	2	0
香川県	0	3	5	2	0	1

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満
愛媛県	3	7	2	1	1	1
高知県	4	5	2	0	2	2
福岡県	7	11	7	6	0	0
佐賀県	0	3	0	5	1	0
長崎県	3	6	4	1	3	1
熊本県	1	4	0	0	0	1
大分県	0	19	0	1	9	4
宮崎県	5	4	3	0	0	3
鹿児島県	3	11	5	5	0	1
沖縄県	6	3	0	0	2	3
札幌市	10	8	2	0	8	9
仙台市	2	6	5	0	0	1
さいたま市	1	10	4	0	1	1
千葉市	0	1	2	0	3	1
横浜市	0	20	8	4	7	2
川崎市	8	13	4	0	5	3
相模原市	3	9	4	0	2	2
新潟市	0	3	0	0	3	1
静岡市	0	3	1	0	2	0
浜松市	0	1	1	5	2	0
名古屋市	3	17	7	5	9	7
京都市	4	6	3	0	0	0
大阪市	26	28	14	0	2	8
堺市	1	4	0	0	2	1
神戸市	2	9	1	0	2	0
岡山市	2	1	0	0	1	1
広島市	2	1	2	1	2	0
北九州市	0	3	8	0	1	0
福岡市	2	7	2	3	7	5
熊本市	3	1	5	0	2	2
横須賀市	0	1	2	0	0	0
金沢市	1	3	0	0	0	0
明石市	0	2	0	0	0	0
世田谷区	1	5	2	0	1	0
江戸川区	1	9	2	0	1	1
荒川区	0	1	0	0	0	0
港区	0	0	0	0	0	0
合計	304	664	311	88	177	152

※家庭福祉課調べ

(19) 乳児院退所後の措置変更先 (都道府県市別) (令和3年度)

(単位: 人、%)

	乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数					
		里親 (FH含) へ		児童養護施設へ		その他へ	
		児童数	割合	児童数	割合		
北海道	7	7	3	42.9%	4	57.1%	0
青森県	11	11	7	63.6%	3	27.3%	1
岩手県	13	13	4	30.8%	9	69.2%	0
宮城県	6	6	4	66.7%	0	0.0%	2
秋田県	4	4	3	75.0%	0	0.0%	1
山形県	11	11	4	36.4%	7	63.6%	0
福島県	0	0	0	—	0	—	0
茨城県	11	11	6	54.5%	5	45.5%	0
栃木県	21	21	12	57.1%	8	38.1%	1
群馬県	14	14	10	71.4%	4	28.6%	0
埼玉県	54	54	19	35.2%	32	59.3%	3
千葉県	21	21	6	28.6%	13	61.9%	2
東京都	104	104	39	37.5%	54	51.9%	11
神奈川県	18	18	12	66.7%	5	27.8%	1
新潟県	6	6	4	66.7%	2	33.3%	0
富山県	3	3	0	0.0%	3	100.0%	0
石川県	4	4	3	75.0%	1	25.0%	0
福井県	6	6	0	0.0%	6	100.0%	0
山梨県	6	6	3	50.0%	3	50.0%	0
長野県	6	6	3	50.0%	3	50.0%	0
岐阜県	11	11	3	27.3%	7	63.6%	1
静岡県	11	11	8	72.7%	3	27.3%	0
愛知県	23	23	8	34.8%	9	39.1%	6
三重県	13	13	9	69.2%	3	23.1%	1
滋賀県	6	6	2	33.3%	4	66.7%	0
京都府	4	4	0	0.0%	3	75.0%	1
大阪府	40	40	7	17.5%	29	72.5%	4
兵庫県	24	24	8	33.3%	14	58.3%	2
奈良県	9	9	1	11.1%	7	77.8%	1
和歌山県	10	10	3	30.0%	7	70.0%	0
鳥取県	6	6	3	50.0%	3	50.0%	0
島根県	5	5	1	20.0%	4	80.0%	0
岡山県	4	4	3	75.0%	1	25.0%	0
広島県	6	6	0	0.0%	5	83.3%	1
山口県	8	8	0	0.0%	7	87.5%	1
徳島県	4	4	0	0.0%	2	50.0%	2
香川県	3	3	3	100.0%	0	0.0%	0

	乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数					
		里親 (FH含) へ		児童養護施設へ		その他へ	
		児童数	割合	児童数	割合		
愛媛県	6	6	2	33.3%	4	66.7%	0
高知県	10	10	5	50.0%	5	50.0%	0
福岡県	15	15	4	26.7%	10	66.7%	1
佐賀県	0	0	0	—	0	—	0
長崎県	5	5	0	0.0%	4	80.0%	1
熊本県	7	7	3	42.9%	3	42.9%	1
大分県	12	12	8	66.7%	4	33.3%	0
宮崎県	11	11	1	9.1%	10	90.9%	0
鹿児島県	10	10	2	20.0%	7	70.0%	1
沖縄県	8	8	6	75.0%	1	12.5%	1
札幌市	16	16	9	56.3%	6	37.5%	1
仙台市	7	7	2	28.6%	3	42.9%	2
さいたま市	7	7	4	57.1%	3	42.9%	0
千葉市	3	3	0	0.0%	2	66.7%	1
横浜市	15	15	1	6.7%	13	86.7%	1
川崎市	14	14	8	57.1%	3	21.4%	3
相模原市	6	6	5	83.3%	1	16.7%	0
新潟市	2	2	1	0.0%	1	0.0%	0
静岡市	1	1	0	0.0%	1	100.0%	0
浜松市	3	3	0	0.0%	3	100.0%	0
名古屋市	18	18	7	38.9%	11	61.1%	0
京都市	6	6	2	33.3%	2	33.3%	2
大阪市	44	44	8	18.2%	29	65.9%	7
堺市	4	4	2	50.0%	1	25.0%	1
神戸市	8	8	1	12.5%	5	62.5%	2
岡山市	5	5	2	40.0%	2	40.0%	1
広島市	12	12	2	16.7%	10	83.3%	0
北九州市	6	6	1	16.7%	4	66.7%	1
福岡市	4	4	0	0.0%	4	100.0%	0
熊本市	7	7	2	28.6%	4	57.1%	1
横須賀市	4	4	2	50.0%	2	50.0%	0
金沢市	2	2	0	0.0%	2	100.0%	0
明石市	1	1	0	0.0%	1	100.0%	0
世田谷区	3	3	1	33.3%	1	33.3%	1
江戸川区	10	10	5	50.0%	4	40.0%	1
荒川区	2	2	0	0.0%	2	100.0%	0
港区	0	0	0	—	0	—	0
合計	807	807	297	36.8%	438	54.3%	72

※家庭福祉課調べ

(20) 措置児童の保護者の状況

(単位：人)

区分	乳児院		児童養護施設		里親	
両親又は一人親	2,959	(97.9%)	25,223	(93.3%)	4,222	(78.4%)
両親ともいない	53	(1.8%)	1,384	(5.1%)	919	(17.1%)
両親とも不明	8	(0.3%)	359	(1.3%)	222	(4.1%)
不詳	3	(0.1%)	60	(0.2%)	19	(0.4%)
総数	3,023	(100.0%)	27,026	(100.0%)	5,382	(100.0%)

※児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日現在）

(21) 家族との交流状況

(単位：人)

	総数	交流あり			交流なし	不詳
		電話・メール ・手紙	面会	一時帰宅		
里親	5,382 100.0%	227 4.2%	925 17.2%	359 6.7%	3,782 70.3%	89 1.7%
児童養護施設	27,026 100.0%	2,438 9.0%	7,772 28.8%	9,126 33.8%	5,391 19.9%	2,299 8.5%
児童心理 治療施設	1,367 100.0%	76 5.6%	449 32.8%	538 39.4%	218 15.9%	86 6.3%
児童自立 支援施設	1,448 100.0%	93 6.4%	452 31.2%	493 34.0%	199 13.7%	211 14.6%
乳児院	3,023 100.0%	102 3.4%	1,672 55.3%	425 14.1%	651 21.5%	173 5.7%
ファミリーホーム	1,513 100.0%	128 8.5%	435 28.8%	258 17.1%	559 36.9%	133 8.8%
自立援助ホーム	616 100.0%	143 23.2%	72 11.7%	56 9.1%	292 47.4%	53 8.6%

※児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日現在）

(22) 家族との交流の頻度 ((21) における「交流あり」の頻度別内訳)

(単位：人)

		里親	児童養護施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設	乳児院	ファミリーホーム	自立援助ホーム
【電話・メール・ 手紙】	総数	227:100.0%	2,438:100.0%	76:100.0%	93:100.0%	102:100.0%	128:100.0%	143:100.0%
	月1回以上	37:16.3%	487:20.0%	14:18.4%	31:33.3%	30:29.4%	18:14.1%	55:38.5%
	年2回～11回	118:52.0%	1,431:58.7%	46:60.5%	48:51.6%	58:56.9%	68:53.1%	69:48.3%
	年1回ぐらい	71:31.3%	501:20.5%	16:21.1%	11:11.8%	13:12.7%	42:32.8%	18:12.6%
	不詳	1:0.4%	19:0.8%	-	3:3.2%	1:1.0%	-	1:0.7%
【面会】	総数	925:100.0%	7,772:100.0%	449:100.0%	452:100.0%	1,672:100.0%	435:100.0%	72:100.0%
	月1回以上	175:18.9%	1,833:23.6%	101:22.5%	178:39.4%	960:57.4%	92:21.1%	19:26.4%
	年2回～11回	559:60.4%	5,000:64.3%	298:66.4%	247:54.6%	608:36.4%	265:60.9%	41:56.9%
	年1回ぐらい	189:20.4%	930:12.0%	49:10.9%	27:6.0%	97:5.8%	78:17.9%	11:15.3%
	不詳	2:0.2%	9:0.1%	1:0.2%	-	7:0.4%	-	1:1.4%
【一時帰宅】	総数	359:100.0%	9,126:100.0%	538:100.0%	493:100.0%	425:100.0%	258:100.0%	56:100.0%
	月1回以上	159:44.3%	2,769:30.3%	224:41.6%	175:35.5%	346:81.4%	110:42.6%	18:32.1%
	年2回～11回	178:49.6%	5,949:65.2%	296:55.0%	300:60.9%	77:18.1%	129:50.0%	34:60.7%
	年1回ぐらい	18:5.0%	395:4.3%	18:3.3%	18:3.7%	2:0.5%	19:7.4%	4:7.1%
	不詳	4:1.1%	13:0.1%	-	-	-	-	-

※児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日現在）

(23) 定員規模別児童福祉施設数（令和2年10月1日現在）

（単位：か所）

種別 認可定員	乳児院		児童養護施設		児童心理治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
総数	144	100.0%	604	100.0%	53	100.0%	58	100.0%	212	100.0%
20人以下	69	47.9%	10	1.7%	5	9.4%	1	1.7%	171	80.7%
21～30	35	24.3%	89	14.7%	18	34.0%	9	15.5%	29	13.7%
31～40	25	17.4%	137	22.7%	16	30.2%	7	12.1%	8	3.8%
41～50	7	4.9%	157	26.0%	12	22.6%	14	24.1%	4	1.9%
51～60	3	2.1%	91	15.1%	2	3.8%	10	17.2%	-	-
61～70	4	2.8%	47	7.8%	-	-	4	6.9%	-	-
71～80	1	0.7%	36	6.0%	-	-	1	1.7%	-	-
81～90	-	-	14	2.3%	-	-	4	6.9%	-	-
91～100	-	-	9	1.5%	-	-	1	1.7%	-	-
101～110	-	-	7	1.2%	-	-	0	0.0%	-	-
111～120	-	-	2	0.3%	-	-	3	5.2%	-	-
121～150	-	-	5	0.8%	-	-	4	6.9%	-	-
151人以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※家庭福祉課調べ

※母子生活支援施設の定員については世帯数

(24) 里親申込の動機

総数	児童福祉への理解から	子どもを育てたいから	養子を得たいため	その他	不詳
4,216	1,759	1,299	453	617	88
100.0%	41.7%	30.8%	10.7%	14.6%	2.1%

※児童養護施設入所児童等調査（平成30年2月1日現在）

(25) 登録期間

総数	5年未満	5年～9年	10年～14年	15年以上
4,216	1,845	1,224	611	531
100.0%	43.8%	29.0%	14.5%	12.6%

※児童養護施設入所児童等調査（平成30年2月1日現在）

(26) 委託児童数

総数	1人	2人	3人	4人	不詳
4,216	3,200	785	166	42	23
100.0%	75.9%	18.6%	3.9%	1.0%	0.5%

※児童養護施設入所児童等調査（平成30年2月1日現在）

(27) 里親の年齢

	総数	里親の年齢						いない	不詳
		30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不詳		
里父	4,216	11	203	964	1,140	1,345	10	528	15
	100.0%	0.3%	4.8%	22.9%	27.0%	31.9%	0.2%	12.5%	0.4%
里母	4,216	28	251	1,207	1,374	1,251	10	82	13
	100.0%	0.7%	6.0%	28.6%	32.6%	29.7%	0.2%	1.9%	0.3%

※児童養護施設入所児童等調査（平成30年2月1日現在）

(28) 里親の仕事の種類

		社会福祉事業従事者	宗教家	教員	専門・技術	管理	事務	販売	農林・漁業	単純労働	サービス	その他の就業者	就業していない	不詳(仕事の種類)	いない	不詳
里父	4,216	178	447	110	675	223	339	178	120	235	287	463	393	25	528	15
	100.0%	4.2%	10.6%	2.6%	16.0%	5.3%	8.0%	4.2%	2.8%	5.6%	6.8%	11.0%	9.3%	0.6%	12.5%	0.4%
里母	4,216	297	280	75	256	39	257	107	67	37	274	538	1,872	22	82	13
	100.0%	7.0%	6.6%	1.8%	6.1%	0.9%	6.1%	2.5%	1.6%	0.9%	6.5%	12.8%	44.4%	0.5%	1.9%	0.3%

※児童養護施設入所児童等調査（平成30年2月1日現在）

(29) 年間所得

総数	平均所得金額
里親家庭	594.4万円
一般家庭	551.6万円

※児童養護施設入所児童等調査（平成30年2月1日現在） ※一般家庭は「平成30年国民生活基礎調査」

(30) 住宅所有状況

総数	自家		借家		その他	不明	不詳
	一戸建て	集合住宅	一戸建て	集合住宅			
4,216	3,034	389	254	438	52	1	48
100.0%	72.0%	9.2%	6.0%	10.4%	1.2%	0.0%	1.1%

※児童養護施設入所児童等調査（平成30年2月1日現在）

(31) 就業状況（令和4年3月1日現在） ※家庭福祉課調べ

委託里親数	里親の構成	里親の就業状況		
		4,997 (100%)	夫婦世帯 4,294 (85.9%)	共働き
一方が働いている	1,660			33.2%
どちらも働いていない	280			5.6%
ひとり親世帯 703 (14.1%)	働いている		490	9.8%
	働いていない		213	4.3%

(32) 里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の実施状況（令和3年度実績）

受入先種別	受入施設等数	延利用回数	実施延日数
乳児院	40	167	472
児童養護施設	155	743	1891
里親	557	1529	3,241
その他	39	165	387
合計	791	2,604	5,991

※レスパイト・ケアを利用した里親
世帯数・・・817世帯

※家庭福祉課調べ

(33) 里親養育支援児童福祉司の配置状況について（令和4年4月1日現在）（家庭福祉課調べ）

北海道	9
青森県	6
岩手県	3
宮城県	5
秋田県	4
山形県	2
福島県	4
茨城県	5
栃木県	2
群馬県	3
埼玉県	8
千葉県	14
東京都	20
神奈川県	15
新潟県	7
富山県	2
石川県	2
福井県	2
山梨県	1
長野県	8
岐阜県	5
静岡県	7
愛知県	16
三重県	1

滋賀県	4
京都府	5
大阪府	21
兵庫県	5
奈良県	1
和歌山県	3
鳥取県	1
島根県	2
岡山県	4
広島県	4
山口県	6
徳島県	2
香川県	2
愛媛県	2
高知県	2
福岡県	10
佐賀県	2
長崎県	2
熊本県	3
大分県	4
宮崎県	2
鹿児島県	3
沖縄県	2
合計	243

- ※1 中野区及び奈良市は令和4年4月1日児童相談所開所。
 ※2 各都道府県には指定都市、児童相談所設置市の人数含む。